第１章　総　則

株式等振替制度に係る業務処理要領　目次

第１章　総則

第１節	機構取扱対象株式等	１－１－１	～	１－１－１３
第２節	発行者の決定事項等の通知	１－２－１	～	１－２－２
第３節	発行代理人等	１－３－１	～	１－３－５
第４節	機構加入者及び口座管理機関	１－４－１	～	１－４－１８
第５節	振替システムによる事務処理等	１－５－１	～	１－５－２
第６節	加入者情報の管理	１－６－１	～	１－６－９８
第７節	受託会社	１－７－１	～	１－７－４
第８節	発行者に対する共通番号情報の通知	１－８－１	～	１－８－７
第９節	口座管理機関に対する個人番号等の提供	１－９－１	～	１－９－５
第１０節	指定株主名簿管理人等	１－１０－１	～	１－１０－４

第１節　機構取扱対象株式等

内　　容	備　　考
１．機構取扱対象株式等 社債、株式等の振替に関する法律（以下「法」という。）第２条第１項第８号、第 10 号の２、第 12 号から第 16 号まで及び第 17 号の２に掲げるもの（社債等振替制度（社債等の振替に関する業務規程第２条第１項に規定する社債等振替制度をいう。）で取り扱うものを除く。以下「株式等」という。）のうち株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が株式等振替制度において取扱いの対象とするもの（以下「機構取扱対象株式等」という。）は、次に掲げるものとする。	（業６条、施２条）
①　有価証券市場を開設する金融商品取引所（以下単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は上場する予定の株式のうち金融商品取引所による上場承認が行われているものであって、会社法第 325 条の２に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するもの ②　日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式であって、当該フェニックス銘柄の発行者がすでに当該銘柄に係る同意書を機構に提出している場合において、その取扱いを行うときまでに、機構が定める業務規程その他の規則及び業務処理の方法に従うことを約諾する所定の書面（機構が認める場合には、電磁的記録を含む。以下この節から第 4 節まで及び第 7 節において同じ。）を機構に提出しているものであって、会社法第 325 条の２に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するもの ③　金融商品取引所に上場されている新株予約権又は上場する予定の新株予約権のうち金融商品取引所による上場承認が行われているもの ④　③の新株予約権以外の新株予約権であって、次に掲げるもの イ　金融商品取引所に上場されていた新株予約権であり、かつ、取得条項付新株予約権（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 273 条第１項に規定する取得条項付新株予約権をいう。）であって、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新株予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されているもの	※　①、⑧及び⑨については、金融商品取引法第２条第 32 項に規定する特定取引所金融商品市場（いわゆるプロ向け市場。以下「特定取引所金融商品市場」という。）に係る上場申請の公表が行われているものを含む。
ロ　イの新株予約権以外の新株予約権であり、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすもの（以下「非上場新株予約権」という。） （イ）　新株予約権の目的である株式が株式等振替制度で取り扱う株式（以下「振替株式」という。）であること。 （ロ）　国内で発行されるものであること。	※　⑭の要件を満たす金融商品取引所に上場されていない株式を目的とする非上場新株予約権の取扱いも可能。

内　　容	備　　考
（ハ）　当該新株予約権を取り扱うことにより、株式等振替制度の信用が害されないこと。	※ 機構は、（ハ）の要件について次の事項を確認する。 ① 発行する新株予約権の割当予定先が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人・法人その他の団体でないこと。 ② 割当予定先が第三者割当に対する払い込みに要する資金又は財産を保有すること。 ③ その他当該非上場新株予約権を取り扱うことにより株式等振替制度の信用が害されないこと。
（ニ）　当該新株予約権を取り扱うことにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと。	
⑤　金融商品取引所に上場されている新株予約権付社債又は上場する予定の新株予約権付社債のうち金融商品取引所による上場承認が行われているもの ⑥　⑤の新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であって次に掲げるもの（⑦に掲げるものを除く。） イ　金融商品取引所に上場されていた新株予約権付社債（期限の利益を喪失している新株予約権付社債（株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21　年法律第 63　号）第１条に規定する株式会社地域経済活性化支援機構をいう。以下「地域経済活性化支援機構」という。）の支援により事業の再生が見込まれる発行者のうち、法律の規定に基づく破産手続、会社更生手続又は民事再生手続を必要としない発行者が発行する新株予約権付社債を除く。）を除く。）	※　機構は、転換社債型以外の新株予約権付社債及び抽選償還が行われる振替新株予約権付社債については、取り扱わない。
ロ　イの新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であり、かつ、④ロの（イ）～（ニ）の要件を満たすものであって、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債に係る社債であるもの（以下「非上場新株予約権付社債」という。）	※　④ロ（ハ）における機構の確認については、非上場新株予約権付社債についても同様。
⑦　日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている新株予約権付社債であって、当該フェニックス銘柄の発行者がすでに当該銘柄に係る同意書を機構に提出している場合において、その取扱いを行うときまでに、機構が定める業務規程その他の規則及び業務処理の方法に従うことを約諾する所定の書面を機構に提出しているもの ⑧　金融商品取引所に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口（以下単に「投資口」という。）又は上場する予定の投資口のうち金融商品取引所による上場承認が行われている	

内　　容	備　　考
ものであって、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第１項において準用する会社法第 325 条の２に規定する電子提供措置をとる旨の規約の定めがある発行者が発行するもの ⑨　金融商品取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（以下単に「優先出資」という。）又は上場する予定の優先出資のうち金融商品取引所による上場承認が行われているものであって、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第４項において準用する会社法第 325 条の２に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するもの ⑩　金融商品取引所に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権（以下「投資信託受益権」という。）又は上場する予定の投資信託受益権のうち金融商品取引所による上場承認が行われているもの ⑪　金融商品取引所に上場されている受益証券発行信託の受益権又は上場する予定の受益証券発行信託の受益権のうち次に掲げるすべての要件を満たすもの イ　金融商品取引所による上場承認が行われていること。 ロ　次に掲げるもののいずれかに該当すること。 （イ）　金融商品取引法施行令第２条の３第３号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券（金融商品取引法第２条第１項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第９号に掲げる株券の性質を有するものをいう。）であるもの （ロ）　金融商品取引法施行令第２条の３第３号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が金融商品取引法第２条第１項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券又は同項第 11 号に規定する外国投資証券であるもの （ハ）　金融商品取引法施行令第２条の３第３号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国商品現物型ＥＴＦ（金融商品取引法第２条第１項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 14 号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、特定の商品価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。）をいう。）であるもの （ニ）　金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。） （ホ）　金融商品取引法施行令第２条の３第３号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券がＥＴＮ（外国で発行された金融商品取引法第２条第１項第５号に掲げる有価証券又は外国で発行された同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第５号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）であるもの ⑫ 金融商品取引所に上場されている新投資口予約権又は上場する予定の新投資口予約権のうち金融商品	

内　　容	備　　考
取引所による上場承認が行われているもの	
⑬　⑫の新投資口予約権以外の新投資口予約権であって、次に掲げるもの	
イ　金融商品取引所に上場されていた新投資口予約権であり、かつ、取得条項付新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 88 条の９第１項に規定する取得条項付新投資口予約権をいう。）であって、新投資口予約権無償割当て（取得条項付新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新投資口予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されているもの	
ロ　イの新投資口予約権以外の新投資口予約権であり、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすもの	
（イ）　新投資口予約権の目的である投資口が株式等振替制度で取り扱う投資口であること。	※　⑭の要件を満たす金融商品取引所に上場されていない投資口を目的とする非上場新投資口予約権の取扱いも可能。
（ロ）　当該新投資口予約権を取り扱うことにより、株式等振替制度の信用が害されないこと。	
（ハ）　当該新投資口予約権を取り扱うことにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと。	
⑭　金融商品取引所に上場されていない株式等（新株予約権、新株予約権付社債及び新投資口予約権を除く）のうち次に掲げるすべての要件を満たすもの	※　株式、投資口及び優先出資については会社法第 325 条の２（投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第１項又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第４項において準用する場合を含む。）に規定する電子提供措置をとる旨の定款又は規約の定めがある発行者が発行するものに限る。
イ　次に掲げるもののいずれかに該当するもの	
（イ）　日本証券業協会の定める「株主コミュニティに関する規則」に基づき株主コミュニティが組成されている株式等の発行者が発行するもの	※　２．（１）に定める同意書の提出日までに、「株主コミュニティに関する規則」に規定する運営会員による審査が完了していることが必要。 ※　機構における取扱開始日までに株主コミュニティが組成されていることが必要。
（ロ）　金融商品取引法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券であり、日本証券業協会の	※　２．（１）に定める同意書の提出日ま

内　　容	備　　考
定める「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」に基づく特定投資家向け銘柄制度の対象となる株式等の発行者が発行するもの	でに、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」に基づく特定投資家向け銘柄制度の対象となっている（又は対象となる見込みがある）ことが必要。
（ハ）　金融商品取引法第 24 条第１項（同法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書を提出している発行者（以下「有価証券報告書提出会社」という。）が発行するもの	※　２．（１）に定める同意書の提出日が属する事業年度の前事業年度にかかる有価証券報告書を提出していることが必要。 ※　２．（１）に定める同意書の提出日において、上記の要件に該当する有価証券報告書を提出していない場合（有価証券報告書の提出期限が到来していない場合等）には、同意書の提出日が属する事業年度の前々事業年度にかかる有価証券報告書を提出していることが必要。
（ニ）　①または⑨に掲げる発行者が発行するもの	※　上場会社が発行する非上場の種類株式等をいう。 ※　種類株式については、１の発行者につき最大６銘柄までの取扱いとする（上場種類株式と非上場種類株式との合計で６銘柄までとする）。
ロ　当該株式等を取り扱うことにより、株式等振替制度の信用が害されないこと	
ハ　当該株式等を取り扱うことにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと	※　投資口については、投資法人の規約において、投資主の請求による投資口の払戻しをしないこととされていることが必要。
２．発行者の同意等 （１）発行者の同意	（業７条、施３条）
発行者は、その発行する株式等について機構が取り扱うことに同意しようとするときは、機構に対し、次に掲げる事項（④から⑥までについては株式、投資口、優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、⑦については新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。）を記した書面（以下「同意書」という。）を提出する。	※　発行者が機構に対し同意書を提出する時期等の詳細は第２章第２節「新規記録手続」を参照。 ※　同意書については、以下の書式を参照

内　　容	備　　考
①　登記上の商号又は名称 ②　登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ③　登記上の代表者の役職名及び氏名 ④　機構に同意を与える株式等の銘柄 ⑤　④の銘柄について、機構が法に基づきその株式等振替業において機構の定める取扱開始日又は記録開始日から取り扱うことについて同意する旨 ⑥　機構に届出のある指定株主名簿管理人等である者に対して、株主名簿管理人等に係る業務を委託すること ⑦　発行者が発行する新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債（発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）のすべてについて、機構が法に基づきその株式等振替業において機構の定める取扱開始日から取り扱うことについて同意する旨 ⑧　この同意書を提出した日以後、機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うことを約諾する旨 ⑨　この同意書を提出した日以後、機構が定める業務処理の方法に従うことを約諾する旨 ⑩　その他機構が定める事項	（書式は機構ホームページに掲載）。 株式（ST01-01） 新株予約権（ST02-01） 新投資口予約権（ST08-01） 新株予約権付社債（振替 CB 用）（ST03-01） 新株予約権付社債（特例 CB 用）（ST03-02） 投資口（ST04-01） 優先出資（ST05-01） 投資信託受益権（ST06-01） 受益証券発行信託の受益権（ST07-01）
（２）口座の事前開設 同意書を提出する発行者は、あらかじめ、機構又は口座管理機関から、その同意を与えようとする株式等の振替を行うための口座の開設を受ける。	※　口座の事前開設を必要とするのは、機構が発行者から次に掲げる口座（すべて同一の口座でもよい。）の届出を受けていない場合には、振替制度の業務処理上支障が生じるためである。 ①　単元未満株式の買取請求に係る振替先口座 ②　取得請求権付株式の取得請求に係る振替先口座 ③　調整株式数（発行者分）の記録先口座 ④　新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元口座 ⑤　新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元

内　　容	備　　考
	口座
（３）同意書の添付書類 　発行者は、同意書を提出するときは、次に掲げる同意を与えようとする株式等の種類に応じて、それぞれに定める書類（機構が認める場合には、電磁的記録を含む。以下この節から第４節まで及び第７節において同じ。）を添付する。	
ａ　株式 ①　代表者の印鑑証明書（法務局に登録した発行者（法人）の印鑑証明） ②　定款 ③　株式取扱規則 ④　次に掲げる事項を記載した所定の書面 ・登記上の商号又は名称 ・登記上の本店所在地又は主たる事務所の所在地 ・登記上の代表者の役職名及び氏名 ・発行者が代理人として選任した株主名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称	※　同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-02、ST01-02-01、KY05、KY06 及び ST99-28）を参照。
・情報取扱責任者（機構に対する通知又は機構が行う照会に対する報告その他機構との間の連絡を掌る者をいう。以下この節において同じ。）の役職名及び氏名	※　特定取引所金融商品市場に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、金融商品取引所等に関する内閣府令第７条の２に規定する特定業務を行うための資格を取得した者（J-Adviser 等）で発行者と契約を締結した者（以下「担当 J-Adviser 等」という。）の担当者を届け出ることができる。
・会社分端数の記録先口座 ・単元未満株式の売渡請求に係る売渡代金を入金すべき金融機関預金口座	
・同意しようとする株式の内容及び新規記録する株式数	※　株式の内容とは、会社法第 107 条第２項各号、第 108 条第２項各号及び第 322 条第２項に定める事項並びに単元株式数をいう。（会社法第 108 条第２項各号の事項については、当該事項を定款で定めることに代えて、当該種類の株式を初めて発行する時までに株主総会の決議によって定める旨を定款で定めることができることから、定款とは別に株式の内容を記した書面の提出を要す
・同意しようとする株式が外国人保有制限銘柄（放送法に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者若しくは認定放送持株会社、航空法に規定する本邦航空運送事業者若しくはその持株会	

内　　容	備　　考
社等又は日本電信電話株式会社が発行する振替株式をいう。以下同じ。）であるときはその旨 ・その他機構が定める事項 ⑤　同意する銘柄の株式について機構が取扱いを開始するのと同時に、当該銘柄の振替株式を発行するときは、当該発行に関する事項を記した書面 ⑥　所定の Target 保振サイトの利用申込書（すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。） ⑦　その他機構が定める書類 ・新設合併、株式移転又は新設分割により取扱開始となる場合は、取扱開始日における株主数を記載した書面 ・１．⑭イ（イ）又は（ロ）の要件により取扱開始となる場合は、同要件に該当することを証する書面	ることとしている。） ※　発行者が同意をしようとする株式が普通株式でない場合には、発行者の機構に対する左記の書面の提出は、新規記録通知における公示事項の通知となる（機構は当該書面をＰＤＦファイル化して機構ホームページ上に掲示することにより公示を行う。） ※　機構が同要件への該当の確認のため必要と認めた場合に提出を求める。
b　新株予約権 ①　代表者の印鑑証明書 ②　その他機構が定める書類	※　発行者が同意書を Target 保振サイトにより提出するときは、代表者の印鑑証明書の添付は不要とする。 ※　同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（ST02-02）を参照。
c　新株予約権付社債 ①　代表者の印鑑証明書 ②　発行代理人及び支払代理人選任届出書 ③　その他機構が定める書類	※　発行者が同意書を Target 保振サイトにより提出するときは、代表者の印鑑証明書の添付は不要とする。 ※　同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（ST03-03 及び ST03-04）を参照。
d　投資口 ①　代表者の印鑑証明書 ②　規約 ③　投資口取扱規則 ④　次に掲げる事項を記載した書面 ・登記上の商号 ・登記上の本店所在地 ・登記上の代表者の役職名及び氏名 ・発行者が代理人として選任した投資主名簿等管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の	※　同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（ST04-02、KY05、KY06 及び ST99-28）を参照。

内　　容	備　　考
商号又は名称 ・情報取扱責任者の役職名及び氏名 ・投資法人分端数の記録先口座 ・同意しようとする投資口の内容及び新規記録する投資口数 ・同意しようとする投資口が上場されている（又は上場する予定である）金融商品取引所における売買単位 ・その他機構が定める事項 ⑤　機構が取扱いを開始するのと同時に振替投資口を発行するときは、その発行に関する事項を記した書面 ⑥　所定の Target 保振サイトの利用申込書（すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。） ⑦　その他機構が定める書類 ・新設合併により取扱開始となる場合は、取扱開始日における投資主数を記載した書面	※　特定取引所金融商品市場に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、担当 J-Adviser 等の担当者を届け出ることができる。
e　優先出資 ①　代表者の印鑑証明書 ②　定款 ③　優先出資取扱規則 ④　次に掲げる事項を記載した書面 ・登記上の名称 ・登記上の主たる事務所の所在地 ・登記上の代表者の役職名及び氏名 ・発行者が代理人として選任した優先出資者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ・情報取扱責任者の役職名及び氏名 ・協同組織金融機関分端数の記録先口座 ・同意しようとする優先出資の内容及び新規記録する優先出資口数 ・その他機構が定める事項 ⑤　機構が取扱を開始するのと同時に振替優先出資を発行するときは、その発行に関する事項を記した書面 ⑥　所定の Target 保振サイトの利用申込書（すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。） ⑦　その他機構が定める書類	※　同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（ST05-02、ST05-02-01、ST05-05、KY05、KY06 及び ST99-28）を参照。 ※　特定取引所金融商品市場に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、担当 J-Adviser 等の担当者を届け出ることができる。

内　　容	備　　考
・新設合併により取扱開始となる場合は、取扱開始日における優先出資者数を記載した書面	
f　投資信託受益権 ①　代表者の印鑑証明書 ②　投資信託約款 ③　次に掲げる事項を記載した書面 ・発行者の登記上の商号又は名称（当該発行者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。） ・登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ・登記上の代表者の役職名及び氏名 ・受託会社（原受託）の商号又は名称 ・受託会社（再信託受託）の商号又は名称（選任する場合に限る。） ・受益者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ・発行者分端数の記録先口座 ・当初設定日 ・販売会社の商号又は名称	※　同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（CMN-B01、Se0-B01、ST97-67、ST06-02、CMN-B02、KY05、KY06 及び CMN-B05）を参照。 ※　発行者が、２銘柄目以降の発行を行う場合には、第２節「別紙１－２－６」参照。 ※　受託会社（原受託）及び受託会社（再信託受託）については、第１章第７節参照。 ※　受託会社（原受託）及び受託会社（再信託受託）については、あらかじめ、機構から指定を受けた受託会社のみ選任可能。 ※　発行者は、受託会社（原受託）に対して、受託会社（再信託受託）及び受益者名簿管理人としていずれの者を届け出るのか確認を行う。
・情報取扱責任者の役職名及び氏名 ・同意しようとする投資信託受益権の内容及び新規記録する口数 ・同意しようとする投資信託受益権の銘柄及び証券コード（証券コード協議会が定める証券コードをいう。以下同じ。） ・その他機構が定める事項 ④　所定の Target 保振サイトの利用申込書 ⑤　その他機構が定める書類	※　特定取引所金融商品市場に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、担当 J-Adviser 等の担当者を届け出ることができる。

内　　容	備　　考
g　受益証券発行信託の受益権 ①　代表者の印鑑証明書 ②　受益証券発行信託に係る契約 ③　次に掲げる事項を記載した所定の書面 ・登記上の商号又は名称 ・登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ・登記上の代表者の役職名及び氏名 ・受益者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ・情報取扱責任者の役職名及び氏名 ・発行者分端数の記録先口座 ・同意しようとする受益証券発行信託の受益権の内容及び新規記録する受益証券発行信託の受益権の数 ・同意しようとする受益証券発行信託の受益権の銘柄及び証券コード ・その他機構が定める事項 ④　機構が取扱いを開始するのと同時に振替受益権を発行するときは、その発行に関する機構が定める事項を記した書面 ⑤　所定の Target 保振サイトの利用申込書 ⑥　その他機構が定める書類	※　同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（CMN-B01、ST96-01、ST07-03、CMN-B02、KY05、KY06 及び CMN-B05）を参照。 ※　発行者が、２銘柄目以降の発行を行う場合には、第２節「別紙１－２－７」参照。 ※　特定取引所金融商品市場に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、担当 J-Adviser 等の担当者を届け出ることができる。
h　新投資口予約権 ①　代表者の印鑑証明書 ②　その他機構が定める書類	※　発行者が同意書を Target 保振サイトにより提出するときは、代表者の印鑑証明書の添付は不要とする。
（４）　発行者への取扱開始日の通知 機構は、同意を得た株式等について、その取扱いを開始する日（以下「取扱開始日」という。）を定めたときは、当該同意を与えた発行者に対し、Target 保振サイトにより、発行者の発行する株式等の取扱いをする旨、取扱開始日、記録開始日（株式等について振替口座簿への増加の記録を開始する日をいう。以下同じ。）その他の事項を通知する。	※　発行者の新規上場時における同意日、取扱開始日及び記録開始日等の関係については資料２－２－１参照。
（５）　機構加入者等への取扱開始日の通知 機構は、同意を得た株式等について、その取扱開始日を定めたときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、取扱いをする株式等の銘柄、取扱開始日、記録開始日その他の事	（業８条、施４条） ※　通知する事項の詳細は第２章第２節「新規記録手続」を参照。

内　　容	備　　考
項を通知する。	
（６）上場承認の取消しが行われた場合の取扱い	※　特定取引所金融商品市場に係る発行者については、上場申請の取下げの公表が行われた場合を含む。
ａ　発行者による機構への通知 機構が同意を得た株式等（非上場株式等（株式等のうち、金融商品取引所に上場されていないものをいう。以下同じ。）を除く。）について、金融商品取引所による、上場承認の取消し又は内閣総理大臣による承認（金融商品取引法第 122 条第１項に規定する承認をいう。）の取消しがあった場合には、当該株式等の発行者は、直ちに、機構に対し、その旨を通知する。	※　非上場株式等について発行の差止め請求があった場合も同様とする。
ｂ　機構による機構加入者等への通知 （ａ）（５）の通知から新規記録通知データの送信前までの間に通知を受けた場合 機構は、（５）の通知から新規記録通知データの送信前までの間に発行者からａの通知を受けた場合は、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、（５）の通知を取り消す旨を通知する。	※　新規記録通知データを送信した場合であって、当該新規記録通知データを取り消したときを含む。 ※　すでに口座通知の取次ぎ（第２章第２節「新規記録手続」参照。）をしているときは、当該口座通知の取次ぎ以降の処理は行わない。
（ｂ）新規記録通知データの送信以後に通知を受けた場合 機構は、新規記録通知データの送信以後に発行者からａの通知を受けた場合は、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、取扱いを廃止する旨及び取扱いを廃止する日程を通知する。	
３．取扱いの廃止 （１）取扱廃止事由 機構は、機構が取扱いをする株式等（以下「振替株式等」という。）が機構取扱対象株式等に該当しなくなった場合その他の機構が定める事由に該当することとなった場合には、当該振替株式等の取扱いを廃止する。但し、取扱いを継続する必要があると認めるときは、機構が別に定める日まで、取扱いを継続する。	（業９条及び 10 条、施５条） ※　機構は、１．⑭の振替株式等の発行者が株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障をきたすと認めた場合には、１．⑭ハの要件に該当しなくなったものとして、当該発行者の発行する振替株式等の取扱いを廃止する（具体的に

内　　容	備　　考
	は、発行者の決定事項等の通知手続きに関する通知手続き等の必要な実務が頻繁に（あるいは長期間に亘り）滞った場合、手数料（振替制度利用料等）の支払いが一定期間滞った場合等を想定している）。 ※　機構が取扱いを継続する必要があると認めるときの取扱いについては、第２章第 16 節「振替株式の取扱廃止時の取扱い」参照。
（２）発行者への取扱廃止日の通知 機構は、振替株式等についての取扱いを廃止することとしたときは、振替株式等の発行者に対し、Target 保振サイトにより、振替株式等の取扱いを廃止する旨、取扱いを廃止する日（以下「取扱廃止日」という。）その他の事項を通知する。	※　通知する事項の詳細は第２章第 16 節「振替株式の取扱廃止時の取扱い」を参照。
（３）機構加入者等への取扱廃止日の通知 機構は、振替株式等についての取扱いを廃止することとしたときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、取扱いを廃止する振替株式等の銘柄、取扱廃止日その他の事項を通知する。	※　通知する事項の詳細は、第２章第 16 節「振替株式の取扱廃止時の取扱い」を参照。
（４）振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、振替株式等についての取扱廃止日において、その備える振替口座簿における当該振替株式等についての記録を抹消する。	※　「記録を抹消する」とは、減少の記録をして、その数を「０」とすることを意味する。（記録を抹消したことを事後的に検証することができるように、抹消したことの記録は保存される必要がある。） ※　振替株式等についての取扱いを廃止する場合の手続きの詳細は第２章第 16 節「振替株式の取扱廃止時の取扱い」等を参照。

以　上

第２節　発行者の決定事項等の通知

内　　容	備　　考
１．振替株式の発行者が通知すべき決定事項等 　振替株式の発行者は、別紙１－２－１に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。 ２．振替新株予約権の発行者が通知すべき決定事項等 　振替新株予約権の発行者は、別紙１－２－２に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。 ３．振替新株予約権付社債の発行者が通知すべき決定事項等 　振替新株予約権付社債の発行者は、別紙１－２－３に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。 ４．振替投資口の発行者が通知すべき決定事項等 　振替投資口の発行者は、別紙１－２－４に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。 ５．振替優先出資の発行者が通知すべき決定事項等 　振替優先出資の発行者は、別紙１－２－５に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。 ６．振替投資信託受益権の発行者が通知すべき決定事項等 　振替投資信託受益権の発行者は、別紙１－２－６に掲げる事項について決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。 ７．振替受益権の発行者が通知すべき決定事項等 振替受益権の発行者は、別紙１－２－７に掲げる事項について決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。	（業 12 条、施６条）

内　　容	備　　考
８．振替株式等（非上場）の発行者が通知すべき事項 　金融商品取引所に上場されていない振替株式等の発行者（第１節「１．機構取扱対象株式等」⑭イ（イ）から（ハ）までに該当するものに限る）は、各商品における通知すべき決定事項等の決議又は決定等（予定を含む）の有無について、機構ホームページに掲載の書式（ST98-29）に定めるところにより、原則として週１回の頻度で、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。	※　非上場会社は適時開示制度の対象外のため、上記１．～７．の発行者の決定事項の通知に加え、通知漏れ防止を目的として、定期的に決議又は決定等（予定を含む）の有無自体を通知することを義務付ける趣旨である。

以　上

振替株式の発行者の決定事項等の通知

１．通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。

② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

２．通知すべき場合及び通知すべき事項

（「会社」とは、機構に同意をした発行者のことをいう。）

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1　募集株式の募集事項の決定をした場合（募集株式が振替株式であり、かつ、新株を発行する場合に限る。） 通知の要不要 募集株式が振替株式である場合：○ 募集株式が振替株式でない場合：×	募集株式の募集をする会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ＜公募＞ ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額（１株あたり） ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時 DVP 方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社 ⑩ 払込取扱銀行【ＤＶＰ方式の場合のみ】 添付する書類 ① 募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等	※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で募集株式についての振替法第 130 条第１項の通知（新規記録通知）である。以下＜第三者割当て＞及び＜自社株対価公開買付け（募集株式の募集が株式を対価とする公開買付けのために行われる場合）＞において同じ。 ※ ②の募集株式の銘柄とは、発行者の商号及び株式の種類をいう。この場合において株式の種類とは、有価証券届出書等の新規発行株式の種類欄等に記載される株式の名称（普通株式、第一種優先株式等）をいう。また、

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			＜第三者割当て＞ ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 発行価額（１株あたり） ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日又は割当日 ⑧ 発行時 DVP 方式の利用の有無 ⑨ 払込取扱銀行【ＤＶＰ方式の場合のみ】 ⑩ 割当先の氏名又は名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）（次のいずれにも該当する場合を除く。） ・ 発行者及びその子会社の役職員その他これに準ずるものに対する報酬等として株式を交付する場合 ・ 発行者と新規記録先口座を開設する口座管理機関との間で、⑩及び割当先ごとの交付株式数の情報の授受がなされている場合 ⑪ 口座通知の取次ぎ受付締切日【非ＤＶＰ方式の場合のみ】 ⑫ 新規記録日	④の募集株式の内容とは、会社法第 107 条第２項各号、第 108 条第２項各号及び第 322 条第２項に定める事項並びに単元株式数をいう。以下同じ。 ※ 上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付をする場合（会社法第 202 条の２第１項後段）は、⑦を割当日とし、それ以外は払込期日とする。 ※ 左記の「次のいずれにも該当する場合」に該当するケースとしては、例えば、次の場合が挙げられる。 ・ 特定譲渡制限付株式（所得税法施行令第 84 条第１項）を発行する場合 ・ 上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付をする場合（会社法第 202 条の２第１項後段）

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
			＜自社株対価公開買付け（募集株式の募集が株式を対価とする公開買付けのために行われる場合）＞ ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄（公開買付者銘柄）及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 公開買付対象者銘柄名称及び銘柄コード ⑥ 給付比率 ⑦ 公開買付期間 ⑧ 給付期日 ⑨ 決済日 ⑩ 公開買付代理人 ⑪ 口座通知の取次ぎ受付締切日 ⑫ 自己の保有する募集株式の銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） 添付する書類	※ この通知は、振替法第 151 条第 7 項の通知（基準日等の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			① 募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
			＜株主割当て＞ ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額（１株あたり） ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 株主割当てに係る基準日 ⑨ 割当比率 ⑩ 発行日決済取引の有無（有る場合は新旧併合に係る日程） ⑪ 特別口座のみを有する株主に係る口座通知の受付期間 ⑫ 新規記録日 ⑬ 自己の保有する募集株式の銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） 添付する書類 ① 募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等）	

<table>
<tr><th>通知すべき場合</th><th>通知すべき者</th><th>通知すべき時期</th><th>通知すべき事項等</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>２　取得条項付株式の内容として会社が別に定める日の到来を一定事由の発効日とする定め（会社法第 107 条第２項第３号ロ又は第 108 条第２項第６号イ）がある場合において取得すべき日を決定した場合又は会社法第 107 条第２項第３号イの事由が生じた場合であって、当該取得条項付株式の全部を取得するとき（取得条項付株式が振替株式である場合又は取得条項付株式が振替株式でなく取得の対価が振替株式であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）
通知の要不要
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3"></th><th colspan="4">取得対価</th></tr>
<tr><th colspan="2">振替</th><th colspan="2">非振替</th></tr>
<tr><th>発行あり</th><th>発行なし</th><th>発行あり</th><th>発行なし</th></tr>
<tr><td rowspan="2">取得条項付株式</td><td>振替</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>非振替</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>
</td>
<td>取得条項付株式の取得をする会社</td>
<td>取締役会決議後速やかに又は会社法第 107 条第２項第３号イの事由が生じた後直ちに</td>
<td>通知する事項
①　取得する取得条項付株式の銘柄（以下「取得対象銘柄」という。）及び銘柄コード
②　取得に係る手続日程
③　効力発生日
④　全部抹消する日【取得対象銘柄が振替株式の場合のみ】
⑤　取得の対価
⑥　取得の対価として振替株式を交付する場合は、交付する銘柄（以下「取得対価銘柄」という。）及び銘柄コード
⑦　取得の対価として振替株式を交付する場合は、対価交付比率（取得対価銘柄の交付総数／取得対象銘柄の発行総数（会社の保有する自社株は割当対象外））
⑧　自己の保有する取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己株式）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数）【取得対象銘柄が振替株式の場合のみ】
⑨　担保受入先の名称及び取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの</td>
<td>※　この通知は、取得対象銘柄が振替株式である場合は、振替法第 135 条第１項の通知（全部抹消の通知）であり、取得対価銘柄が発行されるときは、取得対価銘柄についての振替法第 130 条第１項の通知（新規記録通知）である。また、取得対象銘柄が振替株式でない場合であって取得対価銘柄が発行されるときは、別途の新規記録通知データと一体で取得対価銘柄についての振替法第 130 条第１項の通知（新規記録通知）である。
※　③の効力発生日とは、会社法第 107 条第２項第３号イの事由が生じた日又は同法第 107 条第２項第３号に規定する取得日をいい、前者の日は、左記の通知をする日よりも過去の日付となる。
※　会社法第 170 条第１項の規定にかかわらず、会社は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象</td>
</tr>
</table>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			取得対象銘柄の数【⑧の株式に担保が設定されている場合のみ】 ⑩　取得対価銘柄を発行する場合は、発行する取得対価銘柄の数及び株式の内容等（公示情報（PDF ファイル））【取得対象銘柄が振替株式の場合のみ】 ⑪　自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された会社の口座（加入者口座コード） 添付する書類 ①　取得の内容の分かるもの（プレスリリース等）	銘柄を取得する（振替法第 157 条第４項）。
3　取得条項付株式の一部を取得する定め（会社法第 107 条第２項第３号ハ又は第 108 条第２項第６号イ）がある場合における取得すべき株式を決定した場合又は会社法第 107 条第２項第３号イの事由が生じた場合（取得の対価が振替株式であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）	取得条項付株式の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第 107 条第２項第３号イの事由が生じた後直ちに	①　取得する取得条項付株式の銘柄（以下「取得対象銘柄」という。）及び銘柄コード ②　取得に係る手続日程 ③　効力発生日 ④　取得のための振替申請をする日 ⑤　取得の対価 ⑥　取得の対価として交付する振替株式の銘柄（以下「取得対価銘柄」という。） ⑦　発行する取得対価銘柄の総数及び株式の内容 ⑧　自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録さ	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で取得対価銘柄についての振替法第 130 条第１項の通知（新規記録通知）である。 ※　③の効力発生日とは、会社法第 107 条第２項第３号イの事由が生じた日又は同法第 107 条第２項第３号に規定する取得日をいい、前者の日は、左記の通知をする日よりも過去の日付となる。

<table>
<tr><th>通知すべき場合</th><th>通知すべき者</th><th>通知すべき時期</th><th>通知すべき事項等</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>通知の要不要
<table><tr><th colspan="2" rowspan="3"></th><th colspan="4">取得対価</th></tr><tr><th colspan="2">振替</th><th colspan="2">非振替</th></tr><tr><th>発行あり</th><th>発行なし</th><th>発行あり</th><th>発行なし</th></tr><tr><td rowspan="2">取得条項付株式</td><td>振替</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>非振替</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr></table></td><td></td><td></td><td>れた会社の口座（加入者口座コード）

添付する書類
①　取得の内容の分かるもの（プレスリリース等）</td><td>※　会社法第170条第１項の規定にかかわらず、会社は、④の振替の申請によりその口座の保有欄における取得対象銘柄についての増加の記録を受けたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第157条第２項）。</td></tr>
<tr><td>4　全部取得条項付種類株式の取得を決定した場合（全部取得条項付種類株式が振替株式である場合又は全部取得条項付種類株式が振替株式でなく取得の対価が振替株式であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）</td><td>全部取得条項付種類株式の取得をする会社</td><td>取締役会決議後速やかに</td><td>通知する事項
①　取得する全部取得条項付種類株式の銘柄（以下この項目において「取得対象銘柄」という。）及び銘柄コード
②　取得に係る手続日程
③　効力発生日
④　全部抹消する日【取得対象銘柄が振替株式の場合のみ】
⑤　取得の対価
⑥　取得の対価として振替株式を交付する場合は、交付する銘柄（以下「取得対価銘柄」という。）
⑦　取得対価として振替株式を交付する場合は、対価交付比率（取得対価銘柄の交付総数／取得対象銘柄の発行総数（会社の保有する自社株は割当対象外））</td><td>※　この通知は、取得対象銘柄が振替株式である場合は、取得対象銘柄についての振替法第135条第１項の通知（全部抹消の通知）であり、取得対価銘柄が発行されるときは、取得対価銘柄についての振替法第130条第１項の通知（新規記録通知）である。また、全部取得条項付種類株式が振替株式でなく取得対価銘柄を発行する場合は、別途の新規記録通知データと一体で取得対価銘柄についての振替法第130条第１項の通知（新規記録通知）である。
※　③の効力発生日とは、会社法</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>通知すべき場合</th><th>通知すべき者</th><th>通知すべき時期</th><th>通知すべき事項等</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>通知の要不要
<table><tr><th colspan="2" rowspan="3"></th><th colspan="4">取得対価</th></tr><tr><th colspan="2">振替</th><th colspan="2">非振替</th></tr><tr><th>発行あり</th><th>発行なし</th><th>発行あり</th><th>発行なし</th></tr><tr><td rowspan="2">全部取得条項付種類株式</td><td>振替</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>非振替</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr></table></td><td></td><td></td><td>⑧　自己の保有する取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己株式）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数）【取得対象銘柄が振替株式の場合のみ】
⑨　担保受入先の名称及び取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数【⑧の株式に担保が設定されている場合のみ】
⑩　取得対価銘柄を発行する場合は、発行する取得対価銘柄の総数及び株式の内容（公示情報（PDF ファイル）【取得対価銘柄が振替株式の場合のみ】）
⑪　自己の保有する取得対価銘柄を移転するときは、移転する数及び当該数の記録された会社の口座（加入者口座コード）

添付する書類
①　取得の内容の分かるもの（プレスリリース等）</td><td>第 171 条第１項第３号に定める取得日である。
※　会社法第173条第１項の規定にかかわらず、会社は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第 157 条第４項）。</td></tr>
<tr><td>5　自己株式の消却を決定した場合（自己株式が振替株式であ</td><td>自己株式の消却をする会社</td><td>取締役会決議後速やかに</td><td>通知する事項
①　消却する銘柄（以下「消却対象銘柄」と</td><td>※　振替株式の消却は、振替法第 134 条第４項第１号の減少の記</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>通知すべき場合</th><th>通知すべき者</th><th>通知すべき時期</th><th>通知すべき事項等</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>る場合に限る。）
通知の要不要
<table><tr><td>消却する自己株式が振替株式である場合</td><td>○</td></tr><tr><td>消却する自己株式が振替株式でない場合</td><td>×</td></tr></table></td><td></td><td></td><td>いう。）及び銘柄コード
②　消却する数
③　一部抹消する日
④　一部抹消により減少の記録がされる会社の口座（加入者口座コード）

添付する書類
①　消却の内容の分かるもの（プレスリリース等）</td><td>録（抹消申請による減少の記録）がされた日にその効力が生ずる（振替法第 158 条第２項）。</td></tr>
<tr><td>6　株式の併合を決定した場合（併合する株式が振替株式である場合に限る。）
通知の要不要
<table><tr><td>併合する株式が振替株式である場合</td><td>○</td></tr><tr><td>併合する株式が振替株式でない場合</td><td>×</td></tr></table></td><td>株式併合をする会社</td><td>取締役会決議後速やかに</td><td>通知する事項
①　株式併合に係る振替株式の銘柄（以下「株式併合銘柄」という。）及び銘柄コード
②　効力発生日（併合日）
③　減少比率（株式併合後の株式併合銘柄である振替株式の発行総数／株式併合前の株式併合銘柄である振替株式の発行総数）

添付する書類
①　株式併合の内容の分かるもの（プレスリリース等）</td><td>※　この通知は、株式併合銘柄についての振替法第 136 条第１項の通知（株式併合の通知）及び振替法第 151 条第７項の通知である。</td></tr>
<tr><td>7　株式の分割を決定した場合（分割する株式が振替株式である場合に限る。）</td><td>株式分割をする会社</td><td>取締役会決議後速やかに</td><td>通知する事項
①　株式分割に係る振替株式の銘柄（以下「株式分割銘柄」という。）
②　株式分割基準日
③　効力発生日</td><td>※　この通知は、株式分割銘柄についての振替法第 137 条第１項の通知（株式分割の通知）及び振替法第 151 条第７項の通知（基準日の通知）である。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>通知すべき場合</th><th>通知すべき者</th><th>通知すべき時期</th><th>通知すべき事項等</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>通知の要不要
<table><tr><td>分割する株式が振替株式である場合</td><td>○</td></tr><tr><td>分割する株式が振替株式でない場合</td><td>×</td></tr></table></td><td></td><td></td><td>④　増加比率（株式分割後の株式分割銘柄である振替株式の発行総数／株式分割前の株式分割銘柄である振替株式の発行総数）

添付する書類
①　株式分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）</td><td></td></tr>
<tr><td>8　株式無償割当てを決定した場合（株式無償割当てを受ける株式が振替株式である場合又は株式無償割当てを受ける株式が振替株式でなく株式無償割当てをする銘柄が振替株式であって株式無償割当てに際して発行又は移転する場合に限る。）</td><td>株式無償割当てをする会社</td><td>取締役会決議後速やかに</td><td>通知する事項
①　株式無償割当てを受ける株式の銘柄（以下「対象銘柄」という。）及び銘柄コード
②　株式無償割当てをする株式の銘柄（以下「割当銘柄」という。）及び数
③　株式無償割当てに係る手続日程
④　株式無償割当ての基準日【対象銘柄が振替株式である場合のみ】
⑤　効力発生日
⑥　割当比率
⑦　株式無償割当てに際して発行する割当銘柄の総数（対象銘柄の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）及び株式の内容（公示情報（PDF ファイル）【対象銘柄及び割当銘柄が振替株式である場合のみ】）
⑧　株式無償割当てに際して自己の保有する割当銘柄を移転するときは、移転する数</td><td>※　この通知は、対象銘柄が振替株式である場合は、対象銘柄についての振替法第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。また、対象銘柄（外国人保有制限銘柄を除く。）及び割当銘柄が振替株式である場合であって割当銘柄が発行されるときは、割当銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）であり、対象銘柄が振替株式でなく（又は対象銘柄が外国人保有制限銘柄であって）割当銘柄が振替株式であって発行されるときは、別途の新規記録通知データと一体で割当銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>通知すべき場合</th><th>通知すべき者</th><th>通知すべき時期</th><th>通知すべき事項等</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>通知の要不要
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4">株式無償割当てをする株式</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">振替</td><td colspan="2">非振替</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>発行あり</td><td>発行なし</td><td>発行あり</td><td>発行なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">株式無償割当てを受ける株式</td><td>振替</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>非振替</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>
</td><td></td><td></td><td>及び当該数の記録された会社の口座（加入者口座コード）【割当銘柄が振替株式である場合のみ】
⑨　自己の保有する対象銘柄（株式無償割当てを受けない自己株式）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数）【対象銘柄及び割当銘柄が振替株式である場合のみ】
⑩　担保受入先の名称及び対象銘柄（株式無償割当てを受けない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数【⑨の株式に担保が設定されている場合のみ】

添付する書類
①　株式無償割当ての内容の分かるもの（プレスリリース等）</td><td></td></tr>
<tr><td>9　吸収合併契約の内容を決定した場合</td><td>吸収合併消滅会社となる会社</td><td>取締役会決議後速やかに</td><td>通知する事項
①　吸収合併の対価の内容
②　吸収合併消滅会社の振替株式の株主に対して吸収合併に際して交付する振替株式の銘柄（以下「吸収合併存続会社銘柄」という。）及び銘柄コード【対価が吸収合併存続</td><td>※　この通知は、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付するときは、吸収合併消滅</td></tr>
</table>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			会社銘柄の場合のみ】 ③　吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「吸収合併消滅会社銘柄」という。）及び銘柄コード ④　合併比率 ⑤　吸収合併の日程 ⑥　吸収合併期日 ⑦　全部抹消する日【対価が吸収合併存続会社銘柄以外の場合のみ】 ⑧　交付する吸収合併存続会社銘柄のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）及び株式の内容（公示情報（ＰＤＦ））【対価が吸収合併存続会社銘柄の場合のみ】 ⑨　自己の保有する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併の対価を割り当てない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数）【対価が吸収合併存続会社銘柄の場合のみ】 ⑩　吸収合併存続会社の保有する吸収合併	会社銘柄についての振替法第138 条第１項の通知（合併等の通知）である。また、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式でない株式を交付するときは、吸収合併消滅会社銘柄についての振替法第 135 条第１項の通知（全部抹消の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			消滅会社銘柄（吸収合併の対価を割り当てない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数）【対価が吸収合併存続会社銘柄の場合のみ】 ⑪　上記⑨及び⑩の他、吸収合併の対価を割り当てない株式を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数）【対価が吸収合併存続会社銘柄の場合のみ】 ⑫　担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併存続会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の数【⑨～⑪の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社の株式が振替株式でない場合であって吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を発行する場合、又は吸収合併存続会社が吸収合併に際して自己株式を移転しようとする場合に限る。）	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収合併存続会社銘柄及び銘柄コード ②　吸収合併消滅会社銘柄及び銘柄コード ③　合併比率 ④　吸収合併の日程 ⑤　効力発生日（吸収合併期日） ⑥　交付する吸収合併存続会社銘柄のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）及び株式の内容 ⑦　吸収合併存続会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード） 添付する書類 ①　吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で吸収合併存続会社銘柄についての振替法第130 条第１項の通知（新規記録通知）である。 ※　吸収合併消滅会社の株式が振替株式でない場合であって吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付する場合、④吸収合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。
10　新設合併契約の内容を決定した場合	新設合併消滅会社となる会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　新設合併の対価の内容 ②　新設合併消滅会社の振替株式の株主に対して合併に際して交付する株式の銘柄（以下「新設合併設立会社銘柄」という。）及び銘柄コード ③　新設合併消滅会社の振替株式の銘柄（以	※　この通知は、新設合併消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設合併に際して、新設合併設立会社が新設合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付するときは、新設合併消滅会社銘柄についての振替法第

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			下「新設合併消滅会社銘柄」という。）　及び銘柄コード ④　合併比率 ⑤　新設合併の日程 ⑥　効力発生日（新設合併期日） ⑦　全部抹消する日【新設合併設立会社株式が振替株式でない場合のみ】 ⑧　新設合併設立会社銘柄の発行総数（新設合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）（他の新設合併消滅会社の株主に交付される数を除く。）及び株式の内容（公示情報（ＰＤＦ））【新設合併設立会社株式が振替株式である場合のみ】 ⑨　他の新設合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立会社が当該新設合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付するときは、その旨 ⑩　新設合併消滅会社の保有する新設合併消滅会社銘柄（（新設合併の対価を割り当てない）自己株式及び他の新設合併消滅会社銘柄）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の振替株式の数（他の新設合併消滅会社の	138 条第１項の通知（合併等の通知）であり、振替株式でない株式を交付するときは、新設合併消滅会社銘柄についての振替法第 135 条第１項の通知（全部抹消の通知）である。また、他の新設合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立会社が当該新設合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付するときは、別途の新規記録通知データと一体で新設合併設立会社銘柄についての振替法第 130 条第１項の通知（新規記録通知）である。 ※　他の新設合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立会社が当該新設合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付する場合、⑤新設合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			株式が振替株式でない場合には、当該他の新設消滅会社が保有する新設合併消滅会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の振替株式の数も通知する。）（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の振替株式の数）【新設合併設立会社株式が振替株式である場合のみ】 ⑪　担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅会社銘柄（新設合併存続会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　新設合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
11　吸収分割契約の内容を決定した場合（交付する吸収分割承継会社の株式が振替株式である場合又は吸収分割会社が人的分割類似行為を行う場合に限る。）	吸収分割承継会社となる会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収分割会社に対して吸収分割に際して交付する振替株式の銘柄（以下「吸収分割承継会社銘柄」という。）及び銘柄コード ②　吸収分割の日程 ③　効力発生日（吸収分割期日）	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で吸収分割承継会社銘柄についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）である。 ※　吸収分割承継会社の株式が

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			④　交付する吸収分割承継会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容 ⑤　吸収分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード） ⑥　同時に人的分割を行う場合にはその旨 ⑦　吸収分割承継会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード） 添付する書類 ①　吸収分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	振替株式である場合において、吸収分割会社に、吸収分割承継会社の株式を交付する場合、② 吸収分割の日程には吸収分割承継会社に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。
	吸収分割会社となる会社（人的分割類似行為を行う場合に限る。）	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収分割会社の株式の銘柄（以下「吸収分割会社銘柄」という。）及び銘柄コード ②　吸収分割承継会社株式が振替株式であるか否かの別 ③　吸収分割承継会社銘柄【吸収分割承継会社株式が振替株式である場合のみ】 ④　交付比率（吸収分割会社の株主に交付する吸収分割承継会社銘柄の総数／吸収分割会社銘柄の発行総数）【吸収分割承継会社株式が振替株式である場合のみ】 ⑤　効力発生日（吸収分割期日） ⑥　吸収分割期日の吸収分割会社の株主に	※　この通知は、吸収分割会社銘柄についての振替法第 151 条第７項の通知（基準日の通知）である。また、機構に届け出た調整株式数の記録先口座が機構加入者口座（自己口）である場合には、機構に対する振替の申請である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			対して、機構に届け出た調整株式数の記録先口座から株主の口座への吸収分割承継会社銘柄の振替を行うべき旨【吸収分割承継会社株式が振替株式である場合のみ】 ⑦　自己の保有する吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社銘柄の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の振替株式の数）【吸収分割承継会社株式が振替株式である場合のみ】 ⑧　担保受入先の名称及び吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の数【⑦の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　吸収分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
12　新設分割計画の内容を決定した場合（交付する新設分割設立会社の株式が振替株式とな	新設分割会社となる会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　新設分割会社に対して新設分割に際して交付する株式の銘柄（以下「新設分割設立	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で新設分割設立会社銘柄についての振替法第

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
る場合又は新設分割会社が人的分割類似行為を行う場合に限る。）			会社銘柄」という。） ②　新設分割設立会社銘柄が振替株式であるか否かの別 ③　新設分割の日程 ④　新設分割期日 ⑤　新設分割設立会社銘柄の発行総数及び株式の内容【新設分割設立会社株式が振替株式である場合のみ】 ⑥　新設分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）【新設分割設立会社株式が振替株式である場合のみ】 ⑦　新設分割会社の振替株式の銘柄（以下「新設分割会社銘柄」という。）【人的分割類似行為を行う場合のみ】 ⑧　交付比率（新設分割会社の株主に交付する新設分割設立会社銘柄の総数／新設分割会社銘柄の発行総数）【人的分割類似行為を行う場合のみ】 ⑨　新設分割期日の新設分割会社の株主に対して、機構に届け出た調整株式数の記録先口座から株主の口座への新設分割設立会社銘柄の振替を行うべき旨【人的分割類似行為を行う場合のみ】 ⑩　自己の保有する新設分割会社銘柄（新設分割設立会社銘柄の交付を受けない自己株	130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。また、人的分割類似行為が行われる場合は、新設分割会社銘柄についての振替法第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）であり、機構に届け出た調整株式数の記録先口座が機構加入者口座（自己口）である場合には、機構に対する振替の申請である。 ※　新設分割設立会社が新設分割会社に振替株式を交付する場合、③新設分割の日程には新設分割設立会社に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の振替株式の数）【人的分割類似行為を行う場合のみ】 ⑪　担保受入先の名称及び新設分割会社銘柄（新設分割設立会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　新設分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
13　株式交換契約の内容を決定した場合	株式交換完全子会社となる会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株式交換の対価の内容 ②　株式交換完全子会社の振替株式の株主に対して株式交換に際して交付する振替株式の銘柄（以下「株式交換完全親会社銘柄」という。）及び銘柄コード ③　株式交換完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式交換完全子会社銘柄」という。）及び銘柄コード ④　交換比率（交付する株式交換完全親会社	※　この通知は、株式交換完全子会社の株式が振替株式である場合において、株式交換に際して、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対し振替株式を交付するときは、株式交換完全子会社銘柄についての振替法第 138 条第 1 項の通知（合併等の通知）である。また、株式交換完全子会社の株式が振替株式

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			銘柄の総数／株式交換完全子会社銘柄の発行総数）【対価が株式交換完全親会社銘柄である場合のみ】 ⑤　株式交換の日程 ⑥　効力発生日（株式交換期日） ⑦　全部抹消する旨【対価が株式交換完全親会社銘柄以外である場合のみ】 ⑧　全部抹消する日【対価が株式交換完全親会社銘柄以外である場合のみ】 ⑨　交付する株式交換完全親会社銘柄のうち発行に係るものの総数（株式交換完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）及び株式の内容（公示情報（ＰＤＦ））【対価が株式交換完全親会社銘柄である場合のみ】 ⑩　株式交換完全親会社の保有する株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数）【対価が株式交換完全親会社銘柄である場合の	である場合において、株式交換に際して、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対し振替株式でない株式を交付するときは、株式交換完全子会社銘柄についての振替法第 135 条第１項の通知（全部抹消の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			み】 ⑪　担保受入先の名称及び株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　株式交換の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
	株式交換完全親会社となる会社（株式交換完全子会社の株式が振替株式でない場合であって株式交換完全子会社の株主に対し振替株式を発行する場合、又は株式交換完全親会社が株式交換に際して自己株式を移転する場	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株式交換完全親会社銘柄及び銘柄コード ②　株式交換完全子会社銘柄及び銘柄コード ③　交換比率 ④　株式交換の日程 ⑤　効力発生日（株式交換期日） ⑥　交付する株式交換完全親会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容 ⑦　株式交換完全親会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で株式交換完全親会社銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※　株式交換完全子会社の株式が振替株式でない場合であって株式交換完全子会社の株主に対し振替株式を交付する場合、④株式交換の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	合に限る。）		添付する書類 ①　株式交換の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
14　株式移転計画の内容を決定した場合	株式移転完全子会社となる会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株式移転完全子会社の振替株式の株主に対して株式移転に際して交付する株式の銘柄（以下「株式移転設立完全親会社銘柄」という。） ②　株式移転完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式移転完全子会社銘柄」という。）及び銘柄コード ③　移転比率（株式移転設立完全親会社銘柄の発行総数／株式移転完全子会社銘柄の発行総数）【株式移転設立完全親会社株式が振替株式である場合のみ】 ④　株式移転の日程 ⑤　株式移転期日 ⑥　全部抹消する旨【株式移転設立完全親会社株式が振替株式でない場合のみ】 ⑦　全部抹消する日【株式移転設立完全親会社株式が振替株式でない場合のみ】 ⑧　株式移転設立完全親会社銘柄の発行総数（株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）（他の株式移転完	※　この通知は、株式移転完全子会社の株式が振替株式である場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付するときは、株式移転完全子会社銘柄についての振替法第 138 条第 1 項の通知（合併等の通知）であり、振替株式でない株式を交付するときは、株式移転完全子会社銘柄についての振替法第 135 条第 1 項の通知（全部抹消の通知）である。また、他の株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が当該株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付するときは、別途の新規記録通知データと一体で株式移転設立完全親会社銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			全子会社の株主に交付される数を除く。）及び株式の内容（公示情報（ＰＤＦ））【株式移転設立完全親会社株式が振替株式である場合のみ】 ⑨　他の株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が当該株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付するときは、その旨 添付する書類 ①　株式移転の内容の分かるもの（プレスリリース等）	記録通知）である。 ※　他の株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が当該株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付する場合、④株式移転の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。
15　株式交付計画の内容を決定した場合（株式交付に際して株式交付親会社が交付する株式が振替株式であり、かつ、新株を発行する場合に限る。）	株式交付をする会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株式交付子会社の振替株式の譲渡人に対して株式交付に際して交付する振替株式の銘柄（以下「株式交付親会社銘柄」という。）及び銘柄コード ②　株式交付子会社の振替株式の銘柄及び銘柄コード ③　交付比率 ④　株式交付の日程 ⑤　効力発生日（株式交付期日） ⑥　公開買付代理人【株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で株式交付親会社銘柄についての振替法第130 条第１項の通知（新規記録通知）である。 ※　④株式交付の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			株式が振替株式の場合のみ】 ⑦　交付する株式交付親会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容 ⑧　株式交付親会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード） 添付する書類 ①　株式交付の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
16　株式分配を行うことを決定した場合（株式分配に際して交付する株式が振替株式である場合に限る。）	株式分配をする会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株式分配に際して交付される振替株式の銘柄（以下「株式分配対象子会社銘柄」という。） ②　株式分配の日程 ③　株式分配の基準日及び株式分配効力発生日 ④　株式分配対象子会社銘柄の発行総数及び株式の内容 ⑤　株式分配実施会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード） ⑥　株式分配実施会社の振替株式の銘柄（以下「株式分配実施会社銘柄」という。）及び銘柄コード ⑦　交付比率（株式分配実施会社の株主に交	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で株式分配対象子会社銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。また、株式分配実施会社銘柄についての振替法第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）であり、機構に届け出た調整株式数の記録先口座が機構加入者口座（自己口）である場合には、機構に対する振替の申請である。 ※　② 株式分配の日程には株式分配対象子会社に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			付する株式分配対象子会社銘柄の総数／株式分配実施会社銘柄の発行総数） ⑧　株式分配の基準日の株式分配実施会社の株主に対して、機構に届け出た調整株式数の記録先口座から株主の口座への株式分配対象子会社銘柄の振替を行うべき旨 ⑨　自己の保有する株式分配実施会社銘柄（株式分配対象子会社銘柄の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式分配実施会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式分配実施会社銘柄の振替株式の数） ⑩　担保受入先の名称及び株式分配実施会社銘柄（株式分配対象子会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式分配実施割会社銘柄の数【⑨の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　株式分配の内容の分かるもの（プレスリリース等）	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
17　定款又は株式取扱い規則の変更を決定した場合	振替株式を発行する会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　取得請求権付株式に関する定め ②　取得条項付株式に関する定め ③　全部取得条項付種類株式に関する定め ④　基準日に関する定め ⑤　単元株式に関する定め ⑥　単元未満株式売渡制度に関する定め ⑦　総株主通知及び情報提供請求についての正当な理由の定め ⑧　その他事項 添付する書類 ①　変更後の定款案 ②　変更後の株式取扱規則案	※　基準日に関する定めの場合には、この通知は、振替法第151条第7項の通知（基準日の通知）である。 ※　⑧その他の事項には機構取扱対象株式等に該当しないこととなる場合（電子提供措置の定めの廃止、株券発行の定め、譲渡制限の定め）を含む。
18　基準日を設定した場合（振替株式に係る基準日である場合に限る。）	振替株式を発行する会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　基準日 ②　基準日株主が行使できる権利の内容 添付する書類 ①　基準日についての内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　この通知は、振替法第151条第7項の通知（基準日の通知）である。 ※　会社法第297条第4項に基づき裁判所の許可を得た株主が、株主総会を招集するための基準日を設定した場合も、振替株式を発行する会社がこの通知を（当該基準日設定後速やかに）行う。 ※　振替新株予約権でない差別

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
				的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の無償割当てを決定した場合の通知すべき事項等については、第２節「11.振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」参照。
19　単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなった場合又は応じることができることとなった場合	振替株式を発行する会社	単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなったとき又は応じることができることとなったとき速やかに	通知する事項 ①　単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなった旨又は応じることができることとなった旨 ②　単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなった場合には、その理由	
20　外国人保有制限銘柄となった場合又は外国人保有制限銘柄でなくなった場合	外国人保有制限銘柄の会社	外国人保有制限銘柄となることが判明したとき又は外国人保有制限銘柄でなく	通知する事項 ①　外国人保有制限銘柄となる日又は外国人保有制限銘柄でなくなる日 ②　適用される又は適用されていた法律	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
		なることが判明したとき速やかに		
21　機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替株式を発行する会社	届出事項に変更が生じることとなったとき速やかに	通知する事項 ①　商号の変更 ②　本店所在地の変更 ③　代表者の変更 ④　株主名簿管理人の変更 ⑤　株式取扱規則の変更（総株主通知及び情報提供請求についての正当な理由の定めを含む。） ⑥　情報取扱責任者の変更 ⑦　上場する金融商品取引所の変更（追加又は廃止） ⑧　その他届出事項の変更	※　⑧その他届出事項の変更には英文商号の変更を含む（上場会社は除く）。
22　金融商品取引所への上場廃止又は日本証券業協会による指定の取消しの原因となる事実が発生した場合(9 から 11 まで、13 及び 14 に掲げる場合によるものを除く。)	振替株式を発行する会社	上場廃止等の原因となる事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　上場廃止等の原因となる事実の内容 添付する書類 ①　上場廃止等の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　組織変更計画を決定した場合を含む。
23　非上場株式の発行者に固有の通知事項について決定した場合	振替株式を発行する会社（非上場の場合に限	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株主総会開催日 ②　剰余金の配当に係る事項（１株当たり配	※　上場会社が発行する非上場の種類株式等は除く。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	る）		当金（予定）、効力発生日、配当支払開始予定日、資本剰余金を原資とする配当の有無）	
24　非上場株式として機構取扱対象株式等となる要件に新たに該当する又は通知済の要件に該当しないこととなる場合	振替株式を発行する会社（非上場の場合に限る）	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記の事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容の分かるもの	※　対象となる非上場株式の取扱要件は、第１節「１．機構取扱対象株式等」⑭イ（イ）から（ハ）までである。 ※　新たに該当する取扱要件の通知は任意である。
25　振替株式の無効事由等に関する次に掲げる事実が発生した場合 ア．会社法第 210 条に規定する株式の発行をやめることの請求があったとき イ．振替株式に係る行為の無効の訴え（会社法第 828 条）があったとき ウ．新株発行不存在の訴え（会社法第 829 条）があったとき	振替株式を発行する会社	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記の事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
26　１から 24 までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	１から 24 のそれぞれの届出をすべき会社	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容が分かるもの	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
27　その他機構が別に定める場合	振替株式を発行する会社	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

振替新株予約権を発行する発行者の決定事項等の通知

１．通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。

② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

２．通知すべき場合及び通知すべき事項

（「発行者」とは、機構に同意をした発行者のことをいう。）

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1　新株予約権の無償割当てを決定した場合	新株予約権の無償割当てを決定した会社	取締役会決議後すみやかに	通知する事項 ①　新株予約権の無償割当てを受ける株式の銘柄 ②　新株予約権の無償割当てにより交付される新株予約権の銘柄 ③　新株予約権の目的である株式の種類及び数 ④　新株予約権の目的である株式の単元数量 ⑤　新株予約権の無償割当てに係る手続日程 ⑥　新株予約権の無償割当ての基準日 ⑦　効力発生日 ⑧　割当比率（交付する新株予約権の総数／無償割当てを受ける株式の発行総数） ⑨　株券喪失登録された株券に係る株式に	※　この通知は、振替法第 166 条第１項の通知（新規記録通知）である。 ※　⑮の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。 ※　⑲の「新株予約権の内容」とは会社法第 236 条に定める事項をいう。以下同じ。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			対して割り当てられる新株予約権の有無、有る場合には、その数及び新規記録予定日 ⑩　新株予約権の無償割当てに際して発行する新株予約権の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる数を除く。） ⑪　新株予約権の無償割当てを受ける株式の銘柄のうち、自己の保有する株式が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数）【割当てを受ける株式が振替株式の場合のみ】 ⑫　担保受入先の名称及び対象銘柄（新株予約権無償割当てを受けない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数【⑪の株式に担保が設定されている場合のみ】 ⑬　新株予約権の行使価額 ⑭　新株予約権の行使期間 ⑮　行使請求受付場所 ⑯　新株予約権の行使に係る払込取扱場所（払込取扱銀行の名称、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称） ⑰　取得条項が付されている場合には、取得	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			条項に係る取得日 ⑱　取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得価額 ⑲　その他の新株予約権の内容 ⑳　自己の保有する振替新株予約権を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ㉑　⑳の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 ㉒　新株予約権行使請求の取次状況の公表を請求する場合には、その旨 添付する書類 ①　新株予約権の無償割当ての内容の分かるもの（プレスリリース等）	
2　非上場新株予約権の発行を決定した場合（発行する新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。）	発行を決定した会社	発行決定後すみやかに	通知する事項 ①　募集方法（公募、第三者割当ての別） ②　新株予約権の銘柄 ③　新株予約権の割当先（第三者割当ての場合） ④　新株予約権の目的である株式の種類及び数 ⑤　新株予約権の総数 ⑥　新株予約権の発行価額 ⑦　新株予約権の申込期間（申込期間が設定	※　この通知は、振替法第 166 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※　⑫の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。 ※　⑯の「新株予約権の内容」とは会社法第 236 条に定める事項をいう。以下同じ。 ※　公募の場合については、その他機構が定める事項を通知す

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			される場合に限る。） ⑧　新株予約権の発行に係る払込取扱場所（払込取扱銀行の名称、支店名） ⑨　新株予約権の払込期日 ⑩　新株予約権の行使価額 ⑪　新株予約権の行使期間 ⑫　行使請求受付場所 ⑬　新株予約権の行使に係る払込取扱場所（払込取扱銀行の名称、支店名） ⑭　取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得日 ⑮　取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得価額 ⑯　その他の新株予約権の内容 添付する書類 ①　非上場新株予約権の内容の分かるもの（プレスリリース等）	る必要がある。
3　取得条項付新株予約権の内容として発行者が別に定める日の到来を一定事由の発効日とする定め（会社法第 236 条第１項第７号ロ）がある場合において取得すべき日を決定	取得条項付新株予約権の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第 236 条第１項第７号イの事由が生じた後直ちに	通知する事項 ①　取得する取得条項付新株予約権の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。） ②　取得に係る手続日程 ③　効力発生日	※　この通知は、取得条項付新株予約権の全部取得に係る振替法第 171 条第１項の通知（全部抹消の通知）であり、取得対価銘柄が発行されるときは、取得対価銘柄についての振替法上

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
した場合又は会社法第 236 条第１項第７号イの事由が生じた場合であって、当該取得条項付新株予約権の全部を取得するとき（取得条項付新株予約権が振替新株予約権である場合又は取得条項付新株予約権が振替新株予約権でなく取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行する場合に限る。）			④　全部抹消する日（取得対象銘柄が振替新株予約権の場合のみ） ⑤　取得の対価 ⑥　取得対価として振替株式等を交付する場合は、交付する振替株式等の銘柄 ⑦　取得対価として振替株式等を交付する場合は、交付対価比率（取得対価銘柄の数／取得対象銘柄の数（発行者の保有する自己新株予約権は割当対象外） ⑧　自己の保有する取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己新株予約権）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数）【取得対象銘柄が振替新株予約権の場合のみ】 ⑨　担保受入先の名称及び取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己新株予約権）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数【⑧の新株予約権に担保が設定されている場合のみ】 ⑩　取得対価銘柄を発行する場合は、発行する取得対価銘柄の数及び取得対価となる	の新規記録通知である。また、取得対象銘柄が振替新株予約権でない場合であって取得対価銘柄が発行されるときは、別途の新規記録通知データと一体で振替法上の新規記録通知である。 ※　③の「効力発生日」とは、会社法第 236 条第１項第７号イの事由が生じた日をいい、左記の通知をする日よりも過去日となる。 ※　⑦は取得対象銘柄の新株予約権１個に対して、交付される取得対価銘柄の数を明らかにする。 ※　会社法第 275 条第１項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第 185 条第２項）。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			振替株式等の銘柄及び数（公示情報（ＰＤＦファイル）） ⑪　自己の保有する振替株式等を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ⑫　⑪の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 添付する書類 ①　取得の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
			＜いわゆる買収防衛策としての新株予約権を取得する場合＞ ①　取得する取得条項付新株予約権の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。） ②　取得の対価として交付する振替株式の銘柄 ③　交付対価比率（取得対価銘柄の数／取得対象銘柄の数）（発行者の保有する自己新株予約権は割当対象外） ④　効力発生日（取得日） ⑤　新規記録日 添付する書類	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			①　取得の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
4　取得条項付新株予約権の一部を取得する定め（会社法第236条第１項第７号ハ）がある場合における取得すべき新株予約権を決定した場合又は会社法第 236 条第１項第７号イの事由が生じた場合（取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行する場合に限る。）	取得条項付新株予約権の取得をする会社	取締役会決議後すみやかに又は会社法第 236 条第１項第７号イの事由が生じた後直ちに	通知する事項 ①　取得する取得条項付新株予約権の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。） ②　取得する新株予約権に関する事項（取得する新株予約権の一部を決定する旨及び一部の決定方法） ③　取得に係る手続日程 ④　効力発生日 ⑤　取得のための振替申請をする日 ⑥　取得の対価 ⑦　取得対価として振替株式等を交付する場合は、交付する振替株式等の銘柄 ⑧　発行する取得対価銘柄の総数及び取得対価銘柄の内容 ⑨　自己の保有する振替株式等を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ⑩　⑨の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の申請書 添付する書類 ①　取得の内容が分かるもの（プレスリリー	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で取得対価銘柄についての振替法上の新規記録通知である。 ※　④の「効力発生日」とは、会社法第 236 条第１項第７号イの事由が生じた日をいい、左記の通知をする日よりも過去の日付となる。 ※　会社法第 275 条第１項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第185条第４項）。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			ス等） ＜いわゆる買収防衛策としての新株予約権を取得する場合＞ ①　取得する取得条項付新株予約権の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。） ②　取得の対価として交付する振替株式の銘柄 ③　交付対価比率（取得対価銘柄の数／取得対象銘柄の数）（発行者の保有する自己新株予約権は割当対象外） ④　効力発生日（取得日） ⑤　新規記録日 添付する書類 ①　取得の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
5　自己新株予約権の消却を決定した場合（自己新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。）	自己新株予約権の消却をする会社	取締役会決議後すみやかに	①　消却する新株予約権の銘柄（以下この欄において消却対象銘柄）という。） ②　消却する数 ③　消却に係る手続 ④　一部抹消する日 ⑤　一部抹消により減少の記録がされる発行者の口座（加入者口座コード）	※　振替新株予約権の消却は、振替法第 199 条第４項第１号の減少の記録がされた日にその効力を生じる（第 219 条第２項）。
6　合併、株式交換、株式移転	合併等により新	取締役会決議後	通知する事項	※　この通知は、振替法第 171 条

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
又は会社分割（以下この欄において「合併等」という。）により新株予約権を承継する場合	株予約権を承継（抹消）する会社	速やかに	① 承継される新株予約権の銘柄 ② 承継（抹消）に係る手続日程 ③ 全部抹消する日 ④ 割当比率 ⑤ 合併等の期日 添付する書類 ① 合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	第１項の通知（全部抹消通知）である。
	合併等により承継後の新株予約権を交付する会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 承継後の新株予約権の銘柄 ② 承継（新規記録）に係る手続日程 ③ 新規記録する日（承継後の銘柄が振替新株予約権の場合のみ） ④ 割当比率（承継後の銘柄の数／承継される銘柄の数） ⑤ 合併等の期日 ⑥ 自己の保有する振替新株予約権を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ⑦ ⑥の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 添付する書類 ① 合併等の内容が分かるもの（プレスリリ	※ この通知は、振替法第 166 条第１項の通知（新規記録通知）である。 ※ 承継される銘柄の新株予約権１個に対して、交付される承継の銘柄の数を明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			ース等）	
7　吸収合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合）	吸収合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収合併消滅会社の振替株式の株主に対価として交付する振替新株予約権の銘柄 ②　吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「吸収合併消滅会社銘柄」という。） ③　割当比率（交付する吸収合併存続会社の振替新株予約権の数／吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄の数） ④　吸収合併の日程 ⑤　吸収合併期日 ⑥　全部抹消する日 ⑦　吸収合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株式に係るものに対して割り当てる吸収合併存続会社の振替新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧　交付する吸収合併存続会社の新株予約権のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。） ⑨　吸収合併存続会社が知りうる事項として政令で定める事項（吸収合併存続会社が	※　吸収合併消滅会社の振替株式何株に対して、何個の吸収合併存続会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨） ⑩　自己の保有する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併の対価を割り当てない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの合併等消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数） ⑪　吸収合併存続会社の保有する吸収合併消滅会社銘柄（対価を割り当てない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数） ⑫　担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併存続会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の数【⑩及び⑪の株式に担保が設定されている場合のみ】	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ①　合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
	吸収合併存続会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　交付する新株予約権の銘柄 ②　割当比率（交付する吸収合併存続会社の振替新株予約権の数／吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄の数 ③　吸収合併の日程 ④　吸収合併期日 ⑤　新規記録する日 ⑥　吸収合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる吸収合併存続会社の振替新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑦　交付する吸収合併存続会社の新株予約権のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。） ⑧　吸収合併存続会社が自己の新株予約権を移転しようとするときは、その数及び自己の新株予約権が記録された口座（加入者	※　吸収合併消滅会社の振替株式何株に対して、何個の吸収合併存続会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			口座コード） 添付する書類 ①　吸収合併の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
8　新設合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合）	新設合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　新設合併消滅会社の振替株式の株主に対価として交付する振替新株予約権の銘柄 ②　新設合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「新設合併消滅会社銘柄」という。） ③　割当比率（交付する新設合併設立会社の振替新株予約権の数／新設合併消滅会社の振替株式の銘柄の数） ④　新設合併の日程 ⑤　新設合併期日 ⑥　全部抹消する日 ⑦　新設合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる新設合併設立会社の振替新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録日 ⑧　交付する新設合併設立会社の新株予約権のうち発行に係るものの総数（新設合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録	※　新設合併消滅会社の振替株式何株に対して、何個の新設合併設立会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。） ⑨　新設合併設立会社が知りうる事項として政令で定める事項（新設合併設立会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨）【新設合併設立会社が交付する新株予約権が振替新株予約権である場合のみ】 ⑩　新設合併消滅会社の保有する新設合併消滅会社銘柄（新設合併の対価を割り当てない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）および口座ごとの合併等消滅会社の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の振替株式の数） ⑪　担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅会社銘柄（新設合併設立会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　新設合併の内容が分かるもの（プレスリ	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			リース等）	
9　吸収分割契約の内容を決定した場合（交付する吸収分割承継会社の新株予約権が振替新株予約権である場合又は吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を分割会社株主に交付する場合に限る。）	吸収分割承継会社である会社（吸収分割に際して吸収分割承継会社の振替新株予約権を発行する場合に限る。）	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収分割会社に対して吸収分割に際して交付する振替新株予約権の銘柄 ②　吸収分割の日程 ③　吸収分割期日 ④　交付する吸収分割会社の新株予約権のうち発行にかかるものの総数 ⑤　吸収分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者コード） ⑥　吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を分割会社株主に交付するか否かの別 添付する書類 ①　吸収分割の内容のわかるもの（プレスリリース等）	※この通知は、吸収分割承継会社の振替新株予約権についての振替法第第 166 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。
	吸収分割会社である会社（吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収分割銘柄の株式の銘柄（以下「吸収分割会社銘柄」という。） ②　吸収分割会社の振替新株予約権が振替新株予約権であるかの別 ③　吸収分割承継会社の新株予約権の銘柄 ④　交付比率（吸収分割会社の株主に交付す	※　この場合の吸収分割会社銘柄は、会社法第 171 条第 1 項の規定による株式である。 ※　吸収分割会社の振替株式何株に対して、何個の吸収分割承

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	対価としてを取得した振替新株予約権を分割会社株主に交付する場合に限る。）		る吸収分割承継会社の新株予約権の数／吸収分割会社銘柄の数） ⑤　吸収分割期日 ⑥　吸収分割期日の吸収分割会社の株主に対して、吸収分割会社の新規記録先口座から株主の口座への吸収分割承継会社の新株予約権の振替を行うべき旨 ⑦　自己の保有する吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社の新株予約権の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）および口座ごとの吸収分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の振替株式の数） ⑧　担保受入先の名称及び吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の数【⑦の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　吸収分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	継会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
10　新設分割契約の内容を決定した場合（交付する新設分割設立会社の新株予約権が振替新株予約権である場合又は新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合に限る。）	新設分割会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　新設分割会社に対して新設分割に際して交付する振替新株予約権の銘柄 ②　新設分割設立会社の新株予約権が振替新株予約権であるか否かの別 ③　新設分割の日程 ④　新設分割期日 ⑤　新設分割設立会社の振替新株予約権の発行総数 ⑥　新設分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード） ⑦　新設分割会社の振替株式の銘柄（以下「新設分割会社銘柄」という。）【新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合のみ】 ⑧　交付比率（新設分割会社の株主に交付する新設分割設立会社銘柄の新株予約権の数／新設分割会社銘柄の数）【新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合のみ】 ⑨　新設分割期日の新設分割会社の株主に	※　新設分割会社の振替株式何株に対して、何個の新設分割設立会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			対して、新設分割会社の新規記録先口座から株主の口座への新設分割設立会社の新株予約権の振替を行うべき旨【新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合のみ】 ⑩　自己の保有する新設分割会社銘柄（新設分割設立会社の新株予約権の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の振替株式の数）【新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合のみ】 ⑪　担保受入先の名称及び新設分割会社銘柄（新設分割設立会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ①　新設分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
11　株式交換契約の内容を決定した場合（株式交換の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合）	株式交換完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株式交換完全子会社の振替株式の株主に対して株式交換に際して交付する振替新株予約権の銘柄 ②　株式交換完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式交換完全子会社銘柄」という。） ③　割当比率（交付する株式交換完全親会社の新株予約権の数／株式交換完全子会社銘柄の数） ④　株式交換の日程 ⑤　株式交換期日 ⑥　全部抹消する日 ⑦　株式交換完全子会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる株式交換完全親会社の新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧　交付する株式交換完全親会社の新株予約権のうち発行に係るものの総数（株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失	※　株式交換完全子会社の振替株式何株に対して、何個の株式交換完全親会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。） ⑨　株式交換完全親会社が知りうる事項として政令で定める事項（株式交換完全親会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者当または日本電信電話会社である場合はその旨） ⑩　株式交換完全親会社の保有する株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数） ⑪　担保受入先の名称及び株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　株式交換の内容の分かるもの（プレスリ	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			リース等)	
	株式交換完全親会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 株式交換完全親会社銘柄 ② 株式交換完全子会社銘柄 ③ 割当比率（交付する株式交換完全親会社の新株予約権の数／株式交換完全子会社銘柄の数） ④ 株式交換の日程 ⑤ 株式交換期日 ⑥ 新規記録する日 ⑦ 株式交換完全子会社の振替株式のうち、株券喪失登録がされた株券に係るものに対して割り当てる株式交換完全親会社の振替新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧ 交付する株式交換完全親会社の新株予約権のうち発行に係るものの総数（株式交換完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。） ⑨ 株式交換完全親会社が自己の新株予約権を移転しようとするときは、その数及び自己の新株予約権が記録された口座（加入者口座コード）	※ 株式交換完全子会社の振替株式何株に対して、何個の株式交換完全親会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ①　株式交換の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
12　株式移転計画の内容を決定した場合（株式移転の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合）	株式移転完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株式移転完全子会社の振替株式の株主に対して株式移転に際して交付する新株予約権の銘柄 ②　株式移転完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式移転完全子会社銘柄」という。） ③　割当比率（株式移転設立完全親会社の新株予約権の数／株式移転完全子会社銘柄の数） ④　株式移転の日程 ⑤　株式移転期日 ⑥　全部抹消する日 ⑦　株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる株式移転設立完全親会社の新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧　株式移転設立完全親会社の新株予約権の発行総数（株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）	※　株式移転完全子会社の振替株式何株に対して、何個の株式移転設立完全親会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑨　他の株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が当該株式移転完全子会社の株主に対し振替新株予約権を交付するときは、その旨 ⑩　株式移転完全親会社が知りうる事項として政令で定める事項（株式移転設立完全親会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨）【株式移転設立完全親会社が交付する新株予約権が振替新株予約権である場合のみ】 添付する書類 ①　株式移転の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
13　新株予約権の全部が行使された場合	振替新株予約権を発行する会社	新株予約権の全部が行使された後、速やかに	通知する事項 ①　新株予約権の全部が行使された新株予約権の銘柄 ②　新株予約権の全部が行使された日	
14　上場振替新株予約権について上場廃止の原因となる事実の発生	振替新株予約権を発行する会社	上場廃止となった日以降、速やかに	通知する事項 ①　上場廃止となった新株予約権の銘柄 ②　上場廃止日 ③　上場廃止理由	
15　機構に対する届出事項に変	振替新株予約権	変更が生じたと	通知する事項	※　④の「行使請求受付場所」と

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
更が生じた場合	を発行する会社	き速やかに	① 上場取引所の追加又は一部廃止 ② 新株予約権の行使期間の変更 ③ 新株予約権の行使価額の変更（上場振替新株予約権に限る。） ④ 行使請求受付場所の変更 ⑤ 新株予約権の行使に係る払込取扱場所の変更 ⑥ 新株予約権の目的である株式の数	は株主名簿管理人をいう。
16　1から15までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	1から15のそれぞれの届出をすべき会社	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容が分かるもの	
17　その他機構が別に定める場合	振替新株予約権を発行する会社	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

以　上

振替新株予約権付社債を発行する発行者の決定事項等の通知

１．通知する方法

発行者が機構に対して発行者の決定事項等を通知する場合には、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。

② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

２．発行者の発行・支払代理人が発行者の決定事項等を通知する場合には、ファイル伝送又は Target 保振サイトからＣＳＶファイルにより通知する。通知方法の詳細については、第３章、第２節の銘柄情報の通知をご参照。

３．通知すべき場合及び通知すべき事項

（「発行者」とは、機構に同意をした発行者のことをいう。）

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
１　募集新株予約権付社債の募集事項の決定をした場合（募集新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）及びその他の事由による振替新株予約権付社債の発行を決定した場合	新株予約権付社債を発行する発行者の発行代理人又は支払代理人	発行者が振替新株予約権付社債の発行条件を決定した日の翌営業日	通知する事項 （銘柄に関する事項） ①　振替新株予約権付社債の銘柄 ②　振替新株予約権付社債の銘柄コード ③　振替新株予約権付社債のＩＳＩＮコード（国際標準化機構が定めた規格 ISO6166 に基づく証券系コードであり、証券コード協議会がその権限に基づき体系的に付番しているものをいう。以下この章において同じ。） ④　発行者の略称 ⑤　振替新株予約権付社債の銘柄の回号 ⑥　上場新株予約権付社債に該当するか否	※　発行代理人又は支払代理人は、機構に対し、銘柄情報を通知する（具体的な通知方法については、第３章第２節の銘柄情報の通知を参照。）とともに発行要項を機構に送付する。 ※　発行者が左記の事項について変更を決定した場合には、発行代理人又は支払代理人（発行前に銘柄の内容について変更の決定をした場合を含む。）は、変更した内容を速やかに機構に対して通知する必要がある。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			かの別、上場振替新株予約権付社債に該当する場合には、上場する金融証券取引所 ⑦ その他機構が定める事項 （社債に関する事項） ① 振替新株予約権付社債に保証が付されているときは、その旨及びその内容 ② 振替新株予約権付社債が担保付社債信託法（明治38年法律第52号）第24条第2項において準用する同条第1項の担保付社債その他の担保権の設定がされたものであるときは、その旨及びその内容（担保付社債であるときは、同法第24条第1項第1号から第4号に掲げる事項を含む。） ③ 振替新株予約権付社債に劣後特約が付されているときは、その旨 ④ 振替新株予約権付社債に責任財産限定特約が付されているときは、その旨 ⑤ 振替新株予約権付社債に会社法第676条第11号に掲げる事項の定めがあるときは、その旨 ⑥ 払込日 ⑦ 各社債の金額 ⑧ 発行総額	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑨　利率の変動の有無 ⑩　利払日 ⑪　利率 ⑫　償還期日 ⑬　償還価額 ⑭　発行代理人の発行代理人コード ⑮　支払代理人の支払代理人コード ⑯　資金決済会社コード（振替新株予約権付社債の発行代理人又は支払代理人が資金決済会社を定めている場合における当該資金決済会社に係るものに限る。） ⑰　その他機構が定める事項 （元利払に関する事項） ①　振替新株予約権付社債が機構関与銘柄であるか又は機構非関与銘柄（規程第212 条第１項の機構非関与銘柄をいう。以下この章において同じ。）であるかの別 ②　個別承認方式（規程第 208 条に規定する個別承認方式をいう。以下この章において同じ。）の採用の有無（振替新株予約権付社債が機構関与銘柄である場合に限る。） ③　償還期日、繰上償還期日、利払期日が	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			規程第４条の休業日に該当する場合の取扱いに関する事項 ④　償還期日直前の利払期日における利払いの有無 ⑤　１円あたりの利子額（振替新株予約権付社債の銘柄の発行条件にしたがって、１円単位の利金計算により得られた値（小数点以下 13 位未満の端数が生じた場合にあっては、これを切捨てるものとする。）をいう。以下この章において同じ。） ⑥　振替新株予約権付社債がコールオプションの付されたものであるときは、コールオプションの行使に伴う繰上償還に係る事項 ⑦　振替新株予約権付社債がプットオプションの付されたものであるときは、プットオプションの行使に伴う繰上償還に係る事項 ⑧　繰上償還期日 ⑨　繰上償還に係る償還価額 ⑩　その他機構が定める事項 （新株予約権に関する事項） ①　新株予約権の総数 ②　新株予約権の行使期間開始日	※　⑦の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			③　新株予約権の行使期間終了日 ④　新株予約権の発行価額 ⑤　新株予約権を行使した場合に生じた端数についての取扱い ⑥　新株予約権の行使価額 ⑦　行使請求受付場所 ⑧　振替新株予約権付社債に取得条項が付されているときは、その旨 ⑨　取得条項に係る取得日 ⑩　取得対価の種類 ⑪　その他機構が定める事項	
2　取得条項付新株予約権付社債の内容として発行者が別に定める日の到来を一定事由の発効日とする定め（会社法第236条第１項第７号ロ）がある場合において取得すべき日を決定した場合又は会社法第236条第１項第７号イの事由が生じた場合であって、当該取得条項付新株予約権付社債の全部を取得するとき（取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は取得条項付新株予約権付社債が	取得条項付新株予約権付社債の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第236条第１項第７号イの事由が生じた後直ちに	通知する事項 ①　取得する取得条項付新株予約権付社債の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。） ②　取得に係る手続日程 ③　効力発生日 ④　全部抹消する日（取得対象銘柄が振替新株予約権付社債の場合のみ） ⑤　取得の対価 ⑥　取得対価として振替株式等を交付する場合は、交付する振替株式等の銘柄 ⑦　取得対価として振替株式等を交付する場合は、対価交付比率（取得対価銘柄の数／取得対象銘柄の数（発行者の保有する自己	※　この通知は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に係る振替法第200条第１項の通知（全部抹消の通知）であり、取得対価銘柄が発行されるときは、取得対価銘柄についての振替法上の新規記録通知である。また、取得対象銘柄が振替新株予約権付社債でない場合であって取得対価銘柄が発行されるときは、別途の新規記録通知データと一体で振替法上の新規記録通知である。 ※　③の「効力発生日」とは、会

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
振替新株予約権付社債でなく取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行する場合に限る。）			新株予約権付社債は割当対象外)） ⑧　自己の保有する取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己新株予約権付社債）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数）【取得対象銘柄が振替新株予約権付社債の場合のみ】 ⑨　担保受入先の名称及び取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己新株予約権付社債）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数【⑧の新株予約権付社債に担保が設定されている場合のみ】 ⑩　取得対価銘柄を発行する場合は、発行する取得対価銘柄の総数及び取得対価銘柄の内容（公示情報（ＰＤＦファイル）） ⑪　自己の保有する振替株式等を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ⑫　⑪の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 添付する書類	社法第236条第１項第７号イの事由が生じた日をいい、左記の通知をする日よりも過去の日付となる。 ※　⑦は取得対象銘柄の各社債の金額に対して、交付される取得対価銘柄の数を明らかにする。 ※　会社法第275条第１項及び第２項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第217条第４項）。 ※　取得対価が振替新株予約権付社債である場合には、当該新株予約権付社債を発行する発行者の発行代理人は、機構に対し、上記１に記載した通知事項（以下この資料において「銘柄情報」という。）及び発行要項を機構に通知する。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			①　取得の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
3　取得条項付新株予約権付社債の一部を取得する定め（会社法第236条第１項第７号ハ）がある場合における取得すべき新株予約権付社債を決定した場合又は会社法第 236 条第１項７号イの事由が生じた場合（取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行する場合に限る。）	取得条項付新株予約権付社債の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第 236 条第１項第７号イの事由が生じた後直ちに	通知する事項 ①　取得する取得条項付新株予約権付社債の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。） ②　取得する新株予約権付社債に関する事項（取得する新株予約権付社債の一部を決定する旨及び一部の決定方法） ③　取得に係る手続日程 ④　効力発生日 ⑤　取得のための振替申請をする日 ⑥　取得の対価 ⑦　取得対価として振替株式等を交付する場合は、交付する振替株式等の銘柄 ⑧　発行する取得対価銘柄の総数及び取得対価銘柄の内容（取得対価が振替新株予約権付社債及び振替新株予約権である場合は、公示情報（ＰＤＦファイル）） ⑨　自己の保有する振替株式等を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ⑩　⑨の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で取得対価銘柄についての振替法上の新規記録通知である。 ※　③の「効力発生日」とは、会社法第236条第１項第７号イの事由が生じた日をいい、左記の通知をする日よりも過去の日付となる。 ※　会社法第275条第１項及び第２項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第217条第４項）。 ※　取得対価が振替新株予約権付社債である場合には、当該新株予約権付社債を発行する発行者の発行代理人は、機構に対し、銘柄情報及び発行要項を機構に通知する。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 取得の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
4 買入消却の実施を決定した場合	買入消却をする会社	買入消却決定後速やかに	通知する事項 ① 消却する新株予約権付社債の銘柄 ② 消却する新株予約権付社債の金額 ③ 一部抹消する日 ④ 一部抹消により減少の記録がされる発行者の口座（加入者口座コード）	※ 振替新株予約権付社債の消却は、第199条第4項第1号の減少の記録がされた日のその効力が生じる（第219条第2項）。
5 合併、株式交換、株式移転又は会社分割（以下この欄において「合併等」という。）により新株予約権付社債を承継する場合	合併等により新株予約権付社債を承継（抹消）する会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 承継される新株予約権付社債の銘柄 ② 承継（抹消）に係る手続日程 ③ 全部抹消する日（承継される銘柄が振替新株予約権付社債の場合のみ） ④ 割当比率（承継後の銘柄の数／承継される銘柄の数） ⑤ 合併等の期日 添付する書類 ① 合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	※ この通知は、振替法第200条第1項の通知（全部抹消通知）である。 ※ 承継される銘柄の各社債の金額に対し、交付される承継後の銘柄の数を明らかにする。
	合併等により承継後の新株予約権付社債を交付	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 承継後の新株予約権付社債の銘柄 ② 承継（新規記録）に係る手続日程	※ この通知は、振替法195条第1項の通知（新規記録通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	する会社		③　新規記録する日（承継後の銘柄が振替新株予約権付社債の場合のみ） ④　割当比率（承継後の銘柄の数／承継される銘柄の数） ⑤　合併等の期日 ⑥　自己の保有する振替新株予約権付社債を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ⑦　⑥の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 添付する書類 ①　合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	※　承継後の新株予約権付社債を発行する発行者の発行代理人は、機構に対し、銘柄情報及び発行要項を機構に通知する必要がある。 ※　④は、承継される銘柄の各社債の金額に対し、交付される承継後の銘柄の数を明らかにする。
6　吸収合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合）	吸収合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収合併消滅会社の振替株式の株主に対価として交付する振替新株予約権付社債の銘柄 ②　吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「吸収合併消滅会社銘柄」という。） ③　割当比率（交付する吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債の数／吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄の数）	※　この通知は、吸収合併消滅会社銘柄についての振替法第 135 条第１項の通知（全部抹消の通知）である。 ※　吸収合併消滅会社の振替株式何株に対して、吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明ら

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			④　吸収合併の日程 ⑥　吸収合併期日 ⑥　全部抹消する日 ⑦　吸収合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧　交付する吸収合併存続会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。） ⑨　吸収合併存続会社が知りうる事項として政令で定める事項（吸収合併存続会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨） ⑩　自己の保有する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併の対価を割り当てない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの合併等消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の	かにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			振替株式の数） ⑪　吸収合併存続会社の保有する吸収合併消滅会社銘柄（対価を割り当てない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数） ⑫　担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併存続会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の数【⑩及び⑪の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
	吸収合併存続会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　交付する新株予約権付社債の銘柄 ②　割当比率（交付する吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債の数／吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄の数） ③　吸収合併の日程 ④　吸収合併期日	※　この通知は、吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債についての振替法 195 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※　吸収合併存続会社の新株予約権付社債を発行する発行者の発行代理人は、機構に対し、

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑤　新規記録する日 ⑥　吸収合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑦　交付する吸収合併存続会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。） ⑧　吸収合併存続会社が自己の新株予約権付社債を移転しようとするときは、その数及び自己の新株予約権付社債が記録された口座（加入者口座コード） 添付する書類 ①　吸収合併の内容が分かるもの（プレスリリース等）	銘柄情報及び発行要項を機構に通知する必要がある。 ※　②は吸収合併消滅会社の振替株式何株に対して、吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。
7　新設合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合）	新設合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　新設合併消滅会社の振替株式の株主に対価として交付する振替新株予約権付社債の銘柄 ②　新設合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「新設合併消滅会社銘柄」という。）	※　この通知は、新設合併消滅会社銘柄についての振替法第 135 条第１項の通知（全部抹消の通知）及び新設合併設立会社の振替新株予約権付社債についての振替法 195 条第１項の通知

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			③　割当比率（交付する新設合併設立会社の振替新株予約権付社債の数／新設合併消滅会社の振替株式の銘柄の数） ④　新設合併の日程 ⑤　新設合併期日 ⑥　全部抹消する日 ⑦　新設合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる新設合併設立会社の振替新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧　交付する新設合併設立会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数（新設合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。） ⑨　新設合併設立会社が知りうる事項として政令で定める事項（新設合併設立会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨）【新設合併設立会社が交付する新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合のみ】 ⑩　新設合併消滅会社の保有する新設合併消滅会社銘柄（新設合併の対価を割り当て	（新規記録通知）である。 ※　③は新設合併消滅会社の振替株式何株に対して、新設合併設立会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			ない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの合併等消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の振替株式の数） ⑪　担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅会社銘柄（新設合併設立会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　新設合併の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
8　吸収分割契約の内容を決定した場合（交付する吸収分割承継会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を分割会	吸収分割承継会社である会社（吸収分割に際して吸収分割承継会社の振替新株予約権付社債を発行する場合に限る。）	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収分割会社に対して吸収分割に際して交付する振替新株予約権付社債の銘柄 ②　吸収分割の日程 ③　吸収分割期日 ④　交付する吸収分割承継会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数 ⑤　吸収分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）	※　この通知は、吸収分割承継会社の振替新株予約権付社債についての振替法 195 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
社株主に交付する場合に限る。）			⑥　吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を分割会社株主に交付するか否かの別 添付する書類 ①　吸収分割の内容のわかるもの（プレスリリース等）	
	吸収分割会社である会社（吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を分割会社株主に交付する場合に限る。）	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収分割会社の株式の銘柄（以下「吸収分割会社銘柄」という。 ②　吸収分割承継会社の振替新株予約権付社債が振替新株予約権付社債であるか否かの別 ③　吸収分割承継会社の新株予約権付社債の銘柄 ④　交付比率（吸収分割会社の株主に交付する吸収分割承継会社の新株予約権付社債の数／吸収分割会社銘柄の数） ⑤　吸収分割期日 ⑥　吸収分割期日の吸収分割会社の株主に対して、吸収分割会社の新規記録先口座から株主の口座への吸収分割承継会社の新	※　この場合の吸収分割会社銘柄は、会社法第 171 条第 1 項の規定による株式である。 ※　吸収分割会社の振替株式何株に対して、吸収分割承継会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			株予約権付社債の振替を行うべき旨 ⑦　自己の保有する吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社の新株予約権付社債の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の振替株式の数） ⑧　担保受入先の名称及び吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の数【⑦の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　吸収分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
9　新設分割計画の内容を決定した場合（交付する新設分割設立会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社	新設分割会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　新設分割会社に対して新設分割に際して交付する振替新株予約権付社債の銘柄 ②　新設分割設立会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債であるか否かの別	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合に限る。）			③　新設分割の日程 ④　新設分割期日 ⑤　新設分割設立会社の振替新株予約権付社債の発行総数 ⑥　新設分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード） ⑦　新設分割会社の振替株式の銘柄（以下「新設分割会社銘柄」という。）【吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合のみ】 ⑧　交付比率（新設分割会社の株主に交付する新設分割設立会社銘柄の新株予約権付社債の数／新設分割会社銘柄の数）【吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合のみ】 ⑨　新設分割期日の新設分割会社の株主に対して、新設分割会社の新規記録先口座から株主の口座への新設分割設立会社の新株予約権付社債の振替を行うべき旨【吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価と	※　新設分割会社の振替株式何株に対して、新設分割設立会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			して取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合のみ】 ⑩　自己の保有する新設分割会社銘柄（新設分割設立会社の新株予約権付社債の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の振替株式の数）【吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合のみ】 ⑪　担保受入先の名称及び新設分割会社銘柄（新設分割設立会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　新設分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
10　株式交換契約の内容を決定した場合（株式交換の対価と	株式交換完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株式交換完全子会社の振替株式の株主	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
して振替新株予約権付社債の発行を決定した場合）			に対して株式交換に際して交付する振替新株予約権付社債の銘柄 ②　株式交換完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式交換完全子会社銘柄」という。） ③　割当比率（交付する株式交換完全親会社の新株予約権付社債の数／株式交換完全子会社銘柄の数） ④　株式交換の日程 ⑤　株式交換期日 ⑥　全部抹消する日 ⑦　株式交換完全子会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる株式交換完全親会社の新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧　交付する株式交換完全親会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数（株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。） ⑨　株式交換完全親会社が知りうる事項として政令で定める事項（株式交換完全親会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合は	※　株式交換完全子会社の振替株式何株に対して、株式交換完全親会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			その旨） ⑩　株式交換完全親会社の保有する株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数） ⑪　担保受入先の名称及び株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
	株式交換完全親会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株式交換完全親会社銘柄 ②　株式交換完全子会社銘柄 ③　割当比率（交付する株式交換完全親会社の新株予約権付社債の数／株式交換完全	※　株式交換完全子会社の振替株式何株に対して、株式交換完

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			子会社銘柄の数） ④　株式交換の日程 ⑤　株式交換期日 ⑥　新規記録する日 ⑦　株式交換完全子会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる株式交換完全親会社の振替新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧　交付する株式交換完全親会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数（株式交換完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。） ⑨　株式交換完全親会社が自己の新株予約権付社債を移転しようとするときは、その数及び自己の新株予約権付社債が記録された口座（加入者口座コード） 添付する書類 ①　株式交換の内容の分かるもの（プレスリリース等）	全親会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。
11　株式移転計画の内容を決定した場合（株式移転の対価として振替新株予約権付社債の	株式移転完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　株式移転完全子会社の振替株式の株主に対して株式移転に際して交付する新株	※　この通知は、株式移転完全子会社についての振替法第 135 条第 1 項の通知（全部抹消の通

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
発行を決定した場合）			予約権付社債の銘柄 ②　株式移転完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式移転完全子会社銘柄」という。） ③　割当比率（株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債の数／株式移転完全子会社銘柄の数） ④　株式移転の日程 ⑤　株式移転期日 ⑥　全部抹消する日 ⑦　株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧　株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債の発行総数（株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。） ⑨　他の株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が当該株式移転完全子会社の株主に対し振替新株予約権付社債を交付するときは、その旨	知）及び株式移転完全親会社の振替新株予約権付社債についての振替法 195 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※　③は株式移転完全子会社の振替株式何株に対して、株式移転設立完全親会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑩　株式移転完全親会社が知りうる事項として政令で定める事項（株式移転設立完全親会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨）【株式移転設立完全親会社が交付する新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合のみ】 添付する書類 ①　株式移転の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
12　コールオプション行使に伴う繰上償還を決定した場合	コールオプション行使に伴い繰上償還をする発行者の支払代理人	コールオプションの行使決定後速やかに	通知する事項 ①　コールオプションを行使する新株予約権付社債の銘柄 ②　コールオプションを行使する旨 ③　繰上償還期日 ④　繰上償還価額 ⑤　１円あたりの利子額	
13　新株予約権付社債の無償割当てを決定した場合	新株予約権付社債の無償割当てをする会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ①　新株予約権付社債の無償割当てを受ける株式の銘柄 ②　新株予約権付社債の無償割当てをする新株予約権付社債の銘柄 ③　新株予約権付社債の無償割当てに係る	※　この通知は、振替法第 195 条第１項の通知（新規記録通知）である。 ※　新株予約権付社債の無償割当を行う発行者の発行代理人は、機構に対し、銘柄情報及び

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			手続日程 ④　新株予約権付社債の無償割当ての基準日 ⑤　効力発生日 ⑥　割当比率（交付する新株予約権付社債の総数／無償割当てを受ける株式の発行総数） ⑦　株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる新株予約権付社債の有無、有る場合には、その数及び新規記録予定日 ⑧　新株予約権付社債の無償割当てに際して発行する新株予約権付社債の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる数を除く。） ⑨　新株予約権付社債の無償割当ての対象を受ける株式の銘柄のうち、自己の保有する株式が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数）【割当てを受ける株式が振替株式の場合のみ】 ⑩　担保受入先の名称及び対象銘柄（新株予約権付社債無償割当てを受けない自己株	発行要項を機構に通知する必要がある。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数【⑨の株式に担保が設定されている場合のみ】 ⑪　自己の保有する振替新株予約権付社債を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ⑫　⑪の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 添付する書類 ①　新株予約権付社債の無償割当ての内容の分かるもの（プレスリリース等）	
14　社債権者集会の召集	社債権者集会の召集対象となる新株予約権付社債を発行する会社	発行者が社債権者集会の召集を決定する場合は、決定後速やかに、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会を召集する場合は、発行者が社債権者集会の召集を知った後	通知する事項 ①　社債権者集会の召集対象となる新株予約権付社債の銘柄 ②　社債権者集会の召集決定日 ③　社債権者集会の目的 ④　社債権者集会の開催日 添付する書類 ①　社債権者集会の召集の内容が分かるもの（プレスリリース等）	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
		速やかに		
15　社債管理委託契約の変更	社債管理委託契約を変更する会社	社債管理委託契約の変更決定後速やかに	通知する事項 ①　社債管理委託契約を変更する新株予約権付社債の銘柄 ②　社債管理委託契約を変更する日（効力発生日） ③　社債管理委託契約の変更内容 添付する書類 ①　変更後の社債管理委託契約書の写し	
16　財務代理人の設置又は変更	財務代理人を設置又は変更する会社	財務代理人の設置又は変更の決定後速やかに	通知する事項 ①　財務代理人を設置又は変更する新株予約権付社債の銘柄 ②　財務代理人の設置日又は変更日 ③　設置又は変更した財務代理人の名称 添付する書類 ①　社債管理委託契約書の写し	
17　非上場新株予約権付社債の割当先	非上場新株予約権付社債を発行する会社	発行決定後速やかに	通知する事項 ①　発行する新株予約権付社債の銘柄 ②　新株予約権付社債の割当先	※　非上場新株予約権付社債が第三者割当てにより発行される場合のみ提出する。
18　決算期変更に伴う新株予約権行使における調整措置	決算期変更に伴い調整措置を行う会社	決算期変更に伴う調整措置の決定後速やかに	通知する事項 ①　調整措置の内容 添付する書類	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			①　決算期変更に伴う調整措置について内容が分かるもの（プレスリリース等）	
19　新株予約権付社債についての期限の利益の喪失	期限の利益を喪失した新株予約権付社債を発行する会社	期限の利益の喪失後速やかに	通知する事項 ①　期限の利益を喪失した新株予約権付社債の銘柄 ②　期限の利益の喪失日 ③　期限の利益の喪失理由 ④　地域経済活性化支援機構に対して再生支援の申込みを行う予定の有無 ⑤　特定認証紛争解決手続の申込みを行う予定の有無 添付する書類 ①　期限の利益を喪失したことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
20　新株予約権付社債契約に特約された社債権者又は発行者の権利行使に係る条件の成否の確定	振替新株予約権付社債を発行する会社	条件の成否の確定がした後、速やかに	通知する事項 ①　新株予約権付社債契約に特約された社債権者又は発行者の権利行使に係る条件の成否が確定した旨及びその内容	
21　新株予約権付社債に係る新株予約権の全部が行使された場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	新株予約権の全部が行使された後、速やかに	通知する事項 ①　新株予約権の全部が行使された新株予約権付社債の銘柄 ②　新株予約権の全部が行使された日	
22　上場振替新株予約権付社債について上場廃止の原因とな	振替新株予約権付社債を発行す	上場廃止となった日以降、速や	通知する事項 ①　上場廃止となった新株予約権付社債の	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
る事実の発生	る会社	かに	銘柄 ②　上場廃止日 ③　上場廃止理由	
23　償還すべき社債の金額について減額を行う場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る裁判所の認可を受けた後又は社債権者集会の目的である事項として社債の金額の減額を行う旨が提案され、当該提案につき社債権者集会の決議の省略により決議があったものとみなされた後速やかに	通知する事項 ①　償還すべき社債の金額が減額される銘柄 ②　減額後の償還すべき社債の金額 ③　償還すべき社債の金額の減額に係る効力発生日 ④　償還すべき社債の金額を減額した事由	
24　地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込みを行った場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込み後速やかに	通知する事項 ①　当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ②　地域経済活性化支援機構に対する再生	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			支援の申込日 添付する書類 ①　地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込みを行ったことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
25　地域経済活性化支援機構から再生支援の決定を得られなかった場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	地域経済活性化支援機構から再生支援の決定を得られないことが確定した後速やかに	通知する事項 ①　当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ②　地域経済活性化支援機構からの再生支援を受けられないことが確定した日 添付する書類 ①　地域経済活性化支援機構からの再生支援を受けられないことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
26　地域経済活性化支援機構による再生支援の決定が撤回された場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	地域経済活性化支援機構による再生支援の決定が撤回された後速やかに	通知する事項 ①　当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ②　地域経済活性化支援機構により再生支援が撤回された日 添付する書類 ①　地域経済活性化支援機構による再生支援が撤回されたことについて内容が分かる	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			もの（プレスリリース等）	
27　地域経済活性化支援機構による再生支援中に、法的整理手続きが開始された場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	法的整理手続きの開始後速やかに	通知する事項 ①　当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ②　法的整理手続が行われることになった日 添付する書類 ①　地域経済活性化支援機構による再生支援について、法的整理手続を含めた支援が行われることについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
28　特定認証紛争解決手続の申込みを行った場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	特定認証紛争解決手続の申込み後速やかに	通知する事項 ①　当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ②　特定認証紛争解決手続の申込日 添付する書類 ①　特定認証紛争解決手続の申込みを行ったことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
29　特定認証紛争解決手続の申込みが不受理となった場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	特定認証紛争解決手続の申込みが不受理となった後速やかに	通知する事項 ①　当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ②　特定認証紛争解決手続の申込みが不受理となった日	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ①　特定認証紛争解決手続の申込みが不受理となったことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
30　特定認証紛争解決手続が終了した場合（ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第20条に規定する事業再生計画案の決議により特定認証紛争解決手続が終了した場合を除く。）	振替新株予約権付社債を発行する会社	特定認証紛争解決手続が終了した後速やかに	通知する事項 ①　当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ②　特定認証紛争解決手続が終了した日 ③　特定認証紛争解決手続が終了した理由 添付する書類 ①　特定認証紛争解決手続が終了したことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
31　1から30までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	1から30までのそれぞれの届出をすべき会社	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容が分かるもの	
32　その他機構が別に定める場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

以　上

振替投資口の発行者の決定事項等の通知

１．通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。

② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

２．通知すべき場合及び通知すべき事項

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1　募集投資口の募集事項の決定をした場合	募集投資口の募集をする投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ①　募集方法 ②　募集投資口の銘柄及び銘柄コード ③　募集投資口の口数 ④　募集投資口の払込金額（１口あたり）（第三者割当ての場合は１株あたりの発行価額） ⑤　募集に係る手続日程 ⑥　申込期日 ⑦　払込期日 ⑧　発行時 DVP 方式の利用の有無 ⑨　引受主幹事証券会社【公募の場合のみ】 ⑩　払込取扱銀行【ＤＶＰ方式の場合のみ】 ⑪　割当先の氏名又は名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）【第三者割当ての場合のみ】 ⑫　口座通知の取次ぎ受付締切日【第三者割	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で募集投資口についての振替法第 228 条第１項において読み替えて準用する第 130 条第１項の通知（新規記録通知）である。また、投資主割当ての場合には、振替法第 228 条第１項において読み替えて準用する第 151 条第７項の通知（基準日等の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			当てであって、かつ非ＤＶＰ方式の場合のみ】 ⑬　新規記録日 添付する書類 ①　募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
2　自己投資口の消却を決定した場合（自己投資口が振替投資口である場合に限る。）	自己投資口の消却をする投資法人	役員会決議後速やかに	通知する事項 ①　消却する銘柄（以下「消却対象銘柄」という。）及び銘柄コード ②　消却する口数 ③　一部抹消する日 ④　一部抹消により減少の記録がされる投資法人の口座（加入者口座コード） 添付する書類 ①　消却の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　振替投資口の消却は振替法第 228 条１項において読み替えて準用する第 134 条第４項第１号の減少の記録（抹消申請による減少の記録がされた日にその効力が生ずる）（振替法第 228 条１項において読み替えて準用する第 158 条第２項）。
3　投資口の併合を決定した場合	投資口併合をする投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ①　投資口併合に係る振替投資口の銘柄（以下「投資口併合銘柄」という。）及び銘柄コード ②　効力発生日（併合日） ③　減少比率（投資口併合後の投資口併合銘柄の発行総口数／投資口併合前の投資口併	※　この通知は、投資口併合銘柄についての振替法第 228 条第１項において読み替えて準用する第 136 条１項の通知（投資口併合の通知）及び振替法第 228 条第１項において読み替えて準用する第 151 条第７項の通知であ

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			合銘柄の発行総口数） 添付する書類 ①　投資口併合の内容の分かるもの（プレスリリース等）	る。但し、同条第１項第２号に定める減少比率と、左記④の減少比率は内容が異なっている。
4　投資口の分割を決定した場合	投資口分割をする投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ①　投資口分割に係る振替投資口の銘柄（以下「投資口分割銘柄」という。）及び銘柄コード ②　投資口分割基準日 ③　効力発生日 ④　増加比率（投資口分割後の投資口分割銘柄の発行総口数／投資口分割前の投資口分割銘柄の発行総口数） 添付する書類 ①　投資口分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　この通知は、投資口分割銘柄についての振替法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 137 条第１項の通知（投資口分割の通知）及び振替法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。但し、同条第１項第２号に定める増加比率と、左記④の増加比率は内容が異なっている。
5　吸収合併契約の内容を決定した場合	吸収合併消滅法人となる投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ①　吸収合併の対価の内容 ②　吸収合併消滅法人の振替投資口の投資主に対して吸収合併に際して交付する振替投資口の銘柄（以下「吸収合併存続法人銘柄」という。）及び銘柄コード【対価が吸収合併存続法人銘柄の場合のみ】	※　この通知は、吸収合併消滅法人の投資口が振替投資口である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付するときは、吸収合併消滅法人銘柄についての振

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			③　吸収合併消滅法人の振替投資口の銘柄（以下「吸収合併消滅法人銘柄」という。）及び銘柄コード ④　合併比率 ⑤　吸収合併の日程 ⑥　吸収合併期日 ⑦　全部抹消する日【対価が吸収合併存続法人銘柄以外の場合のみ】 ⑧　交付する吸収合併存続法人銘柄のうち発行に係るものの総口数（吸収合併消滅法人の振替投資口のうち公示催告手続が行われている投資証券の投資口に対して割り当てる口数を除く。）（公示情報（ＰＤＦ））【対価が吸収合併存続法人銘柄の場合のみ】 ⑨　自己の保有する吸収合併消滅法人銘柄（吸収合併の対価を割り当てない自己投資口）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅法人銘柄の振替投資口の口数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅法人銘柄の振替投資口の口数）【対価が吸収合併存続法人銘柄の場合のみ】 ⑩　吸収合併存続法人の保有する吸収合併消滅法人銘柄（吸収合併の対価を割り当て	替法第228条第1項において読み替えて準用する第138条第1項の通知（合併等の通知）である。また、吸収合併消滅法人の投資口が振替投資口である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人の投資主に対し振替投資口でない投資口を交付するときは、吸収合併消滅法人銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第135条第1項の通知（全部抹消の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			ない投資口）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅法人銘柄の振替投資口の口数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替投資口の口数）【対価が吸収合併存続法人銘柄の場合のみ】 ⑪　上記⑨及び⑩の他、吸収合併の対価を割り当てない投資口を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの口数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの口数）【対価が吸収合併存続法人銘柄の場合のみ】 ⑫　担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅法人銘柄（吸収合併存続法人銘柄の割当てを受けない投資口）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅法人銘柄の口数【⑨～⑪の株式に投資口が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
	吸収合併存続法	役員会承認後速	通知する事項	※　この通知は、別途の新規記録

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	人となる投資法人（吸収合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合であって吸収合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を発行する場合に限る。）	やかに	①　吸収合併存続法人銘柄及び銘柄コード ②　吸収合併消滅法人銘柄及び銘柄コード ③　合併比率 ④　吸収合併の日程 ⑤　効力発生日（吸収合併期日） ⑥　交付する吸収合併存続法人銘柄のうち発行に係るものの総口数（吸収合併消滅法人の振替投資口のうち公示催告手続が行われている投資証券の投資口に対して割り当てる口数を除く。） 添付する書類 ①　吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）	通知データと一体で吸収合併存続法人銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第130条第1項の通知（新規記録通知）である。 ※　吸収合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合であって吸収合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付する場合、④吸収合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。
6　新設合併契約の内容を決定した場合	新設合併消滅法人となる投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ①　新設合併の対価の内容 ②　新設合併消滅法人の振替投資口の投資主に対して合併に際して交付する投資口の銘柄（以下「新設合併設立法人銘柄」という。）及び銘柄コード ③　新設合併消滅法人の振替投資口の銘柄（以下「新設合併消滅法人銘柄」という。）及び銘柄コード ④　合併比率 ⑤　新設合併の日程	※　この通知は、新設合併消滅法人の投資口が振替投資口である場合において、新設合併に際して、新設合併設立法人が新設合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付するときは、新設合併消滅法人銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第138条第1項の通知（合併等の通知）であり、振替投資口でない投資口を

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑥　効力発生日（新設合併期日） ⑦　全部抹消する日【新設合併設立法人銘柄が振替投資口でない場合のみ】 ⑧　新設合併設立法人銘柄の発行総口数（新設合併消滅法人の振替投資口のうち公示催告手続が行われている投資証券の投資口に対して割り当てる口数を除く。）（他の新設合併消滅法人の投資主に交付される口数を除く。）（公示情報（ＰＤＦ））【新設合併設立法人銘柄が振替投資口である場合のみ】 ⑨　他の新設合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立法人が当該新設合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付するときは、その旨 ⑩　新設合併消滅法人の保有する新設合併消滅法人銘柄（（新設合併の対価を割り当てない）自己投資口及び他の新設合併消滅法人銘柄）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅法人銘柄の振替投資口の口数（他の新設合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合には、当該他の新設合併消滅法人が保有する新設合併消滅法人銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅	交付するときは、新設合併消滅法人銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第135条第1項の通知（全部抹消の通知）である。 また、他の新設合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立法人が当該新設合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付するときは、別途の新規記録通知データと一体で新設合併設立法人銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第130条第1項の通知（新規記録通知）である。 ※　他の新設合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立法人が当該新設合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付する場合、⑤新設合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			法人銘柄の振替投資口の口数も通知する。）（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅法人銘柄の振替投資口の口数）【新設合併設立法人銘柄が振替投資口である場合のみ】 ⑪　担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅法人銘柄（新設合併設立法人銘柄の割当てを受けない投資口）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅法人銘柄の口数【⑩の投資口に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　新設合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
7　規約又は投資口取扱規則の変更を決定した場合	振替投資口を発行する投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ①　基準日に関する定め ②　総投資主通知及び情報提供請求についての正当な理由の定め ③　その他事項 添付する書類 ①　変更後の規約案 ②　変更後の投資口取扱規則案	※　基準日に関する定めの場合には、この通知は、振替法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。 ※　③その他の事項には機構取扱対象株式等に該当しないこととなる場合（電子提供措置の定めの廃止、投資証券発行の定め）

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
				を含む。
8　基準日を設定した場合（振替投資口に係る基準日である場合に限る。）	振替投資口を発行する投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ①　基準日 ②　基準日投資主が行使できる権利の内容 添付する書類 ①　基準日についての内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　この通知は、振替法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。
9　機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替投資口を発行する投資法人	届出事項に変更が生じることとなったとき速やかに	通知する事項 ①　商号の変更 ②　本店所在地の変更 ③　代表者の変更 ④　金融商品取引所における売買単位の変更 ⑤　投資主名簿等管理人の変更 ⑥　投資口取扱規則の変更（総投資主通知及び情報提供請求についての正当な理由の定めを含む。） ⑦　情報取扱責任者の変更） ⑧　上場する金融商品取引所の変更（追加又は廃止 ⑨　その他届出事項の変更	※　⑨その他届出事項の変更には英文名称の変更を含む（上場投資口は除く）。
10　金融商品取引所による上場廃止の原因となる事実が発生した場合（５及び６に掲げる場	振替投資口を発行する投資法人	上場廃止等の原因となる事実が発生したとき速	通知する事項 ①　上場廃止等の原因となる事実の内容	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
合によるものを除く。)		やかに	添付する書類 ①　上場廃止等の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
11　非上場投資口の発行者に固有の通知事項について決定した場合	振替投資口を発行する投資法人（非上場の場合に限る）	役員会承認後速やかに	通知する事項 ①　投資主総会開催日 ②　分配金の支払いに係る事項（１口当たり分配金（予定)、効力発生日、分配金支払開始予定日、利益超過分配の有無）	
12　非上場投資口として機構取扱対象株式等となる要件に新たに該当する又は通知済の要件に該当しないこととなる場合	振替投資口を発行する投資法人（非上場の場合に限る）	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記の事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容の分かるもの	※　対象となる非上場投資口の取扱要件は、第１節「１．機構取扱対象株式等」⑭イ（ロ）又は（ハ）である。 ※　新たに該当する取扱要件の通知は任意である。
13　振替投資口の無効事由等に関する次に掲げる事実が発生した場合 ア．振替投資口に係る行為の無効の訴え（投資信託及び投資法人に関する法律第 75 条第６項、第 84 条第２項、第 142 条第６項及び第 150 条において読み替えて準用する会社法第 828 条）があったとき イ．新株発行不存在の訴え（投	振替投資口を発行する投資法人	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記の事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
資信託及び投資法人に関する法律第 84 条第３項において読み替えて準用する会社法第 829 条）があったとき				
14　１から 13 までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	１から 11 のそれぞれの届出をすべき投資法人	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容が分かるもの	
15　その他機構が別に定める場合	振替投資口を発行する投資法人	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

振替優先出資の発行者の決定事項等の通知

１．通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。

② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

２．通知すべき場合及び通知すべき事項

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1　募集優先出資の募集事項の決定をした場合（募集優先出資が振替優先出資であり、かつ、新たに振替優先出資を発行する場合に限る。） 通知の要不要 募集優先出資が振替優先出資となる場合：○ 募集優先出資が振替優先出資とならない場合：×	募集優先出資の募集をする協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	通知する事項 ① 募集方法（公募、第三者割当て又は優先出資者割当ての別） ② 募集優先出資の銘柄及び銘柄コード ③ 募集優先出資の口数 ④ 募集優先出資の内容 ⑤ 募集優先出資の払込金額（１口あたり）（第三者割当ての場合は１口あたりの発行価額） ⑥ 募集に係る手続日程 ⑦ 申込期日 ⑧ 払込期日 ⑨ 発行時 DVP 方式の利用の有無 ⑩ 引受主幹事証券会社【公募の場合のみ】 ⑪ 払込取扱銀行【ＤＶＰ方式の場合のみ】 ⑫ 優先出資者割当てに係る基準日【優先出資者割当ての場合のみ】	※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で募集優先出資についての振替法第 235 条第１項において読み替えて準用する第 130 条第１項の通知（新規記録通知）である。また、優先出資者割当ての場合には、振替法第 235 条第１項において読み替えて準用する第 151 条第７項の通知（基準日等の通知）である。 ※ ②の募集優先出資の銘柄とは、発行者の名称及び優先出資の種類をいう。この場合において優先出資の種類とは、有価証券届出書等の新規発行優先出資の種類欄等に記載される優先出

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑬　割当比率【優先出資者割当ての場合のみ】 ⑭　発行日決済取引の有無（有る場合は新旧併合に係る日程)【優先出資者割当ての場合のみ】 ⑮　割当先の氏名又は名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）【第三者割当ての場合のみ】 ⑯　口座通知の取次ぎ受付締切日【非ＤＶＰ方式の場合のみ】 ⑰　新規記録日【第三者割当て又は優先出資者割当ての場合のみ】 ⑱　特別口座のみを有する優先出資者に係る口座通知の受付期間【優先出資者割当ての場合のみ】 ⑲　自己の保有する募集優先出資の銘柄を移転する場合は、移転する口数及び当該口数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）【優先出資者割当ての場合のみ】 添付する書類 ①　募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等）	資の名称（普通優先出資、第一種優先優先出資等）をいう。また、④の募集優先出資の内容とは、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第５条第１項各号に規定する定款記載事項をいう。以下同じ。
２　自己優先出資の消却を決定した場合（自己優先出資が振替	自己優先出資の消却をする協同	理事会決議後速やかに	通知する事項 ①　消却する銘柄（以下「消却対象銘柄」と	※　振替優先出資の消却は、振替法第 235 条第１項において読み

<table>
<tr><th>通知すべき場合</th><th>通知すべき者</th><th>通知すべき時期</th><th>通知すべき事項等</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>優先出資である場合に限る。）
通知の要不要
<table><tr><td>消却する自己優先出資が振替優先出資である場合</td><td>○</td></tr><tr><td>消却する自己優先出資が振替優先出資でない場合</td><td>×</td></tr></table></td><td>組織金融機関</td><td></td><td>いう。）及び銘柄コード
②　消却する口数
③　一部抹消する日
④　一部抹消により減少の記録がされる協同組織金融機関の口座（加入者口座コード）

添付する書類
①　消却の内容の分かるもの（プレスリリース等）</td><td>替えて準用する第 134 条第４項第１号の減少の記録（抹消申請による減少の記録）がされた日にその効力が生ずる（振替法第 235 条第１項において読み替えて準用する第 158 条第２項）。</td></tr>
<tr><td>3　優先出資の分割を決定した場合（分割する優先出資が振替優先出資である場合に限る。）
通知の要不要
<table><tr><td>分割する優先出資が振替優先出資である場合</td><td>○</td></tr><tr><td>分割する優先出資が振替優先出資でない場合</td><td>×</td></tr></table></td><td>優先出資の分割をする協同組織金融機関</td><td>理事会決議後速やかに</td><td>通知する事項
①　優先出資分割に係る振替優先出資の銘柄（以下「優先出資分割銘柄」という。）及び銘柄コード
②　優先出資の分割に係る一定の日（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 16 条第２項第１号に規定する一定の日をいう。）
③　効力発生日
④　増加比率（優先出資分割後の優先出資分割銘柄の発行総口数／優先出資分割前の優先出資分割銘柄の発行総口数）

添付する書類
①　優先出資分割の内容の分かるもの（プレ</td><td>※　この通知は、優先出資分割銘柄についての振替法第 235 条第１項において読み替えて準用する第 137 条第１項の通知（優先出資分割の通知）及び振替法第 235 条第１項において読み替えて準用する第 151 条第７項の通知（基準日の通知）である。但し、第 137 条第１項第２号に定める増加比率と、左記④の増加比率は内容が異なっている。</td></tr>
</table>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			スリリース等)	
4　吸収合併契約の内容を決定した場合	吸収合併消滅協同組織金融機関となる協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収合併の対価の内容 ②　吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資者に対して吸収合併に際して交付する振替優先出資の銘柄（以下「吸収合併存続協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード【対価が吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の場合のみ】 ③　吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の銘柄（以下「吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード ④　合併比率 ⑤　吸収合併の日程 ⑥　吸収合併期日 ⑦　全部抹消する日【対価が吸収合併存続協同組織金融機関銘柄以外の場合のみ】 ⑧　交付する吸収合併存続協同組織金融機関銘柄のうち発行に係るものの総口数（吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数を除く。）及び優先出資の内容（公示情報（ＰＤＦ））【対価が吸収合併存続協同組織	※　この通知は、吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付するときは、吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 138 条第 1 項の通知（合併等の通知）である。また、吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資でない優先出資を交付するときは、吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 135 条第 1 項の通

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			金融機関銘柄の場合のみ】 ⑨　自己の保有する吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄（吸収合併の対価を割り当てない自己優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数）【対価が吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の場合のみ】 ⑩　吸収合併存続協同組織金融機関の保有する吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄（吸収合併の対価を割り当てない優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数）【対価が吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の場合のみ】 ⑪　上記⑨及び⑩の他、吸収合併の対価を割り当てない優先出資を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの口数（担保	知（全部抹消の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数）【対価が吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の場合のみ】 ⑫　担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄（吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の割当てを受けない優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の口数【⑨～⑪の優先出資に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
	吸収合併存続協同組織金融機関となる協同組織金融機関（吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合であって吸収	理事会決議後速やかに	通知する事項 ①　吸収合併存続協同組織金融機関銘柄及び銘柄コード ②　吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄及び銘柄コード ③　合併比率 ④　吸収合併の日程 ⑤　効力発生日（吸収合併期日） ⑥　交付する吸収合併存続協同組織金融機	※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で吸収合併存続協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※　吸収合併消滅共同組織金融機関の優先出資が振替優先出資

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を発行する場合、又は吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併に際して自己優先出資を移転しようとする場合に限る。）		関銘柄のうち発行に係るものの総口数（吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数を除く。）及び優先出資の内容 ⑧　吸収合併存続協同組織金融機関が自己優先出資を移転しようとするときは、その口数及び当該自己優先出資が記録された口座（加入者口座コード） 添付する書類 ①　吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）	でない場合であって吸収合併消滅共同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付する場合、④吸収合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。
5　新設合併契約の内容を決定した場合	新設合併消滅協同組織金融機関となる協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	通知する事項 ①　新設合併の対価の内容 ②　新設合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資者に対して合併に際して交付する優先出資の銘柄（以下「新設合併設立協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード ③　新設合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の銘柄（以下「新設合併消滅協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード ④　合併比率	※　この通知は、新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、新設合併に際して、新設合併設立協同組織金融機関が新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付するときは、新設合併消滅協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 138 条第 1 項の通知（合併等の通知）

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑤　新設合併の日程 ⑥　効力発生日（新設合併期日） ⑦　全部抹消する日【新設合併設立協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合のみ】 ⑧　新設合併設立協同組織金融機関銘柄の発行総口数（新設合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数を除く。）（他の新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に交付される口数を除く。）及び優先出資の内容（公示情報（ＰＤＦ））【新設合併設立協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合のみ】 ⑨　他の新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立協同組織金融機関が当該新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付するときは、その旨 ⑩　新設合併消滅協同組織金融機関の保有する新設合併消滅協同組織金融機関銘柄（(新設合併の対価を割り当てない）自己優先出資及び他の新設合併消滅協同組織金融	であり、振替優先出資でない優先出資を交付するときは、新設合併消滅協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 135 条第 1 項の通知（全部抹消の通知）である。また、他の新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立協同組織金融機関が当該新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付するときは、別途の新規記録通知データと一体で新設合併設立協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※　他の新設合併消滅共同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立共同組織金融機関が当該新設合併

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			機関銘柄）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数（他の新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合には、当該他の新設合併消滅協同組織金融機関が保有する新設合併消滅協同組織金融機関銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数も通知する。）（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数）【新設合併設立協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合のみ】 ⑪　担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅協同組織金融機関銘柄（新設合併設立協同組織金融機関銘柄の割当てを受けない優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅協同組織金融機関銘柄の口数【⑩の優先出資に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ①　新設合併の内容の分かるもの（プレスリ	消滅共同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付する場合、⑤新設合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			リース等)	
6　定款又は優先出資取扱規則の変更を決定した場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	通知する事項 ①　基準日に関する定め ②　総優先出資者通知及び情報提供請求についての正当な理由の定め ③　その他事項 添付する書類 ①　変更後の定款案 ②　変更後の優先出資取扱規則案	※　基準日に関する定めの場合には、この通知は、振替法第235条第1項において読み替えて準用する第151条第7項の通知（基準日の通知）である。 ※　③その他の事項には機構取扱対象株式等に該当しないこととなる場合（電子提供措置の定めの廃止、優先出資証券発行の定め）を含む。
7　基準日を設定した場合（振替優先出資に係る基準日である場合に限る。）	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	通知する事項 ①　基準日 ②　基準日優先出資者が行使できる権利の内容 添付する書類 ①　基準日についての内容の分かるもの（プレスリリース等)	※　この通知は、振替法第235条において読み替えて準用する第151条第7項の通知（基準日の通知）である。
8　機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	届出事項に変更が生じることとなったとき速やかに	通知する事項 ①　名称の変更 ②　主たる事務所の所在地の変更 ③　代表者の変更 ④　優先出資者名簿管理人の変更 ⑤　優先出資取扱規則の変更（総優先出資者	※　⑧その他届出事項の変更には英文商号の変更を含む（上場優先出資の発行者は除く)。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			通知及び情報提供請求についての正当な理由の定めを含む。） ⑥　情報取扱責任者の変更 ⑦　上場する金融商品取引所の変更（追加又は廃止） ⑧　その他届出事項の変更	
9　金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合（４及び５に掲げる場合によるものを除く。）	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	上場廃止等の原因となる事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　上場廃止等の原因となる事実の内容 添付する書類 ①　上場廃止等の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　組織変更計画を決定した場合を含む。
10　非上場優先出資の発行者に固有の通知事項について決定した場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関（優先出資が非上場の場合に限る）	理事会決議後速やかに	通知する事項 ①　優先出資総会開催日 ②　剰余金の配当に係る事項（１口当たり配当金（予定）、効力発生日、配当支払開始予定日）	
11　非上場優先出資として機構取扱対象株式等となる要件に新たに該当する又は通知済の要件に該当しないこととなる場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関（優先出資が非上場の場合に限る）	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記の事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容の分かるもの	※　対象となる非上場優先出資の取扱要件は、第１節「１．機構取扱対象株式等」⑭イ（ロ）又は（ハ）である。 ※　新たに該当する取扱要件の通知は任意である。
12　振替優先出資の無効事由等に関する次に掲げる事実が発	振替優先出資を発行する協同組	左記の事実が発生したとき速や	通知する事項 ①　左記の事実の内容	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
生した場合 ア．協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 14 条において読み替えて準用する会社法第 210 条に規定する優先出資の発行をやめることの請求があったとき イ．振替優先出資に係る行為の無効の訴え（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 14 条第３項において読み替えて準用する会社法第 828 条）があったとき ウ．新優先出資発行不存在の訴え（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 14 条第４項において読み替えて準用する会社法第 829 条）があったとき	織金融機関	かに	添付する書類 ①　左記の事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
13　１から 12 までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	１から 10 のそれぞれの届出をすべき投資法人	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容が分かるもの	
15　その他機構が別に定める場合	振替優先出資を	機構が別に定め	機構が別に定める事項	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	発行する協同組織金融機関	るとき		

振替投資信託受益権の発行者の決定事項等の通知

１．通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。

② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

２．通知すべき場合及び通知すべき事項

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1　振替投資信託受益権の発行を決定した場合（信託の併合により消滅する受益権が振替投資信託受益権でない場合において、信託の併合に際して振替投資信託受益権が交付される場合を含む。） 通知の要不要 新規設定の場合：○ 追加設定の場合：×	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	通知する事項 ①　発行する投資信託受益権の銘柄及び証券コード ②　発行者の商号又は名称 ③　受託会社（原受託）の商号又は名称 ④　受託会社（再信託受託）の商号又は名称（選任する場合に限る。） ⑤　受益者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ⑥　当初設定日 ⑦　販売会社の商号又は名称 ⑧　発行者分端数の記録先口座 ⑨　次に掲げる事項 a　振替投資信託受益権の銘柄 b　投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数 c　受託会社（③の受託会社（原受託））	※　使用する通知書は「振替投資信託受益権（ＥＴＦ）の新規発行（ST97-67）」及び「銘柄情報通知フォーマット（ST06-02）」（書式は機構ホームページに掲載）を参照。 ※　この通知は、別途の新規記録情報通知データと一体で振替投資信託受益権についての振替法第 121 条において読み替えて準用する第 69 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※　受託会社（原受託）及び受託会社（再信託受託）については、あらかじめ、機構から指定を受けた受託会社のみ選任可能。 ※　発行者は、受託会社（原受託）

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			の商号 d　委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあっては、委託者の商号（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法第 29 条の５第１項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下、この節において同じ。）を行うことにつき同法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第 11 項に規定する金融商品取引業者をいう。以下、この節において同じ。）であるときは、その旨を含む。） e　振替投資信託受益権の口数 f　委託者非指図型投資信託にあっては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数 g　信託契約期間 h　信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所 i　受託会社及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期 j　公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	に対して、受託会社（再信託受託）及び受益者名簿管理人としていずれの者を届け出るのかの確認を行う。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			k　元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額 l　委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所 m　受託会社が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託会社がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所 n　l 及びmの場合における委託に係る費用 o　委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託会社が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			の内容 p　証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 イ　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第２号イに規定する公社債投資信託 ロ　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第２号ロに規定する親投資信託 ハ　前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの q　銘柄コード ⑩　その他機構が定める事項 添付する書類 ①　投資信託約款	
2　発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	通知する事項 ①　決定の内容 添付する書類 ①　決定内容の分かるもの（プレスリリース	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			等)	
3　振替投資信託受益権の併合を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	通知する事項 ①　併合に係る振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード ②　減少比率（併合後の振替投資信託受益権の口数／併合前の振替投資信託受益権の口数） ③　併合の日（効力発生日） ④　振替投資信託受益権の併合に係る手続日程 添付する書類 ①　決定内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　この通知は、振替法第 121 条の２第１項に基づく振替投資信託受益権の併合に係る通知である。
4　振替投資信託受益権の分割を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	通知する事項 ①　分割に係る振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード ②　増加比率（分割後の振替投資信託受益権の口数／分割前の振替投資信託受益権の口数） ③　分割の日（効力発生日） ④　振替投資信託受益権の分割に係る手続日程 添付する書類	※　この通知は、振替法第 121 条の２第１項に基づく振替投資信託受益権の分割に係る通知である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			①　決定内容の分かるもの（プレスリリース等）	
5　信託の併合を決定した場合	従前の信託の発行者（信託の併合により消滅する受益権が振替投資信託受益権である場合に限る。）	決定後速やかに	（1）信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託である場合 通知する事項 ①　従前の信託の受益者に対して交付する振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード ②　従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード ③　割当比率（信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の口数／従前の振替投資信託受益権の口数） ④　併合の日（効力発生日） ⑤　①の振替投資信託受益権のうち当該信託の併合により新たに生じるものの総口数及び銘柄情報 ⑥　振替投資信託受益権の併合に係る手続日程 添付する書類 ①　決定内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　この通知は、振替法第121条の3第1項に基づく信託の併合に係る通知である。 ※　銘柄情報の内容は、1「振替投資信託受益権の発行を決定した場合」の、⑩「次に掲げる事項」に準じる。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			（２）信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権が交付される場合 通知する事項 ①　信託の併合により消滅する振替受益権の銘柄及び銘柄コード ②　①についての記載又は記録の全部を抹消する日 ③　①についての記載又は記録の全部を抹消する理由 添付する書類 ①　決定内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　この通知は、振替法第 121 条の４第１項に基づく信託の併合に係る通知である。
6　投資信託約款の変更を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	通知する事項 ①　投資信託約款の変更 添付する書類 ①　変更後の投資信託約款	
7　振替投資信託受益権に係る議決権を行使することができる受益者を確定させるための日を定めた場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	通知する事項 ①　議決権を行使することができる受益者を確定させるための日 ②　受益者を確定させるための日を定めた理由	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ①　議決権を行使することができる受益者を確定させるための日を定めた理由について内容の分かるもの（プレスリリース等）	
8　機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替投資信託受益権の発行者	届出事項に変更が生じることとなったとき速やかに	通知する事項 ①　変更後の機構に対する届出事項	
9　金融商品取引所による上場廃止の原因となる事実が発生した場合（２及び５に掲げる場合によるものを除く）	振替投資信託受益権の発行者	上場廃止の原因となる事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　上場廃止の原因となる事実の内容 添付する書類 ①　上場廃止の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
10　振替投資信託受益権に関する権利等に係る重要な事項について決定等を行ったとき（１から９までに掲げる場合によるものを除く）	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	通知する事項 ①　決定の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
11　１から10までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	振替投資信託受益権の発行者	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記事実の内容	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ①　左記の事実の内容が分かるもの	
12　その他機構が別に定める場合	振替投資信託受益権の発行者	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

振替受益権の発行者の決定事項等の通知

１．通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。

② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

２．通知すべき場合及び通知すべき事項

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1　振替受益権の発行を決定した場合 通知の要不要 新規設定の場合：○ 追加設定の場合：×	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ①　発行する受益証券発行信託の受益権の銘柄及び証券コード ②　発行者兼受託者の商号又は名称 ③　受益者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ④　振替受益権に係る受益証券発行信託の当初設定日 ⑤　受益証券発行信託の計算期日 ⑥　受益証券発行信託に係る契約の期間 ⑦　金融商品取引所における振替受益権の売買単位 ⑧　指定転換請求者の商号又は名称 ⑨　上場する金融商品取引所 ⑩　発行する振替受益権の数 ⑪　調整受益権数（発行者分）の記録先口座 ⑫　振替受益権の公示の内容	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「振替受益権の新規発行（ST96-01）」及び「銘柄情報通知フォーマット（ST07-03）」（書式は機構ホームページに掲載）を参照。 ※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で振替受益権についての振替法第 127 条の５第１項の通知（新規記録通知）である。 ※　公示の内容については、第６

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑬　その他機構が定める事項 添付する書類 ①　受益証券発行信託に係る契約 ②　所定の Target 保振サイトの利用申込書	章第 18 節「振替受益権の内容の提供」２．を参照。 ※　機構が必要と認める場合に限る。
２　受託者の任務の終了事由（信託法第 56 条第１項各号に掲げる事由をいう。）が発生した場合	振替受益権の発行者	信託法第 56 条第１項各号に掲げる事由が発生したとき速やかに	通知すべき事項 ①　受託者の任務の終了事由 ②　受託者の任務の終了事由の発生日 添付する書類 ①　受託者の任務終了及び終了事由等が分かるもの（プレスリリース等）	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※　受託者の任務の終了事由は、信託の清算が結了した場合のほか、次に掲げる事由となる。ただし、（１）については、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 （１）受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。 （２）受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。 （３）信託法第 57 条に規定す

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
				る受託者の辞任 （４）信託法第 58 条に規定する受託者の解任 （５）信託行為において定めた事由
３　新受託者の選任を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ①　受託者の変更日 ②　前受託者の名称 ③　新受託者の名称 添付する書類 ①　新受託者の選任が行われた旨及びその内容が分かるもの（プレスリリース等） ②　受託者変更後の受益証券発行信託に係る契約	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※　新受託者の選任については、信託法第 62 条参照。
４　振替受益権の併合を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ①　併合に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード ②　減少比率（受益権の併合後の振替受益権の数／受益権の併合前の振替受益権の数） ③　効力発生日 ④　振替受益権の併合に係る権利確定日 ⑤　振替受益権の併合に係る手続日程	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※　この通知は、振替受益権の併合に係る銘柄についての振替法第 127 条の 11 第 1 項の通知（振替受益権の併合の通知）である。 ※　振替受益権の併合が、信託財産に起因するものであっても、当該信託財産に係る併合の手続

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ①　振替受益権併合の内容の分かるもの（プレスリリース等）	日程とは別に、振替受益権の併合に係る権利確定日及び効力発生日等は、当該振替受益権の発行者が定める。
5　振替受益権の分割を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ①　分割に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード ②　増加比率（受益権の分割後の振替受益権の数／受益権の分割前の振替受益権の数） ③　効力発生日 ④　振替受益権の分割に係る権利確定日 ⑤　振替受益権の分割に係る手続日程 添付する書類 ①　振替受益権分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※　この通知は、振替受益権の分割に係る銘柄についての振替法第 127 条の 12 第 1 項の通知（振替受益権の分割の通知）である。 ※　振替受益権の分割が、信託財産に起因するものであっても、当該信託財産に係る分割の手続日程とは別に、振替受益権の分割に係る権利確定日及び効力発生日等は、当該振替受益権の発行者が定める。
6　信託の併合を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ①　従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替受益権の銘柄及び銘柄コード ②　従前の信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード ③　割当比率（①の振替受益権の総数／②の	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※　この通知は、信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して、従前の信

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			振替受益権の総数） ④　信託の併合の日程 ⑤　信託の併合がその効力を生じる日 ⑥　全部抹消する日【振替受益権でない受益権を交付するときのみ】 ⑦　①の振替受益権のうち当該信託の併合により新たに生じるものの総数及び受益権の内容【振替受益権である受益権を交付するときのみ】 ⑧　一の従前の信託の受益権が振替受益権でない場合において、受託者が信託の併合に際して、当該従前の信託の受益者に対し振替受益権を交付するときは、その旨 添付する書類 ①　信託の併合の内容の分かるもの（プレスリリース等）	託の受益者に対し振替受益権を交付するときは、振替法第 127 条の 13 第 1 項の通知（信託の併合の通知）であり、振替受益権でない受益権を交付するときは、振替法第 127 条の 10 第 1 項の通知（全部抹消の通知）である。また、一の従前の信託の受益権が振替受益権でない場合において、受託者が信託の併合に際して、当該従前の信託の受益者に対し振替受益権を交付するときは、別途の新規記録通知データと一体で振替法第 127 条の 5 第 1 項の通知（新規記録通知）である。
7　吸収信託分割を決定した場合（交付する承継信託の受益権が振替受益権である場合に限る。）	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ①　分割信託の受益者に対して当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄及び銘柄コード ② 分割信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード ③　割当比率（①の振替受益権の総数／②の振替受益権の総数）	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で振替法第 127 条の 14 第 1 項の通知（信託の分割の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			④　吸収信託分割の日程 ⑤　吸収信託分割がその効力を生じる日 ⑥　①の振替受益権のうち当該信託の分割により新たに生ずるものの総数及び受益権の内容 添付する書類 ①　吸収信託分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
8　新規信託分割を決定した場合（交付する新規信託分割後の新たな信託の受益権が振替受益権である場合に限る。）	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ①　従前の信託の受益者に対して当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄及び銘柄コード ②　従前の信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード ③　割当比率（①の振替受益権の総数／②の振替受益権の総数） ④　新規信託分割の日程 ⑤　信託の分割がその効力を生じる日 ⑥　①の振替受益権のうち当該信託の分割により新たに生ずるものの総数及び受益権の内容 添付する書類 ①　新規信託分割の内容の分かるもの（プレ	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※　この通知は、別途の新規記録通知データと一体で振替法第127条の14第1項の通知（信託の分割の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			スリリース等)	
9　受益証券発行信託に係る契約の変更を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ①　受益証券発行信託に係る契約の変更日 ②　受益証券発行信託に係る契約の変更前の内容 ③　受益証券発行信託に係る契約の変更後の内容 添付する書類 ①　変更後の受益証券発行信託に係る契約	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他(ST96-03)」参照。
10　受益者集会の招集（受益者集会に準ずるものを含む。）をする場合	振替受益権の発行者	受託者が受益者集会の招集をする場合には、決定後速やかに、信託監督人又は受益者が受益者集会の招集をする場合には、受託者が受益者集会の招集を知った後速やかに	通知すべき事項 ①　受益者集会の招集に係る権利確定日 ②　受益者集会において受益者が行使できる権利の内容 添付する書類 ①　受益者集会についての内容の分かるもの（プレスリリース等)	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他(ST96-03)」参照。
11　受益者の権利を確定させるための日の設定を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ①　受益者の権利を確定させるための日 ②　受益者を確定する理由	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他(ST96-03)」参照。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ①　受益者の権利を確定させるための日についての内容の分かるもの（プレスリリース等）	
12　機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替受益権の発行者	届出事項に変更が生じることとなったとき速やかに	通知すべき事項 ①　商号の変更 ②　本店所在地の変更 ③　代表者の変更 ④　受益者名簿管理人の変更 ⑤　情報取扱責任者の変更 ⑥　振替受益権の公示の内容の変更 ⑦　上場する金融商品取引所の変更（追加又は廃止） ⑧　その他届出事項の変更	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「届出事項変更（情報取扱責任者等の変更）（ST96-02）」、「その他（ST96-03）」、「銘柄情報通知フォーマット（ST07-03）」及び「法人情報届出書（CMN-B01）」（書式は機構ホームページに掲載）を参照。 ※　⑧その他届出事項の変更には英文商号の変更を含む（上場受益権は除く）。
13　金融商品取引所への上場廃止となる事実が発生した場合	振替受益権の発行者	上場廃止の原因となる事実が発生したとき速やかに	通知すべき事項 ①　上場廃止の原因となる事実の内容 添付する書類 ①　上場廃止の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。
14　非上場受益権の発行者に固有の通知事項について決定し	振替受益権の発行者（受益権が	決定後速やかに	通知する事項 ①　受益者集会等の開催日	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
た場合	非上場の場合に限る）		②　分配金の支払等に係る事項（１口当たり分配金（予定）、効力発生日、分配金支払開始予定日）	
15　非上場受益権として機構取扱対象株式等となる要件に新たに該当する又は通知済の要件に該当しないこととなる場合	振替受益権の発行者（受益権が非上場の場合に限る）	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記の事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容の分かるもの	※　対象となる非上場受益権の取扱要件は、第１節「１．機構取扱対象株式等」⑭イ（ロ）又は（ハ）である。 ※　新たに該当する取扱要件の通知は任意である。
16　振替受益権に関する権利及びその取扱いに関し重要な事項を決定した場合（1 から 15 までに掲げる場合を除く。）	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ①　振替受益権に関する権利及びその取扱いに関する重要な事項 添付する書類 ①　振替受益権に関する権利及びその取扱いに関する重要な事項についての内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。
17　振替受益権に関する重要な事実が発生した場合（1 から 16 までに掲げる場合を除く。）	振替受益権の発行者	振替受益権に関する重要な事実が発生したとき速やかに	通知すべき事項 ①　振替受益権に関する重要な事実の内容 添付する書類 ①　振替受益権に関する重要な事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。
18　その他機構が別に定める場合	振替受益権の発行者	機構が別に定めるとき	通知すべき事項 ①　機構が別に定める事項	※　当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
				(ST96-03)」参照。

振替新投資口予約権を発行する発行者の決定事項等の通知

１．通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。

② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

２．通知すべき場合及び通知すべき事項

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1　新投資口予約権の無償割当てを決定した場合	新投資口予約権の無償割当てを決定した投資法人	役員会決議後速やかに	通知する事項 ①　新投資口予約権の無償割当てを受ける投資口の銘柄 ②　新投資口予約権の無償割当てにより交付される新投資口予約権の銘柄 ③　新投資口予約権の目的である投資口の数 ④　新投資口予約権の目的である投資口の売買単位 ⑤　新投資口予約権の無償割当てに係る手続日程 ⑥　新投資口予約権の無償割当ての基準日 ⑦　効力発生日 ⑧　割当比率（交付する新投資口予約権の総数／無償割当てを受ける投資口の発行総数） ⑨　公示催告手続が行われている投資証券	※　この通知は、振替法第 247 条の３において読み替えて準用する第 166 条第１項の通知（新規記録通知）である。 ※　⑮の「行使請求受付場所」とは投資主名簿等管理人をいう。 ※　⑲の「新投資口予約権の内容」とは投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の２に定める事項をいう。以下同じ。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			に係る投資口に対して割り当てられる新投資口予約権の有無、有る場合には、その数及び新規記録予定日 ⑩　新投資口予約権の無償割当てに際して発行する新投資口予約権の総数（公示催告手続が行われている投資証券に係る投資口に対して割り当てられる数を除く。） ⑪　新投資口予約権の無償割当てを受ける投資口の銘柄のうち、自己の保有する投資口が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数） ⑫　担保受入先の名称及び対象銘柄（新投資口予約権無償割当てを受けない自己投資口）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数【⑪の投資口に担保が設定されている場合のみ】 ⑬　新投資口予約権の行使価額 ⑭　新投資口予約権の行使期間 ⑮　行使請求受付場所 ⑯　新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所 （払込取扱銀行の名称、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称）	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑰　取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得日 ⑱　取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得価額 ⑲　その他の新投資口予約権の内容 ⑳　自己の保有する振替新投資口予約権を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ㉑　⑳の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 ㉒　新投資口予約権行使請求の取次状況の公表を請求する場合には、その旨 添付する書類 ①　新投資口予約権の無償割当ての内容の分かるもの（プレスリリース等）	
2　新投資口予約権の全部が行使された場合	振替新投資口予約権を発行する投資法人	新投資口予約権の全部が行使された後、速やかに	通知する事項 ①　新投資口予約権の全部が行使された新投資口予約権の銘柄 ②　新投資口予約権の全部が行使された日	
3　上場振替新投資口予約権について上場廃止の原因となる事実の発生	振替新投資口予約権を発行する投資法人	上場廃止となった日以降、速やかに	通知する事項 ①　上場廃止となった新投資口予約権の銘柄 ②　上場廃止日	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			③　上場廃止理由	
4　機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替新投資口予約権を発行する投資法人	変更が生じたとき速やかに	通知する事項 ①　上場取引所の追加又は一部廃止 ②　新投資口予約権の行使期間の変更 ③　新投資口予約権の行使価額の変更 ④　行使請求受付場所の変更 ⑤　新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所の変更 ⑥　機構との連絡部署の変更	※　④の「行使請求受付場所」とは投資主名簿等管理人をいう。
5　１から４までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	１から４のそれぞれの届出をすべき投資法人	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ①　左記事実の内容 添付する書類 ①　左記の事実の内容が分かるもの	
6　その他機構が別に定める場合	振替新投資口予約権を発行する投資法人	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

以　上

第３節　発行代理人等

内　　容	備　　考
１．発行代理人及び支払代理人の届出、承認手続 （１）発行代理人及び支払代理人の指定申請 a　発行代理人の申請 振替新株予約権付社債に係る新規記録手続について、発行者に代わり機構との間の手続を行おうとする者（法人に限る。）は、あらかじめ、機構に対し、発行代理人の指定申請を行う。 b　支払代理人の申請 振替新株予約権付社債の新規記録後から抹消までの手続について、発行者に代わり機構との間の手続を行おうとする者（法人に限る。）は、あらかじめ、機構に対し、支払代理人の指定申請を行う。	※　発行代理人及び支払代理人の指定申請は、一般債振替制度とは別に行う。 ※　原則として発行代理人及び支払代理人は、同一の者とする。 ※　指定申請に際しては、次に掲げる書類を、書面又はTarget保振サイトにより提出しなければならない（ただし、⑤から⑧の書類については、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができる。）。 ①「発行代理人及び支払代理人指定申請書（Se4-A01）」（書式は機構ホームページに掲載） ②「法人情報届出書（CMN-B01）」（書式は機構ホームページに掲載） ③「参加形態別事項届出書（Se0-B01）」（書式は機構ホームページに掲載） ④「業務責任者及び業務担当者等届出書（CMN-B05）」（書式は機構ホームページに掲載） ⑤「手数料請求先等に関する届出書（CMN-B02）」（書式は機構ホームページに掲載） ⑥「Target システム利用申込書（CMN-A04）」（書式は機構ホームページに掲載）

内　　容	備　　考
	⑦　登記事項証明書 ⑧　代表者の印鑑証明書
（２）機構による発行代理人及び支払代理人の指定 a　機構による発行代理人及び支払代理人の指定 機構は、発行代理人及び支払代理人の指定申請を受けた場合において、振替新株予約権付社債の新規記録、振替新株予約権付社債の元利払等に係る業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していると認めるときは、発行代理人及び支払代理人としての指定を行う。	※　発行代理人及び支払代理人は、機構の定める電磁的方法により機構との間の情報授受をできる設備を有することが必要である。
b　発行・支払代理人としての指定を行った旨の通知 機構は、発行代理人及び支払代理人の指定を行った場合には、当該発行代理人及び支払代理人に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。	
c　代理人コードの公表 機構は、発行代理人及び支払代理人の指定を行った場合には、機構ホームページに、当該発行代理人及び支払代理人の名称及び代理人コード等を掲載する。	
（３）発行者による発行代理人及び支払代理人の選任 a　機構への届出 発行者は、振替新株予約権付社債に係る同意書を機構に提出するのと同時に、機構が指定した者の中から、発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に届け出る。	※　発行代理人及び支払代理人は、最大１０社まで選任可能とする。 ※　発行者は、機構に対し、「発行代理人及び支払代理人の選任に係る届出書（ST03-03)」（書式は機構ホームページに掲載）を、Target 保振サイトにより提出する。 ※　発行者は、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに、機構に対し、「発行代理人及び支払代理人の選任に係る届出書（変更用）(H03-03)」（書式は機構ホームページに掲載）を、Target 保振サイトにより提出する。
b　選任結果の通知	

内　　容	備　　考
機構は、発行者から選任された発行代理人及び支払代理人に対し、Target 保振サイトにより、選任結果を通知する。	※　機構は、他の発行代理人及び支払代理人の選任結果は、通知しない。
c　発行代理人及び支払代理人の選任 発行者は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、既に機構に届け出た発行代理人及び支払代理人の中から、発行する銘柄について利用する発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に対し、通知する。この場合の通知は、発行代理人による銘柄情報通知により行う。	※　各銘柄の発行代理人及び支払代理人は、１社とする。
２．資金決済会社の届出、登録手続 （１）資金決済会社の登録申請 振替株式若しくは振替新株予約権付社債の発行に係る払込み又は振替新株予約権付社債の元利金受領について、発行者又は機構加入者に代わり資金決済の手続を行おうとする者は、次に掲げる業務形態の中から、登録する業務形態を選択し、機構に対し、資金決済の登録申請を行う。 ①　機構加入者からの委託を受けて振替株式又は振替新株予約権付社債の払込金の支払いを行う。 ②　機構加入者自身が資金決済会社となり、自ら振替株式又は振替新株予約権付社債の払込金の支払いを行う。 ③　機構加入者からの委託を受けて振替新株予約権付社債の元利金の受領を行う。 ④　機構加入者自身が資金決済会社となり、自ら振替新株予約権付社債の元利金の受領を行う。 ⑤　発行者からの委託を受けて振替新株予約権付社債の払込金の受領及び元利金の支払いを行う。	※　資金決済会社の登録申請は、一般債振替制度とは、別に行う。 ※　申請に際しては、次に掲げる書類を、書面又は Target 保振サイトにより提出する（ただし、⑤及び⑦から⑨の書類については、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができる。）。 ①「資金決済会社登録申請書（Se5-A01）」（書式は機構ホームページに掲載） ②「法人情報届出書（CMN-B01）」（書式は機構ホームページに掲載） ③「資金決済会社情報届出書（CMN-B03）」（書式は機構ホームページに掲載） ④「業務責任者及び業務担当者等届出書（CMN-B05）」（書式は機構ホームページに掲載） ⑤「手数料請求先等に関する届出書（CMN-B02）」（書式は機構ホームページに掲載） ⑥「参加形態別事項届出書（Se0-B01）」（書式は機構ホームページに掲載） ⑦「Target システム利用申込書（CMN-A04）」（書式は機構ホームペー

内　　容	備　　考
	ジに掲載） ⑧ 登記事項証明書 ⑨ 代表者の印鑑証明書 ※　株式について発行時ＤＶＰ方式における払込取扱銀行として登録をしようとする場合には、資金決済会社の登録申請手続により申請する必要がある。
（２）資金決済会社の登録 a　資金決済会社の登録 機構は、資金決済会社の登録申請を受けた場合において、申請を行った金融機関等が日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ、日本銀行金融ネットワークシステムのオンライン取引先である場合には、資金決済会社の登録を行う。 b　登録した旨の通知 機構は、資金決済会社の登録を行った場合には、当該資金決済会社に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。 c　資金決済会社コードの公表 機構は、資金決済会社の登録を行った場合には、機構ホームページに、当該資金決済会社の名称及び資金決済会社コード等を掲載する。	
（３）機構加入者による資金決済会社の選任 a　振替新株予約権付社債の元利金受領のための資金決済会社の選任 機構加入者は、制度参加手続を行う際に、既に機構に登録している資金決済会社の中から、元利金受領のために利用する資金決済会社を１社選任し、機構に対し、通知する。	※　機構加入者は、「参加形態別事項届出書（Se0-B01）」（書式は機構ホームページに掲載）に元利金受領のための資金決済会社を記載し、機構に対して届け出る。 ※　元利金受領のための資金決済会社は、新株予約権付社債の取扱いの有無に関わらず、選任する。 ※　機構加入者自身が資金決済会社となる場合には、自社を資金決済会社として通知する。

内　　容	備　　考
b　振替株式又は振替新株予約権付社債の払込金の支払いのための資金決済会社の選任 機構加入者は、発行時ＤＶＰ方式による払込金の払込みの際に資金決済会社を利用する場合には、既に機構に登録している資金決済会社の中から、振替株式又は振替新株予約権付社債の払込金の支払いを行う資金決済会社を１社選任し、機構に対し、通知する。この場合の通知は、決済照合システムに入力することにより行う。	※　元利金受領のための資金決済会社とは異なる資金決済会社を選任することも可能である。
（４）発行者による振替新株予約権付社債の払込金の受領及び元利金の支払いを行う資金決済会社の選任 発行者は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、既に機構に登録している資金決済会社の中から、新株予約権付社債の払込金の受領及び元利金の支払いを行う資金決済会社を１社選任し、機構に対し、通知する。この場合の通知は、発行代理人から機構に対する銘柄情報通知により行う。	※　発行代理人自身が資金決済会社となる場合には、当該発行代理人を資金決済会社として通知する。

以　上

資料１－３－１

新株予約権付社債の振替制度参加者

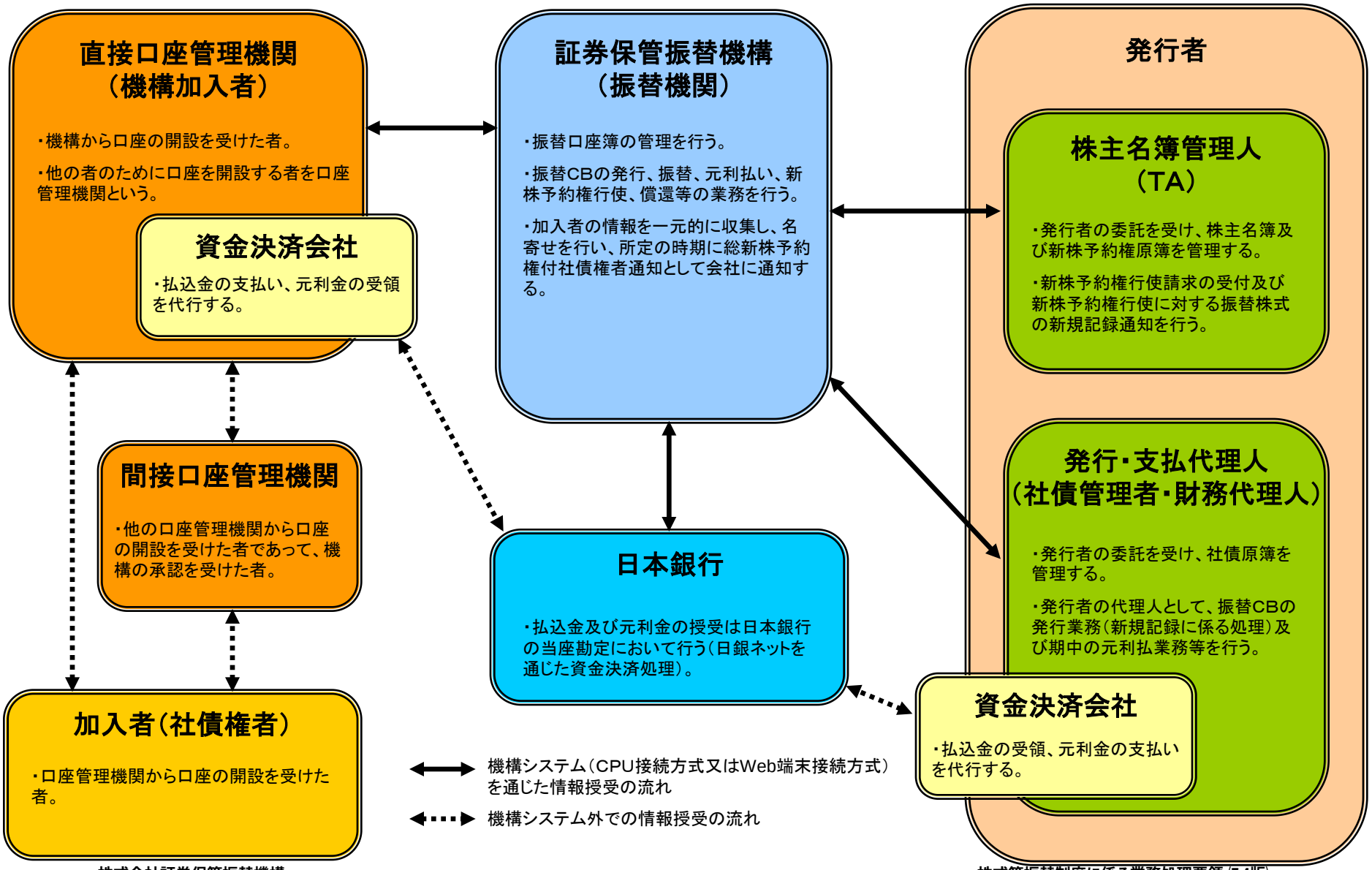

第４節　機構加入者及び口座管理機関

内　　容	備　　考
１．機構及び口座管理機関における振替口座簿の備置 機構及び口座管理機関は、振替口座簿を備えなければならない。	※　振替口座簿は、電磁的記録により作成することができる。
２．機構による口座の開設 （１）口座開設等 a　機構加入者口座の開設 機構は、機構加入者（機構から口座の開設を受けた者をいう。以下同じ。）となることができる者のために、その申請により、振替株式等についての振替を行うための口座（以下「機構加入者口座」という。）を開設することができる。 b　機関口座の開設 機構は、超過記録に係る義務を履行する目的で、超過数の振替株式等の取得及び抹消のための機関口座（法第 12 条第２項の機関口座をいう。）を開設することができる。	
（２）機構加入者となることができる者 機構加入者となることができる者は、次に掲げる者とする。 ①　法第 44 条第 1 項各号に掲げる者 ・金融商品取引法第２条第９項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第 29 条の４の２第９項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） ・銀行法第２条第１項に規定する銀行（同法第 47 条第１項の規定により同法第４条第１項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。） ・長期信用銀行法第２条に規定する長期信用銀行 ・信託会社 ・株式会社商工組合中央金庫 ・農林中央金庫 ・農業協同組合法第 10 条第１項第３号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会	（業 18 条３項）

内　　容	備　　考
・水産業協同組合法第 11 条第１項第４号の事業を行う漁業協同組合及び同法第 87 条第１項第４号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第 93 条第１項第２号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第 97 条第１項第２号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 ・信用協同組合及び中小企業等協同組合法第９条の９第１項第１号の事業を行う協同組合連合会 ・信用金庫及び信用金庫連合会 ・労働金庫及び労働金庫連合会 ・前各号に掲げる者以外の者であって、我が国の法令により業として他人の社債等の管理を行うことが認められるもののうち、主務省令で定める者 （注）主務省令で定める者としては、次に掲げるものが定められている（口座管理機関に関する命令第２条） ⅰ　金融商品取引法第２条第９項に規定する金融商品取引業者（同条第８項第７号イに掲げる有価証券に表示されるべき権利であって同条第２項の規定により有価証券とみなされるもの（以下この号において「投資信託受益権」という。）についての同条第８項第７号に掲げる行為に係る業務を行う者が、その発行する投資信託受益権（同法第 43 条の２第１項及び第２項に規定する方法に準ずる方法により、自己の固有財産と分別して管理をするもの（当該管理の状況について、同条第３項に定めるところに準じて行う監査を受けているものに限る。）に限る。）について振替業（法第３条第１項に規定する振替業をいう。）を行う範囲に限る。） ⅱ　金融商品取引法第２条第 30 項に規定する証券金融会社 ⅲ　保険業法第２条第２項に規定する保険会社 ⅳ　金融商品取引法施行令第１条の９第５号に掲げる者（短資会社） ・外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であって、主務大臣が指定する者（ただし、機構が特に認める場合に限る。） ②　その他機構が特に認める者（法人に限る。）	
（３）機構加入者になろうとする者による口座開設の申請 ａ　口座開設申請書の提出 機構加入者になろうとする者（以下「機構加入申請者」という。）は、機構に対し、次に掲げる事項を記載した所定の口座開設申請書を、書面又は Target 保振サイトにより提出して、機構加入者口座の開設の申請をしなければならない。 ①　登記上の商号又は名称 ②　登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ③　登記上の代表者の役職名及び氏名	（業 18 条１項、施 11 条） ※　左記の機構加入者口座の開設の申請は、機構の取り扱うすべての機構取扱対象株式等について記録する機構加入者口座の開設を目的として行う。（例えば、振替新株予約権付社債のみを記録する機構加入者口座の開設を申請することはできない。）（業 18 条２項）

内　　容	備　　考
④　口座の開設を申請する旨 ⑤　申請する口座の口座種別、属性区分及び利用目的 ⑥　⑤の口座の口座種別が自己口である場合には、当該口座から担保専用口への振替を行うか否かの別 ⑦　⑤の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録された振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替受益権について、特別株主管理事務又は特別受益者管理事務の委託を行うときは、その旨 ⑧　⑤の口座の属性区分が信託口である場合であって、信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行うときは、その旨	※　機構加入者口座は、自己口及び顧客口の種別があるが、顧客口については、機構加入申請者が法第 44 条第 1 項各号に掲げる者である場合に限り、その開設を申請することができる。（業 19 条２項） ※　機構は、機構加入者が個別株主通知の申出株主又は情報提供請求の対象加入者となる場合において、機構加入者が自己口から担保専用口への振替を行っている株式等に係る個別株主通知の報告依頼及び情報提供請求の取次ぎの要否を左記⑥の届出に基づいて判断する。個別株主通知については第２章第 10 節「個別株主通知に係る手続」、情報提供請求については第２章第 11 節「振替口座簿の情報提供請求に係る手続」参照。 ※　口座開設申請書については、機構ホームページに掲載の書式（Se2-B01）を参照。
b　口座開設申請書の添付書類 機構加入申請者は、口座開設申請書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、⑤から⑧、⑪から⑭、⑯、⑱及び⑲の書類については、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができる。 ①　約諾書 ②　法人情報届出書 ③　参加形態別事項届出書 ④　業務責任者及び業務担当者等届出書 ⑤　手数料請求先等に関する届出書 ⑥　Target システム利用申込書 ⑦　実質的支配者に係る届出書 ⑧　特定取引を行う者の届出書	※　機構加入者は、左記の書面による届出内容に変更が生じた場合は、速やかに、機構に対し、所定の届出事項変更届出書により、変更後の内容を届け出る。その場合において、ａ①、同②及び同③の届出内容に変更が生じたものであるときは、変更事由に係る登記事項証明書を添付する。（業 20 条） ※　機構は、ａ①に変更があったことを知った場合には、機構加入者及び口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。

内　　容	備　　考
⑨　機構加入申請者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるときは、その旨を記載した書面 ⑩　システム接続に関する届出書 ⑪　登記事項証明書 ⑫　代表者の印鑑証明書 ⑬　口座開設の任にあたっている担当者の本人確認書類 ⑭　機構加入者になることができる者であることを証する書類 ⑮　機構加入申請者が共通番号の指定を受けている場合には、法人番号通知書の写し又は法人番号印刷書面 ⑯　米国外国口座税務コンプライアンス法に係る次に掲げる所定の書面（ただし、日本国内の金融機関ではない者等で、米国税務当局への報告の要否を判断するために機構が求める場合に限る。） ・米国外国口座税務コンプライアンス法に係る自己宣誓書兼報告同意書 ・Form W-9 ⑰　次に掲げる事項を記載した所定の書面 ・機構加入申請者が、機構との間の事務を当該機構加入申請者に代わって行う者（以下「事務代行者」という。）を定めることを機構に認められた場合には、当該事務代行者の商号又は名称、所在地及び事務代行の範囲並びに当該事務代行者の当該事務に係る責任者及び担当者の役職名及び氏名 ・発行者が規程第 158 条第１項又は同第 285 条の 63 第１項の情報の提供の請求を行う場合の手数料率（機構加入申請者が口座管理機関となる場合に限る。） ・株式数比例配分方式又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨 ・その他機構が定める事項	※　特別株主管理事務の委託については第２章第３節「振替手続」参照。 ※　信託財産名義の取扱いの包括的な申出については第２章第１節「振替口座簿とその記録事項等」参照。 ※　口座開設申請書、その添付書類及び届出事項変更届出書の記載方法等は「届出書記載要領」参照。 ※　⑨について、間接外国人に該当する場合には、別途、「間接外国人に係る届出書」を提出する。
⑱　機構加入申請者が口座管理機関となり、機構に対して特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ）を提供する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 19 条第 12 号に規定する特定個人情報の安全を確保するための措置に係る次に掲げる事項を記載した所定の書面 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下「番号法施行令」という。）第 24 条第２号の規定により、機構から提供された特定個人情報が漏えいした場合に、適切かつ迅速に個人情報保護委員会にその旨及びその理由を報告する体制を含めて、機構が個人情報保護委員会と協議の上定める事項を整備している旨 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（以下「番号法施行規則」という。）第 21 条第１号の規定により、機構に対して、その使用に係る電子計	（業 287 条の３、施 359 条の３） ※　番号法施行令第 24 条第２号の規定により、直接口座管理機関が機構に対して行う確認は、機構が Target 保振サイトにより通知する特定個人情報が漏えいした場合の体制整備の内容を確認することにより行う。

内　　容	備　　考
算機に特定個人情報を提供する機構加入申請者の名称、提供日時及び提供を受ける特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を７年間保存することを求める旨 ⑲　機構加入申請者が口座管理機関となり、機構に対して特定個人情報を提供しない場合には、その旨を記載した所定の書面 【機構加入者口座の構成】	※　特定個人情報の安全を確保するための措置については、第６節「加入者情報の通知」参照。 ※　機構は、機構から特定個人情報の提供を受ける機構加入申請者に対して、左記の事項を行うことを求める。 ※　口座開設申請書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（Se2-B01、Se0-A01、CMN-B01、Se0-B01、CMN-B05、ST20-05、CMN-B02、CMN-A04、CMN-A05、CMN-A07、Se2-A01 及び Se2-A02）を参照。

口座の種別	属性区分	機能	主な利用目的
自己口 （機構加入者が振替株式等についての権利を有するものを記録する口座）	保有口	・自己口に記録すべき振替株式等（質権の目的であるものを除く。）を記録する。 ・特別株主又は特別受益者の申出が可能。	自己保有分の記録、決済分の記録、担保分の記録、その他
	質権口	・機構加入者が質権者であるときに、振替株式等（質権の目的であるものに限る。）を記録する。 ・登録株式質権者の申出が可能。	質権分の記録
	信託口	・機構加入者が信託の受託者であるときに、信託財産である振替株式等（質権の目的であるものを除く。）に限り記録する。 ・包括的な信託財産名義の取扱いが可能。 ・特別株主又は特別受益者の申出が可能。	信託分の記録
	質権信託口	・機構加入者が質権者であり、かつ信託の受託者であるときに、信託財産である振替株式等（質権の目的であるものに限る。）に限り記録する。 ・登録株式質権者の申出が可能。	質権信託分の記録
	担保専用口	・機構加入者が担保権者であるときに、担保の目的である振替株式等のうち、特	担保分（特別株主又は特別受益者の

内　　容				備　　考
		別株主又は特別受益者の申出の簡略化の取扱いによるものに限り記録する。	申出の簡略化の取扱いによるものに限る。）の記録	
顧客口 （機構加入者である口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替株式等についての権利を有するものを記録する口座）	顧客口	・顧客口に記録すべき振替株式等を記録する。	顧客分の記録、常任代理人業務分の記録	
	外国人株式記録口	・顧客口に記録すべき振替株式等のうち、機構に対する外国人直接保有株式数の日々の報告を省略する機構加入者が、外国人直接保有株式である振替株式等を記録する。	外国人株主分の記録	

※　機構加入者の口座の種別には自己口と顧客口があり、それぞれの口座の内部に複数の属性の区分（機能）があり、さらに属性区分の内部に番号（口座コード）の区分がある。口座の種別、属性区分及び番号の組み合わせで識別される内訳区分を「区分口座」という。口座の開設に伴い、少なくとも一つの区分口座が設けられる。

※　区分口座は、口座の内部の区分であるが、機構加入者と機構との間の事務処理上は、それぞれの区分口座を独立した機構加入者口座として取り扱う。

（業 19 条５項）

※　機構は、口座の開設として、機構加入申請者が法第 44 条第 1 項各号に掲げる者であって口座管理機関となるときは自己口（属性区分は保有口）及び顧客口（属性区分は顧客口）、それ以外の者であるときは自己口（属性区分は保有口）を開設する。

（業 19 条２項）

※　「口座の開設」や「口座の廃止」とは、口座の種別の単位での開設や廃止を意味する。一つの種別の口座の内部で複数の区分口座を設ける場合には「区分口座の開設」、一つの区分口座を廃止するが他の区分口座が残っている場合には「区分口座の廃止」という。

※　信託口については、機構加入者の申請により、信託財産名義の取扱いの包括的な申出を可能とする。また、担保専用口については、機構加入者の申請により、特別株主委託状況報告事務又は特別受益者委託状況報告事務について他の機構加入者へ委託することを可能とする。

※　信託財産名義の取扱いについては第２章第１節「振替口座簿とその記録事項等」参照。

（４）機構による機構加入申請者の審査

機構は、機構加入申請者から機構加入者口座の開設の申請を受けた場合において、当該機構加入申請者が、次に掲げる場合において、それぞれに定める基準に適合していると認めるときは、当該機構加入申請者のために機構加入者口座を開設する。

（業 18 条３項）

内　　容	備　　考
a　当該機構加入申請者が法第 44 条第 1 項各号に掲げる者又は機構が特に認める者（法人に限る。）であること。 b　当該機構加入申請者が機構加入者になることにより、株式等振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。 c　当該機構加入申請者が、所定の届出書及び添付書類により、必要な事項を機構に届け出ていること。 d　当該機構加入申請者のシステムと機構の振替システム等を接続した運用確認テストが問題なく終了したこと。 e　当該機構加入申請者が、その利用する資金決済会社を置くこと。 f　当該機構加入申請者が、加入者保護信託に係る負担金の支払を完了したこと（当該機構加入申請者が口座管理機関となる場合に限る。）。	※　加入者保護信託に係る負担金については、７.「加入者保護信託」を参照。
（５）機構による機構加入申請者への通知 機構は、機構加入申請者のために機構加入者口座を開設することとしたときは、速やかに、当該機構加入者口座の開設を受ける機構加入申請者に対し、書面又は Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。 ①　機構加入者の商号又は名称 ②　機構加入者コード ③　口座を開設する日（以下「口座開設日」という。） ④　機構加入者口座の属性区分及び利用目的 ⑤　その他必要な事項	（業 18 条５項）
（６）機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、機構加入申請者のために機構加入者口座を開設することとしたときは、速やかに、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ①　機構加入者の商号又は名称 ②　機構加入者コード ③　口座開設日 ④　機構加入者口座の属性区分及び利用目的 ⑤　機構加入者略称 ⑥　その他必要な事項	（業 18 条６項）
（７）機構加入者の公表	（業 18 条７項）

内　　容	備　　考
機構は、新たに機構加入者となった者が生じたときは、機構ホームページ上にて、その旨を公表する。 （８）機構による口座開設 機構は、前記（５）により通知した口座開設日に、その備える振替口座簿中に機構加入者口座を開設する。 （９）機構加入者又は機構加入申請者による区分口座開設の申請 機構加入者又は機構加入申請者は、機構に対し、任意の区分口座の開設を申請することができる。この場合における手続は、機構加入者口座の開設に関する（３）から（８）の手続を準用する。	※　一の機構加入者が申し出ることができる区分口座の数は最大 100 である。 ※　区分口座の番号体系については、第２章第１節「振替口座簿とその記録事項等」を参照。
３．機構による口座の廃止 （１）機構加入者による機構加入者口座の廃止の申請 機構加入者は、その機構加入者口座の廃止を受けようとするときは、機構に対し、所定の口座廃止申請書を、Target 保振サイトにより提出して、その申請をすることができる。この場合において、当該申請は、その廃止の日として希望する日の１か月前までにしなければならない。	（業 21 条１項、施 14 条１項、４項及び５項） ※　原則として、機構加入者の口座の廃止に先立って、機構の加入者情報システムに登録された当該機構加入者の加入者に係る加入者口座情報の削除を機構に対して請求する必要がある。（加入者情報の削除については第６節「加入者情報の管理」参照。）
※　機構加入者同士の合併による機構加入者口座の廃止 機構加入者同士の合併により機構加入者が消滅会社となる場合には，当該機構加入者は、機構に対し、口座廃止申請書を、Target 保振サイトにより提出し、合併の効力発生日において消滅会社の機構加入者口座に記録されている振替株式等を移管するための存続会社の機構加入者口座を指定する。この場合、機構は、当該機構加入者により指定された内容（移管先口座の指定）に従い、合併の効力発生日の午前９時に、消滅会社である機構加入者の機構加入者口座に記録された振替株式等を存続会社の機構加入者口座に移管し、消滅会社である機構加入者の機構加入者口座を廃止する。	

機構加入者の合併時の口座の処理

		存続会社・新設会社	
		機構加入者	非機構加入者
消滅会社	機構加入者	消滅会社口座の存続会社・新設会社口座への移管	消滅会社から存続会社・新設会社への名義の変更（機構加入者の届出事項（名称）の変更手続）

内　　容	備　　考

	加入者機構	変更なし	（株式等振替制度に無関係）

（２）機構による機構加入者口座の廃止事由

機構は、機構加入者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該機構加入者の機構加入者口座を廃止する。

①　（１）の申請をした場合
②　２．（２）に掲げる者に該当しなくなった場合
③　２．（４）に掲げる基準に適合しなくなった場合

（業 21 条２項）

（３）機構加入者が法令等に違反した場合の機構加入者口座の廃止措置

機構は、機構加入者が次に掲げるいずれかに該当した場合には、当該機構加入者に釈明の機会を与えたうえ、取締役会の決議に基づき、当該機構加入者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができる。

①　法令、法令に基づく行政官庁の処分、業務規程又は規則等に違反した場合
②　①のほか、株式等振替業の適性かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

※　機構は、（３）の処分を行った場合には、機構ホームページ上にて、その旨を公表する。

（４）廃止される機構加入者口座が顧客口等である場合の対応

ａ　顧客口又は外国人株式記録口

機構加入者は、廃止しようとする機構加入者口座が顧客口（属性区分）又は外国人株式記録口である場合は、機構から口座の廃止を受ける日（以下「口座廃止予定日」という。）の前営業日までに、その加入者又は下位機関の加入者の口座（当該顧客口に係るものに限る。）の口座移管等の手続を完了させ、当該口座が廃止されたことを確認の上、機構に対し、加入者の口座廃止に関する確認報告書を、Target 保振サイトにより提出しなければならない。

ｂ　信託財産名義通知信託口

機構加入者は、廃止しようとする機構加入者口座が信託財産名義通知信託口である場合には、ａの手続を準用する。

（業 21 条３項、施 14 条６項）

※　加入者の口座廃止に関する確認報告書については、機構ホームページに掲載の書式（Se0-A03）を参照。

※　当該機構加入者に下位機関があるときは、当該下位機関と十分に連絡を取り、口座廃止予定日の前営業日までに当該下位機関が他の口座管理機関の下位機関となるための手続や口座移管等の手続を完了させなければならない。

（５）機構による機構加入者口座の廃止を受ける機構加入者への通知

機構は、機構加入者の機構加入者口座を廃止する場合には、あらかじめ、Target 保振サイトにより、当該機構加入者に対し、次に掲げる事項を通知する。

①　廃止される機構加入者口座の機構加入者コード
②　口座廃止予定日

（業 21 条６項）

内　　容	備　　考
（６）機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 　機構は、機構加入者の機構加入者口座を廃止する場合には、あらかじめ、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 　①　口座の廃止を受ける機構加入者の商号又は名称 　②　廃止される機構加入者口座の機構加入者コード 　③　口座廃止予定日	（業 21 条７項）
（７）廃止する機構加入者口座に記録された振替株式等の処理及び機構による機構加入者口座の廃止 　機構加入者口座の廃止を受ける機構加入者は、（５）により通知された口座廃止予定日の前営業日までに、廃止を受ける機構加入者口座に記録された振替株式等について、他の加入者の口座へ振り替えるための手続をとらなければならない。機構は、口座廃止予定日の前営業日の業務終了時に廃止する機構加入者口座に残高がないことを確認した場合には、口座廃止予定日の午前０時に、当該機構加入者口座を廃止する。口座廃止予定日の前営業日までに他の加入者の口座へ振り替えるための手続が完了せず、口座廃止予定日の前営業日の業務終了時に廃止される機構加入者口座に残高がある場合は、機構は、残高がなくなったことを確認した後に、速やかに当該機構加入者口座を廃止する。	（業 21 条３項、施 14 条３項）
（８）区分口座の廃止 　機構加入者は、機構に対し、区分口座ごとに、その廃止を申請することができる。この場合における手続は、機構加入者口座の廃止に関する（１）及び（４）から（７）までの手続を準用する。	
（９）口座及び区分口座の廃止の制限 　ａ　廃止をしようとする機構加入者口座等に係る加入者口座コードが質権株式に係る株主の加入者口座コードとして記録されている場合等 　（２）にかかわらず、廃止をしようとする機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが機構又は口座管理機関の備える振替口座簿中の口座に質権株式（質権の目的である振替株式をいう。以下同じ。）に係る株主の加入者口座コードとして記録されているとき（当該担保株式について担保の届出がされている場合に限る。）又は機構又は口座管理機関の備える特別株主管理簿中に担保株式に係る特別株主の加入者口座コードとして記録されているとき（当該担保株式について担保の届出がされている場合に限る。）は、機構加入者は、口座又は区分口座の廃止の申請をすることはできない。	（業 21 条４項、施 14 条２項） ※　（９）は、振替投資口、振替優先出資、振替新株予約権、振替新株予約権付社債、振替投資信託受益権又は振替受益権について準用する。
ｂ　調整株式数に係る振替株式についての増加の記載又は記録がされた場合 　機構は、（２）の場合において、口座廃止予定日以後に当該機構加入者口座又はその加入者若しくは下位機関の加入者の口座に、調整株式数に係る振替株式についての増加の記載又は記録がされた場合には、（２）にかかわらず、当該機構加入者口座を廃止しない。	※　調整株式数については次章以降を参照。

内　　容	備　　考
（１０）機構加入者が機構加入者でなくなった場合の公表 　機構は、機構加入者が機構加入者でなくなった場合には、機構ホームページ上にて、その旨を公表する。	（業 21 条９項）
４．口座管理機関による口座の開設手続等 （１）口座の開設等 ａ　口座の開設 　機構から振替株式等の振替を行うための顧客口の開設を受けた者又は５．の間接口座管理機関の承認を受けた者であってその直近上位機関から振替株式等の振替を行うための顧客口の開設を受けたもの（以下「口座管理機関等」という。）は、他の者のために、その申出により振替株式等の振替を行うための口座を開設することができる。	（業 24 条１項、２項及び３項） ※　口座管理機関等から振替株式等の振替を行うための口座の開設を受けようとする者は、当該口座管理機関に対し、その旨の申出を行わなければならない。この申出を受けた口座管理機関等は、開設する口座が特別口座である場合を除き、当該申出を行った者について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する方法により、本人であることに確認を行わなければならない。当該申出を行った者のために口座を開設した場合には、当該申出を行った者である加入者に対し、その旨を通知しなければならない。
ｂ　加入者との契約 　口座管理機関は、ａにより加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、規程第 25 条各号に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。	（業 25 条）
（２）加入者情報の取扱い 　口座管理機関が口座の開設をした加入者の情報の取扱いについては第６節「加入者情報の管理」を参照。	
（３）口座の廃止時における取扱い ａ　口座管理機関による加入者情報データ（削除）の通知 　口座管理機関がその加入者の口座の解約を行おうとするときの当該加入者の情報の取扱いについては第６節「加入者情報の管理」を参照。	※　「加入者情報データ（削除）」の通知を行わずに口座を解約することは認めない。

内　　容	備　　考
５．間接口座管理機関の承認 （１）間接口座管理機関による機構に対する承認申請 ａ　間接口座管理機関承認申請書の提出 間接口座管理機関（他の口座管理機関から口座の開設を受けた者であって、他の者のために振替を行うための口座を開設する者をいう。以下同じ。）になろうとする者（以下「間接口座管理機関承認申請者」という。）は、あらかじめ、機構に対し、次に掲げる事項を記載した所定の間接口座管理機関承認申請書を、書面又はTarget保振サイトにより提出して、機構の承認を得るための申請をしなければならない。 ①　登記上の商号又は名称 ②　登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ③　登記上の代表者役職名及び氏名 ④　間接口座管理機関としての承認を申請する旨 ⑤　その他機構が定める事項 なお、間接口座管理機関承認申請者が外国間接口座管理機関承認申請者であって、当該申請を外国間接口座管理機関承認申請者の代理人が行う場合には、代理人は間接口座管理機関承認申請書に加えて「外国間接口座管理機関の制度参加に係る申請書類提出書」をTarget保振サイトにより提出して、機構の承認を得るための申請をしなければならない。 ｂ　間接口座管理機関承認申請書の添付書類 間接口座管理機関承認申請者は、間接口座管理機関承認申請書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、⑤から⑦の書類については、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができる。 ①　約諾書 ②　法人情報届出書 ③　間接口座管理機関に関する届出書 ④　業務責任者及び業務担当者等届出書 ⑤　Targetシステム利用申込書 ⑥　登記事項証明書 ⑦　代表者の印鑑証明書 ⑧　その他機構が必要と認めて指定する書類 ｃ　外国間接口座管理機関承認申請書の添付書類	（業26条１項、施16条１項、２項、３項及び４項） ※　間接口座管理機関承認申請者の直近上位機関が複数となるときは、直近上位機関ごとに間接口座管理機関承認申請書を提出しなければならない。また、同一の直近上位機関から複数の顧客口座の開設を受ける場合にも、口座ごとに申請しなければならない。（添付書類は直近上位機関ごと又は口座ごとに提出する必要はなく、省略できる。） ※　同一の直近上位機関から同時に複数の顧客口座の開設を受ける場合には、同時にされた申請を１件の申請として取り扱い、承認することとする。 ※　間接口座管理機関は、法第44条第１項第13号に掲げる者を上位機関とする場合、口座管理機関に関する命令第１条に規定する要件（自身が国内の口座管理機関の場合、その加入者が国内投資家である適格機関投資家等に限られる等）を満たす必要がある。 ※　間接口座管理機関承認申請者の上位機関となる者は、当該申請者が間接口座管理機関としての承認申請を行うことについて、機構に対し、その旨を届け出るものとする。 ※　間接口座管理機関承認申請書の添付書類等により届け出た内容に変更が生じた場合又は法第44条第１項各号に掲げる者でなくなった場合には、間接口座管理機関は直ちに機構に対し、その

内　　容	備　　考
外国間接口座管理機関承認申請者は、間接口座管理機関承認申請書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、③及び④の書類については、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができる。 ① 法人情報届出書（外国間接口座管理機関） ② 約諾書（外国間接口座管理機関） ③ 外国間接口座管理機関の承認における財務審査資料 ④ 申請者の事務処理に関する事項の説明書 ⑤ 間接口座管理機関に関する届出書（外国間接口座管理機関） ⑥ 業務責任者及び業務担当者等届出書（外国間接口座管理機関） ⑦ 法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者であることを証する書類 ⑧ 本国の本店等に係る登記事項証明書又はこれに準ずる書面 ⑨ 代表者の資格及び署名を証する公正証書又はこれに準ずる書面 ⑩ その他機構が必要と認めて指定する書類	旨を届け出なければならない。（業 27 ①③） ※ 機構は、左記 a ①に変更があったことを知った場合には、振替株式等の発行者、機構加入者、資金決済会社及び払込取扱銀行に対しその旨を通知する。 ※ 間接口座管理機関承認申請書及び間接口座管理機関承認申請書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（CMN-A01、CMN-A02、Se0-A01、CMN-B01、CMN-B04、CMN-B05 及び CMN-A04）を参照。 ※ 外国間接口座管理機関の制度参加に係る申請書類提出書、間接口座管理機関承認申請書（外国間接口座管理機関）及び外国間接口座管理機関承認申請書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（FIAMI-A08、FIAMI-A01、FIAMI-B01、FIAMI-A02、FIAMI-A03、FIAMI-A04、FIAMI-B02 及び FIAMI-B03）を参照。
d 間接口座管理機関承認申請者が法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者である場合 間接口座管理機関承認申請者が法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者（外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であって、主務大臣が指定する者）であるときは、当該申請者の所在地法に照らして、機構と当該申請者との間で次に掲げる合意が有効であることを確認し、次に掲げる合意と異なる主張は一切行わず、そのような主張を行う権利を放棄することも約諾しなければならない。 ① 機構と当該申請者との間の権利義務についての準拠法は、日本法とすること。 ② 加入者と直近上位機関及び口座管理機関と上位機関との間の権利義務についての準拠法は、日本法とすること。 ③ 機構と当該申請者との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟ついては、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすること。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において当該申請者に対し訴訟を提起することを妨げられないこと。 また、この場合においては、当該申請者の事務処理に関する事項の説明書並びに代表者の印鑑証明書及び登記事項証明書に代えて本国の本店等に係る登記事項証明書又はこれに準ずる書面及び代表者の資格及び署名を証する公正証書又はこれに準ずる書面を機構に提出するとともに、当該申請者の事務処理に関する事項の説明書を添付しなければならない。	

内　　容	備　　考
（２）機構による間接口座管理機関承認申請者の審査 機構は、間接口座管理機関承認申請者から承認の申請を受けた場合において、当該間接口座管理機関承認申請者が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該申請を承認する。 a　当該間接口座管理機関承認申請者が法第 44 条第１項各号に掲げる者であること。 b　当該間接口座管理機関承認申請者が間接口座管理機関となることにより、株式等振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと c　当該間接口座管理機関承認申請者が、所定の届出書及び添付書類により、必要な事項を機構に届け出ていること d　必要に応じて、上位機関を通じて機構の振替システム等の各種システムと接続した運用確認テストを行い、問題なく終了したこと e　加入者保護信託に係る負担金の支払を完了したこと（法第 44 条第１項第 13 号に掲げるものを除く。）	（業 26 条２項） ※　間接口座管理機関承認申請者の直近上位機関が複数となるときの機構による間接口座管理機関承認申請者に対する審査は、直近上位機関ごとに行う。 ※　加入者保護信託に係る負担金については、７.「加入者保護信託」を参照。
（３）機構による間接口座管理機関承認申請者への通知 機構は、間接口座管理機関承認申請者の申請を承認することとしたときは、Target 保振サイトにより、当該間接口座管理機関承認申請者及びその上位機関に対し、次に掲げる事項を通知する。この場合において、当該間接口座管理機関承認申請者は、当該承認の日以後速やかに、直近上位機関となるべき口座管理機関から顧客口の開設を受けなければならない。 ①　承認日 ②　業務開始日 ③　当該間接口座管理機関承認申請者の口座管理機関コード ④　顧客口所在コード ⑤　上位機関の商号又は名称並びに当該上位機関の口座管理機関コード及び顧客口コード又は顧客口所在コード ⑥　その他必要な事項	（業 26 条３項、施 16 条５項） ※　他の口座管理機関から顧客口の開設を受けた口座管理機関については、その顧客口ごとに独立した間接口座管理機関として取り扱う。 ※　顧客口所在コードについては、機構にて、原則として“65”から付番する。
（４）機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、間接口座管理機関承認申請者の申請を承認することとしたときは、速やかに、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ①　間接口座管理機関の商号又は名称 ②　承認日 ③　業務開始日 ④　当該間接口座管理機関の口座管理機関コード	（業 26 条４項、施 16 条６項） ※　外国間接口座管理機関の承認の場合、⑥は除く。

内　　容	備　　考
⑤　顧客口所在コード ⑥　上位機関の商号又は名称並びに当該上位機関の口座管理機関コード及び顧客口コード又は顧客口所在コード ⑦　その他必要な事項	
（５）間接口座管理機関の承認の公表 機構は、新たに間接口座管理機関の承認をした場合には、機構ホームページ上にて、その旨を公表する。	（業 26 条６項） ※　Target 保振サイトにて、階層構造（上位機関・下位機関の明示）を示した間接口座管理機関一覧も掲載する。
（６）間接口座管理機関定額負担金の納入 機構により間接口座管理機関としての承認がされた間接口座管理機関は、機構が指定する期日までに、間接口座管理機関定額負担金その他機構が定める手数料を機構に納入しなければならない。	
（７）間接口座管理機関としての取扱いの開始 機構は、（３）により通知した業務開始日に、間接口座管理機関としての取扱いを開始する。	
６．間接口座管理機関の承認の取消し （１）間接口座機関による機構に対する承認取消申請 間接口座管理機関は、その間接口座管理機関としての承認の取消しを受けようとするときは、機構に対し、承認取消の日として希望する日の１か月前までに、所定の間接口座管理機関承認取消申請書を、Target 保振サイトにより提出して、その申請をしなければならない。	（業 28 条１項、施 17 条１項） ※　左記の申請は、当該間接口座管理機関の顧客口所在コードごとに行うものとする。
（２）機構による間接口座管理機関の承認取消事由 機構は、間接口座管理機関から承認の取消しの申請を受けたとき又は間接口座管理機関が次に掲げる場合に該当するときは、その承認を取り消す。 ①　前記（１）の申請をした場合 ②　前記５．（２）各号に掲げる者に該当しなくなった場合	（業 28 条２項） ※　間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項各号に掲げる者に該当しなくなったときは、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。
（３）間接口座管理機関が法令等に違反した場合の承認取消し措置 機構は、間接口座管理機関が法令、法令に基づく行政官庁の処分、業務規程若しくは規則等に違反したとき又は株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めたときは、当該間接口座管理機関に釈明の機会を与えたうえ、取締役会の決議に基づき、当該間接口座管理機関の承認の取消し又は戒告の処分を行うことができる。	（業 29 条）

内　　容	備　　考
（４）承認の取消しを受けようとする間接口座管理機関がすべき処理 　承認の取消しを受けようとする間接口座管理機関は、その直近上位機関から開設を受けた顧客口（承認の取消しを受けようとする顧客口所在コードに係る顧客口に限る。）に記載又は記録されている振替株式等については、他の口座へ振り替える手続き（加入者の口座移管等）を行わなければならない。当該間接口座管理機関に下位機関があるときは、当該間接口座管理機関は、当該下位機関と十分に連絡を取り、機構から承認の取消しを受ける日（以下「承認取消日」という。）の前営業日までに当該下位機関が他の口座管理機関の下位機関となるための手続や口座移管等を完了させなければならない。	（業 28 条３項）
（５）機構による承認の取消しを受けようとする間接口座管理機関への通知 　機構は、間接口座管理機関の承認を取り消す場合には、あらかじめ、Target 保振サイトにより、当該間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 　①　間接口座管理機関の口座管理機関コード 　②　顧客口所在コード 　③　承認取消日 　④　上位機関の商号又は名称並びに当該上位機関の口座管理機関コード及び顧客口コード又は顧客口所在コード	（業 28 条５項）
（６）機構による機構加入者等への通知 　機構は、間接口座管理機関の承認を取り消す場合には、あらかじめ、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 　①　間接口座管理機関の商号又は名称 　②　当該間接口座管理機関の口座管理機関コード 　③　顧客口所在コード 　④　承認取消日 　⑤　上位機関の商号又は名称並びに当該上位機関の口座管理機関コード及び顧客口コード又は顧客口所在コード	（業 28 条６項、施 17 条２項） ※　外国間接口座管理機関の承認の取り消しの場合、⑤は除く。
（７）機構による承認の取消し 　機構は、（５）又は（６）により通知した承認取消日に、間接口座管理機関の承認を取り消す。	
（８）間接口座管理機関の承認の取消しの公表 　機構は、間接口座管理機関の承認を取り消した場合には、機構ホームページ上にて、その旨を公表する。	（業 28 条７項）

内　　容	備　　考
７．加入者保護信託 （１）加入者保護信託契約の締結 　機構は、委託者として、信託会社等又は信託業務を営む金融機関との間で加入者保護信託契約を締結する。機構は、加入者保護信託に関する命令及び加入者保護信託契約に基づき、受託者に対し、負担金につき、その支払方法の決定、通知及び収納その他これらに関連する事務を委託する。	（加７条） ※　加入者保護信託とは、株式等振替制度において、振替機関や口座管理機関の誤記録等により、投資家である加入者が損害を受け、口座管理機関が損害賠償義務を果たすことなく破綻した場合について、加入者が被る損害を補償するための投資者保護制度（セーフティネット）である。 ・補償対象　誤記録等により振替機関又は口座管理機関が破綻した場合、加入者に対して弁済しきれなかった額。 ・受益者　損害を被った加入者 ・支払上限　１加入者当り 1,000 万円 ※　「信託会社又は信託業務を営む金融機関」は、三井住友信託銀行株式会社である。
（２）口座管理機関が負う負担金の支払債務 　口座管理機関（法第 44 条第１項第 13 号に掲げるものを除く。）は、機構加入者口座（顧客口に限る。）の開設又は間接口座管理機関の承認の際、金 75 万円の負担金支払債務を負う。なお、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める者である口座管理機関は、負担金支払債務を負わない。 　a　口座管理機関がその営む振替業（法第 45 条第１項に規定する振替業をいう。ただし、国債の振替に関する業務を除く。）の全部を他の一の者に承継させる又は譲渡するに際して行われた当該他の一の者による機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の申請に基づくものである場合　当該他の一の者 　b　すでに機構加入者口座の開設を受けている又は間接口座管理機関の承認を受けている者による他の機構加入者口座の開設又は他の間接口座管理機関の承認の申請に基づくものである場合　当該者	（加８条及び９条）
（３）負担金の支払方法 　a　機構による支払通知の送付	（加 10 条）

内　　容	備　　考
機構は、（２）で負担金支払債務を負うこととなる機構加入者口座の開設を申請した者又は間接口座管理機関の承認を申請した者（以下この節において「申請者」という。）から当該申請に必要な書類を受理したときは、申請者に対し、２週間以内の支払期限を定めて、負担金を受託者に支払うべき旨を通知する。また、受託者に対し、当該支払通知の内容、当該通知を行った旨並びに当該申請者の名称、住所及び連絡先担当部署名を通知する。 b　受託者による請求書の送付 受託者は、申請者に対し、支払方法を記載した請求書を、郵送にて送付する。 c　負担金の支払 ｂの請求書を受領した申請者は、受託者に対し、当該請求書の内容に従い負担金を支払う。 d　受託者による支払完了の通知 受託者は、ｃの支払いを受けたときは、機構に対し、速やかにその旨を通知する。 （４）機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の手続 機構は、ｄの通知を受けた後でなければ、（２）で負担金支払債務を負うこととなる機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の手続を行わない。	

以　上

第５節　振替システムによる事務処理等

内　　容	備　　考
１．振替システムによる事務処理等 　機構における各種事務の処理は、原則として、機構の設置するコンピュータ・システム及びその情報通信ネットワーク（以下「振替システム」という。）を利用して行う。	（業 34 条、施 34 条） ※　機構に対する請求又は報告・届出その他の通知は、機構が振替システムにおいて集信する方法（通知者が送信する方法）によるものとし、機構から発行者（株主名簿管理人その他の代理人を含む。）、機構加入者又は受託会社（受益者名簿管理人を含む。）への通知は、機構が振替システムにより配信する方法による。ただし、振替システムによる処理に適さないものとして機構が定めるものについては、書面等により通知することができるものとする。
２．振替システムにおける口座管理機関コード等の利用 （１）口座管理機関コード 　振替システムにおける機構加入者及び間接口座管理機関に関する事務についての処理は、機構が機構加入者及び間接口座管理機関ごとに定める口座管理機関コード及び加入者口座コードを利用する。	※　口座管理機関コードは、保振制度において利用する参加者基本コード（５桁の数字コード）と同一の体系とする。
（２）加入者口座コード 　振替システムにおける加入者に関する事務についての処理は、機構が定める付番方法により、各口座管理機関が加入者の口座ごとに定める加入者口座コードを利用する。	※　加入者口座コードは、加入者の口座を開設する口座管理機関の口座管理機関コード（５桁）、当該口座管理機関が直近上位機関から開設を受けた顧客口座のうち、加入者の口座の属するものを特定するためのコード（直接口座管理機関にあっては、口座の区分を示すコード、間接口座管理機関にあっては、その直近上位機関が当該間接口座管理

内　　容	備　　考
（３）株主等照会コード 　振替システムにおける発行者に対する株主の通知その他の機構が定める事務について、機構が加入者ごとに定める株主等照会コードを利用する。	機関のために開設した顧客口座ごとに機構が付番した顧客口所在コード）（２桁）及び口座管理機関が加入者を特定するために定める加入者口座番号（14桁）で表す。 ※　株主等照会コードは、21 桁で表す。

以　上

第６節　加入者情報の管理

内　　容	備　　考
１．加入者情報の管理の概要 （１）総株主通知等に係る事務処理の効率化 機構は、法第 151 条に基づく総株主通知及び同第 154 条第３項に基づく個別株主通知に係る準備行為として、並びに同第 277 条後段に基づく発行者による情報提供請求等に係る事務処理を円滑に行うため、あらかじめ口座管理機関から加入者の情報を受領し、名寄せ処理を行う。	※　加入者情報の管理における手続の詳細や特殊事例への対応方法等については、Target 保振サイト掲載の「加入者情報の管理に関する留意事項」を参照。
（２）加入者情報の通知 口座管理機関は、機構の定めるところに従って標準化を行った、加入者の氏名又は名称及び住所その他の事項（以下「加入者情報」という。）を機構に対し、通知しなければならない。また、口座管理機関は、加入者から代理人等の届出又は配当金振込指定の取次ぎの請求等を受けたときは、当該事項についても標準化を行ったうえで、加入者情報と併せて機構に対し、通知しなければならない（これらの通知事項を総称して、以下「加入者情報等」という。）。	※　間接口座管理機関は、その加入者に係る加入者情報等の機構に対する通知を、その上位機関を通じて行う。 ※　加入者情報等の標準化は、機構の定める「加入者情報標準化要領」に基づいて行う。
（３）加入者情報等の取扱い 機構は、口座管理機関が機構に対して通知した標準化済みの加入者情報等を機構の備える加入者情報登録簿に登録する。機構は、口座管理機関から、当該口座管理機関が機構に対して通知した加入者情報等や、振替先口座の有無等についての照会を受けたときは、加入者情報登録簿に登録された内容を利用して応答する。	※　振替先口座の有無等についての照会は次章第３節「振替手続」を参照。
（４）共通番号情報の取扱い 社会保障・税番号制度の導入に伴い、発行者が税務署に提出する配当の支払調書等に株主等の個人番号を記載することが必要となったが、制度導入に際して、振替株式等の発行者が株主等から直接に個人番号を取得することは実務上難しいと想定されたことから、関係者で構成された「番号制度導入に伴う振替制度利用に関する打合せ会（事務局：日本経済団体連合会）」において、株式等振替制度を活用して、口座管理機関から機構を通じて発行者（受託会社を含む。以下この節において同じ。）に株主等の個人番号を提供するスキームの構築について、検討が行われた。 この検討の中で、第三者への提供に厳しい制限が課されている特定個人情報を、株式等振替制度を活用して提供するには、番号法に手当てが必要であることが明らかになったため、同打合せ会から関係当	

内　　容	備　　考
局に対して番号法上の手当てをする要望を行い、株式等振替制度を活用した特定個人情報の提供が、提供制限の除外規定として、番号法第 19 条第 12 号に手当てされるとともに、社債、株式等の振替に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令第５号）（以下「命令」という。）第 62 条及び金融庁告示第 34 号が関係法令として規定された。 同打合せ会における検討を踏まえて、株式等振替制度では、口座管理機関は、加入者から氏名又は名称及び住所とともに、個人番号又は法人番号（以下「共通番号」という。）の届出等を受けたときは、加入者情報等と併せて機構に対し、通知することとする（これらの通知事項を総称して、以下「共通番号情報」という。）。 機構は、口座管理機関から受領した共通番号情報を機構の備える共通番号情報登録簿に登録し、発行者から支払調書の作成のために株主等の共通番号情報の請求を受けた場合には、発行者に対して、共通番号情報登録簿に登録されている請求対象の株主等の共通番号情報を通知する。 このように、機構が口座管理機関から提供された共通番号情報を保持し、発行者からの共通番号情報の請求に応じて機構が共通番号情報を通知することにより、発行者が支払調書を作成する場合に限って共通番号情報を通知する仕組みとなっている。	※　間接口座管理機関は、その加入者に係る共通番号情報の機構に対する通知を、その上位機関を通じて行う。 ※　機構は個人番号と法人番号を区別せず、一律、共通番号として取り扱う。 ※　加入者が共通番号を指定されない者である場合又は口座管理機関が加入者から共通番号の届出を受けていない場合には、口座管理機関から機構に対する共通番号情報の通知は要しない。 ※　機構から発行者に対する共通番号情報の通知については、第８節「発行者に対する共通番号情報の通知」を参照。
（５）名寄せ 機構は、加入者情報登録簿に登録した加入者情報（以下「加入者口座情報」という。）及び共通番号情報登録簿に登録した共通番号情報に基づき、機構の定めるところに従い加入者の名寄せを行う。 機構は、名寄せした加入者の加入者口座情報を一元化したデータ（以下「株主等通知用データ」という。）に基づき、総株主通知等の発行者に対する通知を行う。	※　機構における名寄せは、機構の定める「加入者情報名寄せ基準書」に基づいて行う。
（６）特定個人情報の安全を確保するための必要な措置 株式等振替制度における特定個人情報の提供に際しては、機構及び口座管理機関は、番号法第 12 条に規定する個人番号の適切な管理のために必要な措置とは別に、番号法第 19 条第 12 号に規定する特定個人情報の安全を確保するための必要な措置として、以下の事項を行う必要がある。 ①　特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供先、提供日時、提供する特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を７年間保存すること（番号法施行令第 24 条第１号、第 29 条及び番号法施行規則第 21 条第１号）。 ②　提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報	（業 287 条の３、施 359 条の３） ※　機構及び口座管理機関は、番号法上の個人番号関係事務実施者に該当する。 ※　②の特定個人情報の提供先の体制整

内　　容	備　　考
保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、特定個人情報の提供先が同様の体制を整備していることを確認すること（番号法施行令第 24 条第２号）。 ③　特定個人情報の提供先に対して、提供先の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供元、提供日時、提供された特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を７年間保存するよう求めること（番号法施行令第 29 条及び番号法施行規則第 21 条第２号）。 ④　情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するための内閣総理大臣が定める基準に従って特定個人情報を提供すること（番号法施行規則第 21 条第３号）	備の確認及び③の特定個人情報の提供先への提供の記録等の要求については、機構と直接口座管理機関との間、間接口座管理機関と直近上位機関の間で行う必要がある。なお、機構と直接口座管理機関との間の対応については、第４節「機構加入者及び口座管理機関」を参照。

内　　容	備　　考

【加入者情報の概念図】

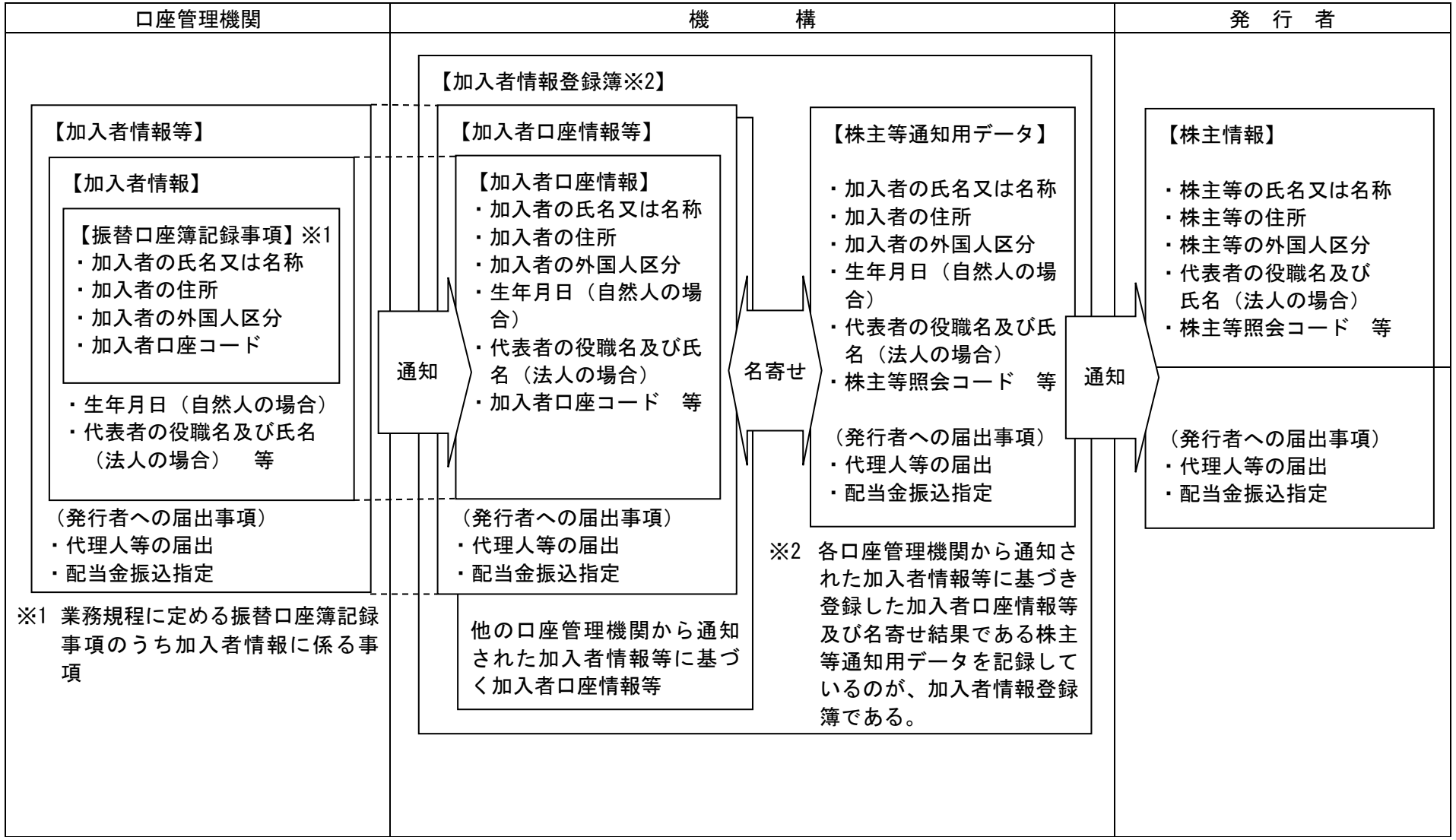

内　　容	備　　考
２．情報の授受に関する取扱い （１）電磁的な方法による情報の授受 機構と口座管理機関の間及び機構と発行者の間における加入者情報等及び共通番号情報の授受は、原則として、電磁的な方法により行う。	※　発行者が株主名簿管理人（投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人及び受益者名簿管理人を含む。以下この節において同じ。）を選任しているときは、機構と発行者との間の通知は、当該株主名簿管理人を通して行う。 ※　番号法上、口座管理機関、機構、発行者の間における特定個人情報の提供は電磁的方法に限られているため、共通番号情報の授受には例外的な取扱いは認められない。なお、この電磁的な方法は、前１（５）④の基準を満たしている必要がある（間接口座管理機関と直近上位機関の間も同様である。）。
（２）文字情報の取扱い ａ　授受する文字情報の形式及び範囲 機構は、口座管理機関及び発行者との間の文字情報の授受を、機構の定める文字コード（以下「統一文字コード」という。）及び文字集合（以下「統一文字集合」という。）を利用して行う。	
ｂ　統一文字コード 統一文字コードは、「Unicode」とする。	※　「Unicode」とは、すべての最新のソフトウェアと情報通信技術において、あらゆる言語で記述された文章情報の処理、保存及び交換の基礎を提供するため、ユニコードコンソーシアムによって整備された普遍的な文字の符号化方法をいう。
ｃ　統一文字集合 統一文字集合は、「JIS X 0208」に該当する文字（字形は「JIS X 0213」において定められているも	※　「JIS X 0208」とは、産業標準化法（昭

内　　容	備　　考
のを使用する。）に、人名用漢字中の「JIS X 0208」に包摂されない文字及びローマ数字（Ⅰ～Ⅹ、ⅰ～ⅹ）を加えた文字集合とする。	和 24 年法律第 185 号）に規定する日本産業規格の一つであり、7 ビット及び８ビットの２バイト情報交換用符号化漢字集合をいう。 ※　「JIS X 0213」とは、産業標準化法に規定する日本産業規格の一つであり、7 ビット及び８ビットの２バイト情報交換用符号化拡張漢字集合をいう。 ※　人名用漢字とは、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）第 60 条に規定する漢字をいう。
（３）情報の授受に関する留意事項 機構は、口座管理機関（直接口座管理機関に限る。以下この（３）において同じ。）による「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」の通知について、加入者情報システムへの負荷を考慮し、１日に通知可能な件数に上限を設ける。	
ａ　「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」の通知に係る上限件数 （ａ）「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」の通知に係る上限件数の算出 機構は、口座管理機関ごとに「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」の通知に係る上限件数（１営業日あたり）を次の算式により設定する。また、上限件数の算出の結果が 2,000 件に満たない場合は、上限件数を 2,000 件とする。	
算出基準日における口座管理機関の加入者口座情報数（下位機関の加入者に係るものを含む。）×0.5%（算出結果の 100 件未満の数については、切り上げる。）	※　算出基準日は毎年の最終営業日とする
（ｂ）上限件数の通知 機構は、口座管理機関ごとに設定した上限件数を、原則として、毎年１月 20 日（休業日の場合には、その翌営業日）に口座管理機関に対して通知する。	※　口座管理機関が、機構から初めて顧客口の開設を受ける年の上限件数については、当該口座の開設時に通知する。

内　　容	備　　考
（ｃ）上限件数を超過する場合の対応 口座管理機関は、１日に通知すべき「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」の件数が、この上限を超過することが見込まれるときは、原則として、超過が見込まれる日の前営業日から起算して５営業日前までに（口座管理機関コードの変更を伴う加入者口座コードの変更の場合を除く。）、機構に対し、その旨、その理由、超過が見込まれる日及び超過が見込まれる件数その他の事項を申告しなければならない。	※　左記の申告があったときは、機構は、他の口座管理機関の状況を勘案したうえで、「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」の通知に係る上限件数を一定期間緩和する。 ※　機構は、口座管理機関からファイル伝送によって「加入者情報データ（新規登録、変更又は削除）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、１日に通知可能な上限件数を超過した場合には、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってエラー結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、エラー内容の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、上限件数以下の件数とした「加入者情報データ（新規登録、変更又は削除）」を再通知しなければならない。
ｂ　加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのアップロードに係る上限件数 機構は、口座管理機関の加入者情報Ｗｅｂ端末による「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」のＣＳＶファイルのアップロードの合計件数に係る上限件数（１営業日あたり）を設定する。上限件数は、１区分口座あたり 1,000 件とする。	※　口座管理機関は、加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのアップロードにより、機構に対して「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」を通知する場合は、左記の上限件数の範囲内でかつ前ａの上限件数の範囲内でなければならない。

内　　容	備　　考
（４）加入者情報等の標準化 a　口座管理機関における加入者情報等の標準化 口座管理機関は、機構の定める「加入者情報標準化要領」に基づき、加入者情報等の項目ごとにその情報を標準化しなければならない。 b　振替制度外字の置換え 口座管理機関は、加入者からの届出の内容のうち、加入者情報等として機構に通知すべき事項に統一文字集合の範囲外の文字（以下「振替制度外字」という。）が含まれるときは、「加入者情報標準化要領」に基づき、あらかじめ当該加入者の同意を得たうえで、機構に対する加入者情報等の通知の際に、当該振替制度外字を統一文字集合の範囲内の文字（以下「振替制度内字」という。）に置き換えなければならない。 c　加入者口座コードの取扱い 口座管理機関は、加入者のために振替株式等を記録するための口座を開設したときは、その口座ごとに加入者口座コードを付番しなければならない。加入者口座コードは、加入者を特定するためのコードとして、口座管理機関と機構との間の業務処理において利用する。 口座管理機関は、加入者口座コードの付番に際しては、複数の加入者について同一のコードを重複して利用できないことに留意する。	（施 20 条、24 条及び 29 条） ※　加入者口座コードは、口座管理機関コード（５桁）、顧客口コード（２桁）及び加入者口座番号（14 桁）の計 21 桁の数字で構成される。なお、加入者口座番号には、「99999990000000」及び「88888880000000」を付番してはならない。 ※　口座管理機関は、加入者の口座を解約し、機構に対して通知した、当該加入者に係る加入者口座情報等及び共通番号情報の削除を請求する旨の「加入者情報データ（削除）」により、機構が加入者情報登録簿に当該加入者の削除の旨の登録を行った日から１０年間が経過するまでは、当該加入者に付番した加入者口座コードと同一の加入者口座コードを他の者のために利用することができない。 ※　口座管理機関は、加入者口座コードの変更により削除された加入者口座コード（変更前の加入者口座コード。加入者

内　　容	備　　考
	口座コードを複数回変更した場合は、利用したすべての加入者口座コード）を再利用することはできない（この場合は、当該加入者口座コードを同一の者のために再利用することもできない。）。

内　　容	備　　考
３．加入者情報の通知 （１）加入者情報等及び共通番号情報の新規登録 【イメージ図】	※　機構加入者の加入者情報等及び共通番号情報の新規登録については、後記４．を参照。

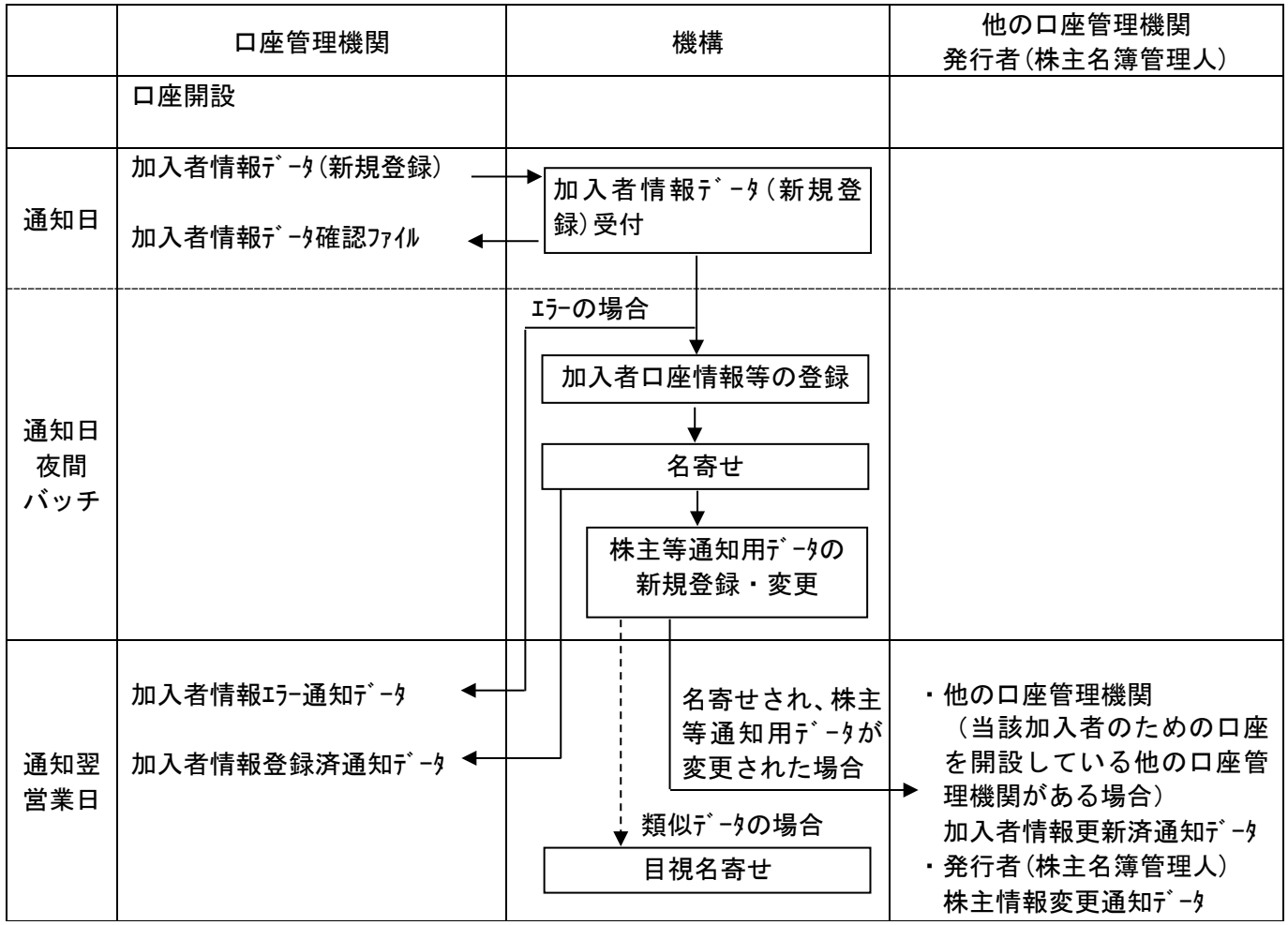

内　　容	備　　考
a　口座管理機関による「加入者情報データ（新規登録）」の通知 口座管理機関は、加入者のために、振替株式等についての振替を行うための口座を開設したときは、当該加入者からの届出内容及び本人確認書類に基づき、機構に対し、次の（ａ）から（ｅ）までに掲げるところにより「加入者情報データ（新規登録）」を通知しなければならない。 口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（新規登録）」等の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。	（業31条第１項から第４項まで及び32条の３第１項から第４項まで） ※　機構は、口座管理機関からファイル伝送によって「加入者情報データ（新規登録）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者情報データ（新規登録）」を再通知しなければならない。
（ａ）通知期限 ア　基本的な取扱い 原則として、加入者のために開設した口座に初めて振替株式等の数の記載又は記録をした日から起算して５営業日目の日	（施18条及び28条の２第１項） ※　間接口座管理機関の加入者に係る通知期限は、左記の期限に、当該間接口座管理機関の上位機関（機構を除く。）の数に応じて１営業日を加算した日とする。
イ　特別口座に係る取扱い 特別口座に係る「新規記録通知情報データ」を機構から受領することが見込まれる日（振替株式等の新規記録日の前営業日）の前営業日から起算して２営業日前の日	※　特別口座を開設する口座管理機関は、登録株式質権者（特例登録株式質権者を含む。）である者のために口座を開設したときは、当該登録株式質権者に係る加入者情報等の通知に併せて、機構に対し、質権株式の株主に係る加入者情報等を通知する。
ウ　通知期限の例外	

内　　容	備　　考
アの通知期限の到来以前に、次の①から⑦のいずれかの事由が生じたときの加入者情報等及び共通番号情報の通知期限は、それぞれ次のとおり。	
①　加入者から発行者に対する口座通知の取次ぎの請求を受けたとき　当該請求に基づいて機構に対する口座通知の取次ぎを行う日	※　口座通知の取次ぎについては、次章第２節「新規記録手続」を参照。
②　加入者から質権若しくは譲渡担保権の設定又は反対株主（反対新株予約権者、反対新株予約権付社債権者、反対投資主及び反対新投資口予約権者を含む。以下この章において同じ。）の株式買取請求（新株予約権買取請求、新株予約権付社債買取請求、投資口買取請求及び新投資口予約権買取請求を含む。以下この章において同じ。）のために、他の口座管理機関の加入者の口座への振替の申請を受けたとき　当該振替の申請に基づいて機構に対する振替請求を行う日	※　担保権者の口座又は買取口座を開設する口座管理機関は、ファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報照会」画面により、担保設定者又は反対株主の氏名又は名称及び住所その他の振替口座簿、特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿又は反対株主管理簿（反対新株予約権者管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、反対投資主管理簿及び反対新投資口予約権者管理簿を含む。以下この章において同じ。）に記載又は記録すべき事項を取得することができる（なお、ファイル伝送による「加入者情報照会」の場合は、担保設定者又は反対株主である加入者に係る加入者情報等の通知が振替日当日となったときは、その振替日当日から加入者情報登録簿中の当該加入者に係る情報の照会が可能となる。一方、加入者情報Ｗｅｂ端末による「加入者情報照会」の場合は、担保設定者又は反対株主である加入者に係る加入者情報等の通知が振替日当日となったときは、その翌営業日から加入者情報登録簿中の当該加入者に係る情報の照会が可能となる。）。 ※　振替日までに、加入者口座情報等が加入者情報登録簿に登録されていないときは、担保設定者又は反対株主である加

内　　容	備　　考
	入者の口座を開設する口座管理機関に対し、その翌営業日の「帳表ファイル（機構加入者別担保株式加入者未登録一覧表）」により、担保設定者又は反対株主である加入者に係る加入者情報等が未通知である旨が通知される。また、当該振替日までに、加入者情報登録簿において、担保設定者又は反対株主である加入者に係る加入者口座情報等に削除の旨が登録されたときも、口座管理機関に対し、担保設定者又は反対株主である加入者に係る加入者情報等が未通知である旨が通知される。
③　加入者から個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受けたとき　当該請求に基づいて機構に対して個別株主通知の申出の取次ぎを行う日	※　機構は、申出取次ぎ日までに、加入者情報登録簿に当該申出株主に係る加入者口座情報等が登録されていないときは、口座管理機関からの「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受け付けない。 ※　個別株主通知については、次章第 10 節「個別株主通知に係る手続」を参照。
④　加入者の口座を振替先口座とする振替が行われることとなったとき　振替日	※　当該振替が口座解約を伴う口座移管の場合であって、振替元口座を開設する口座管理機関から当該口座に係る加入者口座情報を削除する旨の「加入者情報データ（削除）」が通知される日までに、振替先口座に係る加入者口座情報等が加入者情報登録簿に登録されていないときは、振替元口座と振替先口座の名寄せが行われず、その結果、個別株主通知又は情報提供請求等の処理に際して、当該加入者の継続保有期間が発行者に対して正しく通知されないことになる。

内　　容	備　　考
⑤　加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日が到来することとなったとき　株主確定日の前営業日	※　株主確定日の前営業日までに口座管理機関から「加入者情報データ（新規登録）」が通知されない場合、機構における通常の名寄せに係る手続が未了の段階で、総株主通知が行われる可能性がある。 ※　総株主通知については、次章第９節「総株主通知に係る手続」を参照。
⑥　加入者から発行者に対する配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき　当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定の取次ぎを行う日	※　機構は、取次ぎ日までに、加入者情報登録簿に、配当金振込指定の取次ぎを請求した加入者に係る加入者口座情報等が登録されていないときは、口座管理機関からの「配当金振込指定取次ぎデータ」を受け付けない。 ※　配当金振込指定の取次ぎについては、次章第 14 節「配当金に関する取扱い」を参照。
⑦　加入者から発行者に対する書面交付請求の取次ぎの請求を受けたとき　当該請求に基づいて機構に対して書面交付請求の取次ぎを行う日	※　機構は、取次ぎ日までに、加入者情報登録簿に、書面交付請求の取次ぎを請求した加入者に係る加入者口座情報等が登録されていないときは、口座管理機関からの「書面交付請求取次ぎデータ」を受け付けない。 ※　書面交付請求の取次ぎについては、次章第 16 節の２「書面交付請求に係る手続」を参照。
エ　加入者からの請求の取次ぎに係る制限 口座管理機関は、加入者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を機構に通知した日の同日に、次の①から⑦までに掲げる内容の取次ぎの請求を当該加入者から受けたときは、当該請求の取次ぎを翌営業日付で行うことについて、当該加入者からの同意を得る。	※　口座管理機関は、原則として、これらの請求等に係る取次ぎの請求を受けた日の日中において、機構に対する取次ぎ

内　　容	備　　考
①　単元未満株式の買取請求 ②　単元未満株式の売渡請求 ③　取得請求権付株式の取得請求 ④　振替新株予約権（非上場新株予約権を含む。）の行使請求 ⑤　振替新株予約権付社債（非上場新株予約権付社債を含む。）に付された新株予約権の行使請求 ⑥　担保株式の届出 ⑦　反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出（反対新株予約権者の新株予約権買取請求に係る振替新株予約権に関する届出、反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債に関する届出、反対投資主の投資口買取請求に係る振替投資口に関する届出及び反対新投資口予約権者の新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権に関する届出を含む。以下この章において同じ。）	を行うことが必要となるが、機構は、これらの取次ぎに係るデータを受領した時点において、当該加入者に係る加入者口座情報が加入者情報登録簿に登録されていないときは、取次ぎに係るデータを受け付けない。 ※　単元未満株式の買取請求及び単元未満株式の売渡請求については、次章第４節「単元未満株式の買取請求及び売渡請求に係る手続」を参照、取得請求権付株式の取得請求については、次章第２節「新規記録手続」を参照、振替新株予約権の行使請求については、第４章第５節「振替新株予約権の新株予約権行使」を参照、振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使請求については、第３章第９節「振替新株予約権付社債の新株予約権行使」を参照、担保株式の届出及び反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出については、次章第３節「振替手続」を参照。
（ｂ）通知方法 ファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報の新規登録・変更・削除」画面入力若しくはＣＳＶファイルのアップロード	※　ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末を利用して同日に同一の加入者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を機構に通知したときは、加入者情報Ｗｅｂ端末によって通知されたものが優先される。 ※　加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力及びＣＳＶファイルのアップロードの双方を利用して同日に同一の加入者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を機構に通知することはできない。

内　　容	備　　考
（ｃ）取扱時間 ア　ファイル伝送による通知の場合 午前２時から午後５時まで イ　加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力及びＣＳＶファイルのアップロードによる通知の場合 午前８時 30 分から午後５時まで	※　ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末の双方において、取扱時間の終了時刻を加入者情報サーバのオンライン時間帯の終了時刻に制限している（加入者情報サーバでは、午後５時から夜間バッチ処理を実施する。）。
（ｄ）通知内容 ア　加入者情報及び共通番号情報の基本的な内容 ①　加入者の加入者口座コード ②　外国人保有制限銘柄に係る直接外国人であるか否かの別（外国人区分）	（業 31 条第１項及び 32 条の３第１項、施 19 条及び 28 条の２第３項） ※　口座管理機関において、加入者が間接外国人であることが判明したとき又は間接外国人でなくなったことが判明したときは、その旨を機構の定める「加入者情報通知書（間接外国人）（ST90-01）」（書式は機構ホームページに掲載）に記載し、当該書面を後述する「総株主報告データ」、「個別株主報告データ」、「振替口座簿記録事項報告データ」及び「対象加入者保有株式数報告データ」の通知時に合わせて、その都度、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知する。なお、既に当該書面により間接外国人である旨を機構に通知した場合であって、加入者情報Ｗｅｂ端末の加入者情報照会機能によって間接外国人であることが確認できたとき、又は機構から間接外国人である旨を含む「間接外国人区分更新済データ」が通知されなかったときは、それぞれ、

内　　容	備　　考
	間接外国人である旨又は間接外国人でなくなった旨の「加入者情報通知書（間接外国人）」の通知は省略できる。
③　加入者の口座が特別口座であるときは、その旨（特別口座区分） ④　加入者の氏名又は名称 ⑤　加入者の氏名又は名称が機構の定めた文字数を超えるときは、その旨（氏名又は名称・桁あふれ区分） ⑥　加入者のカナ氏名又はカナ名称 ⑦　加入者のカナ氏名又はカナ名称が機構の定めた文字数を超えるときは、その旨（カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分）	※　「加入者の氏名又は名称」及び「加入者のカナ氏名又はカナ名称」について、機構の定めた文字数を超えたときは、口座管理機関は、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）（ST90-02）」（書式は機構ホームページに掲載）を機構に対して通知する（別に「加入者情報通知書（共有者情報）」を通知した場合を除く。）。 ※　口座管理機関は、加入者が非居住者であって、加入者から「加入者のカナ氏名又はカナ名称）」の届出を受けていないときは、当該事項の通知を省略することができる。
⑧　加入者の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号 ⑨　加入者の住所が住所コード化できないものであるときは、その旨（住所コード化不可区分）	※　住所コードとは、公益財団法人国土地理協会が作成している「全国町・字ファイル」に定められている「町・字コード」のことをいう（住所コード化可能な範囲は、住所情報の「字名・丁目」までである。）。 ※　「町・字コード」は、1982 年３月以降に存在する地名又は存在した地名を対象としたコードであるため、それより前に変更された地名又は廃止された地名は住所コード化できないものに該当する（例えば、東京市日本橋区茅場町）。

内　　容	備　　考
⑩　加入者の住所	※　「加入者の住所」について、機構の定めた文字数を超えたときは、口座管理機関は、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）（ST90-02）」（書式は機構ホームページに掲載）を機構に対して通知する（別に「加入者情報通知書（共有者情報）」を通知した場合を除く。）。この場合は、⑤「氏名又は名称・桁あふれ区分」を住所の桁あふれを示す区分として使用する。 ※　加入者の口座が複数の者の共有に属する場合は、口座管理機関は、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、共有者全員の氏名又は名称、住所及び共通番号を記載した「加入者情報通知書（共有者情報）（ST90-04）」（書式は機構ホームページに掲載）を機構に対して通知する。
⑪　加入者が自然人であるときは、生年月日	※　口座管理機関は、加入者から生年月日の届出を受けていないときは、当該事項の通知を省略することができる。
⑫　加入者が法人であるときは、代表者の役職名並びに氏名及びカナ氏名 ⑬　共通番号	※　加入者が共通番号を指定されない者である場合又は口座管理機関が加入者から共通番号の届出を受けていない場合には、口座管理機関から機構に対する共通番号情報の通知は要しない。（ただし、口座管理機関が個人番号の届出を受けていない加入者の個人番号等を機構に請求し、機構から提供された個人番号が当該加入者のものであることを確認

内　　容	備　　考
イ　加入者からの届出の取次ぎの請求に係る内容 　口座管理機関は、次に掲げる届出について、加入者から発行者に対する届出の取次ぎの請求を受けたときは、機構に対し、前アの内容に加え、それぞれに掲げる届出の内容を通知する。 （ア）加入者の口座が複数の者の共有に属する場合の会社法第 106 条（投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条第４項において準用する場合を含む。）、会社法第 237 条、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 21 条又は信託法第 193 条（投資信託及び投資法人に関する法律第６条第７項及び第 50 条第４項において準用する場合を含む。）に規定する権利を行使し、かつ、会社法第 126 条第３項（投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の３第３項及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 26 条において準用する場合を含む。）、会社法第 253 条第３項又は信託法第 191 条第３項（投資信託及び投資法人に関する法律第６条第７項及び第 50 条第４項において準用する場合を含む。）の通知又は催告を受領する者（以下「共有代表者」という。）の選任に係る届出 　①　共有代表者の役職名 　②　共有代表者の氏名 　③　共有代表者のカナ氏名 （イ）常任代理人の選任に係る届出又は加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定（常任代理人の選任に代えて行うものに限る。）に係る届出 　①　常任代理人の氏名又は名称 　②　常任代理人が法人であるときは、その代表者等の役職名 　③　常任代理人が法人であるときは、その代表者等の氏名 　④　常任代理人又は国内連絡先の住所に係る郵便番号 　⑤　常任代理人又は国内連絡先の住所が住所コード化できないものであるときは、その旨（常任代理人住所コード化不可区分） 　⑥　常任代理人又は国内連絡先の住所 （ウ）法定代理人の選任に係る届出 　①　法定代理人の氏名又は名称 　②　法定代理人が法人であるときは、その代表者等の役職名 　③　法定代理人が法人であるときは、その代表者等の氏名	した場合を除く。個人番号等の請求については、第９節「口座管理機関に対する個人番号等の提供」を参照。） （業 33 条第１項から第６項まで、施 31 条から 33 条まで）

内　　容	備　　考
④　法定代理人の住所に係る郵便番号 ⑤　法定代理人の住所が住所コード化できないものであるときは、その旨（法定代理人住所コード化不可区分） ⑥　法定代理人の住所 ⑦　法定代理人の代理権の範囲が、当該加入者の口座に記載又は記録された振替株式等の数に係るものに制限されているときは、その旨（法定代理人の代理権の制限に係る事項）	
（エ）配当金振込指定（登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とするものに限る。）	（業 168 条第７項及び第９項から第 11 項まで、施 230 条第４項から第８項まで） ※　配当金振込指定の取次ぎの詳細は、次章第 14 節「配当金に関する取扱い」を参照。
ｉ　配当金振込指定方式	※　加入者が登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎの請求を行わないとき（加入者が配当金振込指定の単純取次ぎを請求した場合を含む。）は、機構に対し、その旨（以下「配当金振込指定方式を指定無しとする旨」という。）を通知する。
ⅱ　ｉにおいて加入者が登録配当金受領口座方式の利用を選択しているときは、次に掲げる事項 ①　登録配当金受領口座として指定する預金口座を開設する金融機関に係る金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号 ②　登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称	※　口座管理機関は、「登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称」の通知を省略することができる。この場合は、「＃」（10 桁）を設定する。
③　登録配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ④　登録配当金受領口座の口座名義人が、当該加入者以外の者であるときは、その旨（登録配当金受領口座の口座名義人区分）	
（ｅ）訂正又は取消し方法 ア　通知日当日の訂正又は取消し	

内　　容	備　　考
（ア）既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により「加入者情報データ（新規登録）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（新規登録）」をファイル伝送により再通知しなければならない。	
（イ）既に加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力又はＣＳＶファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力又はＣＳＶファイルのアップロードにより「加入者情報データ（新規登録）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、画面入力により通知した場合は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報入力内容一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の訂正又は取消しを行い、ＣＳＶファイルのアップロードにより通知した場合は訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（新規登録）」をＣＳＶファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。	※　詳細は、「株式等振替システム　加入者情報Ｗｅｂ端末操作マニュアル（機構加入者編）」を参照。
イ　通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ（新規登録）」を通知した日の翌営業日以降に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力により通知しなければならない。	※　「加入者情報訂正申告データ」の通知については後記（３）を参照。
ｂ　機構における処理 （ａ）「加入者情報データ（新規登録）」に基づく加入者口座情報等及び共通番号情報の登録 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（新規登録）」を受領したときは、通知された内容に基づき、口座管理機関が機構に対して「加入者情報データ（新規登録）」を通知した日の当日付で、加入者情報登録簿に加入者口座情報等として登録するとともに、共通番号情報登録簿に共通番号情報として登録する。	（業 31 条第５項及び 32 条の３第５項） ※　機構は、口座管理機関から「加入者情報通知書」を受領したときも、通知された事項を加入者情報登録簿に加入者口座情報等として登録するとともに、共通番号情報登録簿に共通番号情報として登録する。
（ｂ）名寄せ処理 機構は、あらかじめ機構が定める方法により、前（ａ）で登録した加入者口座情報等（以下この３．において「名寄せ対象の加入者口座情報等」という。）と、他の加入者口座情報等に基づき登録された株主等通知用データ（以下この節において「登録済み株主等通知用データ」という。）との間	（業 32 条の６） ※　機構が、機構加入者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を入力したときも名寄せ処理を行う。

内　　容	備　　考
の名寄せ処理を次のアからエまでに掲げるところにより行う。 　機構が行う名寄せ処理は、機構の定める名寄せキー項目を用いてシステム的に行う自動名寄せと、自動名寄せの過程において抽出された類似データ（名寄せ対象の加入者口座情報等及び当該加入者口座情報等と機構の定める類似データ抽出判定基準に掲げる内容が一致する登録済み株主等通知用データの総称。以下同じ。）について、原則として、自動名寄せを行った日の翌営業日に、人手を用いて行う目視名寄せの２段階の処理に区分される。	
ア　名寄せキー項目 　機構は、名寄せ対象の加入者口座情報等と登録済み株主等通知用データとの名寄せを、次に掲げる名寄せキー項目の比較により判定する（該当するすべての内容について一致を判定したときに、名寄せを行う。）。	※　名寄せ対象の加入者口座情報等及び登録済み株主等通知用データのどちらか一方又は双方において、登録がない項目があるときは、有意な比較が行えないものとして取り扱う。
①　氏名又は名称 ②　カナ氏名又はカナ名称（カナ氏名又はカナ名称について有意な比較が可能である場合に限る。） ③　住所（加入者の口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の住所） ④　加入者が法人であるとき又は加入者の口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の氏名（代表者の氏名について有意な比較が可能である場合に限る。） ⑤　加入者が法人であるとき又は加入者の口座が複数の者により共有されているときは、その代表者のカナ氏名（代表者のカナ氏名について有意な比較が可能である場合に限る。） ⑥　加入者が自然人であるときは、その生年月日（加入者の口座が複数の者により共有されているときは、共有代表者として届け出られた者の生年月日）（生年月日について有意な比較が可能である場合に限る。） ⑦　加入者が常任代理人を選任しているときは、当該常任代理人の氏名又は名称及び住所（非居住者である加入者が、常任代理人の選任に代えて国内の連絡先住所の届出を行っているときは、その国内連絡先住所） ⑧　加入者が法定代理人を選任しているときは、当該法定代理人の氏名又は名称、住所及び当該法定代理人の代理権の制限に係る事項の有無 ⑨　共通番号	※　自動名寄せにおいては、名寄せキー項目に含まれない
イ　自動名寄せ	

内　　容	備　　考
機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（新規登録）」を受領した日の夜間バッチ処理において、名寄せキー項目の一致に関する判定を行う。	※　口座管理機関から「加入者情報データ（変更）」を受領した際も、同様に自動名寄せを行う。 ※　口座管理機関から通知された「加入者情報通知書」に基づき加入者口座情報等として登録された事項は、左記の名寄せキー項目に含まれない。
ウ　類似データ抽出判定基準 機構は、名寄せ対象の加入者口座情報等について、前イの自動名寄せにおいて名寄せキー項目のすべてが一致する登録済み株主等通知用データが存在しないときでも、次に掲げる項目のすべてについて一致と判定した登録済み株主等通知用データがある場合は、類似データとして抽出を行う。 ①　加入者の氏名若しくは名称又はカナ氏名若しくはカナ名称（カナ氏名若しくはカナ名称について有意な比較が可能である場合に限る。） ②　加入者の住所（加入者の口座が複数の者により共有されているときは、共有代表者として届け出られた者の住所）（住所コード化が可能なときは、当該住所コード化対象部分の住所） ③　加入者が自然人であるときは、その生年月日（加入者の口座が複数の者により共有されているときは、共有代表者として届け出られた者の生年月日）（生年月日について有意な比較が可能である場合に限る。） ④　加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人の氏名若しくは名称又は住所（当該加入者が、常任代理人の選任に代えて国内の連絡先住所の指定を行っているときは、国内の連絡先住所）	※　住所コード化の対象外となる、番地、号、建物名等の住所情報は、類似データ抽出判定基準には含まれない。
エ　目視名寄せ 機構は、前ウによって抽出された類似データについて、原則として、自動名寄せを行った日の翌営業日に、目視により名寄せキー項目の一致に関する判定を行う。	※　目視名寄せの過程において、口座管理機関に対して名寄せキー項目に関する確認を求める必要があると機構が判断したときは、「加入者情報データ」を通知した口座管理機関及び類似データとして抽出された登録済み株主等通知データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を機構に通知した口座管

内　　容	備　　考
	理機関に対し、確認を依頼する（詳細は後記（６）参照。）。
（ｃ）株主等通知用データの登録・更新 機構は、前（ｂ）イの自動名寄せの結果、名寄せキー項目がすべて一致した登録済み株主等通知用データがないとき（類似データが抽出された場合を含む。）は、名寄せ対象の加入者口座情報等により、新たな株主等通知用データを登録する。一方、名寄せキー項目がすべて一致した登録済み株主等通知用データがあり、名寄せ対象の加入者口座情報等と当該登録済み株主等通知用データの内容に相違があるときは、当該加入者口座情報等をもとに、当該登録済み株主等通知用データを更新する。 また、機構は、前（ｂ）エの目視名寄せの結果、名寄せした登録済み株主等通知用データがあり、名寄せ対象の加入者口座情報等と当該登録済み株主等通知用データの内容に相違があるときは、名寄せ対象の加入者口座情報等をもとに、当該登録済み株主等通知用データを更新する。 ただし、次の項目については、それぞれに掲げるとおり取り扱う。 ①　外国人区分 口座管理機関が、加入者が外国人保有制限銘柄に係る直接外国人でない旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知し、機構が、当該「加入者情報データ（新規登録）」に基づき加入者口座情報等を登録したときでも、機構が、登録済み株主等通知用データと名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データにおいて、加入者が外国人保有制限銘柄に係る直接外国人である旨が登録されている場合は、登録済み株主等通知用データの既存の登録内容を優先する。 ②　配当金振込指定方式 口座管理機関が、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知し、機構が、当該「加入者情報データ（新規登録）」に基づき加入者口座情報等を登録したときでも、機構が、登録済み株主等通知用データと名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データにおいて、配当金振込指定方式として登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用する旨が登録されている場合は、登録済み株主等通知用データの既存の登録内容を優先する。 また、口座管理機関が、株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知し、機構が、当該「加入者情報データ（新規登録）」に基づき加入者口座情報等を登録したときでも、機構が、登録済み株主等通知用データと名寄せを行い、当該登録済み株主等通知データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を通知した口座管理機関のうちに、株式数比例配分方式の取扱いを行わない旨の届出を機構に行った者（以下	※　配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知した口座管理機関が、株式数比例配分方式非取扱機関であり、かつ、機構が登録済み株主等通知用データと名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データにおいて、配当金振込方式として株式数比例配分方式を利用する旨が登録されているときは、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」

内　　容	備　　考
「株式数比例配分方式非取扱機関」という。）がある場合（当該届出が、登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報に係る加入者の口座が属する顧客口について行われている場合に限る。）は、登録済み株主等通知用データの既存の登録内容を優先する。	に基づき当該登録済み株主等通知用データの内容を更新する。 ※　株式数比例配分方式の詳細は、次章第14節「配当金に関する取扱い」を参照。
（ｄ）口座管理機関に対する通知 ア　「加入者情報登録済通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（新規登録）」に基づき、加入者口座情報等及び共通番号情報の登録を行うときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（新規登録）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（新規登録）」の内容及び当該通知をどのような方法によって行ったのかを識別する項目（以下「入力部署」という。）を含む「加入者情報登録済通知データ」を通知する。なお、前（ｃ）の①及び②に掲げたケースでは、「加入者情報登録済通知データ」のうち次の項目について、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（新規登録）」と異なる内容が含まれることになる。 機構から「加入者情報登録済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報登録済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	（業 31 条第５項から第７項及び 32 条の３第５項、施 21 条） ※　口座管理機関が「加入者情報データ（新規登録）」を加入者情報Ｗｅｂ端末により通知したときは、機構は当該口座管理機関に対する「加入者情報登録済通知データ」を、ファイル伝送による通知に加えて、加入者情報Ｗｅｂ端末によっても通知する。なお、加入者情報Ｗｅｂ端末による「加入者情報登録済通知データ」の通知は、「加入者情報データ（新規登録）」を加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力により通知した場合は「通知・一覧」画面への表示、加入者情報Ｗｅｂ端末のＣＳＶファイルのアップロードにより通知した場合はＣＳＶファイルにより行う。
①　外国人区分 口座管理機関が、加入者が外国人保有制限銘柄に係る直接外国人でない旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構が、自動名寄せの結果、登録済み株主等通知用データの登録内容を優先し、外国人区分を外国人保有制限銘柄に係る直接外国人としたときは、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送により、外国人保有制限銘柄に係る直接外国人である旨を含む「加入者情報登録済通知データ」及び「加入者情報更新済通知データ」を通知する。	※　機構が、目視名寄せの結果、登録済み株主等通知用データの登録内容を優先し、外国人区分を外国人保有制限銘柄に係る直接外国人としたときは、当該口座管理機関から受領した「加入者情報データ（新規登録）」に基づき、いったん、外国人区分を外国人保有制限銘柄に係る直接外国人でない旨を含む「加入者情

内　　容	備　　考
	報登録済通知データ」を当該口座管理機関に対して通知し、その翌営業日に、外国人保有制限銘柄に係る直接外国人である旨を含む「加入者情報更新済通知データ」を通知する。
②　配当金振込指定方式 口座管理機関が、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構が、自動名寄せの結果、登録済み株主等通知用データの登録内容を優先し、配当金振込指定方式を登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式としたときは、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送により、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報登録済通知データ」及び「加入者情報更新済通知データ」を通知する。 また、口座管理機関が、株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構が、自動名寄せの結果、登録済み株主等通知用データの登録内容を優先し、配当金振込指定方式を指定無し又は登録配当金受領口座方式としたときは、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送により、当該加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者であり、指定無し又は登録配当金受領口座方式を利用する旨を含む「加入者情報登録済通知データ」及び「加入者情報更新済通知データ」を通知する。	※　機構が、目視名寄せの結果、登録済み株主等通知用データの登録内容を優先し、配当金振込指定方式を登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式としたときは、当該口座管理機関から受領した「加入者情報データ（新規登録）」に基づき、いったん、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報登録済通知データ」を当該口座管理機関に対して通知し、その翌営業日に、配当金振込指定方式を登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式とする旨を含む「加入者情報更新済通知データ」を通知する。 ※　配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知した口座管理機関が、株式数比例配分方式非取扱機関であり、かつ、機構が名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データにおいて、配当金振込指定方式として株式数比例配分方式を利用する旨が登録されているときは、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報登録済通知データ」を当該口座管理機関に対して通知する。

内　　容	備　　考
イ　「加入者情報エラー通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（新規登録）」が正常でないデータであるときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（新規登録）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（新規登録）」中のエラー項目及びその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を「加入者情報登録済通知データ」に代えて通知する。 機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	※　「加入者情報データ（新規登録）」の主なエラー原因は次のとおり。 ①　文字情報に、振替制度外字が使用されている場合 ②　加入者の住所、常任代理人若しくは国内連絡先の住所又は法定代理人の住所について、住所コードへの変換ができない場合（住所コード化できないものである旨が通知されている場合を除く。） なお、住所コード化に係るエラーの原因が不明であるときは、当該エラー原因を機構に対して問い合わせることができる。 ※　口座管理機関が「加入者情報データ（新規登録）」を加入者情報Ｗｅｂ端末により通知したときは、機構は当該口座管理機関に対する「加入者情報エラー通知データ」を、ファイル伝送による通知に加えて、加入者情報Ｗｅｂ端末によっても通知する。なお、加入者情報Ｗｅｂ端末による「加入者情報エラー通知データ」の通知は、「加入者情報データ（新規登録）」を加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力により通知した場合は「通知・一覧」画面への表示、加入者情報Ｗｅｂ端末のＣＳＶファイルのアップロードにより通知した場合はＣＳＶファイルにより行う。
（ｅ）他の口座管理機関に対する通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（新規登録）」に基づき、登録済み株主等通知用データを更新したときは、当該登録済み株主等通知データに紐づく加入者口座情報等に係る	※　名寄せにより、登録済み株主等通知用データの内容に変更が生じたときは、当

内　　容	備　　考
加入者情報等を機構に通知した他の口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、「加入者情報更新済通知データ」を通知する。 　機構から「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報更新済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	該登録済み株主等通知用データに係る加入者を直近の総株主通知等において株主等として通知した発行者に対して、「株主情報変更通知データ」を通知する。詳細は次章第９節「総株主通知に係る手続」を参照。
c　口座管理機関における後続処理 （ａ）「加入者情報登録済通知データ」が通知された場合 　口座管理機関は、前ｂ（ｄ）アの①又は②に係る「加入者情報登録済通知データ」を受領したときは、次の区分にしたがってそれぞれに掲げる措置を行う。	
ア　外国人区分 　口座管理機関は、加入者が外国人保有制限銘柄に係る直接外国人でない旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から直接外国人である旨を含む「加入者情報登録済通知データ」を受領したときは、直ちに、「加入者情報登録済通知データ」に基づき、当該加入者に係る振替口座簿の記載又は記録を更新しなければならない。 　また、口座管理機関は、当該加入者からの届出に基づき、改めて当該加入者が直接外国人であるか否かを判定したときは、その判定結果にかかわらず、当該判定結果を含む「加入者情報データ（変更）」を機構に通知しなければならない。	※　口座管理機関は、加入者が外国人保有制限銘柄に係る直接外国人でない旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から直接外国人である旨を含む「加入者情報更新済通知データ」を受領したときも、左記と同様の対応を行わなければならない。
イ　配当金振込指定方式 　口座管理機関は、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から配当金振込指定方式が登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式で登録されている旨を含む「加入者情報登録済通知データ」を受領したときは、次に掲げるところにより取り扱わなければならない。 ①　当該加入者から現在利用している配当金振込指定方式の利用の取止め（配当金領収証の呈示による受領への変更又は配当金振込指定の単純取次ぎへの切替え）に関する取次ぎの請求を受けているとき 　速やかに、配当金振込指定方式を「指定無し」とする「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知する。	※　口座管理機関は、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から配当金振込指定方式が登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式で登録されている旨を含む「加入者情報更新済通知データ」を受領したときも、左記と同様の対応を行わなければならない。

内　　容	備　　考
②　①に該当しない場合 「加入者情報登録済通知データ」によって通知された配当金振込指定方式が、株式数比例配分方式であるときは、当該加入者から当該方式による配当金の受領の委託を受けたものとして取り扱う。 また、口座管理機関は、配当金振込指定方式を株式数比例配分方式とする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から当該加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者である旨を含む「加入者情報登録済通知データ」を受領したときは、当該加入者にその旨を通知しなければならない。 （ｂ）「加入者情報エラー通知データ」が通知された場合 口座管理機関は、「加入者情報エラー通知データ」を受領したときは、エラーとなった原因を確認し、必要に応じて、機構に対して「加入者情報データ（新規登録）」を再通知しなければならない。	

内　　容	備　　考
（２）加入者情報等又は共通番号情報の変更	※　機構加入者の加入者情報等又は共通番号情報の変更については、後記４．を参照。

【イメージ図】

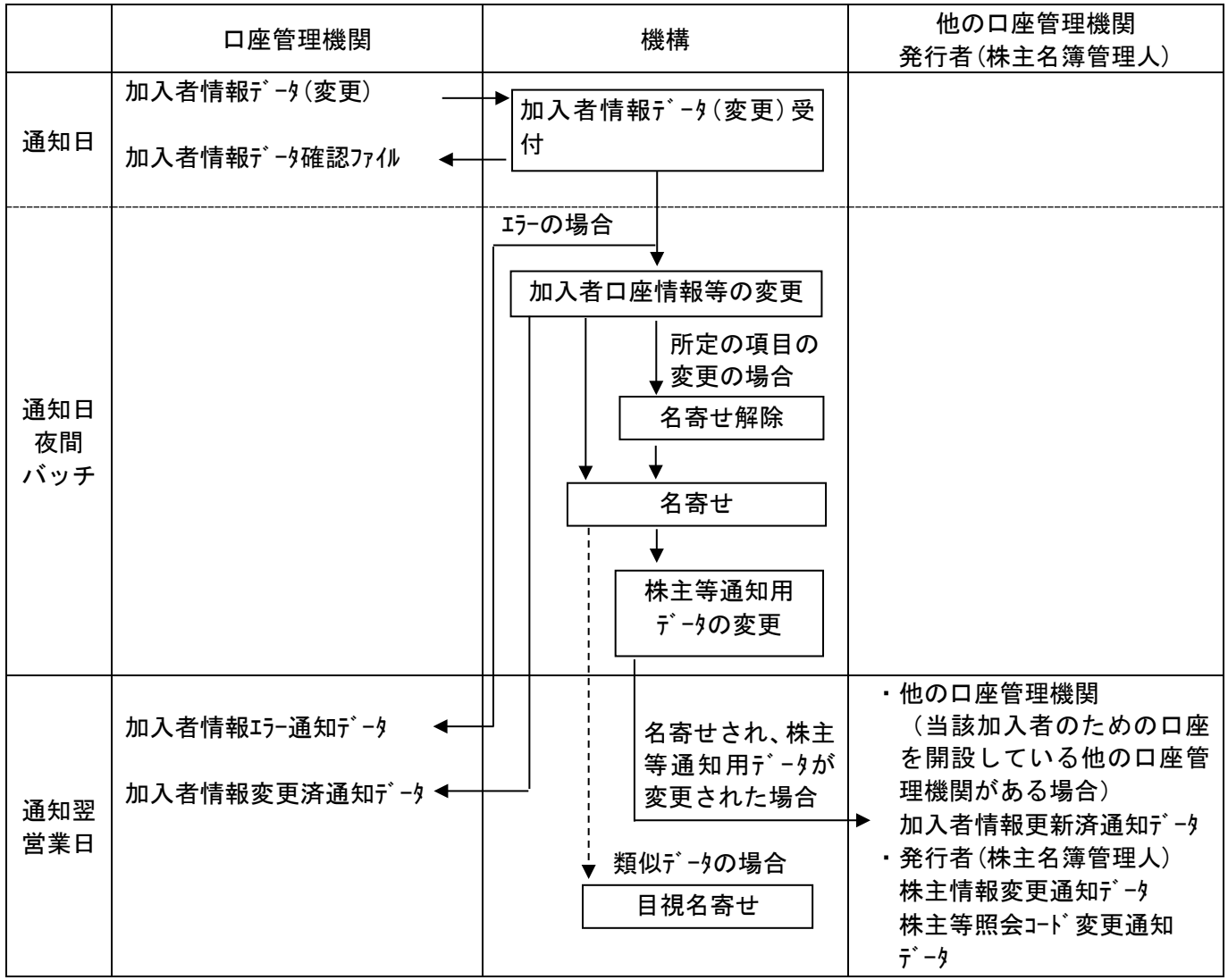

内　　容	備　　考
a　口座管理機関による「加入者情報データ（変更）」の通知 口座管理機関は、加入者（当該口座管理機関が、既に機構に対して「加入者情報データ（新規登録）」を通知し、これに基づき、機構が加入者口座情報等を登録している者（以下「登録済加入者」という。）に限る。）から、その氏名若しくは名称等の加入者情報に係る変更の届出、代理人等の届出の取次ぎ事項の変更の届出又は共通番号情報の変更の届出（これらを合わせて、以下「変更の届出等」という。）を受けたときは、機構に対し、当該登録済加入者からの変更の届出等の内容及び本人確認書類（当該変更の届出等の際に、登録済加入者から提示を受けた場合に限る。）に基づき、次の（ａ）から（ｅ）までに掲げるところにより、「加入者情報データ（変更）」を通知しなければならない。 口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（変更）」等の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。	（業32条第１項、第２項、32条の４第１項及び第２項） ※　機構は、口座管理機関からファイル伝送によって「加入者情報データ（変更）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者情報データ（変更）」を再通知しなければならない。 ※　口座管理機関は、機構に対し、一の加入者について、同日に「加入者情報データ（新規登録）」と「加入者情報データ（変更）」を通知することはできない。 ※　市町村合併等により、登録済加入者の住所等に変更が生じた場合で、機構に通知した当該登録済加入者の加入者情報と株主等通知用データの住所等に実質的な相違がないときに限り、口座管理機関は、当該登録済加入者からの届出によらず住所等の変更を行うことができる。なお、当該登録済加入者からの届出によらず住所等の変更を行ったときにおいても、口座管理機関は、機構に対し、当該変更後の住所等を含む「加入者情報データ（変更）」を通知しなければならない。 ※　口座管理機関は、登録済加入者から加入者口座情報等又は共通番号情報に登録していない事項の届出を受けたとき

内　　容	備　　考
	は、「加入者情報データ（変更）」により、機構に対して、当該事項を通知する。（口座管理機関が個人番号の届出を受けていない加入者の個人番号等を機構に請求し、機構から提供された個人番号が当該加入者のものであることを確認した場合を含む。個人番号等の請求については、第９節「口座管理機関に対する個人番号等の提供」を参照。）
（ａ）通知期限 ア　通知期限 原則として、登録済加入者から変更の届出等を受領した日から起算して５営業日目の日	（施 23 条） ※　間接口座管理機関の加入者に係る通知期限は、左記の期限に、当該間接口座管理機関の上位機関（機構を除く。）の数に応じて１営業日を加算した日とする。 ※　「加入者情報データ（新規登録）」と異なり、特別口座に係る通知期限は通常の口座と同一である。
イ　通知期限の例外 前アの通知期限の到来以前に、次の①から⑦のいずれかの事由が生じたときの加入者情報等又は共通番号情報の通知期限は、それぞれ次のとおり。 ①　加入者から発行者に対する口座通知の取次ぎの請求を受けたとき　当該請求に基づいて機構に対する口座通知の取次ぎを行う日 ②　加入者から質権若しくは譲渡担保権の設定又は反対株主の株式買取請求のために、他の口座管理機関の加入者の口座への振替の申請を受けたとき　当該振替の申請に基づいて機構に対する振替請求を行う日 ③　加入者から個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受けたとき　当該請求に基づいて機構に対して個別株主通知の申出の取次ぎを行う日 ④　加入者の口座を振替先口座とする振替が行われることとなったとき　振替日 ⑤　加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日が到来する	※　配当金振込指定に係る内容のみを変

内　　容	備　　考
こととなったとき　株主確定日の前営業日	更するときは、株主確定日当日においても、当該変更を行うことができる。
⑥　加入者から発行者に対する配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき　当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定の取次ぎを行う日 ⑦　加入者から発行者に対する書面交付請求の取次ぎの請求を受けたとき　当該請求に基づいて機構に対して書面交付請求の取次ぎを行う日	
ウ　加入者からの請求の取次ぎに係る制限 口座管理機関は、加入者に係る「加入者情報データ（変更）」を機構に通知した日の同日に、次の①から⑦までに掲げる内容の取次ぎの請求を当該加入者から受けたときは、当該請求の取次ぎを当日付けで行うと、発行者からの通知物が旧住所宛に送付される等の問題が生じる可能性があることについての承諾、又は当該請求の取次ぎを翌営業日付で行うことについての同意を当該加入者から得る。	
①　単元未満株式の買取請求 ②　単元未満株式の売渡請求 ③　取得請求権付株式の取得請求 ④　振替新株予約権（非上場新株予約権を含む。）の行使請求 ⑤　振替新株予約権付社債（非上場新株予約権付社債を含む。）に付された新株予約権の行使請求 ⑥　担保株式の届出 ⑦　反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出	
（ｂ）通知方法 ファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報の新規登録・変更・削除」画面入力若しくはＣＳＶファイルのアップロード	※　ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末による通知方法及び取扱時間の詳細については、前（１）ａ（ｂ）及び（ｃ）と同一。
（ｃ）取扱時間 ア　ファイル伝送による通知の場合 午前２時から午後５時まで	

内　　容	備　　考
イ　加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力及びＣＳＶファイルのアップロードによる通知の場合 午前８時30分から午後５時まで	
（ｄ）通知内容 ア　登録済加入者の加入者口座コード イ　「加入者情報データ（新規登録）」の項目のうち、登録済加入者から変更の届出等のあった項目（加入者口座コードを除く）	（業32条第１項及び32条の４第１項、施28条の３第２項及び30条） ※　加入者口座コードの変更については後記ｄを参照。 ※　「加入者の氏名又は名称」、「加入者のカナ氏名又はカナ名称」若しくは「加入者の住所」について変更の届出等があり、当該事項が機構の定めた文字数を超えたとき又は既に機構に「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）（ST90-02）」（書式は機構ホームページに掲載）等を届け出ている加入者について、加入者の氏名又は名称等の変更の届出等があったとき（変更に伴い、すべての項目の桁あふれが解消した場合を除く。）は、口座管理機関は、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）」を機構に対して通知する（別に「加入者情報通知書（共有者情報）」を通知した場合を除く。）。また、「加入者の住所」について変更の届出等があった場合は、「氏名又は名称・桁あふれ区分」を住所の桁あふれを示す区分として使用する。 ※　登録済加入者の口座が複数の者の共有に属するようになった場合又は既に機構に「加入者情報通知書（共有者情報）（ST90-04）」（書式は機構ホームページに掲載）を届け出ている加入者につい

内　　容	備　　考
	て、共有者の情報の変更の届出等があったときは、口座管理機関は、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、共有者全員の氏名又は名称、住所及び共通番号を記載した「加入者情報通知書（共有者情報）」を機構に対して通知する。
（ｅ）訂正又は取消し方法 ア　通知日当日の訂正又は取消し （ア）既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により「加入者情報データ（変更）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（変更）」をファイル伝送により再通知しなければならない。	
（イ）既に加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力又はＣＳＶファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力又はＣＳＶファイルのアップロードにより「加入者情報データ（変更）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、画面入力により通知した場合は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報入力内容一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の訂正又は取消しを行い、ＣＳＶファイルのアップロードにより通知した場合は訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（変更）」をＣＳＶファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。	※　詳細は、「株式等振替システム　加入者情報Ｗｅｂ端末操作マニュアル（機構加入者編）」を参照。
イ　通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ（変更）」を通知した日の翌営業日以降に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力により通知しなければならない。	※　「加入者情報訂正申告データ」の通知については後記（３）を参照。
ｂ　機構における処理 （ａ）「加入者情報データ（変更）」に基づく加入者口座情報等又は共通番号情報の更新	（業 32 条第３項、32 条の４第３項）

内　　容	備　　考
機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（変更）」を受領したときは、通知内容に基づき、口座管理機関が機構に対して「加入者情報データ（変更）」を通知した日の当日付で、加入者情報登録簿に登録している加入者口座情報等を更新するとともに、共通番号情報登録簿に登録している共通番号情報を更新する。	※　機構は、口座管理機関から変更事項を記載した「加入者情報通知書」を受領したときも、通知された事項に基づき、加入者情報登録簿に登録している加入者口座情報等を更新するとともに、共通番号情報登録簿に登録している共通番号情報を更新する。
（ｂ）名寄せ解除 機構は、登録済み株主等通知用データにおいて、複数の加入者口座情報等の名寄せを行っている場合で、かつ、これらのうちの一の加入者口座情報等について次の①から⑥までに掲げる内容の「加入者情報データ（変更）」を受領して加入者口座情報等を更新した場合であって、更新後の加入者口座情報等と当該登録済み株主等通知用データの項目内容に相違があるときは、当該登録済み株主等通知用データに係る加入者口座情報等について、名寄せの解除を行う。 ①　登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人の異動又は国内連絡先の変更 ②　登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の異動 ③　登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の代理権の制限に係る事項の変更 ④　口座が複数の者により共有されているときは、共有者の異動 ⑤　口座が複数の者により共有されているときは、共有代表者の異動 ⑥　欠落していた「カナ氏名又はカナ名称」や「生年月日」の補完	※　共有者の氏名又は名称が変更されたときも名寄せ解除を行う。 ※　共有代表者の氏名又は名称が変更されたとき又は住所が変更されたときも名寄せ解除を行う。
（ｃ）名寄せ処理 機構は、あらかじめ機構が定める方法により、（ａ）で更新された加入者口座情報等と登録済み株主等通知用データとの間の名寄せ処理を行う。 名寄せ処理の手順は、（１）ｂ（ｂ）のとおりである。	（業 32 条第３項） ※　機構が、機構加入者に係る「加入者情報データ（変更）」を入力した場合にも名寄せ処理を行う。
（ｄ）株主等通知用データの更新 機構は、前（ｃ）の名寄せ処理の結果、名寄せキー項目がすべて一致した登録済み株主等通知用データがないとき（類似データが抽出された場合を含む。）は、口座管理機関から受領した「加入者	

内　　容	備　　考
情報データ（変更）」に基づき更新した加入者口座情報等により、登録済み株主等通知用データを更新する。一方、名寄せキー項目がすべて一致した登録済み株主等通知用データがあり、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（変更）」に基づき更新した加入者口座情報等と当該登録済み株主等通知用データの項目内容に相違があるときは、当該加入者口座情報等をもとに、登録済み株主等通知用データを更新する。 　なお、口座管理機関が、株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知し、機構が、当該「加入者情報データ（変更）」に基づき加入者口座情報等を更新した場合であって、機構が、登録済み株主等通知用データと名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を通知した口座管理機関の顧客口のうちに、株式数比例配分方式非取扱機関があるときは、登録済み株主等通知用データの既存の登録内容を優先する。	
（ｅ）口座管理機関に対する通知 ア　「加入者情報変更済通知データ」の通知 　機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（変更）」に基づき、加入者口座情報等又は共通番号情報の更新を行ったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（変更）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（変更）」の内容及び入力部署を含む「加入者情報変更済通知データ」を通知する。 　なお、口座管理機関が、株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構が、名寄せの結果、登録済み株主等通知用データにおける登録内容を優先し、配当金振込指定方式を指定無し又は登録配当金受領口座方式としたときは、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送により、当該登録済加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者であり、指定無し又は登録配当金受領口座方式を利用する旨を含む「加入者情報変更済通知データ」及び「加入者情報更新済通知データ」を通知する。 　機構から「加入者情報変更済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報変更済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	（業 32 条第３項及び 32 条の４第３項、施 25 条） ※　口座管理機関が、「加入者情報データ（変更）」を加入者情報Ｗｅｂ端末により通知したときの「加入者情報変更済通知データ」及び「加入者情報エラー通知データ」の通知の取扱いは、前（１）ｂ（ｄ）「加入者情報登録済通知データ」等の通知の取扱いと同一。
イ　「加入者情報エラー通知データ」の通知 　機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（変更）」が正常でないデータであるときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が、加入者の口座を開設したときは、当該間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ	

内　　容	備　　考
（変更）」中のエラー項目及びその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を「加入者情報変更済通知データ」に代えて通知する。 機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	
（ｆ）他の口座管理機関に対する通知	（業 32 条第４項、32 条の６第２項及び第３項）
機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（変更）」に基づき、登録済み株主等通知用データを更新したときは、当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を機構に通知した他の口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、「加入者情報更新済通知データ」を通知する。 機構から「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報更新済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	※　名寄せにより、登録済み株主等通知用データの内容（株主等照会コードを除く。）に変更が生じたときは、機構は、当該登録済み株主等通知用データに係る加入者を直近の総株主通知等において通知株主等として通知した発行者に対して、「株主情報変更通知データ」を通知する。また、名寄せにより、株主等照会コードに変更が生じたときは、機構は、当該発行者に対して「株主等照会コード変更通知データ」を通知する。詳細は次章第９節「総株主通知に係る手続」を参照。
ｃ　口座管理機関における後続処理 （ａ）「加入者情報変更済通知データ」が通知された場合 口座管理機関は、配当金振込指定を株式数比例配分方式とする旨を含む「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から当該登録済加入者が、株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者である旨を含む「加入者情報変更済通知データ」を受領したときは、当該登録済加入者にその旨を通知しなければならない。 （ｂ）「加入者情報エラー通知データ」が通知された場合 口座管理機関は、「加入者情報エラー通知データ」を受領したときは、エラーとなった原因を確認し、必要に応じて、機構に対して「加入者情報データ（変更）」を再通知しなければならない。	

内　　容	備　　考
d　その他（加入者口座コードの変更） （ａ）口座管理機関における処理 口座管理機関は、加入者口座コードの変更を行う必要が生じたときは、機構に対し、次のアからオまでに掲げるところにより、「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知しなければならない。また、口座管理機関コードの変更を伴う加入者口座コードの変更を行う必要が生じたときは、機構に対し、変更日の１か月前までにその旨を連絡しなければならない。 口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。	（施 27 条第１項から第４項まで） ※　口座管理機関コードの変更を伴わない加入者口座コードの変更の発生原因は、店舗の統廃合、区分口座の新設、又は店舗間の顧客移管等が想定される。 ※　口座管理機関コードの変更を伴う加入者口座コードの変更の発生原因は、口座管理機関の合併又は事業譲渡等が想定される。 ※　法第 70 条の 3 の規定に基づく特別口座の移管を目的とした加入者口座コードの変更は行うことができない。 ※　機構は、口座管理機関からファイル伝送によって「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を再通知しなければならない。
ア　通知方法 ①　ファイル伝送 ②　加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのアップロード ③　Target 保振サイト	※　ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末を利用して同日に同一の加入者に係る「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を機構に通知したときは、加入者情報Ｗｅｂ端末によって通知されたものが優先される。 ※　口座管理機関は、左記の③を選択する

内　　容	備　　考
	場合には、口座管理機関コードの変更を伴うか否かにかかわらず、機構に対し、変更日の１か月前までにその旨を連絡しなければならない。
イ　通知日又は通知期限 ①　ファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのアップロードによる通知の場合 加入者口座コードの変更日の前営業日 ②　Target 保振サイトによる通知の場合 機構が定める通知期限又は提出期限まで	※　具体的な通知期限又は提出期限は、その都度、機構が定める。
ウ　取扱時間 ①　ファイル伝送による通知の場合 午前２時から午後５時まで ②　加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのアップロードによる通知の場合 午前８時 30 分から午後５時まで ③　Target 保振サイトによる通知の場合 午前９時から午後５時まで ただし、通知期限日当日の時限は午後３時まで	
エ　通知内容 ①　変更前の登録済加入者の加入者口座コード ②　変更後の登録済加入者の加入者口座コード	
オ　訂正又は取消し方法 ①　ファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末による通知日当日の訂正又は取消し ・既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対してファイル伝送により「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」をファイル伝送により再通知しなければならない。	

内　　容	備　　考
・既に加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのアップロードにより「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」をＣＳＶファイルのアップロードにより再通知しなければならない。	※　詳細は、「株式等振替システム　加入者情報Ｗｅｂ端末操作マニュアル（機構加入者編）」を参照。
②　Target 保振サイトによる通知日から変更日の２営業日前までの訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を Target 保振サイトにより通知した日以降に、当該内容の訂正を行おうとするときは、変更日の２営業日前までの日に、機構に対し、その旨を連絡し、機構の指示にしたがって、訂正後の「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を Target 保振サイトにより、訂正後の「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を再通知しなければならない。また、取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。	
③　変更日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、変更日以降においては、変更前の加入者口座コードに戻すことを内容とする訂正又は取消しを行うことができない。	※　この場合において、口座管理機関は、機構における処理結果に基づき所要の対応を行う。
（ｂ）機構における処理 ア　「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」に基づく登録 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」の通知を受領したときは、変更日の前営業日の夜間バッチ処理において、加入者情報登録簿に登録している対象となる加入者口座情報等及び共通番号情報登録簿に登録している対象となる共通番号情報に係る加入者口座コードの変更を行う。 あわせて、変更日の夜間バッチ処理において、機構が管理する次に掲げる帳簿に、変更前の加入者口座コードが担保株式の株主又は反対株主を特定する情報として記録されているときは、その内容を変更後の加入者口座コードに更新する。 ①　振替口座簿 ②　特別株主管理簿	（施 27 条第５項） ※　担保株式の届出及び反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出については、次章第３節「振替手続」を参照。

内　　容	備　　考
③　信託財産名義管理簿 ④　担保株式届出記録簿（担保新株予約権付社債届出記録簿を含む。） ⑤　反対株主管理簿	
イ　口座管理機関に対する通知	
（ア）「加入者口座コード変更済通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」に基づき、加入者口座コードの変更に係る処理を行うときは、変更後の加入者口座コードに係る口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、その旨を「加入者口座コード変更済通知データ」により通知する。 機構から「加入者口座コード変更済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者口座コード変更済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	※　口座管理機関が「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を加入者情報Ｗｅｂ端末のＣＳＶファイルのアップロードにより通知したときは、機構は当該口座管理機関に対する「加入者口座コード変更済通知データ」を、ファイル伝送による通知に加えて、加入者情報Ｗｅｂ端末のＣＳＶファイルによっても通知する。 ※　機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を Target 保振サイトによる通知にて受領したときは、当該口座管理機関に対し、左記の通知を行わない。
（イ）「加入者情報エラー通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」が正常でないデータで、加入者口座コードの変更を行わなかったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」中のエラー項目とその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を通知する。 機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	※　口座管理機関が「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を加入者情報Ｗｅｂ端末からのＣＳＶファイルのアップロードにより通知したときは、機構は当該口座管理機関に対する「加入者情報エラー通知データ」を、ファイル伝送による通知に加えて、加入者情報Ｗｅｂ端末のＣＳＶファイルによっても通知する。 ※　機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を Target 保振サイトによる通知にて受領したときは、当該口座管理機関に対

内　　容	備　　考
	し、左記のエラー結果を電話連絡等により通知する。
ウ　他の口座管理機関に対する通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」によって、アに掲げる機構が管理する帳簿に記録されている変更前の加入者口座コードを変更後のものに更新したときは、当該データを受領した日の翌営業日から起算して２営業日目の日（変更日の翌営業日）に、質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者である機構加入者又は質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者の直近上位機関である口座管理機関（当該口座管理機関が、間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送で、変更後の加入者口座コードを含む「帳表ファイル（「機構加入者別口座残高表」、「機構加入者別質権処理明細表（質権残高、質権処理明細）」、「機構加入者別譲渡担保処理明細表（譲渡担保残高、譲渡担保処理明細）」及び「機構加入者別担保関係処理明細表」）」を通知する。 機構から当該通知を受けた口座管理機関が、質権者、譲渡担保権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者の直近上位機関である者又は質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者の上位機関である者に対して、当該通知によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	※　機構は、加入者口座コードの変更日の翌営業日に、機構に対して「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知した口座管理機関に対して、ファイル伝送により、変更後の加入者口座コードを含む「機構加入者別担保関係処理明細表」を通知する。 ※　機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を Target 保振サイトによる通知にて受領したときも、変更処理を行った日（変更日の前営業日）の翌営業日から起算して２営業日目の日（変更日の翌営業日）に、質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者である機構加入者又は質権者、譲渡担保権者の口座若しくは買取口座を開設する口座管理機関及び「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知した口座管理機関に対し、当該通知を通知する。

内　　容	備　　考

（３）加入者情報等又は共通番号情報の訂正

【イメージ図】

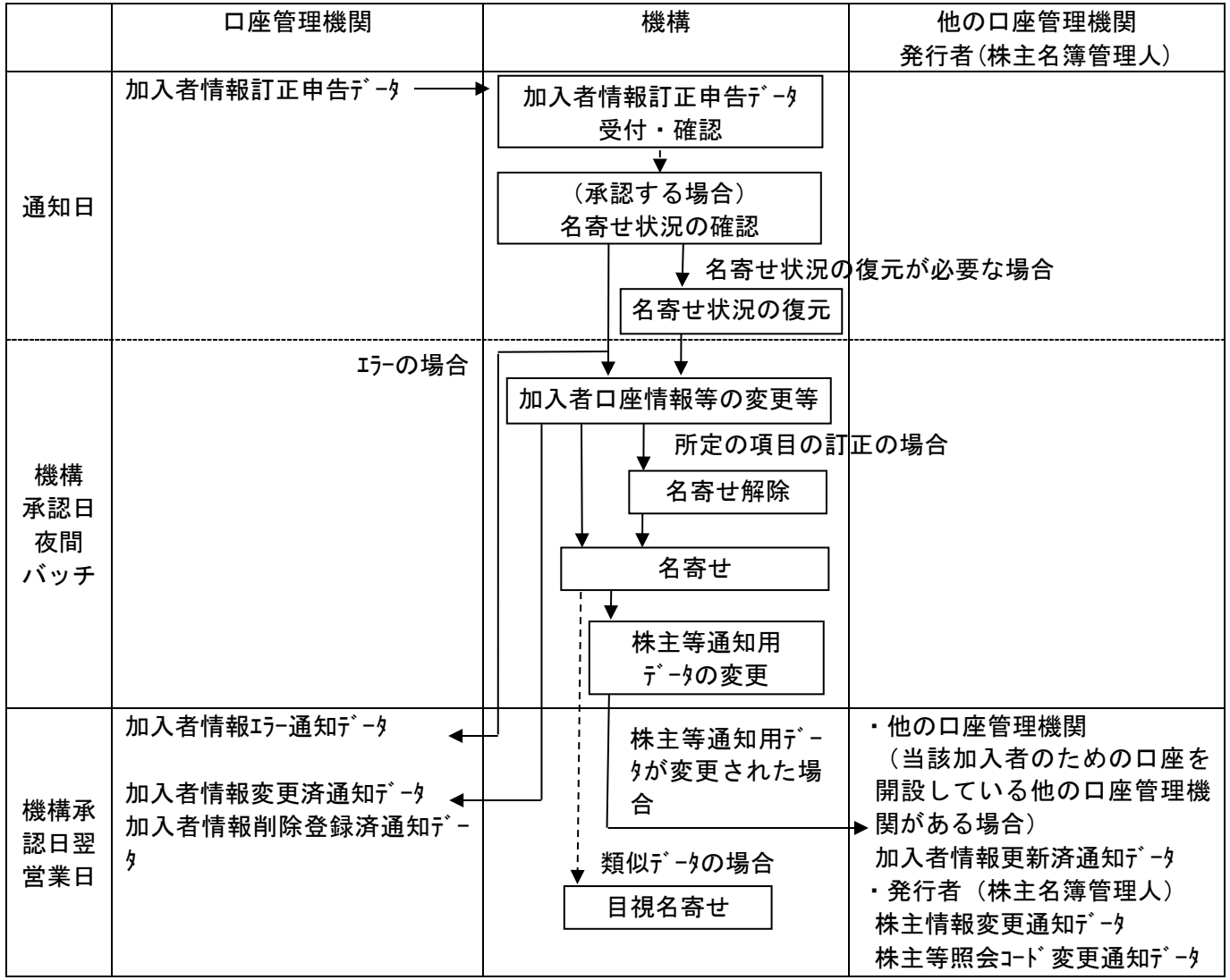

a　口座管理機関による「加入者情報訂正申告データ」の通知

※　機構に対して通知した「加入者情報データ」の内容に瑕疵があった場合は、誤った名寄せが行われ、複数の株主に多大な悪影響を及ぼすおそれがある。誤った名寄せが行われていた場合、「加入者情報データ（変更）」を通知する方法では、誤名寄せ前の名寄せ状況への復元を行うことはできないため、「加入者情報データ」の訂正は、名寄せ状況の復元の要否を機構が確認したうえで行う必要がある。したがって、「加入者情報データ」の訂正は、「加入者情報データ（変更）」を通知する方法ではなく、「加入者情報訂正申告データ」を通知する方法によることとしている。

※　機構が訂正を承認又は不承認とした旨は、承認又は不承認とした当日に加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報の訂正申告入力内容一覧」画面に「機構承認済」又は「機構不承認」と表示される。

※　訂正の内容及び機構業務の状況により、機構における承認又は不承認が、口座管理機関が機構に対して「加入者情報訂正申告データ」を通知した日の翌営業日以降となる場合がある。

内　　容	備　　考
口座管理機関は、当該口座管理機関の入力ミス等により、機構に対して通知した「加入者情報データ」の内容に瑕疵があり、当該内容を機構に通知した日の翌営業日以降にその内容の訂正を行おうとするときは、速やかに、機構に対し、次の（ａ）から（ｄ）までに掲げるところにより「加入者情報訂正申告データ」を通知しなければならない。 口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報訂正申告データ」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。	※　「加入者情報データ」を機構に対して通知した日の当日中の訂正の手続きについては、前（１）、（２）及び後記（４）における「加入者情報データ」の通知の取扱いを参照。 ※　口座管理機関は、左記の場合における「加入者情報データ」の訂正を「加入者情報データ（変更）」又は「加入者情報データ（削除）」を通知する方法で行ってはならない。（３）イメージ図の備考参照。
（ａ）通知方法 加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報の訂正申告」画面入力	※　「加入者情報訂正申告データ」の通知対象加入者と同一の加入者について、口座管理機関が、「加入者情報データ（変更）」又は「加入者情報データ（削除）」を機構に対して通知する必要がある場合は、「加入者情報データ（変更）」又は「加入者情報データ（削除）」の通知は、訂正処理完了後としなければならない。 ※　口座管理機関は、既に削除の旨の登録がされた加入者口座情報等又は共通番号情報を訂正する必要がある場合は、当該加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を機構に対して通知した日の翌営業日に、「加入者情報訂正申告データ」を通知しなければならない。 ※　「加入者情報訂正申告データ」による通知とする。ただし、訂正を行おうとする「加入者情報データ」の内容が共通番号のみの場合であって、「加入者情報訂正申告データ」の通知が行えない場合に

内　　容	備　　考
	は、当分の間、これに代えて、「共通番号情報訂正申告書（ST90-30）」を加入者情報Ｗｅｂ端末から通知することができる。
（ｂ）取扱時間 午前８時30分から午後５時まで	
（ｃ）通知内容 ①　登録済加入者の加入者口座コード ②　「加入者情報訂正申告データ」の種別（加入者情報訂正処理区分）	※　「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」により通知した内容に瑕疵があり、加入者口座情報等又は共通番号情報を訂正したい場合は、加入者情報訂正処理区分は「変更」とし、誤って「加入者情報データ（新規登録）」又は口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した加入者情報口座等を削除したい場合は、加入者情報訂正処理区分は「削除」とする。また、誤って加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した加入者口座情報等及び共通番号情報を再開したい場合は、加入者情報訂正処理区分を「再開」とする。
③　名寄せ確認番号	※　「名寄せ確認番号」には、機構からの「加入者情報確認依頼通知データ」に基づき、加入者情報等の確認を行った結果、加入者情報等を訂正する場合に、「加入者情報確認依頼通知データ」によって通知された「名寄せ確認番号」を設定する。
④　瑕疵のある「加入者情報データ」の通知日	

内　　容	備　　考
⑤　訂正の理由等	※　「加入者情報訂正申告データ」により加入者口座情報等又は共通番号情報を訂正した後に、当該訂正対象の加入者口座情報等若しくは共通番号情報を変更又は削除する予定がある場合は、その旨を訂正理由と併せて通知する。
⑥　訂正後の加入者情報等又は共通番号情報の内容（訂正の必要がある項目）	※　「加入者の氏名又は名称」、「加入者のカナ氏名又はカナ名称」若しくは「加入者の住所」を訂正する必要があり、当該事項が機構の定めた文字数を超えたとき又は既に機構に「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）（ST90-02）」（書式は機構ホームページに掲載）等を届け出ている加入者について、加入者の氏名又は名称等を訂正する必要があったときは、口座管理機関は、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）」を機構に対して通知する（訂正に伴い桁あふれが解消する場合又は別に「加入者情報通知書（共有者情報）」を通知した場合を除く。）。また、「加入者の住所」を訂正する必要があった場合は、「氏名又は名称・桁あふれ区分」を住所の桁あふれを示す区分として使用する。 ※　登録済加入者の口座が複数の者の共有に属するようになる訂正をする必要があった場合又は既に機構に「加入者情報通知書（共有者情報）（ST90-04）」（書式は機構ホームページに掲載）を届け出ている加入者について、共有者の情報を

内　　容	備　　考
	訂正する必要があったときは、口座管理機関は、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、共有者全員の氏名又は名称、住所及び共通番号を記載した「加入者情報通知書（共有者情報）」を機構に対して通知する。
（ｄ）通知の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して通知した「加入者情報訂正申告データ」について、その内容の訂正又は取消しを要する事情が発生した場合であっても、当該内容の訂正又は取消しを行うことはできない。この場合、口座管理機関は、直ちに、その旨を機構に連絡しなければならない。	※　左記の連絡は電話等により行う。
ｂ　機構における処理 （ａ）口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」の承認又は不承認 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」による訂正申告の内容に、「加入者情報標準化要領」に基づいていない等の不備がないことを確認した場合は、当該「加入者情報訂正申告データ」による訂正を承認する。 一方、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」による訂正申告の内容に不備があると判断した場合は、当該「加入者情報訂正申告データ」による訂正を承認しない。 機構における承認又は不承認は、原則として、口座管理機関が機構に対して「加入者情報訂正申告データ」を通知した日の当日に行う。	※　機構が訂正を承認又は不承認とした旨は、承認又は不承認とした当日に加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報の訂正申告入力内容一覧」画面に「機構承認済」又は「機構不承認」と表示される。また、口座管理機関が、「共通番号情報訂正申告書（ST90-30）」を加入者情報Ｗｅｂ端末から通知した場合には、機構は加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により承認又は不承認を通知する。口座管理機関は、機構による承認通知を受領後、加入者情報データ（変更）を通知する。 ※　訂正の内容及び機構業務の状況により、機構における承認又は不承認が、口座管理機関が機構に対して「加入者情報訂正申告データ」又は「共通番号情報訂正申告書（ST90-30）」を通知した日の翌営業日以降となる場合がある。

内　　容	備　　考
（ｂ）名寄せ状況の確認及び名寄せの状況の復元 機構は、前（ａ）で承認する「加入者情報訂正申告データ」に基づき名寄せ状況の確認を行った結果、瑕疵のある加入者情報等に基づき誤った名寄せが行われていると判断したときは、当該瑕疵のある加入者情報等による誤名寄せ前の名寄せ状況への復元を行う。	
（ｃ）加入者口座情報等又は共通番号情報の訂正 機構は、前（ｂ）の名寄せ状況の確認及び名寄せ状況の復元の後、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」に基づき、当該データを機構が承認した日の当日付で、加入者情報登録簿に登録している加入者口座情報等の訂正を行うとともに、共通番号情報登録簿に登録している共通番号情報の訂正を行う。	※　左記の訂正により加入者口座情報等又は共通番号情報を更新した場合については、前（２）ｂを参照。
（ｄ）口座管理機関に対する通知 ア　「加入者情報変更済通知データ」又は「加入者情報削除登録済通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」に係る加入者口座情報等又は共通番号情報の訂正の処理が正常に行われたときは、「加入者情報訂正申告データ」を承認した日の翌営業日に、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報訂正申告データ」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末により、当該訂正結果及び機構が訂正した旨が記録された入力部署の情報を含む「加入者情報変更済通知データ」又は「加入者情報削除登録済通知データ」を通知する。	※　機構による「加入者情報変更済通知データ」、「加入者情報削除登録済通知データ」及び「加入者情報エラー通知データ」の通知については、前（２）ｂ（ｅ）、後記（４）ａ（ｂ）ウ又は（４）ｃ（ｂ）イを参照。
イ　「加入者情報エラー通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」に係る加入者口座情報等又は共通番号情報の訂正の処理が正常に行われなかったときは、「加入者情報訂正申告データ」を承認した日の翌営業日に、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報訂正申告データ」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末により、エラー項目及びその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を通知する。	
（ｅ）他の口座管理機関に対する通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」により訂正した加入者口座情報等に基づき、登録済み株主等通知用データを更新したときは、当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を機構に通知した他の口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、「加入者情報更新済通知データ」を通知する。	※　登録済み株主等通知用データの内容（株主等照会コードを除く。）を更新したときは、機構は、当該株主等通知用データに係る加入者を直近の総株主通知等において通知株主等として通知した

内　　容	備　　考
機構から「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報更新済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。 c　口座管理機関における後続処理 （a）「加入者情報訂正申告データ」が不承認とされた場合 口座管理機関は、機構に対して通知した「加入者情報訂正申告データ」が不承認とされたときは、加入者情報Ｗｅｂ端末により、不備の理由等の内容の確認し、必要に応じて、機構に対して「加入者情報訂正申告データ」を再通知しなければならない。 （b）「加入者情報変更済通知データ」が通知された場合 口座管理機関は、配当金振込指定を株式数比例配分方式とする旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から当該登録済加入者が、株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者である旨を含む「加入者情報変更済通知データ」を受領したときは、当該登録済加入者にその旨を通知しなければならない。 （c）「加入者情報エラー通知データ」が通知された場合 口座管理機関は、「加入者情報エラー通知データ」を受領したときは、エラーとなった原因を確認し、必要に応じて、機構に対して「加入者情報訂正申告データ」を再通知しなければならない。	発行者に対して、「株主情報変更通知データ」を通知する。また、株主等照会コードに変更が生じたときは、機構は当該発行者に対して「株主等照会コード変更通知データ」を通知する。詳細は次章第９節「総株主通知に係る手続」を参照。

内　　容	備　　考
（４）加入者口座情報等及び共通番号情報の削除 【イメージ図】	※　機構加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除については、後記４．を参照。

	口座管理機関	機構	他の口座管理機関 発行者（株主名簿管理人）
通知日	加入者情報ﾃﾞｰﾀ（削除） 加入者情報ﾃﾞｰﾀ確認ﾌｧｲﾙ	加入者情報ﾃﾞｰﾀ（削除）受付	
		ｴﾗｰの場合 担保株式届出記録簿の確認 担保設定者ｴﾗｰの場合 加入者口座情報等の削除	
通知翌営業日	加入者情報ｴﾗｰ通知ﾃﾞｰﾀ 加入者情報削除登録済通知ﾃﾞｰﾀ		・他の口座管理機関 （担保株式等の振替先口座を開設している他の口座管理機関がある場合） 加入者情報ｴﾗｰ通知ﾃﾞｰﾀ
担保設定解除日の翌々営業日	加入者口座情報 削除可能通知ﾃﾞｰﾀ	担保設定等の解除・変更がされた場合	

内　　容	備　　考
a　加入者口座情報等及び共通番号情報の削除 （ａ）口座管理機関による「加入者情報データ（削除）」の通知 口座管理機関は、登録済加入者からの口座解約に係る届出又は口座管理機関の約款の定め等に基づき、登録済加入者の口座の解約を行おうとするときは、あらかじめ、機構に対し、次のアからエまでに掲げるところにより、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。 口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（削除）」等の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。	（業 32 条の２、32 条の５、施 28 条第１項及び第２項、28 条の４） ※　機構は、口座管理機関からファイル伝送によって加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者情報データ（削除）」を再通知しなければならない。 ※　口座管理機関は、機構に対し、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知するときは、あらかじめ、削除の対象となる登録済加入者の口座に係る加入者口座コードが、他の加入者の口座において、質権株式に係る株主、特別株主又は反対株主を示す情報として、使用されていないことを確認しなければならない（次の（ｂ）アを参照。）。 ※　口座管理機関は、口座移管を伴う口座解約に係る届出を受けた場合であって、加入者の継続保有期間の中断を防止する必要があるときは、機構に対し、当該登録済加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知する前に、移管先の口座に係る加入者口座

内　　容	備　　考
	情報等が機構に登録されていることを確認しなければならない（口座管理機関は、加入者情報Ｗｅｂ端末の振替先口座照会機能を利用して、移管先の口座に係る加入者口座情報等が登録されているか否かを確認することができる。）。 ※　口座管理機関の合併、事業譲渡、店舗の統廃合、区分口座の新設又は店舗間の顧客移管等に伴う口座移管については、加入者口座コード変更により対応することができる。
ア　通知方法 ファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報の新規登録・変更・削除」画面入力若しくはＣＳＶファイルのアップロード	※　ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末による通知方法及び取扱時間の詳細については、（１）ａ（ｂ）及び（ｃ）と同一。
イ　取扱時間 （ア）ファイル伝送による通知の場合 午前２時から午後５時まで （イ）加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力及びＣＳＶファイルのアップロードによる通知の場合 午前８時 30 分から午後５時まで	
ウ　通知内容 加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求対象となる登録済加入者の口座の加入者口座コード	
エ　訂正又は取消し方法 （ア）通知日当日の訂正又は取消し ｉ　既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該	

内　　容	備　　考
内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をファイル伝送により再通知しなければならない。	
ⅱ　既に加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力又はＣＳＶファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力又はＣＳＶファイルのアップロードにより、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、画面入力により通知した場合は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報入力内容一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の訂正又は取消しを行い、ＣＳＶファイルのアップロードにより通知した場合は訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をＣＳＶファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。	※　詳細は、「株式等振替システム　加入者情報Ｗｅｂ端末操作マニュアル（機構加入者編）」を参照。
（イ）通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日以降に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力により通知しなければならない。	※　「加入者情報訂正申告データ」の通知については前（３）を参照。
（ｂ）機構における処理 ア　担保株式の届出等の確認 機構は、口座管理機関から加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、削除対象となる登録済加入者の口座に係る加入者口座コードが、他の登録済加入者の口座等において質権株式に係る株主、特別株主又は反対株主を示す情報として利用されているか否かを、担保株式届出記録簿の記録に基づき確認する。	（施 28 条第３項） ※　担保株式届出記録簿に、削除対象の登録済加入者の口座に係る加入者口座コードが記録されているときは、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除登録を不可（以下「担保設定者エラー」という。）とし、口座管理機関に対し、その旨を「加入者情報エラー通知データ」により通知する。担保株式の届出及び反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出の詳細については、次章第３節「振替手続」を参照。

内　　容	備　　考
イ　加入者口座情報等及び共通番号への削除の旨の登録 機構は、担保株式届出記録簿の確認を行った結果、担保設定者エラーが生じなかったときは、口座管理機関が機構に対して「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日付で、加入者情報登録簿に登録している加入者口座情報等に削除の旨の登録を行うとともに、共通番号情報登録簿に登録している共通番号情報に削除の旨の登録を行う。 また、機構は、削除の旨の登録をした日から１年６か月経過した後に、加入者情報登録簿から加入者口座情報等を削除する。ただし、共通番号情報については、削除の旨の登録をした日から４か月経過した後に、共通番号情報登録簿から削除する。	（業 32 条の２、32 条の５） ※　口座管理機関は、削除の旨の登録がされた加入者口座情報等について、削除の旨の登録をした日から１年６か月の間において、加入者情報Ｗｅｂ端末の加入者情報照会機能を利用して確認することができる。ただし、共通番号については、削除の旨の登録をした日から４か月の間において、ＣＳＶファイルダウンロードによる照会の場合に限り、確認することができる。
ウ　口座管理機関に対する通知 （ア）「加入者情報削除登録済通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」に基づき、加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨の登録を行ったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（削除）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、当該間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（削除）」の内容及び入力部署を含む「加入者情報削除登録済通知データ」を通知する。 機構から「加入者情報削除登録済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報削除登録済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	※　口座管理機関が、加入者情報Ｗｅｂ端末により加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨を含む「加入者情報データ（削除）」を通知したときの「加入者情報削除登録済通知データ」及び「加入者情報エラー通知データ」の通知の取扱いは、（１）ｂ（ｄ）「加入者情報登録済通知データ」等の通知の取扱いと同一。
（イ）「加入者情報エラー通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」が正常でないデータであったとき又は担保株式届出記録簿の確認を行った結果、担保設定者エラーとなったときには、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（削除）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（削除）」中のエラー項目とその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を「加入者情報削除登録済通知データ」に代えて通知する。	（施 28 条第４項） ※　口座管理機関は、担保設定者エラーである旨の「加入者情報エラー通知データ」を受領した場合で、登録済加入者が他の口座管理機関から口座の開設を受けていない等により、担保株式の株主又は反対株主である加入者の口座を変更することができないときは、当該加入者

内　　容	備　　考
機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。 なお、担保設定者エラーの場合に、機構が口座管理機関（担保権者の口座又は買取口座を開設する口座管理機関を含む。）に対して通知する「加入者情報エラー通知データ」には、次の事項を付記する。 ①　担保株式又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式に係る振替元の口座を開設する口座管理機関の口座管理機関コード ②　担保株式又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式に係る振替先の口座を開設する口座管理機関の口座管理機関コード ③　加入者口座情報等及び共通番号情報の削除登録を不可とした日	から口座解約の届出を受けた場合や約款上の口座解約事由に該当した場合でも、原則として、当該加入者の口座を解約することができない。 ※　機構は、担保設定者エラーにより、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除登録を不可としたときは、「加入者情報データ（削除）」の対象となった加入者口座情報等及び共通番号情報の削除登録が可能となったときに、その旨を口座管理機関に通知するための必要な措置を行う。 ※　機構が、機構加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除を行う際、担保設定者エラーとなったときには、当該機構加入者に対して、担保設定者エラーである旨の「加入者情報エラー通知データ」を通知する。
エ　他の口座管理機関に対する通知 機構は、口座管理機関から、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を受領し、担保株式届出記録簿の確認を行った結果、担保設定者エラーとなったときは、担保権者の口座又は買取口座を開設する口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときには、その上位機関である直接口座管理機関）に対しても、ファイル伝送により、その旨を含む「加入者情報エラー通知データ」を通知する。 機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	
（ｃ）「加入者情報エラー通知データ」の通知後の機構における処理 機構は、口座管理機関から、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を受領し、担保株式届出記録簿の確認を行った結果、担保設定者エラーとなり、その後の担保株式の届出の解除若しくは担保株式の届出内容の変更又は反対株主の株式買取請	※　機構が、機構加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除を行う際、担保設定者エラーとなり、その後の担保株

内　　容	備　　考
求に係る振替株式に関する届出の解除等により、加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨の登録を行うことが可能となったとき（担保株式の届出の解除若しくは担保株式の届出内容の変更又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出の解除等が行われた日の翌営業日）は、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（削除）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、その翌営業日（担保株式の届出の解除若しくは担保株式の届出内容の変更又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出の解除等が行われた日の翌営業日から起算して２営業日目の日）に、次に掲げる内容の「加入者口座情報削除可能通知データ」を通知する。 　機構から「加入者口座情報削除可能通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者口座情報削除可能通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。 ①　登録済加入者の加入者口座コード ②　口座管理機関から受領した加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」が担保設定者エラーとなった日（廃止不可処理日） ③　担保株式の届出内容の変更等により登録済加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨の登録を行うことが可能となった日（廃止可能日） b　「加入者口座情報削除可能通知データ」の配信不要の申出 （ａ）口座管理機関による「加入者情報データ（削除）」の通知 　口座管理機関は、担保設定者エラーにより、機構から「加入者情報エラー通知データ」を受領し、登録済加入者の口座の解約を取りやめたときは、速やかに、機構に対し、次のアからエまでに掲げるところにより、「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。 　口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（削除）」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。	式の届出の解除若しくは担保株式の届出内容の変更又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出の解除等により、加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨の登録を行うことが可能となったときは、当該機構加入者に対して、「加入者口座情報削除可能通知データ」を通知する。 ※　機構は、口座管理機関からファイル伝送によって「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者口座情報削除可能通知

内　　容	備　　考
	データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を再通知しなければならない。
ア　通知方法 　ファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報の新規登録・変更・削除」画面入力若しくはＣＳＶファイルのアップロード	※　ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末による通知方法及び取扱時間の詳細については、（１）ａ（ｂ）及び（ｃ）と同一。
イ　取扱時間 （ア）ファイル伝送による通知の場合 午前２時から午後５時まで （イ）加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力及びＣＳＶファイルのアップロードによる通知の場合 午前８時 30 分から午後５時まで	
ウ　通知内容 ①　登録済加入者の加入者口座コード ②　「加入者口座情報削除可能通知データ」を機構から受領する必要がなくなった旨（削除可能通知配信不要区分）	
エ　訂正又は取消し方法 （ア）通知日当日の訂正又は取消し ｉ　既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により、「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をファイル伝送により再通知しなければならない。	
ⅱ　既に加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力又はＣＳＶファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力又はＣＳＶファイルのアップロードにより、「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨	※　詳細は、「株式等振替システム　加入者情報Ｗｅｂ端末操作マニュアル（機構

内　　容	備　　考
の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、画面入力により通知した場合は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報入力内容一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の訂正又は取消しを行い、ＣＳＶファイルのアップロードにより通知した場合は訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をＣＳＶファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。 （イ）通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の翌営業日以降に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、再度、機構に対し、当該登録済加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。 （ｂ）機構における処理 ア　「加入者口座情報削除可能通知データ」の配信不要の取扱い 機構は、口座管理機関から「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、当該口座管理機関に対する「加入者口座情報削除可能通知データ」を通知しないための必要な措置を行う。 イ　口座管理機関に対する通知 （ア）「加入者情報削除登録済通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」が正常なデータであり、「加入者口座情報削除可能通知データ」を通知しないための必要な措置を行ったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者口座情報削除可能通知データ」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（削除）」の内容及び入力部署を含む「加入者情報削除登録済通知データ」を通知する。 機構から「加入者情報削除登録済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報削除登録済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。 （イ）「加入者情報エラー通知データ」の通知	加入者編）」を参照。 ※　口座管理機関が、加入者情報Ｗｅｂ端末にて「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を通知したときの「加入者情報削除登録済通知データ」及び「加入者情報エラー通知データ」の通知の取扱いは、（１）ｂ（ｄ）「加入者情報登録済通知データ」等の通知の取扱いと同一。

内　　容	備　　考
機構は、口座管理機関から受領した「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」が正常でないデータであったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者口座情報削除可能通知データ」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、当該間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（削除）」中のエラー項目とその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を「加入者情報削除登録済通知データ」に代えて通知する。 機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。 c　口座の再開 （a）口座管理機関による「加入者情報データ（削除）」の通知 口座管理機関は、いったん登録済加入者の口座を廃止した後に、同一の者に対して、同一の加入者口座コードを使用して口座の開設を行う場合（以下「口座の再開」という。）で、当該口座の開設日が、機構に対して当該加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日から１年６か月以内であるときは、速やかに、機構に対し、次のアからエまでに掲げるところにより、当該加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。 口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（削除）」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。	※　機構は、口座管理機関からファイル伝送によって口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者情報データ（削除）」を再通知しなければならない。 ※　口座管理機関は、口座の再開の対象である加入者の加入者口座情報等又は共通番号情報の内容に変更が生じている場合は、「加入者情報データ（削除）」を機構に対して通知した日の翌営業日に、当該変更事項に係る「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知しなければならない。

内　　容	備　　考
	※　口座管理機関は、登録済加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」の通知の日から４か月を超えて当該加入者の口座の再開を行ったときは、口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を機構に通知した翌営業日に、機構に対し、「加入者情報データ（変更）」により、再度、共通番号を通知しなければならない。 ※　口座管理機関は、登録済加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」の通知の日から１年６か月を超えて、当該加入者の口座の再開を行ったときは、機構に対し、同一の加入者口座コードを指定した「加入者情報データ（新規登録）」を通知する。
ア　通知方法 　ファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報の新規登録・変更・削除」画面入力若しくはＣＳＶファイルのアップロード	※　ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末による通知方法及び取扱時間の詳細については、（１）ａ（ｂ）及び（ｃ）と同一。
イ　取扱時間 （ア）ファイル伝送による通知の場合 午前２時から午後５時まで （イ）加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力及びＣＳＶファイルのアップロードによる通知の場合 午前８時 30 分から午後５時まで	
ウ　通知内容 ①　加入者の口座の加入者口座コード	

内　　容	備　　考
②　加入者の口座を再開した旨（加入者情報再開区分）	
エ　訂正又は取消し方法	
（ア）通知日当日の訂正又は取消し	
ｉ　既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により、加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をファイル伝送により再通知しなければならない。	
ⅱ　既に加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力又はＣＳＶファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力又はＣＳＶファイルのアップロードにより、加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、画面入力により通知した場合は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報入力内容一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の訂正又は取消しを行い、ＣＳＶファイルのアップロードにより通知した場合は訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をＣＳＶファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。	※　詳細は、「株式等振替システム　加入者情報Ｗｅｂ端末操作マニュアル（機構加入者編）」を参照。
（イ）通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の翌営業日以降に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力により通知しなければならない。	※　「加入者情報訂正申告データ」の通知については前（３）を参照。
（ｂ）機構における処理	
ア　加入者口座情報等及び共通番号情報に登録した削除の旨の解除 機構は、口座管理機関から加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、口座管理機関が機構に対して「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日付で、加入者情報登録簿に登録した当該加入者口座情報等に削除の旨の解除を行うとともに、共通番号情報登録簿に登録した共通番号情報に削除の旨の解除を行う。	
イ　口座管理機関に対する通知	

内　　容	備　　考
（ア）「加入者情報削除登録済通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」に基づき、加入者口座情報等及び共通番号情報に登録した削除の旨の解除を行ったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（削除）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（削除）」の内容及び入力部署を含む「加入者情報削除登録済通知データ」を通知する。 機構から「加入者情報削除登録済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報削除登録済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	※　口座管理機関が、加入者情報Ｗｅｂ端末にて加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を通知したときの「加入者情報削除登録済通知データ」及び「加入者情報エラー通知データ」の通知の取扱いは、（１）ｂ（ｄ）「加入者情報登録済通知データ」等の通知の取扱いと同一。
（イ）「加入者情報エラー通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」が正常でないデータ（加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨が登録されていない場合を含む。）であったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（削除）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（削除）」中のエラー項目とその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を「加入者情報削除登録済通知データ」に代えて通知する。 機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	
（５）機構からの通知に基づく振替口座簿記録事項の更新 ａ　機構からの株主等通知用データの更新に係る通知 （ａ）「加入者情報更新済通知データ」の通知	（業 32 条第４項、32 条の６第２項及び第３項）
機構は、口座管理機関から受領した加入者情報等による加入者口座情報等の登録若しくは更新、	※　発行者による「外国人等更新依頼デー

内　　容	備　　考
機構における市町村合併等による住所変更又は発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」に係る処理によって、株主等通知用データ中の次の②から⑪までに掲げる項目のいずれかを更新したときは、速やかに、当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報に係る加入者情報等（株主等通知用データの更新が、加入者口座情報等の登録又は更新に起因する場合における口座管理機関から受領した加入者情報等を除く。）を機構に対して通知した口座管理機関（間接口座管理機関が加入者情報等をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、「加入者情報更新済通知データ」を通知する（次の②から⑪までに掲げる項目については、更新の対象となった項目のみ通知する。）。 　機構から「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報更新済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。	タ（直接外国人）」の通知に係る取扱いについては、後記５（１）参照。 ※　加入者口座情報等が登録済み株主等通知用データと名寄せされると、当該登録済み株主等通知用データは、加入者口座情報等の内容によって更新される。ただし、外国人区分、配当金振込指定方式に相違がある場合は、登録済み株主等通知用データの更新を行わない場合もある（（１）ｂ（ｃ）及び（２）ｂ（ｄ）を参照。）。 ※　機構は、前（４）ｃにより、口座管理機関から加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」の通知を受けた場合であって、削除の旨の解除を行った加入者口座情報等と当該加入者口座情報等に係る登録済み株主等通知用データとの間に差異があるときは、当該口座管理機関に対して、当該差異に係る「加入者情報更新済通知データ」を通知する。
①　登録済加入者の加入者口座コード ②　外国人区分 ③　登録済加入者の氏名又は名称 ④　登録済加入者のカナ氏名又はカナ名称 ⑤　登録済加入者の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ⑥　登録済加入者の住所	※　「加入者の氏名又は名称」若しくは「加入者のカナ氏名又はカナ名称」又は「加入者の住所」の項目が更新された場合であって、当該更新事項が機構の定めた文字数を超えたときは、機構は、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、更新後の加入者の氏名又は名称等のうち、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した「加入者情報更新済通知書（氏名・名称・住

内　　容	備　　考
	所)」を「加入者情報更新済通知データ」の通知先の口座管理機関に対して通知する(別に「加入者情報更新済通知書(共有者情報)」を通知した場合を除く。)。 ※　加入者の口座が複数の者の共有に属する場合であって、共有者の情報が更新されたときは、機構は、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、更新後の共有者全員の氏名又は名称及び住所のすべてを記載した「加入者情報更新済通知書（共有者情報)」を「加入者情報更新済通知データ」の通知先の口座管理機関に対して通知する。
⑦　登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の役職名 ⑧　登録済加入者が法人であるときは、その代表者の氏名 ⑨　登録済加入者が法人であるときは、その代表者のカナ氏名 ⑩　配当金振込指定方式	※　配当金振込指定方式に係る事項の更新については、次章第 14 節「配当金に関する取扱い」を参照。
⑪　住所変更が市町村合併等に伴うものであって、機構が変更を実施したものであるときは、その旨（住所更新区分）	
（ｂ）「間接外国人区分更新済データ」の通知 機構は、発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（間接外国人)」に係る処理によって、株主等通知用データ中の間接外国人に係る項目を更新したときは、速やかに、当該「外国人等更新依頼データ（間接外国人)」の対象となった加入者の口座（当該発行者の振替株式等を直近の総株主通知又は個別株主通知のときにおいて記載又は記録していたものに限る。）を開設する口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関）に対し、次の①から③までに掲げる内容を含む「間接外国人区分更新済データ」を通知する。 機構から「間接外国人区分更新済データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機	※　発行者による「外国人等更新依頼データ（間接外国人)」の通知に係る取扱いについては、後記５（２）を参照。

内　　容	備　　考
関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「間接外国人区分更新済データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。 ①　登録済加入者の加入者口座コード ②　銘柄コード ③　間接外国人である旨又は間接外国人でなくなった旨（設定／解除区分） b　口座管理機関における振替口座簿記録事項の更新 口座管理機関は、機構から「加入者情報更新済通知データ」又は「間接外国人区分更新済データ」を受領した場合であって、その内容が振替口座簿記録事項の変更に係るものであるときは、法第139条の規定に基づき、直ちに、その備える振替口座簿について、登録済加入者に係る情報の更新を行わなければならない。	（業32条の6第4項） ※　口座管理機関は、振替口座簿の更新後、必要に応じて、機構から受領した「加入者情報更新済通知データ」及び「間接外国人更新済データ」の内容について、当該加入者に確認等を行う。 なお、当該加入者への確認等を行った結果、「加入者情報更新済通知データ」又は「間接外国人更新済データ」の内容に瑕疵があることが判明したときは、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。 ※　口座管理機関は、振替口座簿の更新後に当該加入者から、氏名若しくは名称又は住所等の変更届を受領したときは、それが機構からの「加入者情報更新済通知データ」による通知内容と同一のものであっても、機構に対し、その変更届の内容に基づき「加入者情報データ（変更）」を通知しなければならない。 ※　口座管理機関は、機構から「加入者情報更新済通知書」を受領したときも、その内容が振替口座簿記録事項の変更に係るものであるときは、同様に、その備える振替口座簿について、登録済加入者に係る情報の更新を行わなければなら

内　　容	備　　考
	ない。

（６）機構による名寄せキー項目の確認依頼

【イメージ図】

	口座管理機関	機構	他の口座管理機関
通知日	加入者情報の新規登録・変更の処理	名寄せ 類似ﾃﾞｰﾀの場合	
通知 翌営業日		目視名寄せ 確認の必要を認めた場合	
通知日 +2 営業日	加入者情報確認依頼通知ﾃﾞｰﾀ 加入者からの届出内容を確認		加入者情報確認依頼通知ﾃﾞｰﾀ 加入者からの届出内容を確認
通知日 +3 営業日	加入者情報確認結果報告ﾃﾞｰﾀ		加入者情報確認結果報告ﾃﾞｰﾀ
通知日 +4 営業日		結果報告確認	

※　名寄せキー項目のうち、共通番号に関する確認依頼及び確認依頼結果報告は電話により行う。

※　加入者口座情報等の訂正を要する旨を含む「加入者情報確認結果報告データ」を通知するときは、機構に対して、確認依頼の対象となった項目の訂正内容を「加入者情報訂正申告データ」により通知しなければならない。

a　機構による「加入者情報確認依頼通知データ」の通知

機構は、（１）ｂ（ｂ）ウで抽出された類似データについて、口座管理機関にその内容の確認を求める必要があると判断したときは、「加入者情報データ」を通知した口座管理機関及び類似データとして抽出された登録済み株主等通知データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を機構に通知した口座管理機関に対し、加入者からの届出内容の確認を依頼することができる。この場合において、機構

（施 28 条の５第１項から第３項）

※　機構は、類似データとして抽出された登録済み株主等通知用データについて確認を依頼する場合で、当該登録済み株主等通知データに紐づく加入者口座情

内　　容	備　　考
は、口座管理機関に加入者からの届出内容の確認を依頼することとしたときは、当該口座管理機関（当該口座管理機関が、間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報確認依頼通知一覧」画面により、次の①から⑬までに掲げる事項（③から⑬までに掲げる事項については、確認依頼の対象であるものに限る。）を「加入者情報確認依頼通知データ」として通知する。 　機構から「加入者情報確認依頼通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報確認依頼通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。 ①　登録済加入者の加入者口座コード ②　名寄せ確認番号 ③　登録済加入者の氏名又は名称 ④　登録済加入者のカナ氏名又はカナ名称 ⑤　登録済加入者の住所 ⑥　登録済加入者が自然人であるときは、生年月日 ⑦　登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の氏名 ⑧　登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者のカナ氏名 ⑨　登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人の氏名又は名称 ⑩　登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人又は国内連絡先の住所 ⑪　登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の氏名又は名称 ⑫　登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の住所 ⑬　登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の代理権の制限に係る事項	報等に係る加入者情報等を機構に対して通知した口座管理機関が複数あるときは、確認の対象となる項目の情報を含む加入者情報等を直近に通知した口座管理機関に対し、確認の依頼を行う。 ※　加入者情報Ｗｅｂ端末においては、左記③から⑬までに掲げる事項のうち、確認依頼の対象である項目名を通知する。
ｂ　口座管理機関における処理 （ａ）口座管理機関による加入者情報等の確認 　口座管理機関は、機構から「加入者情報確認依頼通知データ」を受領したときは、登録済加入者からの届出内容を参照するなどして、加入者情報等が適正に機構に対して通知されているか否かの確認を行う。 （ｂ）口座管理機関による「加入者情報確認結果報告データ」の通知 　前（ａ）の確認後、口座管理機関は、機構に対し、次のアからオまでに掲げるところにより、加	（施 28 条の５第４項から第７項まで） ※　「加入者情報訂正申告データ」には、

内　　容	備　　考
入者口座情報等の訂正を要するか否かの別を「加入者情報確認結果報告データ」により通知する。 　また、口座管理機関は、加入者口座情報等の訂正（加入者口座情報等に欠落している項目を補完する場合を含む。）を要する旨を含む「加入者情報確認結果報告データ」を機構に対して通知したときは、直ちに、機構に対し、確認依頼の対象となった項目の訂正内容を「加入者情報訂正申告データ」により通知しなければならない。 　なお、口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報確認結果報告データ」等の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。	「加入者情報確認依頼通知データ」によって通知された「名寄せ確認番号」を設定する。
ア　通知期限 　原則として、機構から「加入者情報確認依頼通知データ」を受領した日の翌営業日まで	※　口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、左記の期限に、その上位機関（機構を除く。）の数に応じて２営業日を加算した日とする。 ※　機構は、口座管理機関から「加入者情報確認結果報告データ」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、チェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、機構に対し、必要に応じて、訂正内容を反映した「加入者情報確認結果報告データ」を再通知しなければならない。
イ　通知方法 　ファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報確認結果報告データ報告入力」画面入力若しくはＣＳＶファイルのアップロード	※　ファイル伝送及び加入者情報Ｗｅｂ端末を利用して同日に同一の名寄せ確認番号に係る「加入者情報確認結果報告データ」を機構に通知したときは、加入者情報Ｗｅｂ端末によって通知されたものが優先される。 ※　加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力及

内　　容	備　　考
	びＣＳＶファイルのアップロードの双方を利用して同日に同一の名寄せ確認番号に係る「加入者情報確認結果報告データ」を機構に通知することはできない。
ウ　取扱時間 （ア）ファイル伝送による通知の場合 午前２時から午後５時まで （イ）加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力及びＣＳＶファイルのアップロードによる通知の場合 午前８時 30 分から午後５時まで	
エ　通知内容 ①　登録済加入者の加入者口座コード ②　「加入者情報確認依頼通知データ」によって通知された名寄せ確認番号 ③　「加入者情報確認依頼通知データ」において指定された確認依頼の対象となった項目の全部又は一部について訂正が必要なときは、その旨（訂正有無区分）	※　口座管理機関による入力ミス等が判明したとき又は加入者口座情報等に欠落している項目を補完するときのいずれについても訂正を要する旨を通知する。
オ　「加入者情報確認結果報告データ」の訂正又は取消し （ア）通知日当日の訂正又は取消し ｉ　既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により「加入者情報確認結果報告データ」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報確認結果報告データ」をファイル伝送により再通知しなければならない。	
ⅱ　既に加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力により「加入者情報確認結果報告データ」を通知した日の当日中に、当該内容の取消しを行おうとするときは、加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報確認依頼通知一覧」画面から、その内容の取消しを	※　詳細は、「株式等振替システム　加入者情報Ｗｅｂ端末操作マニュアル（機構加入者編）」を参照。

内　　容	備　　考
行い、また、訂正を行おうとするときは、当該内容の取消しを行うとともに、改めて、正しい内容をファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末により再通知しなければならない。 ⅲ　既に加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのアップロードにより「加入者情報確認結果報告データ」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報確認結果報告データ」をＣＳＶファイルのアップロードにより再通知しなければならない。 （イ）通知日の翌営業日以降の訂正 口座管理機関は、機構に対して「加入者情報確認結果報告データ」を通知した日の翌営業日以降に、当該内容の訂正を行おうとするときは、機構に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。この場合において、当該口座管理機関は、機構の加入者情報登録簿に登録されている加入者口座情報等を訂正する必要がある場合には、機構に対して、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を加入者情報Ｗｅｂ端末の画面入力により通知しなければならない。	※　詳細は、「株式等振替システム　加入者情報Ｗｅｂ端末操作マニュアル（機構加入者編）」を参照。

内　　容	備　　考
（７）発行者による名寄せ状況の確認依頼	

【イメージ図】

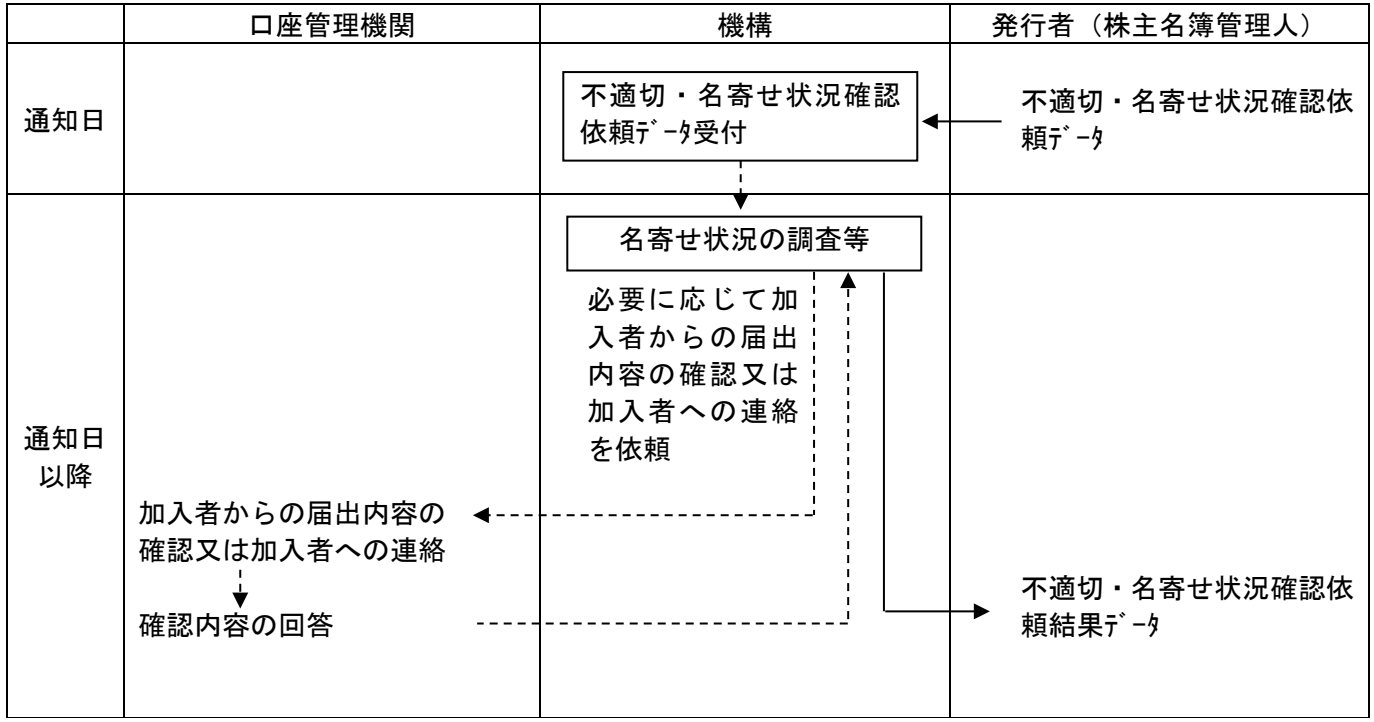

a　発行者による「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」の通知

発行者は、株主（登録株式質権者を含む。）から機構における名寄せ状況の確認に係る依頼を受けた場合等であって、必要があるときは、機構に対し、次の（ａ）から（ｄ）までに掲げるところにより、名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を通知することができる。

（ａ）通知方法

加入者情報Ｗｅｂ端末の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼」画面入力

（ｂ）取扱時間

午前８時30分から午後８時まで

※　機構は、原則として、発行者から名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領した日の翌営業日から起算して５営業日目の日までに、発行者に対して名寄せ状況の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」を通知する。

内　　容	備　　考
（ｃ）通知内容 ①　株主の株主等照会コード ②　株主の氏名又は名称 ③　株主のカナ氏名又はカナ名称 ④　株主の住所	※　発行者は、名寄せ状況の確認依頼の内容が、誤った名寄せが行われているかどうかを確認するためのものである場合には、当該株主に係る左記①から④までに掲げる事項を機構に対して通知し、名寄せされるべき株主が名寄せされていない原因を確認するためのものである場合には、それぞれの株主に係る左記①から④までに掲げる事項を機構に対して通知する。
⑤　発行者の名称	※　発行者の名称は、名寄せ状況の確認を依頼する発行者の名称とする。
⑥　名寄せ状況の確認を行う理由	※　株主からの申出に基づく通知の場合はその旨を通知する。
（ｄ）訂正又は取消し方法 発行者は、機構に対して通知した名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」について、その内容の訂正又は取消しを要する事情が発生した場合であっても、訂正又は取消しを行うことはできない。この場合、発行者は、直ちに、機構に対し、その旨を連絡するとともに、必要に応じて、訂正内容を反映した名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を機構に対して通知しなければならない。	※　左記の連絡は電話等により行う。
ｂ　機構における名寄せ状況の確認 機構は、発行者から名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領したときは、当該データにおいて指定された株主の株主等照会コードに係る株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等を特定し、機構における名寄せ処理が適切に行われているか否かを確認する。この場合において、機構は、必要に応じて、当該加入者口座情報等に係る加入者情報等を通知した口座管理機関に対し、加入者からの届出内容の確認又は加入者への連絡等を依頼することができる。	※　左記の依頼は電話等により行う。 ※　左記の依頼を受けた口座管理機関は、速やかに依頼内容の確認を行い、その確認結果を機構に対して報告しなければならない。 ※　口座管理機関は、加入者からの届出内容の確認又は加入者への連絡等により、加入者口座情報等の訂正が必要と判断したときは、機構に対して、その旨を「加

内　　容	備　　考
	入者情報訂正申告データ」により通知しなければならない。
c　名寄せ状況の確認依頼に係る回答 機構は、発行者から名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領したときは、原則として、名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」の通知を受けた日の翌営業日から起算して５営業日目の日までに、発行者に対し、次の（ａ）から（ｃ）までに掲げるところにより、名寄せ状況の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」を通知する。	※　口座管理機関における加入者情報等の確認に要する日数等により、機構から発行者に対する名寄せ状況の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」の通知が遅延する場合がある。
（ａ）通知方法 加入者情報Ｗｅｂ端末の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼」画面への表示又は加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのダウンロード	
（ｂ）取扱時間 午前８時 30 分から午後８時まで	
（ｃ）通知内容 ①　株主の株主等照会コード ②　株主の氏名又は名称 ③　株主のカナ氏名又はカナ名称 ④　株主の住所 ⑤　発行者の名称 ⑥　名寄せ状況の確認を行う理由 ⑦　名寄せ状況の確認結果（機構回答）	※　機構は、左記①から⑥までに掲げる事項については、ａ（ｃ）で発行者が通知した「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」の通知内容を通知する。
d　名寄せ状況の訂正 機構は、名寄せ状況の確認の結果、登録済み株主等通知用データにおいて、名寄せ状況の訂正の必要を認めた場合には、当該登録済み株主等通知用データ及び当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等について、名寄せ状況の訂正を行う。	

内　　容	備　　考
（８）発行者による加入者情報の確認依頼 【イメージ図】 口座管理機関／機構／発行者（株主名簿管理人） 通知日：不適切・名寄せ状況確認依頼ﾃﾞｰﾀ受付 ← 不適切・名寄せ状況確認依頼ﾃﾞｰﾀ 通知日以降：不適切な情報の調査等 必要に応じて加入者からの届出内容の確認又は加入者への連絡を依頼 → 加入者からの届出内容の確認又は加入者への連絡 → 確認内容の回答 不適切・名寄せ状況確認依頼結果ﾃﾞｰﾀ a　発行者による「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」の通知 発行者は、株主（登録株式質権者を含む。）からの申出等により、株主等通知用データに不適切な情報が登録されていることを確認した場合で、必要があるときは、機構に対し、次の（ａ）から（ｄ）までに掲げるところにより、不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を通知することができる。 （ａ）通知方法 加入者情報Ｗｅｂ端末の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼」画面入力 （ｂ）取扱時間 午前８時 30 分から午後８時まで	※　機構は、原則として、発行者から不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領した日の翌営業日から起算して５営業日目の日までに、発行者に対して不適切な情報の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」を通知する。

内　　容	備　　考
（ｃ）通知内容 ①　株主の株主等照会コード ②　株主の氏名又は名称 ③　株主のカナ氏名又はカナ名称 ④　株主の住所 ⑤　不適切な情報が登録されている項目名 ⑥　不適切な情報の詳細 ⑦　原因機関から株主への連絡希望の有無 ⑧　株主の電話番号	※　株主からの申出に基づく通知の場合はその旨を通知する。 ※　発行者は、株主が不適切な加入者情報等を通知した口座管理機関等からの連絡を希望する場合には、当該口座管理機関等から株主への連絡のために、左記⑧の事項を通知することができる。この場合には、発行者は、発行者、機構及び当該口座管理機関等との間で当該事項の情報の授受を行うことについて、あらかじめ株主の同意を得なければならない。なお、株主が法人である場合には、電話番号に加えて担当者名等を通知する。
（ｄ）訂正又は取消し方法 発行者は、機構に対して通知した不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」について、その内容の訂正又は取消しを要する事情が発生した場合であっても、当該内容の訂正又は取消しを行うことはできない。この場合、発行者は、直ちに、機構に対し、その旨を連絡するとともに、必要に応じて、訂正内容を反映した不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を機構に対して通知しなければならない。	※　左記の連絡は電話等により行う。
ｂ　機構における不適切な情報の確認 機構は、発行者から不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領したときは、当該データにおいて指定された株主の株主等照会コードに係る株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等を特定し、不適切な情報の内容を確認する。この場合において、機構は、必要に応じて、当該加入者口座情報等に係る加入者情報等を通知した口座管理機関に対し、加入者からの届出内容の確認又は加入者への連絡を依頼することができる。	※　左記の依頼は電話等により行う。 ※　左記の依頼を受けた口座管理機関は、速やかに依頼内容の確認を行い、その確認結果を機構に対して報告しなければならない。

内　　容	備　　考
	※　口座管理機関は、加入者からの届出内容の確認又は加入者への連絡等により、加入者口座情報等の訂正が必要と判断したときは、機構に対して、その旨を「加入者情報訂正申告データ」により通知しなければならない。
c　不適切な情報の確認依頼に係る回答 機構は、発行者から不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領したときは、原則として、不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領した日の翌営業日から起算して５営業日目の日までに、発行者に対し、次の（ａ）から（ｃ）までに掲げるところにより、不適切な情報の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」を通知する。	※　口座管理機関における加入者情報等の確認に要する日数等により、機構から発行者に対する不適切な情報の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」の通知が遅延する場合がある。
（ａ）通知方法 加入者情報Ｗｅｂ端末の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼」画面への表示又は加入者情報Ｗｅｂ端末によるＣＳＶファイルのダウンロード	
（ｂ）取扱時間 午前８時 30 分から午後８時まで	
（ｃ）通知内容 ①　株主の株主等照会コード ②　株主の氏名又は名称 ③　株主のカナ氏名又はカナ名称 ④　株主の住所 ⑤　不適切な情報が登録されている項目名 ⑥　不適切な情報の詳細 ⑦　原因機関から株主への連絡希望の有無 ⑧　株主の電話番号 ⑨　不適切な情報の確認結果（機構回答）	※　機構は、左記①から⑧までに掲げる事項ついては、ａ（ｃ）で発行者が通知した「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」の通知内容を通知する。

内　　容	備　　考
d　名寄せ状況の訂正 　機構は、不適切な情報の内容の確認の結果、登録済み株主等通知用データにおいて、名寄せ状況の訂正の必要を認めた場合には、当該登録済み株主等通知用データ及び当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等について、名寄せ状況の訂正を行う。	

内　　容	備　　考
４．機構加入者に係る加入者情報等 （１）加入者情報等及び共通番号情報の新規登録 機構は、機構加入者のために、機構加入者口座を開設するとき（機構加入者の申請により、複数の区分口座を設定したときを含む。）は、原則として、その口座開設日に、当該機構加入者からの届出内容（機構加入者は、届出内容を標準化しなければならない。）及び当該機構加入者から提示を受けた本人確認書類に基づき、加入者情報登録簿に加入者口座情報等の登録を行うとともに、共通番号情報登録簿に共通番号情報の登録を行い、当該機構加入者に対し「加入者情報登録済通知データ」を通知する。	（業 19 条第６項） ※　加入者口座情報等の新規登録又は変更後、機構は、機構が定める方法により、当該機構加入者の加入者口座情報等について名寄せ処理を行う。
（２）加入者情報等又は共通番号の変更 機構は、機構加入者の加入者情報等又は共通番号情報に変更があったときは、遅滞なく、その機構加入者からの変更の届出内容（機構加入者は、届出内容を標準化しなければならない。）に基づき、加入者情報登録簿に登録している加入者口座情報等又は共通番号情報登録簿に登録している共通番号情報の変更を行い、当該機構加入者に対し「加入者情報変更済通知データ」を通知する。	
（３）その他（信託財産名義に係る加入者情報等及び共通番号情報の通知） ａ　信託財産名義に係る加入者情報等及び共通番号情報の新規登録 （ａ）信託財産名義通知機構加入者における処理 信託財産名義通知機構加入者（信託財産名義通知信託口の機構加入者及び信託財産名義の取扱いの個別の申出をした機構加入者をいう。以下同じ。）は、信託財産名義の信託財産名義管理簿への記載若しくは記録をするとき又は信託財産名義に係る申出をするとき（信託財産名義通知信託口の機構加入者の場合は、信託財産名義管理簿に当該信託財産名義に係る記載又は記録をするとき、信託財産名義の取扱いの個別の申出をする機構加入者の場合は、当該信託財産名義に係る申出をするとき）は、機構に対し、「加入者情報データ（新規登録）」を通知しなければならない。	（業 134 条第２項、施 178 条） ※　信託財産名義の取扱いの詳細については、次章第１節「振替口座簿とその記録事項等」を参照。 ※　「加入者情報データ（新規登録）」の通知については、３．（１）ａを参照。 ※　信託財産名義通知機構加入者は、信託財産名義ごとに加入者口座コードを付番しなければならない。 ※　信託財産名義に付番する加入者口座コードの加入者口座番号には、原則として「99999990000000」から「99999990000099」及び「88888880000000」を付番してはならない。 ※　信託財産名義の取扱いの個別の申出をする機構加入者は、特別株主の申出の

内　　容	備　　考
	機能を利用することにより、機構に対して、信託財産名義の取扱いの個別の申出（信託財産名義に係る加入者口座コード、銘柄、株式数等の申出）をすることができる。当該信託財産名義に係る信託口に記録された振替株式等については、機構が信託財産名義事務に係る各種の報告データ（当該信託財産名義を株主の名義としたデータ）を自動作成する。 ※　信託財産名義の取扱いの個別の申出をする機構加入者は、一の信託口に記録された振替株式等の全部について同一かつ固定の信託財産名義とする場合は、当該信託口の開設申請等の際にその旨を申し出ることにより、上記の特別株主の申出の機能を利用した個別の申出を省略することができる。この場合は当該信託口に、当該信託財産名義以外の名義の振替株式等を記録することができない。また、当該信託財産名義については、信託口の口座開設時に機構から通知する加入者口座コードを設定して「加入者情報データ（新規登録）」を通知しなければならない。 ※　加入者が信託の受託者である場合の信託財産について、通知すべき共通番号情報は、委託者又は受益者の共通番号情報ではなく、受託者の共通番号情報になる（受託者の信託財産と固有財産の共通番号情報の区別はない。）。 ※　信託財産名義に係る配当金振込指定方式として株式数比例配分方式を選択することはできない。

内　　容	備　　考
（ｂ）機構における処理 機構における処理については、３．（１）ｂを参照。	（業 134 条第３項） ※　信託財産名義通知機構加入者は、機構に通知した「加入者情報データ（新規登録）」の内容に入力ミス等があると機構が判断した場合には、必要に応じて、機構に対し、「加入者情報訂正申告データ」を通知する。
ｂ　信託財産名義に係る加入者情報等又は共通番号情報の変更 （ａ）信託財産名義通知機構加入者における処理 信託財産名義通知機構加入者は、登録済みの信託財産名義について、その名称、住所又は共通番号等を変更しようとするときは、機構に対し、「加入者情報データ（変更）」を通知しなければならない。	※　「加入者情報データ（変更）」の通知については、３．（２）ａを参照。
（ｂ）機構における処理 機構における処理については、３．（２）ｂを参照。	※　信託財産名義通知機構加入者は、機構に通知した「加入者情報データ（変更）」の内容に入力ミス等があると機構が判断した場合には、必要に応じて、機構に対し、「加入者情報訂正申告データ」を通知する。
（ｃ）その他（信託財産名義に係る加入者口座コードの変更） ア　信託財産名義通知機構加入者における処理 信託財産名義通知機構加入者は、信託財産名義について付番した加入者口座コードを変更する必要が生じたときは、機構に対し、「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知しなければならない。	※　「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」の通知については、３．（２）ｄ（ａ）を参照。 ※　変更後の信託財産名義に付番する加入者口座コードの加入者口座番号には、「99999990000000」から「99999990000 099」及び「88888880000000」を付番してはならない。 ※　一の信託口に記録された振替株式等

内　　容	備　　考
	の全部について同一かつ固定の信託財産名義とする場合には、当該信託財産名義の加入者口座コードを変更してはならない。
イ　機構における処理 機構における処理については、３．（２）ｄ（ｂ）を参照。	
ｃ　信託財産名義に係る加入者口座情報の削除 （ａ）信託財産名義の使用の取止め ア　信託財産名義通知機構加入者における処理 信託財産名義通知機構加入者は、信託財産名義の使用を取り止めるときは、機構に対し、信託財産名義の削除を請求する旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。 なお、信託財産名義通知機構加入者が、信託財産名義の取扱いの個別の申出をした機構加入者であるときは、信託財産名義の削除の請求をする際、あらかじめ当該信託財産名義に係る申出を行った振替株式等の数をゼロとしておく必要がある。	※　信託財産名義の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」の通知については、３．（４）ａ（ａ）を参照。 ※　信託財産名義の取扱いの個別の申出をした機構加入者が、一の信託口に記録された振替株式等の全部について同一かつ固定の信託財産名義とする旨の取扱いを機構に申し出ている場合で、当該信託財産名義の使用を取り止めるときは、左記の処理を行うとともに、当該信託口の廃止の申請をしなければならない。
イ　機構における処理 機構における処理については、３．（４）ａ（ｂ）を参照。	
ウ　担保設定者エラーである旨の「加入者情報エラー通知データ」の通知後の機構における処理 担保設定者エラーである旨の「加入者情報エラー通知データ」の通知後の機構における処理については、３．（４）ａ（ｃ）を参照。	
（ｂ）「加入者口座情報削除可能通知データ」の配信不要の申出 ア　信託財産名義通知機構加入者による「加入者情報データ（削除）」の通知 信託財産名義通知機構加入者は、担保設定者エラーにより機構から「加入者情報エラー通知デー	※　「加入者口座情報削除可能通知デー

内　　容	備　　考
タ」を受領し、信託財産名義の使用の取止めをしないこととしたときは、速やかに、機構に対し、「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がなくなった旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。	タ」を受領する必要がなくなった旨の「加入者情報データ（削除）」の通知については、３．（４）ｂ（ａ）を参照。
イ　機構における処理 機構における処理については、３．（４）ｂ（ｂ）を参照。	
（ｃ）信託財産名義の再登録の申請 ア　信託財産名義通知機構加入者における処理 信託財産名義通知機構加入者は、いったん使用を取り止めた信託財産名義について、同一の加入者口座コードにより、その再登録の申請をしようとする場合には、信託財産名義の再登録の申請をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。	※　信託財産名義の再登録の申請をする旨の「加入者情報データ（削除）」の通知については、３．（４）ｃ（ａ）を参照。 ※　信託財産名義通知機構加入者は、信託財産名義に係る加入者口座情報等及び共通番号情報について、信託財産名義の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」の通知の日から１年６か月を超えて、当該信託財産名義の再登録の申請を行うときは、機構に対し、同一の加入者口座コードを指定した「加入者情報データ（新規登録）」を通知する。 なお、機構が当該信託財産名義の加入者口座情報等及び共通番号情報について、削除の旨の登録を行った場合も同様とする。
イ　機構における処理 機構における処理については、３．（４）ｃ（ｂ）を参照。	

内　　容	備　　考

５．口座管理機関以外の者による株主等通知用データの更新

（１）発行者による「外国人区分」（直接外国人）の変更

【イメージ図】

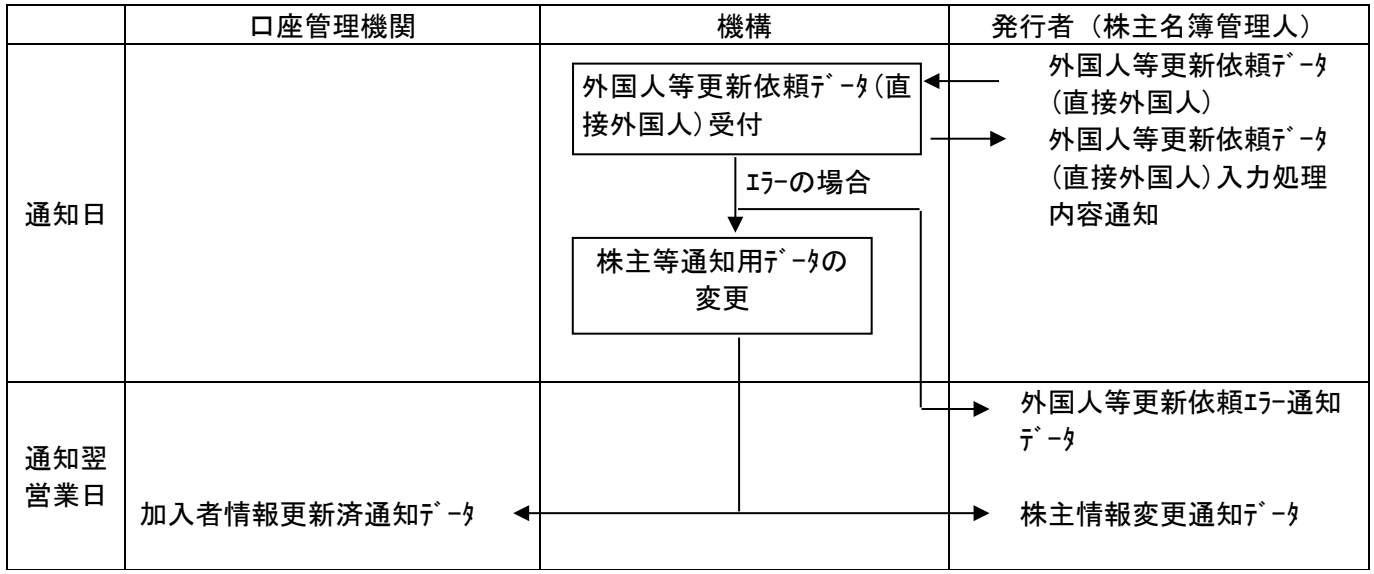

a　発行者による「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」の通知

発行者（外国人保有制限銘柄の発行者に限る。以下この（１）及び次の（２）において同じ。）は、機構からの総株主通知によって通知された株主について、外国人保有制限銘柄の外国人等に該当するか否かの判定を行った結果、本来、直接外国人として通知されるべき者が直接外国人として通知されていないときは、速やかに、機構に対し、次の（ａ）から（ｄ）までに掲げるところにより、「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を通知する。

また、発行者は、総株主通知において、直接外国人として通知された株主が直接外国人でないことが判明したとき、又は直接外国人でなくなったことが判明したときも同様にその旨を機構に通知する。

※　機構は、発行者から「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該発行者に対し、チェック結果を含む「外国人等更新依頼データ入力処理内容通知」を通知する。当該発行者は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を再通知しなければならない。

内　　容	備　　考
（ａ）通知方法 ファイル伝送 （ｂ）取扱時間 午前２時から午後５時まで （ｃ）通知内容 ①　銘柄コード ②　株主の株主等照会コード ③　直接外国人である旨又は直接外国人でなくなった旨（更新区分） ④　発行者に適用される外国人保有制限を規定する法律の名称（業法区分） （ｄ）訂正又は取消し方法 発行者は、機構に対して「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を通知した後において、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、適切な外国人区分に復元させる内容を含む「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を再通知しなければならない。 ｂ　機構における処理 （ａ）「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」に基づく更新 機構は、発行者から「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を受領したときは、当該通知内容に基づき、発行者が機構に対して「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を通知した日の当日付で、登録済み株主等通知用データの更新を行う。 （ｂ）発行者に対する通知 ア　「株主情報変更通知データ」の通知 機構は、発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」に基づき、登録済み株主等通知用データ中の外国人区分の更新が正常に行われたときは、当該発行者に対し、ファイル伝送により、「株主情報変更通知データ」を通知する。	※　機構は、当該加入者の口座を開設している口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）には、直接外国人区分に変更が生じた旨を「加入者情報更新済通知データ」として通知する。

内　　容	備　　考

イ　「外国人等更新依頼エラー通知データ」の通知

機構は、発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」が正常でないデータであるとき又は株主等通知用データに登録されている内容と同一の内容（既に一の業法について、直接外国人である旨の登録のある加入者につき、同じ業法について直接外国人である旨のデータを通知した場合等がこれに該当する。）のデータであるときは、当該発行者に対し、ファイル伝送により、「外国人等更新依頼エラー通知データ」を「株主情報変更通知データ」に代えて通知する。

（２）発行者による「外国人区分」（間接外国人）の変更

【イメージ図】

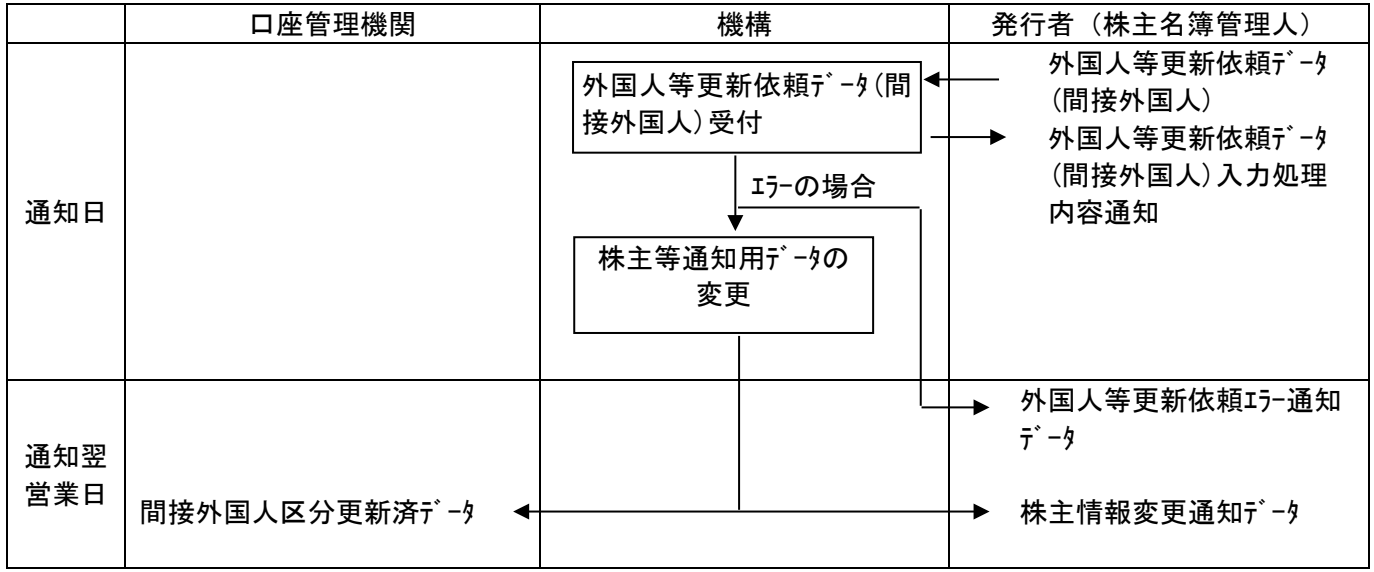

a　発行者による「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」の通知

発行者は、機構からの総株主通知によって通知された株主について、外国人保有制限銘柄の外国人等に該当するか否かの判定を行ったときは、機構からの総株主通知の内容及び発行者による当該判定の結果に応じて、次の「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」の通知の要・不要の一覧に従い、速やかに、機構に対し、（ａ）から（ｄ）までに掲げるところにより、「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を通知する。

※　機構は、発行者から「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該発行者に対し、チェック結果を含む「外国人等更新依頼データ入力処理内容通知」を通知する。当該発行者は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確

内　　容	備　　考
「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」の通知の要・不要の一覧	認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を再通知しなければならない。 ※　「総株主通知データ」によって通知される株主の外国人区分には、「株主情報通知書（間接外国人）」によって通知された内容については反映されない。

総株主通知の内容		総株主通知の後の発行者の判定結果	外国人等更新依頼データ（間接外国人）
外国人区分	株主情報通知書（間接外国人）		
間接外国人である	通知あり 内容：間接外国人でない	間接外国人である	通知不要
		間接外国人でない	通知要 内容：間接外国人でない
	通知なし	間接外国人である	通知不要
		間接外国人でない	通知要 内容：間接外国人でない
間接外国人でない	通知あり 内容：間接外国人である	間接外国人である	通知要 内容：間接外国人である
		間接外国人でない	通知不要
	通知なし	間接外国人である	通知要 内容：間接外国人である
		間接外国人でない	通知不要

（ａ）通知方法
ファイル伝送

（ｂ）取扱時間
午前２時から午後５時まで

（ｃ）通知内容
①　銘柄コード
②　株主の株主等照会コード
③　間接外国人である旨又は間接外国人でなくなった旨（更新区分）

内　　容	備　　考
（ｄ）訂正又は取消し方法 　発行者は、機構に対して「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を通知した後において、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、適切な外国人区分に復元させる内容を含む「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を再通知しなければならない。	
ｂ　機構における処理 （ａ）「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」に基づく更新 　機構は、発行者から「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」の通知を受領したときは、当該通知内容に基づき、発行者が機構に対して「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を通知した日の当日付で、登録済み株主等通知用データの更新を行う。	
（ｂ）発行者に対する通知 ア　「株主情報変更通知データ」の通知 　機構は、発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」に基づき、登録済み株主等通知用データ中の間接外国人に係る項目の更新を行ったときは、当該発行者に対し、ファイル伝送により、「株主情報変更通知データ」を通知する。	※　機構は、当該加入者の口座を開設している口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）には、間接外国人区分に変更が生じた旨を「間接外国人区分更新済データ」として通知する。
イ　「外国人等更新依頼エラー通知データ」の通知 　機構は、発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」が正常でないデータであるとき又は株主等通知用データに登録されている内容と同一の内容（既に一の銘柄について間接外国人である旨の登録のある加入者につき、同じ銘柄について、間接外国人である旨のデータを通知した場合等がこれに該当する。）のデータであるときは、当該発行者に対し、ファイル伝送により、「外国人等更新依頼エラー通知データ」を「株主情報変更通知データ」に代えて通知する。	
（３）発行者からの登録配当金振込先口座の変更通知 　発行者は、金融機関の支店統廃合等により、株主の登録配当金受領口座に係る金融機関番号、店番号又は口座番号の変更が生じた事実を知った場合（機構から受領した「総株主通知データ」等において、金融機関の支店統廃合等によって存在しなくなった金融機関番号又は店番号が登録配当金受領口座と	※　発行者が、株主の登録配当金受領口座を開設する金融機関から、当該口座に係る店番号、預金種別又は口座番号を補正

内　　容	備　　考
して指定されていることを知った場合を含む。）であって、当該金融機関に対して変更後の金融機関預金口座の確認を行ったときは、機構に対し、ファイル伝送により、「登録配当金振込先口座変更データ」を通知することができる。 機構は、発行者から「登録配当金振込先口座変更データ」の通知を受領したときは、当該通知内容に基づき、発行者が機構に対して「登録配当金振込先口座変更データ」を通知した日の当日付で、登録済み株主等通知用データにおける登録配当金受領口座に係る情報の更新を行う。	して配当金の入金処理を行った旨の通知を受けた場合も、同様に、機構に対し、「登録配当金振込先口座変更データ」を通知することができる。 ※　発行者からの登録配当金振込先口座の変更に係る詳細は次章第 14 節「配当金に関する取扱い」を参照。
（4）機構における市町村合併等による住所変更 機構は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合で、新旧の住所コードを紐づける情報があり、かつ住所の番（地番又は街区符号）及び号（住居番号）に該当する部分の変更がないことが確認できたときは、原則として、市町村合併等による住所変更日に、登録済み株主等通知用データ中の加入者の住所、共有代表者の住所、常任代理人又は国内連絡先の住所及び法定代理人の住所に係る住所コードを更新する。また、更新対象の住所コードに対応する郵便番号に変更があった場合には、郵便番号についても併せて更新する。 ①　市町村の合併又は分割 ②　市制の施行又は政令指定都市への移行 ③　政令指定都市又は特別区における区の再編成	※　加入者口座情報等の住所及び郵便番号に関する情報は更新しない。 ※　変更前の郵便番号が、事業所の個別郵便番号である場合、住所変更前の住所に対して誤って登録された郵便番号である場合及び住所コードの更新の対象とならない住所の郵便番号である場合には、更新しない。 ※　機構は、機構において住所変更を行った地名を Target 保振サイトにより機構加入者及び間接口座管理機関に通知する。 ※　市町村合併等による住所変更により、機構が「株主等通知用データ」における加入者等の住所コード等を更新したときは、機構は、当該株主等通知用データに係る加入者を直近の総株主通知等において通知株主等として通知した発行者に対して、「株主情報変更通知データ」を通知する。詳細は次章第９節「総株主通知に係る手続」を参照。

内　　容	備　　考
６．口座管理機関による株主等通知用データの照会 （１）加入者情報照会 　口座管理機関は、加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報照会（登録加入者）」画面又はＣＳＶファイルダウンロードにより、毎営業日の加入者情報サーバのオンライン時間帯において、機構に対し、その登録済加入者に係る株主等通知用データ、加入者口座情報等及び共通番号情報を照会することができる（間接口座管理機関は、その上位機関を通じて機構に照会することができる。）。	（業33条の２、33条の３、施33条の２、33条の３） ※　口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ」を通知した日の翌営業日において、「加入者情報データ結果通知」を受領することにより、機構における加入者口座情報等及び共通番号情報の登録内容を確認することができる。 ※　加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨の登録がされてから、原則として、１年６か月（共通番号については４か月）の期間中は、当該加入者口座情報等を対象とする加入者情報照会を行うことができる（画面による照会の場合は、当該加入者情報等が削除された旨が表示される。）が、この場合には、株主等通知用データに係る情報に掲げる事項は照会できない。 ※　口座管理機関は、登録済加入者に係る加入者口座情報等における「氏名又は名称・桁あふれ区分」又は「カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分」が「桁あふれ有」となっているときは、「加入者情報請求書（ST90-13）」（書式は機構ホームページに掲載）を、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知することで、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した書面の提供を受けることができる。 ※　口座管理機関は、登録済加入者の口座

内　　容	備　　考
	が複数の者により共有されているときは、「加入者情報請求書（ST90-13）」（書式は機構ホームページに掲載）を、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知することで、共有者全員の氏名又は名称及び住所並びに共通番号を記載した書面の提供を受けることができる。 ※　ＣＳＶファイルダウンロードによる照会の場合は、一度に1,000件までの加入者情報について照会することができる。
a　株主等通知用データに係る情報 ・個人・法人区分 ・外国人区分 ・登録済加入者の氏名又は名称 ・登録済加入者のカナ氏名又はカナ名称 ・登録済加入者の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ・登録済加入者の住所 ・登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の役職名 ・登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の氏名 ・登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者のカナ氏名 ・配当金振込指定方式 ・登録済加入者が登録配当金受領口座方式を選択しているときは、登録配当金受領口座の金融機関番号及び店番号	※　照会を行った口座管理機関が機構に対して通知した加入者情報等に基づき登録された加入者口座情報等における登録配当金受領口座の内容と、それに紐づく登録済み株主等通知用データの登録内容が一致しないときは、画面による照会の場合は、「金融機関番号」に係る

内　　容	備　　考
・特別口座開設の有無 ・登録済加入者が、株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けた者であるときは、その旨（株式数比例配分方式非取扱機関への口座開設） ・株主等通知用データの変更履歴	項目に「指定銀行は株主名簿管理人にお問い合わせください。」と表示され、「店番号」に係る項目は空欄となる。また、ＣＳＶファイルダウンロードによる照会の場合は、「金融機関番号」に係る項目に「****」がセットされ、「店番号」に係る項目はセットされない。 ※　加入者口座情報等が、それに紐づく登録済み株主等通知用データに名寄せされた日から、削除の旨の登録がされるまでの期間の履歴が表示される。 ※　ＣＳＶファイルダウンロードによる照会の場合は、株主等通知用データの変更履歴に係る情報は含まれない。
b　加入者口座情報等及び共通番号情報に係る情報 ・登録済加入者の加入者口座コード ・外国人区分 ・特別口座区分 ・氏名又は名称・桁あふれ区分 ・登録済加入者の氏名又は名称 ・カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分 ・登録済加入者のカナ氏名又はカナ名称 ・登録済加入者の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ・住所コード化不可区分 ・登録済加入者の住所 ・登録済加入者が自然人であるときは、生年月日 ・登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の役職名 ・登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の氏名	

内　　容	備　　考
・登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者のカナ氏名 ・共通番号	※　口座管理機関は、個人番号の照会可否を設定することができる。詳細は、「株式等振替システム　加入者情報Ｗｅｂ端末操作マニュアル（機構加入者編）」を参照。
・配当金振込指定方式 ・配当金振込指定の単純取次ぎの履歴	※　配当金振込指定の単純取次ぎの通知内容及びその履歴の詳細は、次章第 14 節「配当金に関する取扱い」を参照。 ※　ＣＳＶファイルダウンロードによる照会の場合は、配当金振込指定の単純取次ぎの履歴に係る情報は含まれない。
・登録済加入者が登録配当金受領口座方式を選択しているときは、登録配当金受領口座の金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号	※　画面による照会の場合は、照会を行った口座管理機関が、機構に対して通知した加入者情報等に基づき登録された加入者口座情報等における登録配当金受領口座の内容とそれに紐づく登録済み株主等通知用データの内容が一致しないときは、背景色が赤く表示される（以下、登録配当金受領口座に係る項目についても同様となる。）。
・登録済加入者が登録配当金受領口座方式を選択しているときは、登録配当金受領口座の口座名義人が本人であるか否かの別 ・登録済加入者が登録配当金受領口座方式を選択しているときは、登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称 ・登録済加入者が登録配当金受領口座方式を選択しているときは、登録配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ・登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人の氏名又は名称 ・登録済加入者が常任代理人を選任している場合であって常任代理人が法人であるときは、その代表者等の役職名 ・登録済加入者が常任代理人を選任している場合であって常任代理人が法人であるときは、その代表者等の氏名	

内　　容	備　　考
・登録済加入者が常任代理人を選任している場合であって常任代理人又は国内連絡先の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ・登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人住所コード化不可区分 ・登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人又は国内連絡先の住所 ・登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の氏名又は名称 ・登録済加入者が法定代理人を選任している場合であって法定代理人が法人であるときは、その代表者等の役職名 ・登録済加入者が法定代理人を選任している場合であって法定代理人が法人であるときは、その代表者等の氏名 ・登録済加入者が法定代理人を選任している場合であって法定代理人の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ・登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人住所コード化不可区分 ・登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の住所 ・登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の代理権の制限に係る事項 ・間接外国人の判定結果	※　画面による照会の場合は、登録済加入者が株主として報告された銘柄について、間接外国人である旨を発行者から通知されたか否かが表示される。 ※　ＣＳＶファイルダウンロードによる照会の場合は、間接外国人の判定結果に係る情報は含まれない。
・加入者口座情報等の変更履歴	※　加入者口座情報等が登録された日から、削除の旨の登録がされるまでの期間の履歴が表示される。 ※　ＣＳＶファイルダウンロードによる照会の場合は、加入者口座情報等の変更履歴に係る情報は含まれない。
（２）担保設定者又は反対株主の照会 口座管理機関は、ファイル伝送又は加入者情報Ｗｅｂ端末の「加入者情報照会（担保設定者）」画面を通じ、機構に対し、その登録済加入者に対して担保の差入れ又は株式買取請求に係る振替を行った他の登録済加入者（担保設定者又は反対株主）に係る株主等通知用データの内容を照会することができる（間接口座管理機関は、その上位機関を通じて機構に照会することができる。）。	※　担保株式届出記録簿に記録があるとき（詳細は次章第３節「振替手続」を参照。）は、担保権者側の口座管理機関による照会が可能となり、振替口座簿若しくは登録株式質権者管理簿に記載若し

内　　容	備　　考
	くは記録すべき質権株式の株主、特別株主管理簿に記載若しくは記録すべき特別株主又は反対株主管理簿に記載若しくは記録すべき反対株主の情報を照会することができる。 ※　担保設定又は反対株主の株式買取請求が行われた当日中において、担保設定者又は反対株主に係る照会結果の確認を行うことができない（ファイル伝送の場合は、担保設定又は反対株主の株式買取請求が行われた当日に照会することが可能であるが、加入者情報Ｗｅｂ端末の場合は、担保設定又は反対株主の株式買取請求が行われた翌営業日以降に照会することが可能となる。）。 ※　口座管理機関は、担保設定者又は反対株主の株主等通知用データ中の氏名若しくは名称、カナ氏名若しくはカナ名称又は住所について、そのすべての情報が画面に表示されていないときは、「担保設定者に係る加入者情報請求書（ST90-10）」（書式は機構ホームページに掲載）を、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知することで、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した書面の提供を受けることができる。 ※　口座管理機関は、担保設定者又は反対株主の口座が複数の者により共有されているときは、「担保設定者に係る加入者情報請求書（ST90-10）」（書式は機構ホームページに掲載）を、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知することで、共有

内　　容	備　　考
①　担保設定者又は反対株主の加入者口座コード ②　担保設定者又は反対株主の個人・法人区分 ③　担保設定者又は反対株主の外国人区分 ④　担保設定者又は反対株主の氏名又は名称 ⑤　担保設定者又は反対株主のカナ氏名又はカナ名称 ⑥　担保設定者又は反対株主の氏名又は名称・桁あふれ区分 ⑦　担保設定者又は反対株主のカナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分 ⑧　担保設定者又は反対株主の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ⑨　担保設定者又は反対株主の住所 ⑩　外国人区分	者全員の氏名又は名称及び住所を記載した書面の提供を受けることができる。

内　　容	備　　考
７．登録済加入者情報開示請求 （１）請求方法等 ａ　登録済加入者による直接請求 登録済加入者は、「登録済加入者情報開示請求書」を、郵送により提出することで、機構に対し、機構の管理する当該登録済加入者に係る情報の開示を請求（以下「登録済加入者情報開示請求」という。）することができる。 当該請求を行う場合において、当該登録済加入者は、機構に対し、機構の定める費用を支払うとともに、本人確認書類を提示しなければならない。	※　登録済加入者は、代理人を通じて、本情報の開示請求を行うことができる。
ｂ　口座管理機関を通じての請求 口座管理機関は、その加入者から登録済加入者情報開示請求の取次ぎの請求を受けたときは、加入者本人からの請求である旨を確認したうえで、速やかに「登録済加入者情報の開示請求の取次ぎに係る加入者情報一覧」を、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知することで、その取次ぎを行うものとする。この場合において、機構は、登録済加入者情報の開示に係る費用の請求を、当該取次ぎを行った口座管理機関に対して行うものとする。	※　この場合、当該登録済加入者は、機構に対する本人確認書類の提示を省略することができる。 ※　加入者から口座管理機関への取次ぎの請求方法は、口座管理機関の定める方法による。 ※　登録済加入者情報の開示請求の取次ぎに係る加入者情報一覧は、機構ホームページに掲載の書式（ST90-11）を参照。 ※　間接口座管理機関は、その上位機関である直接口座管理機関を通じて「登録済加入者情報の開示請求の取次ぎに係る加入者情報一覧」を機構に対して通知する。 ※　口座管理機関が、その加入者から、登録済加入者情報のうち当該加入者の口座の加入者口座コードに紐づく株主等照会コードの情報のみの機構に対する開示請求の委任を受けたとき（機構加入者が、自らの口座の加入者口座コードに紐づく株主等照会コードの情報のみの機構に対する開示請求をするときを含む。）は、所定の書面に照会対象の加入

内　　容	備　　考
	者口座コードに係る「株主等照会コード照会データ」を併せて機構に提出しなければならない。「株主等照会コード照会データ」の内容は、次の事項である。 ・　機構加入者コード ・　加入者口座コード ・　データ基準日 ・　レコード件数
（２）「登録済加入者情報通知書」の交付 機構は、登録済加入者又は口座管理機関から、「登録済加入者情報開示請求書」又は「登録済加入者情報の開示請求の取次ぎに係る加入者情報一覧」を受領したときは、速やかに、登録済加入者本人に対し、機構の管理する登録済加入者に係る情報を記載した「登録済加入者情報通知書」を郵送する。	※　宛先は、原則として、株主等通知用データに登録されている住所とする。 ※　口座管理機関が、登録済加入者情報のうち加入者の口座の加入者口座コードに紐づく株主等照会コードの情報のみを機構に開示請求したとき（機構加入者が、自らの口座の加入者口座コードに紐づく株主等照会コードの情報のみを機構に対して開示請求したとき）は、機構は照会結果の「株主等照会コード照会結果データ」を口座管理機関に交付する。「株主等照会コード照会結果データ」の内容は、次の事項である。 ・　機構加入者コード ・　加入者口座コード ・　データ基準日 ・　株主等照会コード（株主名簿管理人ごとに付番されているすべての株主等照会コード） ・　エラー理由 ・　レコード件数

○　外国人保有制限（FOL）銘柄を保有する外国人が、常任代理人を変更する場合の取扱いについて、関係する株主名簿管理人及びカストディ業務を行う銀行間において合意された内容を掲載する。

【参考１】外国人保有制限（FOL）銘柄を保有する外国人株主に係る常任代理人の変更の取扱いについて

１．常任代理人の変更の前提

(1) 外国人株主は、通常発行会社の定款ないし株式取扱規程等により常任代理人を選任することが義務付けられているが、常任代理人は他の一の常任代理人若しくは複数の常任代理人に変更されることがある。

(2) 振替制度における加入者情報に置いて常任代理人は登録情報の一つであり、異なる常任代理人を選任している場合には、同一の外国人株主であっても、名寄せの対象外とされている。そのため、常任代理人として選任されている口座管理機関（カストディ銀行）が変更された場合（以下「常任代理人の変更」という。）には、加入者情報の変更ではなく、新常任代理人からの新規登録及び旧常任代理人からの削除を行うことになり、常任代理人の変更に伴う名寄せの維持は行われない。したがって、常任代理人の変更において前回株主確定日時点での権利付株数をシステム的に引き継ぐことができない。

(3) 常任代理人の変更は、当該常任代理人を選任する外国人株主の株主としての権利に影響すべき変更ではなく、特に、前回株主確定日における FOL 銘柄に係る株主としての権利については、これを引き継ぐことのできる取扱いが必要である。

２．対応策

(1) 口座管理機関（カストディ銀行）間において、外国人株主の常任代理人の変更が発生する場合には、まず、口座残高の移管を受ける銀行（以下「移管後銀行」という。）において、口座残高を移管する銀行（以下「移管前銀行」という。）にて開設済みの加入者口座と同一名義の加入者口座を開設する。

(2) 加入者口座が開設された後、移管前銀行の加入者口座から移管後銀行の加入者口座へ、FOL 銘柄の株式を証券保管振替機構における振替により移管する。

(3) 移管後銀行及び移管前銀行は、それぞれ新・旧常任代理人として、FOL 銘柄ごとに、発行会社とその株主名簿管理人に対し、常任代理人変更届を連名にて提出するものとする。

(4) 常任代理人の変更の書面の様式は別紙１のとおりとする。なお、一の常任代理人を複数の常任代理人に変更する場合（以下「常任代理人の分割変更」という。）の書面の様式は別紙２のとおりとする。届出書面への押印は、原則、常任代理人の実印とし印鑑登録証明書を添付するものとする。外国人株主による押印は不要とする。

(5) 書面の提出期限は、移管後最初に到来する株主確定日の翌営業日までに、行うこととする。

以上

別紙１

«参照番号»
平成××年 ×月××日

常任代理人変更届

ー同一の株主に係る残高移管に伴う特例処理のご依頼ー

会社名　　《発行会社名》　　御中
株主名簿管理人　《信託銀行名》　　御中

株　　主　«株主住所»
«株主名称英文»
«株主名称カナ»
«株主等照会コード»　旧　　×××
新　　×××

旧・常任代理人　東京都×××区　×丁目××ビルディング　　印
α　銀行東京支店　カストディ業務部
次長　××　××

新・常任代理人　東京都××区　××　×番×号　　印
株式会社β　銀行　兜町証券決済業務室
室長　××　××

私名義の貴社株式に関し現在はα　銀行を常任代理人と定めておりますが、このたびβ　　銀行を常任代理人と定めて権限を委任いたしたく、新・旧常任代理人と連署のうえお届けします。

つきましては、前回株主確定日（　　年　　月　　日）における私名義にて株主名簿に記載済の株数について、次回株主確定日において引き続き同一の株主としてお取扱いいただきたく、合わせてお願い申し上げます。

〇変更日　　平成２１年××月××日

《お問い合わせ先》　上記お問い合わせは、××（TEL03-××××-××××）迄ご照会願います。

以上

別紙２

«参照番号»
平成××年 ×月××日

常任代理人変更届

ー同一の株主に係る残高移管に伴う特例処理のご依頼ー

会社名　《発行会社名》　御中

株主名簿管理人　《信託銀行名》　御中

株　主　«株主住所»
«株主名称英文»
«株主名称カナ»

旧・常任代理人　東京都××区　××　×番×号　印
株式会社β　銀行　兜町証券決済業務室
室長　××　××

新・常任代理人　東京都××区　××　×番×号　印
株式会社β　銀行　兜町証券決済業務室
室長　××　××

新・常任代理人　東京都×××区　×丁目××ビルディング　印
株式会社　γ　銀行　決済事業部
部長　××　××

私名義の貴社株式に関し現在はβ　銀行を常任代理人と定めておりますが、このたび下記の通りβ　銀行と　γ　銀行をそれぞれ常任代理人と定めて権限を委任いたしたく、新・旧常任代理人と連署のうえお届けします。

つきましては、常任代理人の分割変更によっても、前回株主確定日（　年　月　日）における私名義にて株主名簿に記載済の株数について、次回株主確定日において引き続き下記記載の明細に基づきそれぞれについて同一の株主としてお取扱いいただきたく、合わせてお願い申し上げます。

記

１．変更内容

変更前	変更後
旧常任代理人名称： β　銀行兜町証券決済業務室 （株主等照会コード　«β銀行での株主等照会コード»） 変更（分割）前明細： 前回株主確定日株数　〇〇〇〇株 同権利確定株数　〇〇〇〇株	新常任代理人名称： β　銀行兜町証券決済業務室 （株主等照会コード　«β銀行での株主等照会コード»） 変更（分割）後明細： 前回株主確定日株数　〇〇〇〇株 同権利確定株数　〇〇〇〇株 新常任代理人名称： γ　銀行決済事業部 株主等照会コード　«γ銀行での株主等照会コード»） 変更（分割）後明細： 前回株主確定日株数　〇〇〇〇株 同権利確定株数　〇〇〇〇株

２．変更日　平成２１年××月××日

《お問い合わせ先》 上記お問い合わせは、β　銀行（℡03-××××-××××）、
または　γ　銀行（℡03-××××-××××）迄ご照会願います。

以上

第７節　受託会社

内　　容	備　　考
１．受託会社の指定手続 （１）　受託会社の指定申請 振替投資信託受益権の受託会社（振替投資信託受益権に係る信託契約を受託者として締結する信託会社又は信託業務を営む金融機関で、機構との間で振替投資信託受益権に関する手続を行う者。以下同じ。）になろうとする者は、あらかじめ、機構に対し、受託会社としての指定申請を行う。	（業 16 条の２第１項、施 10 条の２） ※　受託会社の指定申請は、投資信託振替制度とは別に行う。 ※　受託会社のうち、発行者との間で信託契約を締結する者を「受託会社（原受託）」といい、「受託会社（原受託）」との間で信託事務の一部について信託契約を締結することにより機構との間で振替投資信託受益権に関する手続を行う者を「受託会社（再信託受託）」という。
（２）申請書類 （１）の受託会社の指定申請を行う者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、機構に対し、次に掲げる書類を、書面又はTarget保振サイトにより提出しなければならない（ただし、⑥から⑨については、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができる。以下の①から⑦の書式については、機構ホームページに掲載。）。 ①　受託会社指定申請書（Se7-A01） ②　法人情報届出書（CMN-B01） ③　参加形態別事項届出書（Se0-B01） ④　業務責任者及び業務担当者等届出書（CMN-B05） ⑤　特定個人情報の安全を確保するための措置に係る確認書（Se0-A02） ⑥　Targetシステム利用申込書（CMN-A04） ⑦　手数料請求先等に関する届出書（CMN-B02） ⑧　登記事項証明書 ⑨　代表者の印鑑証明書	
（３）機構による受託会社の指定 ａ　機構による受託会社の審査 機構は、（２）の申請があった場合において、申請者が機構との間で振替投資信託受益権に係る	（業 16 条の２第２項）

内　　容	備　　考
受託者としての業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していると認めるときは、受託会社としての指定を行う。	
b　受託会社としての指定を行う場合の通知 機構は、受託会社としての指定を行う場合には、あらかじめ、受託会社として指定を受ける者に対し、Target 保振サイトにより、指定日その他の事項を通知する。	（業 16 条の２第３項）
c　受託会社の指定の公表等 （a）機構ホームページによる公表 機構は、受託会社としての指定を行う場合には、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。 ①　受託会社の商号又は名称 ②　受託会社コード ③　指定日	（業 16 条の２第４項）
（b）Target 保振サイトによる通知 機構は、受託会社としての指定を行う場合には、Target 保振サイトにより、振替投資信託受益権の発行者、株主名簿管理人、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ①　受託会社の商号又は名称 ②　受託会社コード ③　指定日	（業 16 条の２第 10 項）
２．届出事項に変更があった場合の手続 （１）　受託会社による届出 受託会社は、１．（２）の申請書類により機構に対して届け出た内容に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、次に掲げる書類に変更の内容を記載し、Target 保振サイトにより提出しなければならない（以下の①～③の書式については、機構ホームページに掲載。）。 ①　法人情報届出書（CMN-B01） ②　業務責任者及び業務担当者等届出書（CMN-B05） ③　手数料請求先等に関する届出書（CMN-B02）	（業 16 条の２第５項）
（２）　変更内容の公表等 a　機構ホームページによる公表	（業 16 条の２第６項）

内　　容	備　　考
機構は、（１）の届出により、受託会社の商号又は名称に変更があることを知った場合には、あらかじめ、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。 ①　変更前の受託会社の商号又は名称 ②　変更後の受託会社の商号又は名称 ③　受託会社コード ④　変更日	
b　Target 保振サイトによる通知 機構は、（１）の届出により受託会社の商号又は名称に変更があることを知った場合には、Target 保振サイトにより、振替投資信託受益権の発行者、株主名簿管理人、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、変更内容を通知する。	（業 16 条の２第 10 項）
３．受託会社の指定取消手続 （１）受託会社による指定取消申請 受託会社が、受託会社としての指定の取消しを受けようとする場合には、指定取消日の１か月前までに、機構に対し、「制度脱退に係る申請書（CMN-A03）」（書式は機構ホームページに掲載）を Target 保振サイトにより提出することにより、その旨を申し出なければならない。	（業 16 条の２第７項） ※　指定取消申請を行うに際しては、事前に、機構との間で調整を行う必要がある。
（２）機構による受託会社の指定取消し等 a　受託会社の申請による指定取消し 機構は、受託会社から（１）の指定取消申請を受けた場合には、その受託会社としての指定を取り消す。	
b　受託会社が法令等に違反した場合の措置 機構は、受託会社が次に係る事由のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該受託会社に対し、受託会社としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。 ①　法令、法令に基づく行政官庁の処分、業務規程若しくは規則等に違反した場合 ②　①のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合	（業 16 条の２第８項） ※　機構は、処分を行った場合には、機構ホームページ上にてその旨を公表する。
c　受託会社としての指定を取り消す場合の通知 機構は、受託会社としての指定を取り消す場合には、あらかじめ、当該受託会社に対し、Target 保振サイトにより、その指定取消日及び受託会社コードを通知する。	（業 16 条の２第９項）

内　　容	備　　考
d　受託会社の指定取消しの公表等 （a）機構ホームページによる公表 機構は、受託会社の指定取消しを行う場合には、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。 ①　受託会社の商号又は名称 ②　受託会社コード ③　指定取消日	（業 16 条の２第 11 項）
（b）Target 保振サイトによる通知 機構は、受託会社の指定取消しを行う場合には、Target 保振サイトにより、振替投資信託受益権の発行者、株主名簿管理人、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ①　受託会社の商号又は名称 ②　受託会社コード ③　指定取消日	（業 16 条の２第 10 項）

以　上

第８節　発行者に対する共通番号情報の通知

内　　容	備　　考
１．発行者から機構に対する共通番号情報の請求 （１）概要 発行者（受託会社を含む。以下この節において同じ。）は、総株主通知、総投資主通知、総優先出資者通知、総新株予約権者通知、総新投資口予約権者通知、総新株予約権付社債権者通知、総受益者通知（以下「総株主通知等」という。）又は単元未満株式の買取請求、取得請求権付株式の取得請求、振替新株予約権行使、振替新投資口予約権行使又は振替新株予約権付社債に付された新株予約権行使の取次ぎ（以下「各種請求取次ぎ」という。）により、機構から通知を受けた株主等について、所得税法第225条第１項（第１号、第２号、第８号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。以下同じ。）の規定により税務署長に提出される支払調書を作成する場合には、当該株主等の共通番号情報を機構に対して請求することにより、取得することができる。	（業 287 条の２第１項、施 359 条の２第１項） ※　発行者が、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人を選任しているときは、機構は当該株主名簿管理人等との間で、共通番号情報の請求受付及び通知を行う。 ※　株式交換、株式移転又は特別支配株主の株式等売渡請求（以下「株式交換等」という。）に伴い、振替株式等の発行者である親会社又は特別支配株主（以下「親会社等」という。）が子会社株主又は売渡株主（以下「子会社株主等」という。）に係る左記の支払調書を作成する場合において、子会社又は株式等売渡請求の対象会社（以下「子会社等」という。）に個人番号関係事務を委託し、委託を受けた子会社等が、当該子会社株主等の共通番号情報を機構に対して請求することも可能。この場合における親会社等と子会社等との間の共通番号情報の提供は、番号法第 19 条第６号に規定する特定個人情報の取扱いの全部または一部の委託による提供となる。
（２）特定個人情報の安全を確保するための必要な措置 株式等振替制度における特定個人情報の提供に際しては、機構は、番号法第 19 条第 12 号に規定する特定個人情報の安全を確保するための必要な措置として、特定個人情報の提供先である発行者に対して以下の事項を行う。	（業 287 条の３第２項） ※　機構による左記の事項の対応の相手方は、発行者が、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管

内　　容	備　　考
①　特定個人情報の提供先が、提供された特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備していることを確認すること（番号法施行令第 24 条第２号）。 ②　特定個人情報の提供先に対して、提供先の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供元、提供日時、提供された特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を７年間保存するよう求めること（番号法施行規則第 21 条第２号）。 ③　情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するための内閣総理大臣が定める基準を踏まえ、適切なセキュリティ対策を実施するよう求めること。	理人を選任しているときは、当該株主名簿管理人等となる。これらの者は番号法施行令第 23 条により発行者に準ずる者と規定されている。なお、受益者名簿管理人は発行者から委託を受けた者として取り扱われる。
（３）体制整備に関する届出 機構における前（２）①の確認のため、発行者（発行者が株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人を選任しているときは、これらの者）は次に掲げる事項を記載した所定の書面を機構に提出しなければならない。 ・番号法施行令第 24 条第２号の規定により、機構から提供された特定個人情報が漏えいした場合に、適切かつ迅速に個人情報保護委員会にその旨及びその理由を報告する体制を含めて、機構が個人情報保護委員会と協議の上定める事項を整備している旨	（施 359 条の３第２項）
２．機構に対する「共通番号照会データ」の通知 発行者は、総株主通知等又は各種請求取次ぎにより通知を受けた株主等について支払調書を作成する場合には、次の（１）から（３）までに掲げるところにより、機構に対して、「共通番号照会データ」を通知し、当該株主等の共通番号を請求することができる。	（業 287 条の２第１項、施 359 条の２第１項） ※　左記の請求は、発行者が支払調書を作成する株主等に限って行うことができる。このため、無配等により配当金が支払われない場合、株主等が配当金振込指定方式として株式数比例配分方式を利用しており口座管理機関のみが支払調書を作成する場合及び支払調書の作成要件に満たない場合等には、共通番号を請求することはできない。また、支払調書を作成する場合であっても、総株主通知等又は各種請求取次ぎにより通知を受けていない株主等の共通番号を請求することはできない。

内　　容	備　　考
	※　左記の請求について、機構は株主名簿管理人等単位で１営業日当たり300万件の上限件数を設けることとし、この上限件数を超える場合には、機構に対して、請求日の３営業日前までに電話等により連絡を行わなければならない。 ※　総新株予約権付社債権者通知については、第３章第12節「総新株予約権付社債権者通知の手続」を参照。
（１）通知可能期間 （ａ）請求対象の株主等が総株主通知等により通知された株主等の場合 総株主通知等の通知日の翌営業日から株主確定日等の６か月目の日まで （ｂ）請求対象の株主等が各種請求取次ぎにより通知された株主等の場合 振替日又は新規記録日の翌営業日から６か月目の日まで （２）通知方法 ファイル伝送 （３）取扱時間 午前３時から午後５時まで （４）通知内容 ①　請求対象の株主等の株主等照会コード	※　親会社が子会社株主の共通番号情報を請求する場合であって、親会社と子会社の株主名簿管理人が異なる場合には、親会社の株主名簿管理人に係る株主等照会コードを通知する。子会社の株主名簿管理人に係る株主等照会コードに紐づく親会社の株主名簿管理人に係る株主等照会コードの照会については、第２章第９節「総株主通知に係る手続」を参照。
②　対象銘柄（銘柄コード）	※　親会社等が子会社株主等の共通番号

内　　容	備　　考
	情報を請求する場合、株主名簿管理人は、Target保振サイトにより「株式交換等に伴う親会社等からの子会社株主等に係る共通番号情報の請求に関する通知書」を機構への「共通番号照会データ」通知日の前営業日までに通知しなければならない。
③　請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者であるか各種請求取次ぎにより通知された者であるかの別	※　左記の別は、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、単元未満株式の買取請求、取得請求権付株式の取得請求、振替新株予約権行使、又は振替新株予約権付社債に付された新株予約権行使の別を通知する。
④　請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者である場合には当該総株主通知等の株主確定日等又は請求対象の株主等が各種請求取次ぎにより通知された者である場合には当該各種請求取次ぎの取次日	
⑤　請求対象の株主等について発行者が支払調書の作成が必要である旨	※　支払調書を作成する目的以外の目的により共通番号を請求することはできない。
（５）「共通番号照会データ」の訂正又は取消し （ａ）通知日当日における訂正又は取消し 発行者は、機構に対して通知した「共通番号照会データ」について、通知日当日に、その訂正又は取消しを要する事象が発生したときは、当該日のファイル伝送受付時間帯のうちに、訂正又は取消しの内容を反映した「共通番号照会データ」を再通知しなければならない。	
（ｂ）通知日の翌営業日以降における訂正又は取消し 発行者は、機構に対して通知した「共通番号照会データ」について、通知日の翌営業日以降にその訂正又は取消しを要する事象が発生したときは、直ちにその旨を機構に報告しなければならない。	※　左記の報告は電話等により行う。
３．機構から発行者に対する「共通番号照会結果データ」の通知 機構は、発行者から株主等の共通番号の請求を受けた場合には、当該請求の翌営業日に、次の（１）から（２）に掲げるところにより発行者に対して、請求対象の株主等に係る「共通番号照会結果データ」を通	（業 287 条の２第２項、施 359 条の２第２項）

内　　容	備　　考
知する。 （１）通知方法 ファイル伝送 （２）通知内容 ①　株主等の株主等照会コード ②　株主等の共通番号（共通番号情報登録簿に共通番号情報が登録されている場合に限る。）	※　機構は、口座管理機関が総株主報告等又は各種請求取次ぎで通知した株主等の加入者口座コードに紐づく共通番号情報登録簿に登録されている共通番号（発行者からの請求日時点で登録されている共通番号）を通知する。なお、担保株式に係る担保設定者の共通番号については、差入元口座管理機関が機構に対して共通番号を通知していることから、差入先口座管理機関が総株主報告等で通知した担保設定者の加入者口座コードに紐づく共通番号情報登録簿に登録された共通番号を通知する。 ※　口座管理機関からの通知に基づく機構における共通番号情報登録簿への共通番号情報の登録については、第６節「加入者情報の管理」を参照。 ※　請求対象の株主等の口座が複数の者の共有に属する場合には、機構は加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により共有者全員の共通番号等を記載した「共通番号照会結果通知書」を発行者に対して通知する。 ※　請求対象の株主等が総株主通知等により通知を受けた株主等であって、名寄せされている同一の株主等について、当該総株主通知等に係る報告を行った口

内　　容	備　　考
③　対象銘柄（銘柄コード） ④　請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者であるか各種請求取次ぎにより通知された者であるかの別 ⑤　請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者である場合には当該総株主通知等の株主確定日等又は請求対象の株主等が各種請求取次ぎにより通知された者である場合には当該各種請求取次ぎの取次日 ⑥　総株主通知等又は各種請求取次ぎにより通知された請求対象の株主等の有する対象銘柄である振替株式等の数	座管理機関から異なる共通番号が通知され、共通番号情報登録簿に登録されている場合には、それぞれの共通番号及び共通番号ごとの当該総株主通知等における残高を通知する。 ※　同一の株主等について、加入者から共通番号の告知を受けている口座管理機関と受けていない口座管理機関の口座が名寄せされている場合には、告知分・未告知分に区分して通知する。 ※　左記の通知日以降に、口座管理機関から機構に対して、共通番号の変更又は訂正の通知があっても、機構は、発行者に対して当該情報を通知しない。

内　　容	備　　考

【発行者に対する共通番号情報の通知のイメージ図】

	口座管理機関	機構	発行者（株主名簿管理人）
	総株主報告データ →	総株主報告データの受付	
		↓ 総株主通知データの作成	
		→	総株主通知データ
０日 請求日		共通番号照会データ の受付 ←	共通番号照会データ
夜間 バッチ		↓ 共通番号照会結果データ の作成	
＋１日		→	共通番号照会結果データ

※　左記の図は総株主通知を例に記載している。

※　発行者は、機構から総株主通知により通知を受けた株主について、発行者が支払調書の作成する場合には対象となる株主のみの共通番号を、機構に対して「共通番号照会データ」により請求する。それを受けた機構は、請求の翌営業日に、発行者に対して、株主の共通番号を「共通番号照会結果データ」により通知する。

第９節　口座管理機関に対する個人番号等の提供

内　　容	備　　考
１．個人番号等の提供の概要 （１）概要 機構は、国税通則法第74条の13の４第２項に基づき、株式等の発行者又は口座管理機関（外国間接口座管理機関を除く。以下本節において同じ。）からの、加入者の共通番号、氏名又は名称及び住所（以下「番号等」という。）の請求に対し、機構が保有するその加入者の番号等の提供を行う。本節では口座管理機関から機構への個人番号の未届加入者（個人番号を付与された加入者のうち、直近上位機関に対して個人番号を届け出ていないものをいう。以下同じ。）に係る個人番号、氏名及び住所（以下「個人番号等」という。）の請求方法について定める。 機構は個人番号等の提供にあたり、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に口座管理機関から通知された未届加入者の情報について照会を行い、その情報がJ-LISが運営する住民基本台帳ネットワークシステムに登録されている内容と一致した場合に、そこに登録されている個人番号等を口座管理機関に提供する。	（業33条の４第１項、施33条の４第１項） ※　株式等の発行者からの加入者に係る番号等の請求については、第８節「発行者に対する共通番号情報の通知」に定める方法、口座管理機関が共通番号情報通知済の加入者に係る共通番号等の請求については、第６節「加入者情報の管理」に定める方法により行う。
（２）個人番号等の提供の対象となる加入者 個人番号等の提供の対象は、機構取扱対象株式等に係る未届加入者とする。	※　振替株式等以外に係る未届加入者（短期社債振替制度、一般債振替制度及び投資信託振替制度の加入者並びに外国株券等保管振替決済制度の外国株券等実質株主）は対象とならない。 ※　振替株式等の未届加入者であれば、加入者情報を通知していない加入者、振替株式等の残高が無い加入者も対象となる。 ※　未届加入者の口座が複数の者の共有に属する場合には、個人番号を届け出ていない共有者全員が対象となる。
２．未届加入者の個人番号等の請求に係る事前日程調整 口座管理機関は、未届加入者の個人番号等の請求をする場合には、請求に係る日程調整を行うための「個人番号等提供事前連絡書」を次の（１）から（３）までに掲げるところにより、機構に対して通知しなけれ	※　事前日程調整のフローについては、資料１－９－１参照。

内　　容	備　　考
ばならない。 　口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「個人番号等提供事前連絡書」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。 （１）通知期限 　　機構が定める通知期限まで （２）通知方法 　　Target 保振サイト （３）通知内容 　　①　口座管理機関の名称及び口座管理機関コード 　　②　上位機関である直接口座管理機関の名称及び口座管理機関コード（①が間接口座管理機関の場合に限る。） 　　③　請求事務に係る担当者の所属部署名、氏名及び連絡先電話番号 　　④　請求する未届加入者の件数 　　⑤　請求希望時期 　　⑥　その他機構が定める事項	
機構は、全ての口座管理機関の「個人番号等提供事前連絡書」に記載された請求する未届加入者の件数及び請求希望時期を勘案し、J-LISと調整の上、全体の請求日程表を作成し、Target保振サイトにより口座管理機関に通知する。	※　J-LISと調整した結果、口座管理機関が「個人番号等提供事前連絡書」により通知した請求希望時期と異なる時期での請求日程となる可能性がある。
３．口座管理機関から機構に対する未届加入者の個人番号等の請求 　口座管理機関は、未届加入者に係る個人番号等の請求をする場合には、機構から通知された請求日程表に記載された請求が可能な期間内に、未届加入者の個人番号等の請求をするための「個人番号等提供依頼書」及び「個人番号等提供依頼データ」を次の（１）から（３）までに掲げるところにより、機構に対して通知しなければならない。 　口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「個人番号等提供依頼書」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。 （１）通知方法	（業33条の４、施33条の４） ※　口座管理機関は、「個人番号等提供依頼データ」を機構に対して通知する場合には、あらかじめ機構が提供したツールにて簡易なチェックを行い、不備がないことを事前に確認する。 ※　口座管理機関から機構に対する未届加入者の個人番号等の請求のフローについては、資料１－９－２参照。

内　　容	備　　考
加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」	
（２）「個人番号等提供依頼書」の通知内容 ①　口座管理機関の名称及び口座管理機関コード ②　上位機関である直接口座管理機関の名称及び口座管理機関コード（①が間接口座管理機関の場合に限る。） ③　請求事務に係る担当者の所属部署名、氏名及び連絡先電話番号 ④　個人番号等を請求する全ての未届加入者が振替株式等の加入者である旨 ⑤　機構が定める業務処理の方法に従う旨	
（３）「個人番号等提供依頼データ」の通知内容 ①　未届加入者の氏名（漢字） ②　未届加入者の氏名（かな） ③　未届加入者の生年月日 ④　未届加入者の性別（情報を有しており、加入者から取扱いの同意を得ている場合に限る。） ⑤　未届加入者の住所	
⑥　未届加入者の住所の市町村コード	※　総務省が定める市町村コードを通知する。市町村コードの一覧については、総務省ホームページを参照。
⑦　未届加入者を識別する情報	※　各口座管理機関において未届加入者を識別するために利用している任意の情報（加入者口座コード等）を通知する。
⑧　請求する未届加入者の件数	※　左記の件数は、「個人番号等提供事前連絡書」で口座管理機関が通知した「請求する未届加入者の件数」と一致する必要はない。 ※　機構は、口座管理機関から「個人番号等提供依頼書」及び「個人番号等提供依頼データ」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」画面により、次の事項が記載された「受領確認書」を通知する。 ①データ等確認日

内　　容	備　　考
	②確認結果（「受理」又は「不受理」） ③確認結果が不受理である場合は不備事由
口座管理機関は、機構から通知された「受領確認書」の確認を速やかに行い、確認結果が「不受理」であった場合には、機構に対し、訂正内容を反映した「個人番号等提供依頼書」及び「個人番号等提供依頼データ」を再通知しなければならない。	※　個人番号等の請求は、あらかじめJ-LISと調整した日程に基づき行われるため、口座管理機関からの再通知が遅延した場合には、日程が後日に変更となる可能性がある。
４．機構から口座管理機関に対する個人番号等の提供 機構は、口座管理機関から受領した「個人番号等提供依頼データ」に基づき、J-LIS に対して未届加入者の個人番号等を照会する。機構は、J-LIS から個人番号等の照会結果を受けた場合には、次の（１）から（２）に掲げるところにより口座管理機関に対して、「個人番号等照会結果データ」を通知する。 口座管理機関は、機構から通知を受けた「個人番号等照会結果データ」が、自身が請求を行った未届加入者に係る「個人番号等照会結果データ」でないときは、速やかにその直近下位機関のうち当該請求を行った口座管理機関又は当該口座管理機関の上位機関である者に対して、「個人番号等照会結果データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、その者でない場合も同様とする。）。	（業33条の５第１項から第３項まで）
（１）通知方法 加入者情報Ｗｅｂ端末の「申請・届出書等」	
（２）「個人番号等照会結果データ」の通知内容 ①　未届加入者の氏名（漢字） ②　未届加入者の氏名（かな） ③　未届加入者の生年月日 ④　未届加入者の性別（情報を有している場合） ⑤　未届加入者の住所 ⑥　未届加入者の住所の市町村コード ⑦　未届加入者を識別する情報	※　左記①から⑦は、口座管理機関が「個人番号等提供依頼データ」により通知した内容を通知し、⑧から⑪は、J-LIS から通知された内容を通知する。
⑧　個人番号（12桁） ⑨　氏名（漢字） ⑩　氏名（かな） ⑪　住所	※　個人番号は、J-LIS への照会時点の最新情報を通知し、氏名及び住所は「個人番号等提供依頼データ」の内容と一致した情報を通知する。
⑫　その他機構が定める事項	※　機構は、J-LIS から通知された照会結

内　　容	備　　考
	果の判定内容に基づき、未届加入者の情報と一致したと判断される場合、口座管理機関に対して、個人番号等を通知し、不一致と判断した場合には、個人番号等を通知しない。 ※　機構が、未届加入者の情報と一致したと判断し、個人番号等を設定する条件については、資料１－９－３参照。
５．口座管理機関による個人番号等の確認 　口座管理機関は、「個人番号等照会結果データ」に記録された未届加入者に係る個人番号等が、請求した未届加入者に係る個人番号等であることを確認し、機構に対して、未届加入者のものであることを確認した個人番号を「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」により通知する。	（業32条の３及び33条の５第４項、施28条の２） ※　「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」の通知については、第６節「加入者情報の管理」を参照。

資料１－９－１

事前日程調整のフロー

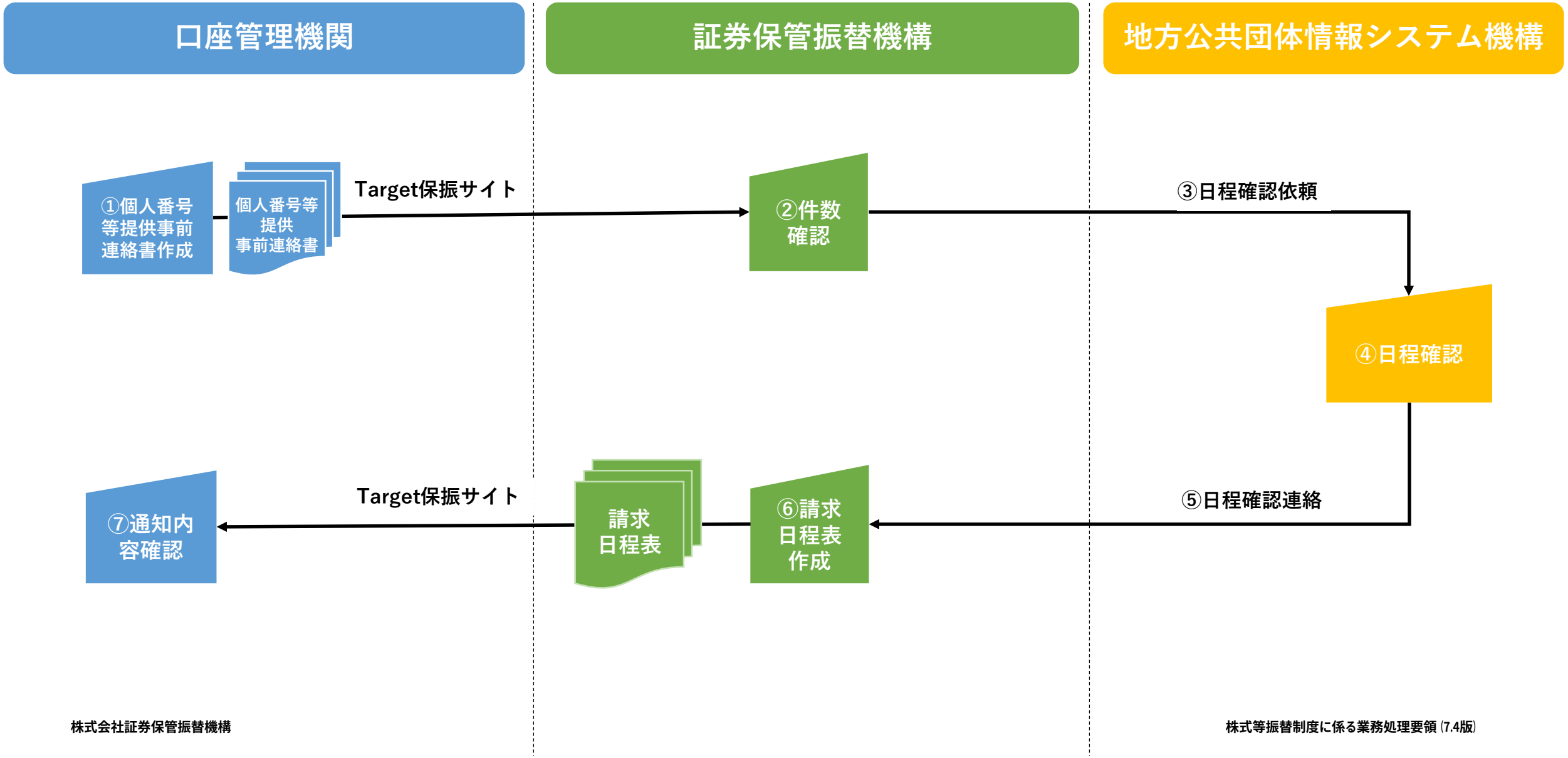

資料１－９－２

個人番号等の請求のフロー

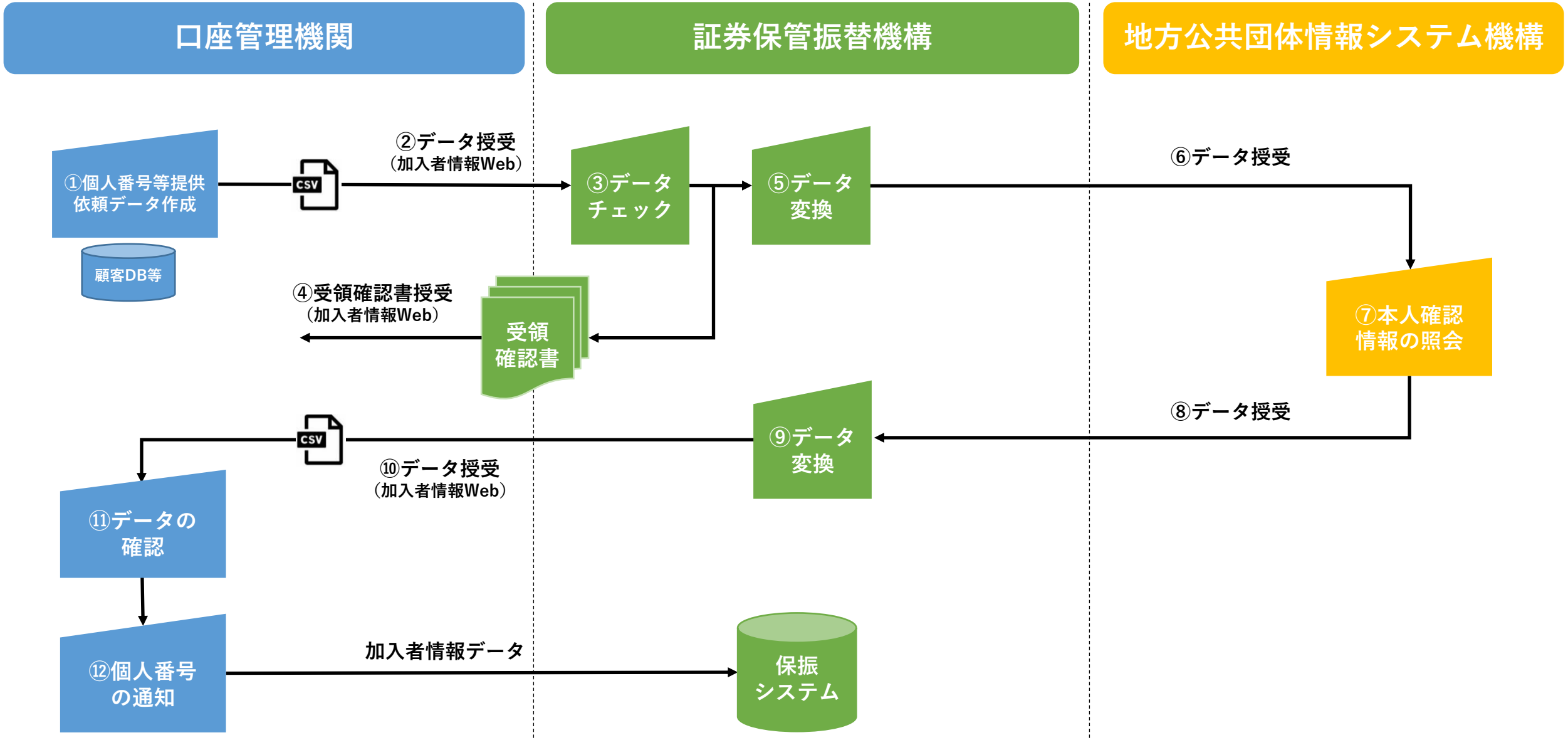

株式会社証券保管振替機構

株式等振替制度に係る業務処理要領（7.4版）

個人番号等の設定条件

資料１－９－３

J-LIS への照会結果が１件のみであり、以下の各項目の一致状況のケースに該当する場合に、個人番号等を設定します。

個人番号等提供依頼データに設定された内容と J-LIS の登録内容の一致状況

ケース	氏名（漢字）	氏名（かな）	住所	性別	生年月日	対象
1	一致（※1）	一致（※2）	一致（※3）	一致　または 不明（※4）	一致	日本人住民 外国人住民
2	不一致	一致（※2）	一致（※3）	一致　または 不明（※4）	一致	
3	一致（※1）	不一致	一致（※3）	一致　または 不明（※4）	一致	
4	部分一致（※5）	一致（※2）	一致（※3）	一致　または 不明（※4）	一致	外国人住民
5	一致（※1）	部分一致（※5）	一致（※3）	一致　または 不明（※4）	一致	

※１　設定された漢字が JISX0208 範囲外、または、J-LIS の登録内容が外字（J-LIS の使用範囲対象外）のため、一致と判定されない場合を含む
※２　設定された氏名（かな）が一致しないが、清音で一致した場合を含む
※３　設定された住所が一致しないが、表記ゆれで同一住所とみなされる場合を含む
※４　設定された性別が「不明」である場合
※５　設定された氏名（漢字・かな）の一部（通名等）のみ一致した場合

第10節　指定株主名簿管理人等

内　　容	備　　考
1．指定株主名簿管理人等の指定手続 （1）　指定株主名簿管理人等の指定申請 振替株式等の発行者の株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人（以下「指定株主名簿管理人等」という。）になろうとする者は、あらかじめ、機構に対し、指定株主名簿管理人等としての指定申請を行う。	（業 13条第1項、施 7条） ※　非上場株式等のみを取り扱う場合には、金融商品取引所の承認を受けた株式事務代行機関ではない者も指定申請をすることができる。
（2）申請書類 （1）の指定株主名簿管理人等の指定申請を行う者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、機構に対し、次に掲げる書類を、書面又はTarget保振サイトにより提出しなければならない（ただし、⑥から⑨については、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができる。以下の①から⑦の書式については、機構ホームページに掲載。）。 ①　指定株主名簿管理人等指定申請書（Se6-A01） ②　法人情報届出書（CMN-B01） ③　参加形態別事項届出書（Se0-B01） ④　業務責任者及び業務担当者等届出書（CMN-B05） ⑤　特定個人情報の安全を確保するための措置に係る確認書（Se0-A02） ⑥　Targetシステム利用申込書（CMN-A04） ⑦　手数料請求先等に関する届出書（CMN-B02） ⑧　登記事項証明書 ⑨　代表者の印鑑証明書	
（3）機構による指定株主名簿管理人等の指定 a　機構による指定株主名簿管理人等の審査 機構は、（2）の申請があった場合において、申請者が機構との間で株式等振替業に係る指定株主名簿管理人等としての業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していると認めるときは、指定株主名簿管理人等としての指定を行う。	（業 13条第2項）
b　指定株主名簿管理人等としての指定を行う場合の通知 機構は、指定株主名簿管理人等としての指定を行う場合には、あらかじめ、指定株主名簿管理人等として指定を受ける者に対し、Target保振サイトにより、指定日その他の事項を通知する。	（業 13条第3項）

内　　容	備　　考
c　指定株主名簿管理人等の指定の公表等 （a）機構ホームページによる公表 機構は、指定株主名簿管理人等としての指定を行う場合には、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。 ①　指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ②　株主名簿管理人コード ③　指定日	（業 13 条第４項）
（b）Target 保振サイトによる通知 機構は、指定株主名簿管理人等としての指定を行う場合には、Target 保振サイトにより、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ①　指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ②　株主名簿管理人コード ③　指定日	（業 13 条第 10 項）
２．届出事項に変更があった場合の手続 （１）　指定株主名簿管理人等による届出 指定株主名簿管理人等は、１．（２）の申請書類により機構に対して届け出た内容に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、次に掲げる書類に変更の内容を記載し、Target 保振サイトにより提出しなければならない（以下の①～③の書式については、機構ホームページに掲載。）。 ①　法人情報届出書（CMN-B01） ②　業務責任者及び業務担当者等届出書（CMN-B05） ③　手数料請求先等に関する届出書（CMN-B02）	（業 13 条第５項）
（２）　変更内容の公表等 a　機構ホームページによる公表 機構は、（１）の届出により、指定株主名簿管理人等の商号又は名称に変更があることを知った場合には、あらかじめ、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。 ①　変更前の指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ②　変更後の指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ③　株主名簿管理人コード ④　変更日	（業 13 条第６項）

内　　容	備　　考
b　Target 保振サイトによる通知 機構は、（１）の届出により指定株主名簿管理人等の商号又は名称に変更があることを知った場合には、Target 保振サイトにより、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、変更内容を通知する。	（業 13 条第 10 項）
３．指定株主名簿管理人等の指定取消手続	
（１）指定株主名簿管理人等による指定取消申請 指定株主名簿管理人等が、指定株主名簿管理人等としての指定の取消しを受けようとする場合には、指定取消日の１か月前までに、機構に対し、「制度脱退に係る申請書（CMN-A03）」（書式は機構ホームページに掲載）を Target 保振サイトにより提出することにより、その旨を申し出なければならない。	（業 13 条第７項） ※　指定取消申請を行うに際しては、事前に、機構との間で調整を行う必要がある。
（２）機構による指定株主名簿管理人等の指定取消し等 a　指定株主名簿管理人等の申請による指定取消し 機構は、指定株主名簿管理人等から（１）の指定取消申請を受けた場合には、その指定株主名簿管理人等としての指定を取り消す。	
b　指定株主名簿管理人等が法令等に違反した場合の措置 機構は、指定株主名簿管理人等が次に係る事由のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該指定株主名簿管理人等に対し、指定株主名簿管理人等としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。 ①　法令、法令に基づく行政官庁の処分、業務規程若しくは規則等に違反した場合 ②　①のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合	（業 13 条第８項） ※　機構は、処分を行った場合には、機構ホームページ上にてその旨を公表する。
c　指定株主名簿管理人等としての指定を取り消す場合の通知 機構は、指定株主名簿管理人等としての指定を取り消す場合には、あらかじめ、当該指定株主名簿管理人等に対し、Target 保振サイトにより、その指定取消日及び株主名簿管理人コードを通知する。	（業 13 条第９項）
d　指定株主名簿管理人等の指定取消しの公表等 （ａ）機構ホームページによる公表 機構は、指定株主名簿管理人等の指定取消しを行う場合には、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。	（業 13 条第 11 項）

内　　容	備　　考
①　指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ②　株主名簿管理人コード ③　指定取消日 （b）Target 保振サイトによる通知 機構は、指定株主名簿管理人等の指定取消しを行う場合には、Target 保振サイトにより、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ①　指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ②　株主名簿管理人コード ③　指定取消日	（業 13 条第 10 項）

以　上